

愛知学院大学

教養部紀要

第58巻 第4号

論文

- 糸井川 修：ベルタ・フォン・ズットナーの『武器を捨てよ！』と『マルタの子供たち』……（1）
- 清水 義和：寺山修司の『邪宗門』とルイジ・ピランデッロの『あなたが思うなら
そのとおり』に於ける創造的虚構世界……（21）
- 山野 明男：長崎県諫早湾干拓地における営農展開Ⅱ（2009年～2010年）……（51）
- 久馬 栄道：デーデキント無限と型理論……（73）
- 武藤 明範：『梁高僧伝』にみられる火葬の一考察……（172）

資料

- 木村 文輝：静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)……（111）
- 川口 高風：明治期以降曹洞宗人物誌(四)……（154）
- 研究業績（2010年1月～12月）……（173）
- 第58巻総目次……（183）

2011

愛知学院大学教養部

ベルタ・フォン・ズットナーの 『武器を捨てよ！』と『マルタの子供たち』

糸井川 修

1. 『武器を捨てよ！』(1889)の執筆から平和運動へ

1905年に女性として初のノーベル平和賞を受賞したベルタ・フォン・ズットナー Bertha von Suttner (1843-1914) は、オーストリアの作家・平和運動家である。彼女は19世紀後半から20世紀初頭という、ヨーロッパの軍拡競争が歴史上かつてない激しさを増した時代に、戦争のない世界の実現に向けて活動が続けた。1889年に発表された『武器を捨てよ！』*Die Waffen nieder!* は、彼女の作品の中で最も大きな成功を収めた傑作である。この反戦小説によって、ズットナーの名前は瞬く間にヨーロッパ、そして世界に広く知られることになった。

この作品は、主人公の伯爵令嬢が自分の人生を振り返って綴る、自伝風の一人称形式で書かれている。主人公が四度の戦争を背景に苦難を乗り越え、精神的な成長を遂げることから、19世紀になって見られるようになった、女性を主人公とする「発展小説 (Entwicklungsroman)」にも挙げられる¹⁾。あらすじは、次のとおりである。

オーストリアの将軍を父とする家庭に育ったマルタ・アルトハウスは、18歳の時に社交界で一目惚れをした軍人アルノ・ドツキー伯爵と結婚する。二人の間には、長男ルドルフが生まれるが、夫は間もなくイタリア戦争 (1859年) で戦死する。夫の出征を通じて初めて戦争の矛盾に気付いたマルタは、その後、夫の戦死の現場を伝えに来たフリードリヒ・ティリング男爵に惹かれていく。彼は、戦争の素晴らしさを説く彼女の父に対して、自分は軍人ではあるが消防士のようなものである、火災が起これば消火に向かうが、火災そのものを望んではないと反論した。平和を切望する「気高い人間」(W120) フリードリヒは、マルタにとってかけがえのない人になる。二人は結婚し、やがてジルヴィアが生まれる。しかし二人の幸せな生活と

は裏腹に、ヨーロッパには暗雲が垂れこめ、フリードリヒはデンマーク戦争（1864年）と普墺戦争（1866年）に出征する。マルタは、後者のケーニヒグレーツの戦いでオーストリア軍が大敗すると、夫を探すために救護団に加わり戦地に向かう。しかし彼女は戦場の負傷者の悲惨な姿を目の当たりにして気絶し、ウィーンに送り返される。幸いにも夫は生きて戻った。その後、予想もしなかった戦争の恐怖が彼女の一家を襲う。帰還するプロイセン軍の駐留を受け入れたグルミッツの町にコレラが発生し、マルタの弟と二人の妹が次々と亡くなり、その悲しみに父までも息絶える。それからマルタとフリードリヒはパリに移住し、平和な世界を築くための活動を開始した。そこに普仏戦争（1870/71年）が勃発する。パリは敵軍に包囲され、ベルリンの出自であったフリードリヒはスパイと間違えて捕えられ、即決裁判で射殺されてしまう。二十年近くが過ぎた1889年、結婚した息子のルドルフに待望の長男が誕生した。その洗礼と祝賀の席で、ルドルフは義父の遺志を継ぎ、自分もまた平和のために立ち上がる決意を披露する。

作品の19世紀後半という時代背景と主人公マルタの年齢設定は、ズットナーの人生とほぼ重なっている。さらに「エピローグ」では作品の発表された1889年の出来事が扱われており、この小説が作者の自伝であると思った読者は少なくなかった。作品を読んで感動した平和運動家がズットナーを見舞おうと訪れ、死んだはずの夫が現れて仰天したエピソードも伝えられている²⁾。

実は、このような共感こそ、ズットナーが当初から意図していたものだった。彼女が『武器を捨てよ！』の執筆を思い立ったのは、1886年から87年にかけての冬、夫のアルトゥーアとパリを旅行した時のことである。この頃、すでに作家としても名を知られ、円熟の年齢に達していた彼女の中に、「戦争は、野蛮な時代から私達に引き継がれてきた悪習であり、文明によって排除されなければならない」³⁾という考えが芽生えつつあった。その時に、彼女は友人の家で仲裁裁判所の設立を目指すイギリスの平和運動の組織について知る。そして、その理念を広めるために作品を書いて貢献しようと考えた。

ズットナーの同志でもあったオーストリアの評論家レオポルト・カッチャー（1853–1939）は、彼女の優れた特徴として「同苦の力（Mitleidenschaft）」を挙げ、彼女を「同苦する真の哲学者」と呼んでいる⁴⁾。その力は『武器を捨てよ！』においても、十分発揮されている。ズットナーは、「戦争のイメージが私の中に燃え上がらせた痛み」、「自分が激しく感じたこと」、「身震いするような体験」⁵⁾を表現することで、読者に戦争の矛盾と残酷さを訴えようとした。自伝的な形式は、そのために大きな効果があった。またズットナーは念入りに資料収集と研究を重ね、戦場の生々しい現場や負傷兵の悲惨な様子を作品の随所に盛り込んだ。その描写が美化された戦争のイメージを破壊し、読者に真実を伝え、戦争に対する強い嫌悪感を生み出した

ことは言うまでもない。

出版された『武器を捨てよ！』は、その後のズットナーの人生を大きく変える。後にズットナーが平和運動に取り組むようになると、作品は彼女の平和運動から生まれたものと思われたが、実際はその反対であった。出版社も作者自身も予想しなかった大きな反響によって、彼女は「最初に望んでいたペンによる貢献だけでなく、全身全霊をもって（平和のために）尽力する」⁶⁾道を歩み始める。

2. 『武器を捨てよ！』と19世紀末の平和運動

『武器を捨てよ！』のエピローグには、作品の発表年である1889年のマルタの家族の様子とともに当時の平和運動の一端が紹介され、ロンドンの平和組織「国際仲裁裁判と平和の会 (International Arbitration and Peace Association)」のハドスン・プラット Hodgson Pratt (1824–1907) から送られた英文の手紙が掲載されている (W392f.)。ズットナーが『武器を捨てよ！』の執筆によって貢献しようとしたのは、この平和組織であった。手紙の紹介に先立って、彼らの運動の目的は「世論の圧力と国民の意志の絶対的な力で諸政府を動かし、将来の政府間の紛争を諸政府の代表からなる国際仲裁裁判所に委ねること、いかなる時も武力に代えて法に働きかけること」 (W391f.) であると記されている。

この手紙のなかで、プラットは「世界史において、おそらく今日ほど平和と友好を築く好機はなかった」こと、そして「長く続いた殺戮と破壊の夜が、今ようやく明けようとしている」ことを指摘し、その「より良い時代の兆候」として二つの会議がパリで開催されたことを挙げている。その二つの会議とは、世界平和会議 Weltfriedenskongress と列国議会同盟 Interparlamentarische Union (IPU) の会議である。事実、両者はこの第1回の会議の後、第一次世界大戦前の平和運動において重要な役割を果たすことになる。A. H. フリート (1864–1921) は、この二つの会議の開催が決まった時から、国際的な「平和運動の組織化が始まったのであり、それとともに平和運動は新しい段階に足を踏み入れた」⁷⁾と述べている。最初の会議の開催地として1889年のパリが選ばれたのは、この年がフランス革命百周年の記念すべき年であり、それを祝って開催されるパリ万国博覧会が絶好の協議の場と見なされたからである。

世界平和会議は、各国の平和協会の代表が集って開催された会議である。1889年を第1回として、第一次世界大戦が勃発するまでほぼ毎年開催されている⁸⁾。そもそも平和運動の始まりはナポレオン戦争の終結時に遡るとされ、アメリカ (1815年) とイギリス (1816年) で最初の組織が結成された⁹⁾。その後、運動は次第に各国に広がり、平和組織の代表が集う本格的な国際会議は、1848年に初めてブリュッセルで開催された。そこでは仲裁裁判所による紛争

の仲裁、国際関係を調整する法典の編集、軍備撤廃に向けた体制の構築等によって「戦争の完全な廃絶」を目指すことが決議されている¹⁰⁾。この国際会議は1853年までに5回開催され、その間に、宗教的道義から起こった平和運動は政治的な領域への働きかけを色濃くしていった。50年代から70年代は、『武器を捨てよ！』に描かれるとおり、ヨーロッパの大国間の戦争が勃発し、国家間の軍拡競争が激化した時代である。この間、国際会議は開催されなかったが、各地に新たな平和運動の組織や平和協会が数多く誕生した。そして1889年におよそ「百もの協会の代表」が集まり、「暴力と不正の横行から正義と法の秩序への転換を目指して」(W393)、第1回世界平和会議が開催された。

戦争の廃絶に向けて、当時の平和運動が具体的な方策として考えていたのは、仲裁裁判、国家連合、軍縮(軍備撤廃)の三つである¹¹⁾。この中で軍縮の最終目的となる軍備撤廃は、膨大な被害をもたらす戦争をなくすために最も重要であると思われる。しかし現実には、それは国際法や仲裁裁判制度による保障、あるいは国家連合・国際組織の実現という前二者の達成の後にもたらされると考えられていた。『武器を捨てよ！』の中でも、「もし軍備を撤廃する法案が満場一致で成立するならば、いかにも、それは素晴らしいことでしょう。とはいえ、あえてそれを最初に実行できる政府があるでしょうか」(W400f.)と大臣が発言している。それに対して仲裁裁判制度は、各国の利害が衝突する厳しい現実の中で、とりあえず現行の体制を維持しながら、暴力を排除し、合理的な対話による解決を目指すものである。特に、『武器を捨てよ！』でも言及されるアラバマ号事件やカロリン諸島をめぐる紛争の調停が成功した後¹²⁾、この制度は戦争を回避するための手段として最も実現の可能性が高いと考えられるようになっていた¹³⁾。1888年にF. パシー(1822-1912)を中心とするフランス代議士とW. R. クリーマー(1838-1908)を中心とするイギリス代議士のグループが集って結成されたIPUは、この仲裁裁判所の設置を大きな目標のひとつに掲げて、翌年に第1回会議を開催した。

ズットナーが『武器を捨てよ！』を執筆した動機は、先ほど述べたように「国際仲裁裁判と平和の会」の支援であった。ゆえに作品の中では、ハドスン・ブラットの手紙以外にも、語り手や登場人物が仲裁裁判所に言及する場面がある。作品の根底には、その大胆な表題が示すように軍備撤廃による戦争廃絶への強い願いが流れているが、その思いと並行して紹介される仲裁裁判所に、読者は強い関心と期待を寄せたであろう。

ズットナーは『武器を捨てよ！』を発表した後、1891年に自らオーストリアに平和協会を設立し、その会長として同年11月にローマで開催された第3回世界平和会議に参加した。また、このとき同じく開催されたIPUの会議にも、彼女の粘り強い働きかけによってオーストリアから初めて代表が参加している。ズットナーは、そこで世界平和会議の事務局として開設されるベルンの平和事務局の副総裁に就任し、その後の平和会議の運営に尽力する。

もともと世界平和会議と IPU の源は同じであり、IPU の会議に出席する議員はほとんど自国の平和協会の会員でもあった¹⁴⁾。目的を共有する二つの会議は、本来同じ場所で同時に（連続して）開催することが望まれたが、残念ながら、理想を追求する傾向の強い世界平和会議と現実を考慮しながら慎重な姿勢をとる IPU との間には次第に距離が生まれ¹⁵⁾、第 4 回以降の会議は開催地や開催期間をずらして開かれている。ただし双方の立場に違いはあれ、仲裁裁判制度は共通のテーマとして議論が重ねられ、1899 年に 26 カ国の代表が出席して開かれたハーグ平和会議でひとつの結論を見る。

第 1 回ハーグ平和会議は、ロシア皇帝ニコライ 2 世の軍縮の呼びかけに応じて開催された会議である。ロシア皇帝の真の狙いは、国家財政を圧迫しつつある軍事費の抑制と自国の軍備の立ち遅れを取り戻すための軍縮にあったとされるが¹⁶⁾、各国の平和協会や IPU の面々は、この会議に大きな期待を寄せた。ズットナーは女性としてただ一人開幕式に参加し、現地にサロンを開いて外交官や政府高官とも交流を重ね、その体験を『ハーグ平和会議』*Die Haager Friedensconferenz (Tagebuchblätter)* (1900) として報告している。

この会議では、「三つの協約——仲裁に関する協約、陸戦法規と慣行に関する協約、ジュネーヴ赤十字条約の規定を海戦にも適用する条約。次に三つの宣言——気球からの投射物の禁止、毒ガス使用禁止、ダムダム弾使用禁止。そして将来達成すべき六つの『願望』、さらに一つの決議」¹⁷⁾が採択された。当初の目標であった軍備の制限（軍事支出、および新型兵器の制限）については主だった成果を得られず、それを各国が今後の研究の主題とするべきことが「決議」で表明され、次回の会議の開催が「願望」のひとつとして示された。多くの期待と注目を集めた仲裁裁判所については、加盟国が任命した裁判官名簿を常備し、書記局としての国際事務局とそれを監視する常設評議会を設けるという形で「常設仲裁裁判所」の設置が規定された¹⁸⁾。「常設」とはいえ、名簿の常備と事務局の常置という意味での常設であって、事件ごとに裁判官を選任して裁判部を構成するという点では、従来と基本的に変わっていない¹⁹⁾。また紛争の裁判所への付託についても、義務ではなく任意とされた。

ハーグ平和会議による常設仲裁裁判所の設置は確かに前進だったが、現実には会議の数ヶ月後にボーア戦争（1899–1902）が勃発し²⁰⁾、フィリピン・アメリカ戦争（1899–1902）、日露戦争（1904–05）と争いが止むことはなかった。第 2 回ハーグ平和会議（1907 年）は、常設仲裁裁判所の条約に関する見直しを行ったが、ズットナーが「戦争のための会議」と言うほど、会議全体の結果は惨憺たるものであった²¹⁾。二度の平和会議に出席して彼女が知ったのは、人々の理解が「戦争は無くすことはできない、ただ人道化（humanisieren）できるだけだ」ということである²²⁾。会議は、実際には、戦争のためのルール作りだった。この間に軍備は 50% も増大し、さらに飛行機の登場によって戦争の新たな次元が開かれる²³⁾。

『武器を捨てよ!』の発表後、ズットナーは平和運動に忙しく、機関誌の執筆と編集もあった、落ち着いて文学作品に取り組む時間はなかったが、それでも小説を書き続けた。次に、『武器を捨てよ!』の13年後に発表された『マルタの子供たち』を見てみたい。

3. 『マルタの子供たち』(1902)

「『武器を捨てよ!』の続編」である『マルタの子供たち』*Martha's Kinder* は、ズットナーの居住地ハルマンスドルフで1901年1月から翌年3月にかけて執筆され、12月に発表された²⁴⁾。当時の批評には「この続編を読まない『武器を捨てよ!』の読者はいないと期待してもよいだろう」²⁵⁾というものもあるが、実際には『武器を捨てよ!』のような大きな反響はなかった²⁶⁾。

題名が示すとおり、『マルタの子供たち』では、マルタの二人の子供であるルドルフとジルヴィアを中心に、家族のその後が描かれている。物語は『武器を捨てよ!』の最後の場面となった1889年から始まり、1895年にマルタが亡くなるところで終わる²⁷⁾。読み始めて最初に気づくのは、一人称ではなく、三人称（全知）の形式で語られる点である。これにより、主人公（語り手）との体験の共有に重点が置かれていた『武器を捨てよ!』と異なり、『マルタの子供たち』では、読者は二人の主人公を巡る出来事を客観的に受けとめることになる。

以下、ルドルフとジルヴィアの各々に焦点を当てながら、ズットナーが提起したものを考えてみる。

ルドルフをめぐる

『武器を捨てよ!』のエピローグで、ルドルフはすでに実父アルノ・ドツキーの長子相続権を引き継ぎ、資産と家名を守るために、幼馴染のペアトリクス・グリースバハと結婚していた。そして誕生した長男フリードリヒの洗礼式の席上、彼は育ての親であるフリードリヒ・ティリングの遺志を継ぎ、平和のために戦う決意を込めて「未来に、栄光あれ!」(W402)と乾杯を捧げた。

「私たちは、すでに新しい時代の扉の前に立っています。眼差しは前方へと向けられ、すべてのものが力強く、別のより崇高な姿を目指して突き進んでいます……正義があらゆる社会生活の基礎とならねばならないという認識が生まれつつあり、そこから人間性——気高い人間性が開花するでしょう……」(M29)

ルドルフが乾杯の折に表明したのは、人類の明るい未来への希望である。「気高い人間性

(die Edelmenschlichkeit)」、「気高い人間」(der Edelmensch)という言葉は、ズットナーが好んで用いた表現だ。そこには科学と技術の進歩により日常生活と社会が大きく変化する中で、人間もまた道徳的に向上するにちがいないという期待が込められている。このような期待は、目覚ましい進歩がみられた19世紀に、多くの人々が共有していた。ウィーンの裕福な市民階級に生まれ育ったシュテファン・ツヴァイクは、『昨日の世界』の中で次のように述べている。

十九世紀はその自由主義的観念論において、「あらゆる世界のうちの最良の世界」に向かい、まっすぐに間違いのない道を歩んでいるのだ、とまじめに信じていた。人は軽蔑をもって、戦争や飢饉や革命のあった昔の時代を見くだすのだった。人間がまだ未成年のままで十分に啓蒙されていなかった時代として見くだしたのである。今や、最後の悪と暴力沙汰が終極的に克服されてしまうのは、あとほんの数十年間のことだと思われた。そして止まるところのない不断の「進歩」というものに対するこの信仰は、その時代では真に宗教のような力を持っていた。人はたしかに、バイブルよりもこの「進歩」をいっそう信じていた。そしてこの福音は、日々に新たな科学と技術との奇跡によって、論議の余地のないほど証明されているように見えた。²⁸⁾

二度の世界大戦を体験したツヴァイクは、「人類の技術的進歩は同じように急速な道徳的向上を無条件にもたらすと信じた」このような状況を「楽天的な幻覚」、「あの理想主義に眩惑した世代」等と述べたが²⁹⁾、『武器を捨てよ！』が発表されたのは、まさにその時代の真只中のことである。

『マルタの子供たち』は、ルドルフの乾杯の場面の再現から始まる。彼は30歳で、領地ブルンホーフに住み、その管理を仕事としていた。両親が収集した書物を熱心に学び、「平和の理念と平和運動の進展を書き込むプロトコル」(M12)も、母から受け継いだ。しかし、「彼の課題となる領域は、想像もつかないほど大きく広がっていた。もともと彼が目標としていたのは、たったひとつ——ティリングから受け継いだ理念——戦争という慣わしとの闘い——であったが、どの状態も、どの制度も、他のあらゆる状態や制度と多様に根が絡み合っていることを、彼は次第に確信するようになった」(M13f.)。ゆえに彼は、運動の継承を気に懸ける母に言う。

「分かっています。お母様が言いたいのは、仲裁裁判所、すなわち世界平和ですね。それは他のことと無関係でしょうか。紛れもなく、それは現在のあらゆる教育、政治、道徳、社会秩序等の転換を意味します。手短に言えば総体の革命です。実際に私達は、あらゆる

領域で変革が起きている時代に生きていることに気づきませんか？（……）」(M31)

作品の舞台となっている1890年代（とその直前の数年間）は、ウィーンにおいて、古い秩序を崩壊させる革新的な出来事が相次いだ時期である。例えば、政治状況について、ツヴァイクは次のように述べている。

静かに黙して、従順に、自由主義的な市民層に数十年のあいだ支配をゆだねていた大衆は、突如として不穏になり、組織化して、彼ら自身の権利を要求した。まさに世紀最後の十年間に、政治が鋭く急激な突風をとまって、快適な生活の^な風ぎのなかに闖入した。³⁰⁾

三月革命（1848年）の後、帝国議会の初の選挙で勝利を取め、政治の表舞台に登場したのは、裕福な新興市民階級である。彼らに対抗して、この頃には厳しい労働条件や住環境に苦悩する大衆が激しく声をあげ始めた。例えば1888年末から1889年初頭にかけてのオーストリア社会民主党の設立、1890年5月1日のプラター公園における労働者のデモ行進、カール・ルエガーによる反ユダヤ主義を掲げたキリスト教社会党の結成（1893年）などが挙げられる。またシオニズム運動の創始者テオドーア・ヘルツルが『ユダヤ人国家』を発表したのも、1896年のことである。美術の分野においては、既存の組合のあり方に異を唱える芸術家のグループが、グスタフ・クリムトを中心に「分離派」を結成する（1897年）。文学界では、ベルリンを中心とする自然主義に対して、ヘルマン・バルが『自然主義の克服』（1891）を著し、A. シュニツラー、H. v. ホーフマンスタール等の内的志向の強い「若きウィーン派」が注目を集めた（『マルタの子供たち』には、これらの芸術分野の動きに関する言及も散見する）。

こうした大きな転換期の中で、ルドルフは自らの考えを「国全体に、そして国境を越えて」（M61）広めるために、帝国議会議員に立候補する。その結果は、落選であった。落選の理由のひとつは、彼が当選できる見込みの高い、領地を地盤とした保守系の党派に組みせず、あえて自らの政治的理想を掲げてウィーンから立候補したことにある。そして肝心の「ルドルフが掲げた新しい、まだ聞いたことのない考えは、一部は理解されないままに終わり、一部は不安を生み出した」（M102）。

このときルドルフが掲げたプログラムについて詳細な記述はない。ただ、彼は「豊かさ（Wohlstand）、自由（Freiheit）、平和（Frieden）、法（Recht）……これらの四つが混じり合って『幸福（Glück）』という素晴らしい概念ができている」と考えており、「すべての人にとっての豊かさの獲得、真の自由、法の優位、平和の保障」をキーワードにしたと思われる（M61）。それは選挙に勝利するための、特定の人々の利害を守る主張ではなく、国民全体のことを考え

たものだった。また、彼は母に次のように語っている。

「私は、自分の最も身近な世界にも、公然と反抗することになります。自分が生きている世界全体、自分たちが出入りしている社会全体が、私が戦わねばならないものの上に成り立っているのです。それは暴力の構造（*Gewaltssystem*）です。私は、ここで軍国主義——ティリングの戦いは専らそこに向けられましたが——についてだけ言っているわけではありません。あらゆる形の暴力について言っているのです。権利が、そして理性が、暴力で歪められているのです（*vergewaltigt*）。」（M88）

ルドルフの戦いは、戦争という暴力に対するだけでなく、社会の諸々の問題や不公平、具体的には「労働者の悲惨、女性の隷属、兵士の虐待、宗教間と人種間の不和、失業者の運命」（M240）等を生み出している「暴力の構造」に向けられようとしていたのである。この点について、平和学者ガルトウングの定義を借りるならば、ズットナーの抱いていた平和観は、単に戦争（直接的暴力）のない状態を平和とする「消極的平和」観ではなく、社会構造の中に組み込まれた不平等（構造的暴力）の克服という「積極的平和」観に近いことを指摘できるだろう³¹⁾。

ルドルフの考えに対して、同じ貴族階級の人々は、当然のことながら理解を示そうとしなかった。落選の後、彼は自らの考えを伝えようと講演を行い、新聞に寄稿するが、その真意はなかなか理解されない。多くの人々から、「彼は社会の秩序全体に対して、社会主義者のような攻撃をした」（M140）、「君は社会主義者の仲間になるのか」（M186）等と誤解される。結局、革命を目論む危険な人物に間違われるのだ。「革命を説き勧めることは、まったく彼の目的ではない」（M157）し、彼は「暴力の克服のための暴力の行使など、決して考えていない」（M246）。しかし、著した二冊の本『文明人の犯罪』と『人間文化の幸福の豊穡』（M203）によって、「それらの本に暴力的な行為へ扇動するような文章は一行も見られない」（M207）のに、ルドルフは除隊の処分を受ける。

また、活動を続けるルドルフに、とても悲しい出来事が起きる。自分の後継者となるはずだった息子フリードリヒが痙攣を起こして死亡し、妻のベアトリクスも流産が原因で他界する（M152）。そしてルドルフは家族の死を受けて大きな決断をする。それは長子相続権を放棄し、「人類への奉仕」に生きることだ。

自由だ、完全に自由だ。もう尽くすべき、ふたつはなくなった。もう何もないのだろうか。家族、同じ階級の仲間、人類……そうだ、まだいっそう尽くすべきものがある、これ

からは人類に奉仕するのだ。未来のための自由であり、過去の鎖からも自由なのだ。
(M154)

妻と子を失い、彼はあらためて自分自身を振り返った。貴族である限り、彼は依然として「一年のうちの28日間」は「兵士」であり (M155)、とりわけ戦時には兵士となることを強要される。また、所有している財産は、彼の目指す目的には相応しくないものだ。自らが貴族の立場を守り、軍人である限り、軍国主義を廃止するような主張は大きな矛盾となろう。そこで彼は、父から受け継いだブルンホーフとその他の膨大な財産の相続権を放棄し、しがない官僚生活を送る従兄弟のマクス・フォン・ドツキーとその婚約者に譲渡する (M166)。ブルンホーフを去る最後の日、ルドルフは交流のあった人々と一族を招いて祝宴を開き、その席で自分の思いを語った。しかし、その反応は「狂気 (Verrücktheit)」という言葉ではなかったものの、「程度は違うが、それと同じ意味を装った言葉だった——極端——夢想家——道を誤った——幻想家——ふむ、変わり者……」 (M181)。

こうした無理解や誤解にもかかわらず、ルドルフが平和運動を続けられるのは、彼にひとつの揺るぎ無い信念があるからだ。

「(……) 暴力のない時代、悲惨のない時代という、新しい時代の足音が聞こえます。たとえ私たちはその時代を体験できなくても……そのようなことは、誰にもわかりませんが——その到来を早めることこそ、私たちの最高の喜びとなるのです。私は、それを自分の使命としました。(……) 文化の変遷は自然に成就されるなどという、あの安易な考えに陥らないでください。それは間違っています。何事も自然には起こりません。(……) 人間が文化活動を欲する力は、自然の力と呼べるかもしれませんが、その発展の原動力となるのは、文化を営む一人ひとりの意志です。そして発展を妨げる敵の中には力強い意志を持つ者もいますが、彼らには、文化の歩みを阻止することはできません。一時的に退かせることも、それをすっかり止めてしまうことも、彼らにはできないのです。なぜなら文化の歩みは、たとえ螺旋状であったとしても、前へ、前へと進むからです。それが自然の法則 (Naturgesetz) です。(……)」 (M178f.)

このルドルフの表明は、長男の洗礼式で述べた未来への希望よりも、一步踏み込んだものである。それは、まさしくズットナーが抱いていた信念であった。彼女にとって、世界が良い方向に発展するというのは、期待とか願望というような弱いものではなく、絶対の「自然の法則」である。但し、何もしなければ、その理想とする時代には、いつ到達できるか分からない。

ズットナーは、「良い人間だけの世界というのはありません。だから世界は常に良くなっていくでしょう。しかし、それは人がほとんど気づかないほど果てしなくゆっくりです」³²⁾とも述べている。そこで大切なのが、平和を強く望み、そのために働きかける人の存在である。その人たちの努力によって、到達を早めることは可能となるのだ。

また、たとえ文化の発展に逆行する力が生じて、最後はそれに立ち向かう人々の力が勝利するという点に、ズットナーの人間への信頼を見出すことができるだろう。それは、かつてティリングが語った「未来は善なる人たちのものである (Die Zukunft gehört der Güte.)」(M338)という言葉にも通じる。人間を信頼できるからこそ、ルドルフの信念は「怒りを生じさせるような事態においても、しばしば幸福感をともなう全身を流れる」(M179)。ズットナーの場合、そこにさらに不屈の闘志が漲っていた。自らの関わりによって絶対に理想は前進すると、彼女は信じていた。ゆえにズットナーは言う。「本物の、筋金入りの平和の闘士は、必ず楽観主義者です。根っからの楽観主義者です。(……) 彼らにとって将来世界が平和になるというのは、単なる可能性の問題ではなく、必然のことなのです」³³⁾と。

ズットナーは、ただ時代の流れに身を任せるのではなく、平和の創造に積極的に関わる人生を選んだ。そこに人間らしい生き方があると考えたのだ。エレン・ケイが言うように、ズットナーにとっては「人間である努力をすること (die Menschheit zu schaffen) が、人間の使命である」³⁴⁾。そして彼女は、作品を通じてそれを我々に求めた。ルドルフは楽友協会での講演を次の言葉で結ぶ。

「(……) 最後に、私はもう一度深い確信をもって、最初の言葉を繰り返します。時代は良くなります。

しかし、そのために私たちは助け合わねば (mithelfen) なりません！」(M248)

ルドルフは一貫した信念を持って行動を続けるが、心の揺らぐ事件にも遭遇する。彼は陸軍省で叱責を受けた後、突然思い立ったように郊外の政治集会を訪れる。そこは選挙に勝利した、反ユダヤ主義を掲げる議員の祝勝会であった（これは1895年のウィーン市議会におけるキリスト教社会党の圧勝を扱っていると思われる）。ルドルフは、そこに集う人々の不潔な言葉と身なりに「強い嫌悪感」を覚える。だが、「あらゆる人々にとっての幸福な状態と、人間の威厳に満ちた存在」を理想とする彼は、「憎しみと追放から有益なものは何も生まれないことを主張し、彼らの心と理性に訴えようとした」。ところが話はまったく受け入れられず、彼は罵声を浴び、グラスを投げつけられ、外へ引きずり出される。理解を求めることも、議論することもできない人々に、彼は「人間性への信頼に対する深い傷」(M282)を負う。

ルドルフの考えが多くの人々に理解を得られない中で、同じ貴族社会にありながら、彼に理解を示す人もいる。その一人はマルタの古くからの友人コロノス伯爵³⁵⁾である。彼はかつてマルタに求婚したこともあり、ルドルフの出馬に反対するなど、冷静な忠告を授けながら母子の平和への闘争を陰で支える。さらにルドルフの新たな理解者となるのが、ブルンホーフの近郊に領地を持つラネグ伯爵家の長女カエタネである。ルドルフに心を惹かれる彼女は、「若く開かれた感覚」で、彼の目的の偉大さと気高さに対する理解を深め、共感を伝える匿名の手紙を送り続ける。

ここまで取り上げたルドルフの様々な体験、特に彼の考えに対する無理解や誤解、彼の心の揺らぎ、そして同志による支えといったものは、『武器を捨てよ!』を発表した後にズットナーが自ら体験してきたものと推察される。戦争という暴力に対する戦いから様々な社会問題に関心を広げ、暴力の構造に対する戦いへ運動を展開していった点も、彼女の人生と一致する。ズットナーは、1892年に夫アルトゥーアの立ちあげた「反ユダヤ主義防止協会」を全面的に応援する等、幅広い活動に関わっていた。その結果、彼女は「平和のベルタ (Friedensbertha)」という中傷だけでなく、「ユダヤのベルタ (Judenbertha)」³⁶⁾、「赤いベルタ (rote Bertha)」³⁷⁾という中傷も浴びている。

但し、作品の中でマルタが最後までルドルフの幅広い活動に躊躇を示すことも見逃してはならない。「時代の変化に関心のある人は、誰でも緊張をもって見ています。しかし、戦い、働きかけるのは、ただ一つの方向です」(M31)、「私はむしろあなたが自分の力を一つの限定した運動に注ぐのを見たかった」(M251)といった言葉は、およそ十年間の活動を経てきたズットナーの率直な思いではないだろうか。ズットナーが最も強く願った軍縮は、この間、彼女の思うように進んだとはいえない。

ジルヴィアをめぐる

ジルヴィアについては、『武器を捨てよ!』のエピローグで、アントン・デルニツキー伯爵と婚約をしたことが描かれている。デルニツキーは「男前で、時々軽いところがあったようだ」が、世間的には、その身分から「とても立派な結婚相手」であった (W397)。しかし母マルタの目には「十分な教養も、高潔さもまったくなく、精神の輝きと穏やかな気品に欠ける」(M18) 人物である。『マルタの子供たち』では、ジルヴィアとデルニツキーの結婚から様々な問題が生じる。

二人の夫婦生活が上手くいかないのは、初めから予測できたことである。ジルヴィアは、母の忠告を受けながら、華やかな舞踏会の思い出に浸って婚約を正当化した。婚約中には、「内面的な精神のつながり」(M42) を持とうとするジルヴィアと、彼女の美しさに惚れ込んだデ

ルニツキーとの会話はすれ違うばかりである。なぜこの時点で、彼女はフーゴー・ブレッサーの愛を受け入れられなかったのか。フーゴーは、『武器を捨てよ！』においてマルタの一家を支え続けたブレッサー医師の一人息子である。ジルヴィアの幼馴染で、作家・ジャーナリストとしてルドルフとも親しく、「デルニツキーより人間として上」(M87)であった。ジルヴィアは、フーゴーに対しても、かつてデルニツキーに抱いた感情と同じ感情を認め、婚約の破棄まで考える。しかし最後は「彼の熱情のすべてが込められた」(M90)恋文を燃やして、結婚に踏み切った。この時点で彼女をそうさせたのは、ルドルフが「自分にもある」と漏らす「身分の違いに対するくだらない偏見」と考えられるだろう (M87)。カッチャーは、登場人物のなかで「ジルヴィアだけが描き損なわれている。過度にセンチメンタルで、正体がつかみ辛く、ティリングの娘としての役割を全く果たしていない」³⁸⁾と厳しく批評する。確かにその印象は否めない。結婚一年後、夫婦には子供が生まれるが、その子が四ヶ月で亡くなると、二人の間には互いへの無関心が広がっていった。やがてデルニツキーはオペラ座に通いつめ、プリマドンナを愛人に持つ。

ジルヴィアの結婚後、オーストリアを離れたブレッサーはベルリンで活動し、小説と演劇において大きな成功を収め、二年半後に再び彼女の前に姿を現す。彼にとっては、作家として「確かな名声を獲得する」(M192)ことが、彼女に受け入れられる資格である。ジルヴィアはブレッサーの作品に心を惹かれ、二人の仲は次第に親密さを増してゆく。しかし、これは夫のデルニツキーには看過できない。彼は、自分の愛人のことを責められると、ジルヴィアに言う。

「それはちょっと違うね……もし僕のことを噂になっても、それはそれだけのことさ。僕は男だから。だが、僕の妻が厄介な陰口の原因となることは、我慢できない。だから僕はもう禁じ——」(M213)

夫が愛人を持つことは許されても、妻が夫以外の男性と関係を持つことは絶対に許されない。世紀末ウィーン社会には、この男性中心の二重道徳が支配していた。そして、もしも妻のそのような関係が明るみに出た場合には、夫は名誉回復のための措置を講じなければならない。それは「決闘 (Duell)」という形をとる。その結果、夫と恋人のどちらが勝っても（どちらが命を落としても）、妻はウィーン社会の中で以前のような生活には戻れない。

母親のマルタは、ジルヴィアに対し、フリードリヒの娘として絶対に恥じるようなことをしてはならないと説く。彼女は、心の中では娘の離婚を願っていた。しかし、それを実行するには、カトリックの国では「数千の難問」(M223)がある。妻とフーゴーの関係を心配するデル

ニツキー自身が、マルタに相談に来た際、その選択肢をはっきりと否定する。それでもジルヴィアが離婚の決意を夫に手紙で記したのは、「将来の女性の解放を手伝う」(M270)ことを意識したからである。ところが、フーゴーのメルヘン劇「死んだ星」(M226)がブルク劇場の初演で大きな成功を収めた翌日、デルニツキーの返事を聞く前に、二人はジルヴィアの家で口づけを交わす。そこに突然戻ったデルニツキーがフーゴーを殴り、決闘に至るのは当然のことであった。

決闘で重傷を負ったフーゴーは、周囲の看病も虚しく、命を落とす。ジルヴィアが世間の目を気にせずに看病に通うのは、「自分の誇り高い愛を許そうとしない世界」(M266)に対する彼女の最後の抵抗であり、「自由」を貫いた姿である。その後、デルニツキーはジルヴィアとの離婚を承諾し、「ふたりの離婚は成立した。残念ながら、彼女一人にすべての罪があるかのようなやり方だった」(M311)。

以上のようなジルヴィアをめぐる物語の中で、ズットナーは身分社会や二重道徳の矛盾、女性の解放といった問題を提示している。そのなかでも、この時代にまで残っていた決闘という因習を「まるで血を流せば、何かを清められ、起きたことを帳消しにできるかのような」「神聖化された不条理」、「困難な状況を解決するために人を殺す手段を用いる、人間社会の哀れな制度」(M300)と表現している。決闘による解決と戦争による解決が根本的に同じ精神にあることを、マルタの父親が口にしていく。

「法律では解決できず、戦争をしてこそ解決できることがあるのだ。たとえそのような仲裁裁判所を設立しようとしても、大国はそれに従わないだろう。ちょうど侮辱を受けた貴族とそれを与えた貴族が、争いを法廷へ持ち込まないようにな。彼らはただお互いに証人をたて、正々堂々と決闘を行うのだ。」(W119)

ズットナーと同時代の作家シュニッツラーが多くの作品で批判的に扱った決闘は、ドイツ語圏においては1918年まで存続した³⁹⁾。戦争の廃絶を目指すズットナーの視点から見た時、一人息子を失ったプレッサー医師の言葉に深い共感を覚える。

「ええ、罪の大きさは同じです。二人の決闘も、十万人の決闘も、同じ妄想です。人を殺すことで何かを獲得したり、証明したり、良くしたりできると考えているのです。」(M305)

マルタの遺言

作品の最後で、マルタは住み慣れた故郷のグルミッツに戻り、息を引き取る。亡き夫と彼女の遺志は、ルドルフとジルヴィアに引き継がれてゆくことになる。彼女が子供たちに託そうとしたものは何であったのか。また、その実現のために求められるものは何か。心臓麻痺で倒れたマルタは、危篤状態を脱した後に「今から、私の最期のときと思って話しましょう」(M335)と、ルドルフに遺言を託す。カッチャーはズットナー文学の特性について「理想を堅持するなかに、類まれなエネルギーと相まって、言葉の輝きと力が表れている」⁴⁰⁾と語ったが、筆者には、この遺言の場面などがまさにその批評に一致するところと思われる。その内容は作品の大切なメッセージであり、ズットナーが現実の平和運動の中で強く心に留めていたものであろう。ここに要点を示しておきたい。

まず、自分たちの目標は「世界の人々の幸福、気高い幸福」(M336)にあるという点だ。悲惨と苦悩から人々を救うという、この壮大な、「想像もつかないほど壮大な」目標を見失ってはならない。そのために「あなたが始めた活動を絶対に止めてはならない。何度失望することがあっても、今歩んでいる道が間違っていたと気づいても、さらに他の道を探していきなさい」(M336)と彼女は言う。「気高い幸福 (das Edelglück)」という言葉には、「戦争のない (krieglos)」と言う意味はもちろんのこと、人種・性・身分による差別や労働者の貧困等、この作品で取り上げられた人間の命を軽視する様々な問題の解決が含まれるだろう。

次に、「未来 (Zukunft)」(M336)への視点、未来の世代のための行動が強調されている点を挙げたい。「人は死ぬとき、この世界のことに無関心である」ように思われるが、マルタはそれを否定する。彼女の心の中には、死の床にあっても「自分たちの孫のための、より良い時代への切望」が「若者の生命力のように熱く燃え上がっている」。もちろんマルタには、もはや孫はいない。ズットナーにも同じように子供はいなかったが、彼女が見ていたのは、常に自分の亡き後の未来であった。ここでマルタは「自分は、総体としての永遠の生命 (ein allgemeines ewiges Leben) を信じている」(M336)と語っている。この世界には、大きな力とも言うべき「意識を持ち、苦しみ、楽しみ、より高みを目指す自我」が存在し、そこに「私たちは皆平等に関わっている」と言う (M336f.)。これは世界に生きる一人ひとりに未来に対する責任があることを意味する。その責任を自覚した行動によって未来は作られるのだ。

またマルタは、ルドルフに自分の幸福を疎かにしないように求めている。「善の闘士」として戦い続ける息子に、彼女はティリングが語った「未来は善なる人たちのものである」(M338)との言葉を引く。そして「善が勝利し、世界を導くためには、力強い善の英雄が必要」であり、ルドルフがそのような人間になることを望む。ただし、「他者の幸福のための活動は、自分自身の幸福を排除するものではない」ことを彼女は強調する (M338)。これは母としての言

葉でもあろうが、同時に、個の犠牲の上に成り立つような幸福を否定した言葉とも見られるだろう。ティリングとの人生がとても幸福だったと繰り返すマルタの姿からは、他者の幸福のために戦う人生それ自体が幸福な人生であるというメッセージも読み取れる。

そしてルドルフの幸福のために、マルタはカエタネとの結婚が好ましいと考えている。マルタはルドルフに向かって、「彼女はあなたを愛し、深く尊敬しているから、あなたと行動と努力を共にします」、「彼女以上に物分かりが良く、熱烈にあなたを支えてくれる女性はいない」と明言する (M338f)。彼女は「若く」「朗らかで、太陽のような気性」(M313)であり、ジルヴィアの苦しみを最も深く理解する女性である (M324)。マルタは、嵐に飛び込む夫には「いつでも帰れる港」(M184)が必要であると述べており、同志となる良き伴侶を持つことの大切さを伝えているように思われる。彼女の目には、ルドルフの「気高き人間としての存在」、その精神と思想を孫たちが引き継ぐ未来が見えている (M340)。

マルタは以上のような内容を語った後、ジルヴィアへの援助を切に願って話を終える。翌日には元気を回復して、トルストイとビヨルンソンから届いた手紙（作品に全文が掲載されている）についてコロノス伯爵や家族と語り合う (M340ff.) が、数日後に様態が急変し、家族に見守られて永遠の眠りにつく。作品の最後で、ルドルフはカエタネに自分の思いを伝え、マルタの願ったとおりに二人は同じ道を歩み始める。

「君は、僕と色々な国へ行くことになるだろう。それが自由な旅行となるかどうかは分からない。あらゆることが考えられるだろう。僕は理解されず、迫害され、追放されるかもしれない。」

「すべてを、私はあなたと分かち合います。追放も、投獄も、死さえも」

彼は、立ち止まった。

「それに、もしかしたら勝利も。愛している」と彼は言って、彼女を胸に抱きしめた。
(M350)

ところで、『マルタの子供たち』が出版された1902年の12月には、ズットナーの最愛の人であり、長年の同志であった夫のアルトゥーアが亡くなる。この作品の中では、ズットナーの姿と重なるマルタがルドルフに遺言を託したが、現実には、ズットナーが亡夫の遺志を受け継ぎ、平和への闘争を続けることになる。そのとき孤独な彼女を支えたのが、アルトゥーアの遺言であった。それは『亡き夫への手紙』*Briefe an einen Toten* (1905) と『回想録』*Memoiren* (1909) の中で紹介されている。特に、前者はアルトゥーアが亡くなった翌年に書かれたもので、彼女が様々な思い出を夫への手紙形式で綴ることにより、自身を悲しみから解き放ち、奮

い立たせようとした作品であった⁴¹⁾。ここに、そのアルトゥーアの遺言を紹介する。

君は分かっているだろう、僕らには、この世界を良くするためにささやかな貢献をする義務がある。善のために、そして真実の光を絶やさぬために、働き、戦わねばならないのだ。僕がいなくなっても、君の果たすべきこの義務が消えることはない。君の伴侶との良き思い出が、君を支えてくれるにちがいない。僕らのために、良き事のために、束の間の人生の終着点にたどり着くまで働き続けるのだ、さあ、勇気を出して！ 弱気になってはいけない。僕らは成し遂げたことの中で、永遠に生き続けるのだ。だから、もっと多くのことを成し遂げられるように、君は努力しなくてはならない。(A. グンダッカー・フォン・ズットナーの遺書より)⁴²⁾

4. おわりに

『マルタの子供たち』の最後には注があり、「最近の出来事に関係するルドルフ・ドツキーのさらなる運命と闘争は、別冊となる著者の次の小説に描かれる」(M350) と記されている。ズットナーは、この作品を発表したときに更なる続編を考えていたようだ。この点について、カッチャーはズットナーの興味深い言葉を伝えている。作品の見本刷りを読み、彼が感想を伝えたところ、ズットナーは次のように応じたという。

「視点が欠けている (Mangel an Perspektive)」という、あなたの批評は、おそらく最も正しい批評でしょう。その足りない点は、もしかしたら計画中の続編が補ってくれるかもしれませんが。『マルタの子供たち』が完結した作品ではなく、計画にある三部作の中の一作とするならば、扱われている出来事や登場人物の偏りは解消します。ようやく今から、ルドルフ・フォン・ドツキーが真の姿を現し、平和の世界観と戦争の世界観との争いの全貌が明るみに出るのです。実際に、この1895年から今日に至るまでの間 (ハーグ平和会議、トランスヴァール、フィリピン、エギディとブロッホの登場⁴³⁾、ステッド⁴⁴⁾の聖戦、帝国主義の熱狂など) に、新たな政治が道を開こうとし、古い世界秩序がいかにそれに抵抗するかが、明白かつ見事に示されました。⁴⁵⁾

カッチャーが指摘した、「作品の構成において視点が欠けている」⁴⁶⁾とは、数々の問題が提示されながら、ルドルフの将来的な取り組みは示されず、ジルヴィアも深い傷を癒せないまま、この作品が終わっていることを指すのであろうか。この後ルドルフが妻カエタネ、そして妹ジ

ルヴィアとともに、如何なる運命に翻弄され、如何なる戦いをハーグ平和会議に向けて繰り広げるのか、非常に興味をそそられるところであるが、残念ながら計画されていた三作目は発表されなかった。

注

『武器を捨てよ!』のテキストは Bertha von Suttner: Die Waffen Nieder! Eine Lebensgeschichte. hg. und mit einem Nachwort von Sigrid und Helmut Bock. Berlin 1990 を、『マルタの子供たち』のテキストは Bertha von Suttner: Die Waffen Nieder! Fortsetzung: Martha's Kinder. In: Bertha von Suttners Gesammelte Schriften. Bd. 12. Dresden 1906-07 を使用した。この二作からの引用は、それぞれ W と M の記号とともに () 内にページ数を付して本文中に示す。

- 1) Sigrid Schmidt-Bortenschlager: Österreichische Schriftstellerinnen 1800-2000. Darmstadt 2009, S. 58f.
- 2) Bertha von Suttner: Wie ich dazu kam „Die Waffen nieder!“ zu schreiben. In: Bertha von Suttner: Stimmen und Gestalten. Leipzig 1907, S. 108f.
- 3) ebd., S. 105.
- 4) Leopold Katscher: Einführung. In: Bertha von Suttners Gesammelte Schriften. Dresden 1906-07, Bd. I. S. XII.
- 5) Bertha von Suttner: Lebenserinnerungen. 6. Auflage. Berlin 1979, S. 215.
- 6) ebd., S. 220.
- 7) Alfred H. Fried: Handbuch der Friedensbewegung. Berlin und Leipzig 1911/13, Zweiter Teil. S. 95.
- 8) Michael Riemens: Baroness Bertha von Suttner and the organized peace movement: towards a new international political culture. In: Bertha von Suttner. European Economic and Social Committee 2006, p. 47. 及び Sandi E. Cooper: Patriotic Pacifism. Waging War on War in Europe 1815-1914. New York 1991, p. 219.
- 9) Handbuch der Friedensbewegung. Zweiter Teil. S. 59ff. フリートによれば、1815年の8月に New York Peace Society、12月に Ohio Peace Society と Massachusetts Peace Society が結成された。そして1828年には William Ladd (1778-1841) が創設した American Peace Society によって、米国内の組織が統一された。またイギリスでは、ヨーロッパで最初となる Peace Society が、クエーカー派の Wm. Allen (1770-1843) らによって1816年にロンドンに作られた。
- 10) Handbuch der Friedensbewegung. Zweiter Teil. S. 63ff.
- 11) Beatrix Kempf: Bertha von Suttner. Eine Frau kämpft für den Frieden. Freiburg im Breisgau. 1979, S. 32.
- 12) アラバマ号事件の仲裁: アメリカ南北戦争 (1861-65) の際、中立の立場にあったイギリスの民間造船所が、南軍のために1862年にアラバマ号を建造し、北軍は同船によって多大な損害を被った。戦後、アメリカの損害賠償請求により、この件は仲裁裁判に付され、1872年にイギリスの中立義務違反が認定された。(平凡社『世界大百科事典』参照)

カロリン諸島をめぐる紛争の仲裁: 1885年、スペインとドイツは、ミクロネシアにあるカロリン諸島の領有権をめぐる紛争をローマ教皇レオ8世の仲介に付した。領有権はスペインにあるとしながら、ドイツの軍港の維持等も認める教皇の解決案をもとに、紛争が処理された。(杉原高嶺『国際司法裁判制度』有斐閣、1996年、6頁参照)

- 13) 世界平和会議と列国議会同盟については、武田昌之「近代西欧国際組織構想概観—日本国憲法第9条の歴

史的意義付けのために―』『北海道東海大学紀要 人文社会科学系』第6号(1993)、25～38頁、武田昌之「近代西欧国際組織構想概観(2)―ハーグ平和会議の前後を中心に―」同第8号(1995)、49～62頁を参照した。

- 14) Beatrix Kempf, a. a. O., S. 57.
- 15) 『マルタの子供たち』の中に、この事実を実感させる場面がある。ルドルフが「あなたは平和と軍縮を目指す IPU の会員ですか」とブランド議員に問うと、彼は「平和と仲裁裁判を目指すのであって、軍縮を目指すのではない」(M114) と、軍備撤廃など念頭にないことを明言する。
- 16) パーバラ・W・タックマン(大島かおり訳)『世紀末のヨーロッパ 誇り高き塔・第一次世界大戦前夜』筑摩書房、1990年、「太鼓の響き ハーグ平和会議 1899年と1907年」の章(262～332頁)参照。
- 17) 同上、304頁。
- 18) 武田昌之「近代西欧国際組織構想概観(2)―ハーグ平和会議の前後を中心に―」、53頁。
- 19) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』、14頁。
- 20) ズットナーによれば、このときボーア人は最初から最後まで仲裁を求めている。Brigitte Hamann: Bertha von Suttner. Ein Leben für den Frieden. München 1986, S. 273.
- 21) アンゲリカ・U・ロイッター／アンネ・リュッファー(松野泰子／上浦倫人訳)『ピース・ウーマン』英治出版、2009年、29頁。
- 22) Ellen Key: Florence Nightingale und Bertha von Suttner. Zwei Frauen im Kriege wider den Krieg. 1919, S. 25.
- 23) Brigitte Hamann, a. a. O., S. 288.
- 24) テクストの最終ページに、このように執筆地と執筆期間が記載されている。
- 25) Leopold Katscher: Bertha von Suttner, die „Schwärmerin“ für Güte. Dresden 1903, S. 57.
- 26) しかしながら、この作品はズットナーの代表作に挙げられる。例えば „Deutsche Literatur von Frauen“ hrsg. von Mark Lemstedt. Digitale Bibliothek Band 45. Directmedia Publishing GmbH 2001. は、ズットナーの作品の中から『武器を捨てよ！』『マルタの子供たち』『回想録』の三点を収録している。
- 27) 平和運動については、1895年の IPU 会議における、ベルギーの政治家 Eduard Baron Descamps (1847–1933) の仲裁裁判制度についての提案までが扱われている。ハーグ平和会議の議論は、この案をたたき台にして行われた。s. Beatrix Kempf, a. a. O., S. 50f.
- 28) シュテファン・ツヴァイク(原田義人訳)：『昨日の世界 I』みすず書房、1973年、18～19頁。
- 29) 同上、19頁。
- 30) 同上、98頁。
- 31) 君島東彦編『平和学を学ぶ人のために』世界思想社、2009年、22～24頁参照。
- 32) UNO Genf, Bibliothek, Collection Suttner-Fried, 16. 1. 1989. Hier zit. nach Brigitte Haman, a. a. O., S. 146.
- 33) Bertha von Suttner: Vortrag in San Franzisko, Juni 1912. In: Beatrix Kempf: Bertha von Suttner. Das Leben einer großen Frau. Wien 1964, S.188.
- 34) Ellen Key, a. a. O., S. 16.
- 35) カッチャーによれば、コロノス伯爵は平和詩人 Graf Rudolf Hoyos (1821–1896) がモデルとなっている。s. Leopold Katscher, die „Schwärmerin“ für Güte. S. 58.
- 36) Brigitte Haman, a. a. O., S. 214.
- 37) ebd., S. 410.
- 38) Leopold Katscher, die „Schwärmerin“ für Güte. S. 59.

- 39) 岩淵達治『シュニッツラー』清水書院、1994年、9～12頁参照。
- 40) Leopold Katscher, Einführung. S. XVIII.
- 41) Beatrix Kempf, Eine Frau kämpft für den Frieden, S.82.
- 42) Bertha von Suttner: Briefe an einen Toten. 8. Auflage. Dresden 1905, S. 1.
- 43) Moritz von Egidy (1847–1898), Iwan Bloch (1836–1902)
- 44) William Thomas Stead (1849–1912)
- 45) Leopold Katscher, die „Schwärmerin“ für Güte. S. 60.
- 46) ebd., S. 57.

寺山修司の『邪宗門』とルイジ・ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』に於ける創造的虚構世界

清水 義 和

01. まえおき

俳優で劇座主宰者の天野鎮雄氏は、2010年名古屋の千種小劇場で、ルイジ・ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』を公演したが、上演後に「『あなたがそう思うならそのとおり』は、芥川龍之介の『藪の中』に似ている」と語った。観客は、劇の中では、誰が言っている事が正しいのか分からなくて煙にまかれている様子であった。

しかし、ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』は他のピランデッロの作品『作者を探す六人の登場人物』と比較するならば、少なくとも、一見込み入っているように見える謎が解ける手掛かりが得られる。

或いはまた、寺山修司が、存命の母はつがいたのに短歌で母を死んでいると歌ったり、妹や弟がいらないのに俳句や短歌に歌ったりするのは、ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』に見られる虚構世界と関係があるのかもしれない。

さて、このピランデッロの劇を演出した本島勲氏は、「ピランデッロの不条理はその仕掛けがわりと単純であるが、ハロルド・ピンターの不条理劇の方はその仕掛けの仕組みが難解なので容易には解けない」と、かつて語った事がある。

また、本島氏は、「ピンターの不条理劇は、フィクションのように見えるが、実は、リアリズムで出来ているから、単なる作りごとのフィクションとして片付ける事が出来ない」とも述べた。

ピンターのドラマが不条理劇でありながら、同時に、リアリズムでもあるというのは、一見すると相矛盾しているように見える。だが、かつて、萩原朔美氏が、2007年栄中日文化セン

ターの講座「寺山修司の47年」で語ったことであるが、「どんな、芝居でも、劇場の仕組みに則って書かれている」と論じたことがある。

演出家のレオン・ルビン教授は、2006年愛知芸術センターリハーサル室で、シェイクスピアの『十二夜』をミュージカル風に演じたり、不条理劇風に演じたり、歌舞伎風に演じたり、新劇風に演じたりする課題を与えたことがあった。これは、ロンドン大学演劇学部セミナーでも行われたエクササイズでもある。かつて、筆者は、1995年ロンドン大学のデヴィッド・ブラッドビー教授のセミナーで、ベケットの『ゴドーを待ちながら』をパントマイムで演じたことがある。

つまり、不条理劇を様々のドラマスタイルで上演する事は可能である。けれども、実際不条理であると同時にリアリズム仕立てにしてドラマ化する事は難しい。たとえば、不条理劇で幽霊を描くのは、フィクションとして描くのは比較的容易であるが、同時にリアリズムでも描くのは難しい。(例としてイブセンの『幽霊』はウイルスが息子の遺伝子に感染し息子は発狂する。)ピランデッロは劇自体が不条理なので比較的上演可能であるが、ピンターは、劇を不条理で同時にリアルに描くので、いわば、フィクションとリアルを両立させなくてはならないところが難しいのである。ところで、ピランデッロは『作者を探す六人の登場人物』を、舞台でフィクションとリアルとを並行させてドラマ化している。だから予めフィクションとリアルに別けて芝居を観ておれば混乱する事はない。けれども、『作者を探す六人の登場人物』は、ピンターの『昔の日々』のように、ドラマがフィクションであると同時にリアルであるようには描かれていない。譬えれば、ピランデッロの『作者を探す六人の登場人物』は正常者と異常者とがちょうど舞台中央に鏡を立てて双方を眺めているように並立してドラマ化されている。だが、ピンターの『昔の日々』は正常者が同時に異常者でもある。だから人物を鏡ではなくていわば重層的に見ていなければならない。ピンターの場合、どうしてそれが可能であるかといえ、レヴィ＝ストロースが『悲しき熱帯』で描いた未開文明の人のように、現代人の眼で見ると未開文明の人の生活は異常であるが、未開文明の人の眼で見れば正常であるという観方がピンターの劇には存在するからである。

けれども、ピランデッロの不条理劇が今なおインパクトがあるのは、正常者が異常者によって混乱させられる事態が実際にしばしばあるからである。例えば、イヨネスコは劇『犀』でナチスの圧政下の状況を寓意化している。つまり、条理や道理が通らない場所では、正常者は不条理と対峙しなくてはならなくなるのである。

さて、寺山修司が海外公演で、日本語の分からない観客に、日本語の台詞に、七五調のリズムをつけたり、方言のリズムで発話したり、歌舞伎の節回しで所作をつけたりして公演したという。また筆者が『邪宗門』を英訳していた時に気付いたことがある。それは、脚本が、七五

調のリズムをつけたり、方言で発話したり、歌舞伎の節回しで所作があったりして、劇全体が万華鏡のようにバラエティに満ち溢れていて、一体こんな芝居を上演して海外の観客は混乱しないだろうかと思った事がある。しかし、外国では、観客は日本語が分からないから、言葉に変わる方法で、気持ちを観客に伝達しなければならない。それで、脚本には、七五調のリズムや、方言や、歌舞伎の節回しが折り込まれていたのである。

或いはまた、ロンドン大学演劇学部セミナーでは、単なる散文でも、様々な声のサウンドをつけて、発話すると、言葉が、音楽に変わるのを体験した事がある。

後になって、ジョン・ケージのチャンス・オペレーションを知ったとき、当時、寺山が一人だけの分からない劇を上演していたわけではない事を知るに及んだのである。

ピランデッロにせよ、ピンターにせよ、劇場だけでなく、ラジオドラマや、テレビドラマや、映画に携わっていた。殊に、ピンターは、メディア媒体と『金枝篇』の呪術の世界をクロスオーバーして、ドラマを書いた。

だが、ピンターのドラマの複雑さに較べると、ピランデッロのドラマは、主として劇場に限定した作品が比較的多いので、劇場の仕組みを熟知した演出家であれば、幾分分かりやすいことになるという事があるのかもしれない。

たとえば、ピランデッロの作品『作者を探す六人の登場人物』は、あくまでも、ドラマの内容が舞台での出来事なので理解しやすい。だが、ピンターの『昔の日々』は、舞台の生人間と映画の光媒体が同次元で語られたり、メディア媒体と『金枝篇』の呪術がパラレルに展開したりするので、多分野にわたって多角的な視点を幾つか持っている必要がある。しかも、逆説的ではあるが、ピンターは、ドラマを、多次元の異相の中に組み立て、劇場の仕組みを建築家の設計図のように細かく組み立てているので、その意味からみていくと、不条理劇をリアリズムの尺度で再構成をしなければならないのである。

或いはまた、矛盾しているように見えるが、ピンターの芝居は、不条理劇をリアリズムの観点に立って上演してこそ、ピンターのオリジナルは冴え冴えとして輝きわたるのであり、極めて緊張感を要するのである。従って、本島勲氏がピンターの『昔の日々』を演出したとき、音響（BGM）なしで台詞だけに集中して劇を構成した。その演出態度は、ケージが『3分55秒』で行った気配で感じる音楽を連想させた。

更に又、寺山の場合も、劇の中で、ピランデッロやピンターのドラマツルギーを各所に取り入れコラージュしているので、双方のドラマツルギーを熟知しておく必要がある。本稿では、殊に、ピランデッロのドラマツルギーを探求しながら、寺山の劇にある劇作術をパラレルに解明する事を目指す。

02. ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』に於けるフィクションとリアリティー

演劇評論家の田之倉稔氏は、専門がイタリア語であるが、これまで寺山修司の芝居を数多く観劇しており、寺山に関するエッセイも「十三の砂山」「見世物は幻想に対する〈のぞきカラクリ〉」などを書いている。そのエッセイには寺山の逆転の発想が見られる。ピランデッロは『あなたがそう思うならそのとおり』でも、意表を突く逆転に続く逆転が続き次第に迷路へと導いていく。ピランデッロの迷路はカオスの世界であり、或る意味では子宮回帰に繋がっている。この点が、ピランデッロと寺山が類似している点でもある。次に、田之倉氏は、寺山の『観客席』を例に挙げる。

まず寺山とピランデッロの関係は結構あるとおもいます。「観客席」はきわめてピランデッロ的です。

或いは、また、田之倉氏は、寺山とピランデッロの共通項として、虚構と現実、つまりフィクションとリアリテイの両面性を指摘している。

寺山—ピランデッロは虚構の現実性という基本的な点で共通性があるのではないのでしょうか。

さて、ピランデッロは『あなたがそう思うならそのとおり』の中で、先ず、ポンザ氏が、彼の母親のポンザ夫人が狂人だと証言する。

Ponza: Signora Frola is mad. 86 It is So!¹⁾

ポンザ ……フローラ夫人は頭が狂っております。

続いて、ポンザ氏は、フローラ夫人の娘が4年前に死んだと言い、彼女が自分の娘の死を知らないと言証するのである。

Ponza: ... Why her daughter died four years ago! (p. 86)

ポンザ ……彼女の娘は4年前に死んでいるというのに。

ところが、ポンザ氏によると、フローラ夫人は彼女の娘の死を認めたがらず、しかもこの事実に直面しようともせず、彼女が娘に会いたいと思っていると言うのである。

Ponza: And her madness consists precisely in believing that I don't want to let her see her daughter. (p. 86)

ポンザ ……それに彼女が気違いなのは、この私が彼女を彼女の娘に会わせたくないと信じさせようとしているからなのです。

更に、ポンザ氏は、話を続けて、自ら前妻が4年前に亡くなった後、それから、2年後になってから初めて2年前に再婚したと告白する。だから、ポンザ氏が一緒にいるのは2度目の妻であると証言する。

Ponza: Exactly! She is my second wife. I married her two years ago. (p. 87)

ポンザ 2年前に結婚しました。あれは2度目の妻です。

さて、ポンザ氏が2度目の妻を実母のフローラに会わせたくない理由は、彼女の娘が死んではいず生きていると信じているからだという。ところが、問題が込み入って複雑になるのは、肝心のフローラ夫人が姿を表して、彼女は「自分の娘が4年前に死んだ」事実を知っていると証言するからである。

Signora Frola: ... How could I tell you people, as he's doing, that my daughter has been dead four years and that I'm a poor mad mother who believes that her daughter is still living and that her husband will not allow me to see her? (p. 92)

フローラ ……私の娘は4年前に死んで、私はそれが分からない哀れな気違いで、だから私に会わせたくないのだと、そんなこと言えるものなのでしょうか？

そこで、このフローラの証言によって、ポンザ氏の2度目の妻は、死んだ筈のフローラの娘とは異なる全く別人という事になる。だが、仮に、前ポンザ夫人がフローラの娘でなく別人であるとする、ポンザ氏がその間ずっと無用な隠し立てをして嘘をついていた事になる。だが一体何故ポンザ氏は嘘をつく必要があったのか。それとも、2度目の妻は、この世のものではなくて幽霊のような存在であるという事になるのだろうか。もしもそうだとすればポンザ氏はその事実を隠す必要がある。だが、遂に、終幕になってから、漸く肝心のポンザ夫人自身が姿

を表す。先ず、ポンザ夫人は「自分がフローラ夫人の娘です」と自己紹介する。これで、どうやら彼女が幽霊ではないことが明らかになる。

Signora: I am the daughter of Signora Frola. (p. 138)

ポンザ夫人 ……私は、はい、フローラ夫人の娘です。

ともかく、死んだ筈のポンザ夫人が幽霊ではなくて現存するという事実は不気味である。というのは、ポンザ夫人は、死んだ筈の「フローラ夫人の娘です」と答えたからである。それだけではない、次いで、ポンザ夫人は彼女が「ポンザの二度目の妻です」とも答える。すると、彼女が言った事が真実であるとするなら、いわば彼女は死者でいながら、別人の2度目のポンザ夫人の身体の中に乗り移り姿を表した事になり、つまり彼女は「二重人格者」であることを認めた事になる。ということは、言い換えれば、ポンザ夫人は一人の女性の中に、二人の女性が同居している事を認めた事になる。更に、ポンザ夫人は、続けて言う。

Signora Ponza: ... and the second wife of Signor Ponza. (p. 138)

ポンザ夫人 ……そしてポンザの二度目の妻です。

ここで、今一度、三人の前述の証言を整理すると、ともかく、ポンザ夫人の証言によって、先ず、ポンザ氏が「フローラの娘が死んだ」といった告白が嘘になり、またポンザ氏が、「フローラは彼女の娘が死んだことが分かっていない」といった告白も嘘である事を暴露したことになる。しかも当然フローラは彼女の娘が死んだことが知っていると言ったことも嘘になる。ところで、肝心なのは、当人のポンザ夫人は「死んだはずのフローラの娘であるだけでなく、ポンザ氏の2度目の妻でもある」と述べたことである。つまり、要約すると、ポンザ夫人の発言は、死んだ筈の娘が生きている事自体がおかしなことになるだけでなく、死んだ筈の娘が前夫であるポンザ氏の2度目の妻でもあることになってしまう。すると、このポンザ夫人は一体何者なのかという問題になる。しかも、彼女は全く不条理で馬鹿馬鹿しい返答をする。

Signora Ponza: (*continuing*) ... and, for myself, I am nobody! (p. 138)

ポンザ夫人 (続けて) ……それに、私自身、誰でもないのです。

つまり、ポンザ夫人の証言は、お能という幽玄の世界か、或いは、狂言のように、狐が彼女に化けて人を騙すような話のようである。というのは、彼女は、死んだ娘であり、前夫の妻で

あり2番目の妻でもあるというからである。しかも、彼女はその矛盾にに応じて、今度は全く意表をついて「私自身、誰でもないのです」とさえ、返事するのである。そればかりでない。次いで、ポンザ夫人は「私自身は、人が思う通りの人です」と答えて、またしても前言を覆し、結局のところ「私自身、誰でもないのです」と、応じるのである。ということは、ポンザ夫人は、ポンザ氏の言ったことも、母親のフローラが言ったことも、更に、ポンザ夫人自身が、たった今言ったばかりの証言さえも否定したのであり、彼女の発言は悉く嘘だということになる。

Signora Ponza: No! I am she whom you believe me to be. (p. 138)

ポンザ夫人 いいえ、私自身は、人が思う通りの人です。

こうして、ポンザ夫人は、彼女自身という存在は他人が勝手に想像する人物であると認めてしまう。先に紹介したように、田之倉氏は「寺山—ピランデッロは虚構の現実性という基本的な点で共通性があるのではないのでしょうか」と指摘した。つまり、寺山にしてもピランデッロにしても、様々な現象的な側面から二人のドラマを見てみると、元々現実性には確実性というものはないことに思い至る。だからこそ、彼らは「虚構が現実性」になることもありうるというドラマを描いていたのである。また、仮に嘘をつくにしても意識的にする嘘と無意識的にする嘘がある。ピランデッロの場合、嘘が意識的なのか無意識的なのか分からないことがある。ところで、この矛盾で思い出すのは、ピンターの『昔の日々』である。問題の同劇では、二人の女性アナとケイトが同じ一人の物の中に入っているようなキャラクターなのである。しかも、更にピンターは、同劇中、現実と映画の映像との交流を求めるシーンを描いているので、更に、現実と映画の虚構との境目が分からなくなってしまうのである。

さて、ピランデッロは『あなたがそう思うならそのとおり』で、観客が、劇を見ている最中に、そのシーンはフィクションなのに、そのフィクションをリアリティーとして見てしまうところに陥穽がある事を教えてくれる。つまり、ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』を『作家を探す六人の登場人物』と較べると明らかなのだが、『作家を探す六人の登場人物』は、フィクションとリアリティーを、あたかも舞台の真中に鏡を立ててあるかのように完全に二つに別けている。だから、フィクションとリアリティーの境目が理解しやすい。ところが、『あなたがそう思うならそのとおり』はフィクションとリアリティーの境目が分かりにくい。そこで、予め、誰がフィクションで誰がリアリティーなのか別けて芝居を観ていかないと混乱してしまう。ポンザ夫人が虚構（フィクション）の人であり、しかも、ポンザ氏とフローラ夫人が嘘（フィクション）をついているとすれば、ポンザ夫人とポンザ氏とフローラ夫

人はフィクションという鏡の中の人であり、他の登場人物はリアリティー（現実）の人である事が容易に図式化出来る。

そこで、あたかも舞台の中央に鏡を立てて、『あなたがそう思うならそのとおり』を『作家を探す六人の登場人物』と比較すると、虚構の人と現実の人とは区別が付きやすい。

けれども、実際、フィクションとリアリティーの境目は、それほど理解しやすいものではない。ユングによると、現実海面に突きでている氷山の一角で、無意識や夢の世界は殆ど水の中に埋もれており、底なしの見えざる氷山のようなものである。たとえば、プルーストは既に死んで失われた記憶が「心の間歇」によって覚醒することがある事を指摘している。そうした記憶が突如として間欠泉のように心の中で蘇るのである。またプルーストは生物だけではなく無機物にも記憶があると指摘している。プルーストの『失われた時を求めて』の冒頭『コンプレー』では、無機質のマドレーヌや菩提樹のお茶に唇が触れた瞬間、長い間眠っていた失われた記憶が突然蘇る。つまり、マルセル（プルースト）が菩提樹のお茶にマドレーヌを浸した小片を唇に触れた瞬間、すっかり忘却の彼方に沈んでいた記憶が蘇ることになる。

従って、ポンザ夫人とポンザ氏とフローラ夫人はフィクションの世界の人であるが、実は、彼らが、夢の世界の住民であり、「幽霊」のように儚い無意識の住民であるとしたら、どうだろうか。

また、しばしば、ピランデッロはイプセンと比較されるが、イプセンの『幽霊』では、人間の目に見えない遺伝子やウイルスが、気付かないうちに、しかも無意識のうちに、生身の人間を襲ってくる。

或いは、ジョイスの意識の流れのように、夢や無意識の観念が、現実の人間の心に宿ると、くねくねと広大な無意識の世界がこの世に降りてくる。

そして、また、ピンターの『昔の日々』のように、現実と映画の境目を越えて「起こらなかったことも起きたことのひとつ」として、虚構が現実を侵食し始める。

更にまた、寺山の実験映画『ローラ』はピンターの『昔の日々』よりも一層過激に現実と映画（フィクション）との境目を曖昧にしてしまう。

それ故に、ポンザ夫人とポンザ氏とフローラ夫人はフィクションの世界の人であり、しかも、寺山の実験映画『ローラ』やピンターの『昔の日々』のように、現実とフィクションとがお互いに侵食し合っているのである。

03. ルイジ・ピランデッロの『作者を探す六人の登場人物』

ピランデッロは芝居『作者を探す六人の登場人物』を描き、その幕開きでは、舞台にもうひ

寺山修司の『邪宗門』とルイジ・ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』に於ける創造的虚構世界

とつ芝居があって、そこではリハーサル最中である。こうして、ピランデッロはいわば芝居稽古のワークショップを見せてくれる。そこへ或る家族の父親役が稽古の途中に入ってきて、彼らの芝居の作者を探し始める。かくして、芝居が始まろうとする。

FATHER: (*coming forward, followed by the others, to the foot of one of the steps*). We're looking for an author.²⁾

父親 （前へ進み階段の下まで来る。他の者も続く） 私達は作者を探しているんです。

実は、このような作者探しは、寺山も『邪宗門』の中で引用している。さて、ピランデッロの芝居では、継娘役が登場し新しい芝居を紹介する。

STEPMOTHER: (*excitedly as she rushes up the steps*). That's better still, better still! We can be your new play. (p. 77)

継娘 （急いで階段を駆け上がり、興奮して）それが良いのよ。ずっとね。私たちが新しい芝居なの。

こうして、メタ・シアターのように、或る芝居のリハーサル中に他の芝居がもうひとつ割り込む。そこで、座長役が他のグループを排除しようとする。

PRODUCER: Do me a favour, will you? Go away. We haven't time to waste on idiots. (p. 77)

座長 どうか出て行ってください。間違いを相手に時間を無駄にしている暇はない。

ともかく、まず、座長役は、世間の常識を尺度にして、闖入者を撃退しようとする。ところが、父親役が他人の芝居の中で、自分の存在を強く主張し始める。

FATHER: What I'm saying is that you really must be mad to do things the opposite way round: ... (p. 77)

父親 私が言いたいのは実際に狂気は評価できるのでして、物事を逆にするんです。

つまり、こうして見ていくと芝居の方物事を逆転するらしい。このようにして、リアルな世界からフィクションの世界に入っていく。そのとき、どうやらフィクションの世界へは狂気を介して入っていくしかないらしい。更に、父親役は、狂気は、物の見方を一新すると主張す

る。

FATHER: (*resolutely, coming forward*). I'm astonished! Why don't you believe me? Perhaps you are not used to seeing the characters created by an author spring into life up here on the stage face to face with each other? Perhaps it's because we're not in a script? (p. 79)

父親 (前に進み、決然と) 驚いていますよ。どうして信じていただけないのでしょうか。多分、作家によって生み出された登場人物が生きている姿で飛び出して来るのを見るのに慣れていないのでしょうかね。それとも、多分、私たちには脚本がないからでしょうかね。

この場面で、父親役はこの芝居のプロンプターを指差す。或る意味で、このプロンプターの存在は俳優が台詞の奴隷であることを表している。ところが、この芝居には、台本がないのである。そこで、台本の作者探しが始まる。この点で見ていくと、この劇は寺山のドラマツルギーの原点を表しているように見える。何故なら寺山は、台本は、稽古を通して作るからである。つまり、寺山は、舞台は、台本の指示通り作るのではなく、役者のワークショップを通して台本を舞台で作っていくものだと考えていたようだ。

FATHER: Listen, listen: the play is all ready to be put together and if you and your actors would like to, we can work it out now between us. (p. 80)

父親 いいですか。芝居は一緒にするために準備ができています。もし、あなた方が準備していただければ、私たちは一緒に芝居ができるのです。

従って、最初から父親役には脚本がないことは明らかだ。この芝居の座長役は台本のない芝居に慣れていないようだ。

PRODUCER: And where's the script?

FATHER: It's in us, sir. (p. 80)

座長 脚本はあるのか。

父親 私どもの中にあります。

そこで次第に、座長役は、父親役の提案に混乱していく。その結果、芝居が始まるけれども、脚本がないので、即興的な会話が続いていく。妻役の人らしき男性が死に、別れた妻役

が家族と一緒に戻ってくるところへと舞台のドラマは発展していく。

FATHER: I'm sure you understand. Born as we are for the stage ... (p. 95)

父親 きっと分かってくれると思いますよ。私たちは舞台のために生まれた。

どうやら父親役の家族には何か問題があるらしい。つまり、別れた妻役が戻ってきたので父親役との対立が発生し葛藤が生じてドラマが生まれる。ところで、寺山は、「事件がドラマだ」といっている。一方、座長役は父親役のコンセプトが分からないので父親役たちを「アマチュアか」と尋ねる。

FATHER: No! I say we are born for the stage because ... (p. 95)

父親 いいえ、私たちは舞台のために生まれた、何故って……

もしも事件がドラマだとするならば、事件の真相を知っている当事者の父親役が本物に近いことになる。ところが、座長役は問題のこのドラマには作者がいないと言って父親役たちに反論する。

FATHER: Why isn't it enough? When you've seen us live our drama ... (p. 95)

PRODUCER: Perhaps so. But we'll still need someone to write it

父親 十分じゃあないんですか。見たように、私たちはドラマを生きている

座長 多分そうでしょう。でも、必要なんです。誰かがそれを書かないと

ところで、寺山には、作者が脚本を半分書いて半分を俳優が作るという持論があった。さて、座長役は、父親役が主張する芝居のコンセプトが分からなくて、あくまでも完成台本を要求する。とにかく完全台本がなければ、芝居は即興でやるしかない。

ANOTHER ACTOR: Does he expect to make up a play in five minutes?

YOUNG ACTOR: Yes, like the old actors in the commedia del'arte! (p. 96)

別の俳優 5分で芝居を組み立てるつもりかい。

若手の俳優 そうだよ。昔のコメデイアデアルテのように！

前述の台詞のやり取りのように、この芝居は複雑なので、事件をドラマとして構築するため

には、コメディアルテのテクニックだけでは不十分である。けれども座長役はあくまで台本に頼ろうとする。

PRODUCER: The characters are there in the script (p. 100)

座長 登場人物は脚本の中にいるわけです

むろん、座長役は、コメディアルテのテクニックだけでは不十分であると判断したのだから、当然のようにあくまで完成台本に固執する。それに対して父親役は台本ではなく劇は仕上がって実際目の前にあるという。

FATHER: That's the point! Since there isn't one and you have the luck to have the characters alive in front of you (p. 100)

父親 そうです。脚本はないが、俳優の方は幸運にも生きている登場人物を目の前に見ることができのだから……

父親役が主張する劇は、脚本+俳優のことである。だが、その場合、脚本は未完成ということになる。また台本がないのは他にも理由があるらしい。

FATHER: How can I explain it ... to sound false, my own words sound like someone else's. (p. 101)

父親 どう説明したらいいのでしょうか……嘘に聞こえるでしょうし、私の言葉も誰か他の人のように聞こえるでしょうし、

この場合、父親役は、自分以外に父親役には成れないと主張する。一方、座長役はプロの役者は父親役を上手く演じることができると反論する。

FATHER: Yes, but the voices, the gestures ... (p. 102)

父親 はい、でも、声や仕草は……

つまり、父親役は自分以外の俳優の演技は模倣に過ぎないと主張するのである。

FATHER: ... and not how I know myself to be. (p. 102)

父親 それに、私が自分で感じる私ではありません。

父親役は、プロの俳優には、この父親役を演じることが出来ても、生の父親という人物は自分のように感じることは出来ないと主張する。そこへ、マダーマ・パーチェ役が現れる。彼女はとてもひどい訛りなので、他の俳優では彼女を演じることは殆ど不可能に見える。ところが奇跡が起こり、マダーマ・パーチェ役が実際に舞台に現れるのである。彼女は、ひと通り、自分自身をそのまま演じた後で退場する。

LEADING ACTRESS: It's a game, conjuring trick!

FATHER: Wait a minute! Why do you want to spoil a miracle by being factual. (p. 105)

主演女優 ゲームでしょう。手品の真似でしょう。

父親 待ってください。どうして奇跡を台無しにしようとなさるのですか。事実に過ぎないのに。

主演女優は、演技だけでは“生”の演技が表現できないので、このマダーマ・パーチェ役に向かって「手品を使ったのだろう」というのである。だが、父親役は、手品でもなんでもなく、「普通に話ただけだ」と答える。そして、役者と現実の人物について、父親役は「同じではない」と主張する。

LEADING ACTOR: Good afternoon, my dear.

FATHER: (*immediately, unable to restrain himself*). Oh, no! (pp. 111–2)

主演男優 こんにちは、お嬢さん。

父親 (我慢できなくて) 違う。

つまり、プロの俳優が、継娘に話しかけたが、実は、この俳優は継娘の中身を全く知らないで話しかけるから紋切り型の挨拶になってしまう。つまり、継娘はプロの俳優に向かって態度とか口調とかは、プロの発話なのだが、でも、感じがぜんぜん違うというのである。

STEPDAUGHTER: ... But if it were me and I heard someone say good afternoon to me in that way and with a voice like that I should burst out laughing—so I did.

FATHER: (*coming down a little too*). Yes, she's right, the whole manner, the voice ... (p. 112)

継娘 でも、私が誰かにあんな風にあんな声で「こんにちは」と言われたら吹き出すわ。

父親 (彼も少し前に出て) そう。彼女が正しい。全体の態度とか……声とか……

継娘役と父親役は俳優たちと初対面である。だから、プロの俳優であっても、継娘役と父親役との親子としての心の動きが全然分からないのは当然である。かつて、寺山はチェーホフのドラマに登場するロシア人を日本人が演じた事に対して批判したことがある。

FATHER: I'm full of admiration for your actors, for this gentleman (To the LEADING ACTRESS.) and this lady. (To the LEADING ACTRESS.) But, you see, well ... they're not us! (p. 114)

父親 私は、あなた方俳優を、この紳士も（主演男優に）そしてこの女優にも（主演女優に）尊敬しています。でも、私たちとは違うんです。

父親役が俳優に向かって「違う」というのは、素人的な見方と玄人の演技にも不満があるという見方の両方がある。しかし、例えば、日本人のようなアジア人にとっては、素人は無論の事としても、ともかく、西洋人をプロの日本人俳優が演じて、西洋人に成れない。この場合、父親役の発言はある異国人が他の異国人を演じるほどの違いを言っているのであろう。

FATHER: It's something to do with ... being themselves, I suppose, not being us. (p. 114)

父親 俳優さんはどうにかやっているようですが、どうも私たちのとは違うようだ。

どうやら、父親役は座長役の演技メソッドを批判して発言しているようである。しかし、座長役は“生”の生活と舞台の演技との違いを認め始めたようだ。

PRODUCER: ... but you must see that we can't really put a scene like that on the stage. (p. 115)

座長 ……しかし、あなたにも分かって欲しいのですが、舞台ではあのような場面を本当には表現できないのです。

つまり、俳優を舞台にのせる事と、日常生活者を舞台にのせる事とは違う。だが継娘役はあくまでも「あたしのドラマ」と言って自己主張をする。

STEPDAUGHTER: ... but I want to show you my drama! Mine! (p. 115)

継娘 ……でも、私のドラマを見せたいのです。私のを！

こうしてドラマの中では、形勢は徐々に逆転し始めた様子である。つまり、ある家族がプロの俳優よりも迫真性を発揮して演技し始めたのである。次いで、父親役と継娘役が抱擁する。

すると、それを見た母親役は、絶叫する。

STEPDAUGHTER: ... (*she buries her head in the FATHER's chest, and with her shoulders raised as if try not to hear the scream, she speaks with a voice tense with suffering.*) Scream, as you screamed then!

MOTHER: (*coming forward to pull them apart*). No! She's my daughter! My daughter! (*Tearing her from him.*) You brute, you animal, she's my daughter! (p. 118)

継娘 (父親の胸に顔をうずめ、肩を上げてあたかも叫びを聞くまいとする。息の詰まるような苦悩の声で付け加える) 叫んで、あの時叫んだように！

母親 (彼等を引き離すために突進する) いけない。彼女は私の娘なんです。私の娘 (彼から彼女を引き離し) けだもの、けだもの、彼女は私の娘よ！

父親役と継娘役の愛は、家族の絆を超えた愛であるが、家族の絆に呪縛されている母親役は二人の愛に反対する。さて、こここのところで、座長役は劇を中断する。そして幕間となる。ところで、寺山は『青ひげ公の城』の中で、舞台監督役が芝居をしばしば中断するように工夫して劇を構成している。それはさておき、やがて、父親役がイリュージョンを問題にしていくと、次第に演劇のイリュージョンと現実の関係が焦点になってくる。

FATHER: I'm not saying that it isn't serious. And I mean, really, not just a game but an art, that tries, as you've just said, to create the perfect illusion of reality. (p. 121)

父親 不真面目ではないのです。つまり、本当にゲームではなくて芸術であり、あなたがたった今言ったように現実の完全なイリュージョンを作り出そうというのです。

ここで、父親役が劇をゲームではなく芸術と主張するのは注意をする必要がある。つまり現実生活のゲームと芸術との違いは、譬えるなら炭素とダイヤモンドの違いのようなものであり、更に、また比喩的に言えば炭素（ゲーム）がダイヤモンド（芸術）に変わる瞬間をイリュージョンと言ってもよいのかも知れない。そのうえ、父親役は、俳優の仕事を遊びのように考えているようだ。

FATHER: That's right, laugh! Because everything here is a game! (*To the PRODUCER.*) And yet you object when I say that it is only for a game that the gentleman there (*Pointing to the LEADING ACTOR.*) who is himself has to be me, who, on the contrary, am myself. You see, I've caught

you in a trap. (p. 122)

父親 その通り、笑いだ、なぜならここでは全てがゲームですから。(座長に) 実はあなたはゲームだからこそ、あの紳士は(主演男優を指差す)「彼自身」でありながら、「私」に成らねばならず、逆に、「彼」は「私自身」でもあるわけです。ねえ、罠にかかったでしょう。

ここで、もう一度、父親役と父親役の俳優との違いを、炭素とダイヤモンドに当て嵌めてみる。すると、炭素(父親役の俳優)はダイヤモンド(父親役)に昇華しなければならない。だが、元々、炭素(父親役の俳優)はダイヤモンド(父親)と同じ成分で出来ている。ここに見られるのは、父親役と父親役の俳優とは違うが、化学変化を起こして父親役の俳優は父親役になることが出来るのである。しかし、見方を変えて、劇を逆様に見れば、元々、ダイヤモンドは炭素から出来ているのだから同じ成分である。従って、同じ成分であるという観点からみると父親役の俳優は父親役でもあるわけである。けれども、父親役がかけた罠は単なる笑いではない。

FATHER: ... who are you? (p. 122)

父親 あなたは誰ですか。

この父親役の質問の真意は、いわば、炭素がダイヤモンドに変わる美的な化学変化の意識がない普通の俳優や座長のことを言うのであろうか。ところで、このピランデッロの台詞のように、いつも、寺山は質問した。「あなたは誰ですか」と。つまり言い換えれば、このような質問は今日の現実も、明日になれば儚いイリュージョンに過ぎなくなるとも言える。

FATHER: Don't you feel that not only this stage is falling away from under your feet but so is the earth itself, and that all these realities of today are going to seem tomorrow as if they had been an illusion? (p. 123)

父親 舞台が足元から崩れるように感じませんか、また、地面そのものが崩れるように感じませんか。つまり、今日の現実も明日にはイリュージョンであるかのように感じるようになるのではありませんか。

こうして父親役は、ここで再び観方を逆転してしまい、毎日、与えられた役を何の疑問もなく平然と変えて演じる身元不明な俳優に批判の矢を向ける。父親役は「今日の現実も明日にな

ればイリュージョンになる」と言って、俳優が、何時までも、いわば炭素のままで居る現実
に反論するのである。

FATHER: ... We are an eternal reality. That should make you shudder to come near us. (p. 124)

父親 私たちは変わることのない現実です。変わることのない現実のおかげであなたたちは
私たちの近づくだけで身震いすべきなのです。

つまり、言い換えるならば、父親役は、ここで、変わる現実と変わらない現実を出してきて
議論している。だから、この場合、リアル、つまり、変わる事のない現実とは芸術作品を指し
ているのであろう。もう一度、炭素とダイヤモンドの比喻を使って考えると、変わる現実
は炭素であろうし、変わらない現実とはダイヤモンドとなるだろう。やがて、舞台では、
話は作者探しに戻る。

STEPDAUGHTER: (*coming down the stage as if in a dream*). It's true, I would go, would go and
tempt him, time after time, in his gloomy study just as it was growing dark, when he was
sitting quietly in an armchair not even bothering to switch a light on but leaving the shadows
to fill the room: the shadows were swarming with us, we had come to tempt him. (p. 125)

継娘 (夢うつつのように進み出て) そうよ、私も行ったわ、何とか説得しようと、夕暮れ
の、陰気な書斎で彼が明かりのスイッチをつけるのも忘れ、部屋に闇が広がるまま、
肘掛け椅子に静かに座っているときにね、影が私たちに群がるなかを、私たちは彼を
説得しに行ったのよ。

“生”の舞台上演するドラマは、映画の一回性とは異なり、何回も繰り返し再生産しな
ければならない。そして、繰り返し上演する度に、いわば、作者は新しく美的化学変化を起こさ
なければならないわけである。さて、寺山の『邪宗門』にも作家が出てくる。それはさてお
き、舞台での「嘘」については、ピランデッロはまるで舞台の出来事が皆嘘だと告発している
かのようだ。

例えば、母親役と息子役は離れない。すると、継娘役は二人の関係を「嘘」と言う。また、
母親役と息子役は部屋にいる。すると、息子役もこの二人の関係を「嘘」と言う。やがて、
「嘘」はピストルの音となる。

there is the sound of a shot. (p. 133)

ピストルの音。

ピストルの音は自殺か殺人を想起させる。ところが、舞台上の自殺も殺人も元々、「嘘」である。だからチェーホフの『かもめ』のラストシーンでピストル自殺があっても、舞台上では「嘘」の出来事である。或いは、フェリーニの映画『8½』のラストシーンでピストル自殺があるが、それが「嘘」なのは、演劇の「嘘」と同じ仕組みで出来ている。こうして、ピランデッロは舞台の出来事は皆「嘘」であることを強調している。そして、俳優は「嘘」を連呼する。或いはまた、寺山の『青ひげ公の城』でもしばしば「嘘」を連呼する。

LEADING ACTRESS: He's dead! The poor boy! He's dead! What a terrible thing!

LEADING ACTOR: What do you mean, dead? It's all make-believe. It's a sham! He's not dead.

Don't you believe it!

OTHER ACTORS FROM THE RIGHT: Make-believe? It's real! Real! He's dead!

OTHER ACTORS FROM THE LEFT: No, he isn't. He's pretending! It's all make-believe.

FATHER: What do you mean, make-believe? (p. 133)

主演女優 死んだわ、可哀想な坊や、死んだのよ。なんて恐ろしいことでしょう。

主演俳優 何だって、死んだって。嘘だよ。恥ずかしい。死んでいないよ。信じるなよ

右から出てきた俳優 嘘だって、本当だよ。本当だとも。死んだんだ。

左から出てきた俳優 違う。死んでなんかいない。ふりをしているんだ。みんな嘘だ。

父親 何だって、嘘だって。

ある家族の息子役がピストル自殺したのは舞台の作り事であり、その作り物の中では、本当でも、舞台上の出来事は皆嘘である。だから、皆が現実とは反対の「死んだ」と言っておきながら、それぞれが、正しいことを言っているのである。座長役は舞台の本当は現実の嘘である事に混乱し始める。

PRODUCER: (*not caring any more*). Make-believe? Reality? Oh, go to hell the lot of you! Lights!

Lights! Lights! (p. 133)

座長 (もう何もかも構わないで) 嘘だって、本当だって。いい加減にしてくれ。明かりだ! 明かりをつけてくれ!

座長役は、ドラマの約束事では作り物であっても本当であるが、舞台上の出来事では現実で

は「嘘」であることが分からず、ドラマを中断させてしまう。

At once all the stage and auditorium is flooded with light. The PRODUCER heaves a sigh of relief as if he has been relieved of a terrible weight and they all look at each other in distress and with uncertainty. (p. 133)

突然に舞台と客席に煌々とした明かりに照らし出される。座長は悪夢から目覚めたように息をつく。一同顔を見合わせてなんとなく落ち着かない。

半睡で眠っている人が、夢の出来事が真実であると思いつつ、無意識の内に、夢のような出来事だと思うように、舞台の出来事は半睡の人の夢の世界に似ている。だから、舞台が中断されると、生の現実が目の前に広がる。

PRODUCER: God! I've never known anything like this! And we've lost a whole day's work! (p. 134)

座長　なんてことだ！　こんなことは初めてだ！　丸一日むだにってしまった！

前述の座長の告白は、夢から覚めた人の気持ちを表している。また、プルーストの『スワンの恋』で、スワンが「一生を棒に振ってしまった」と言った言葉を思い出す。

要約すると、六人の登場人物が突然舞台に現れ、勝手に喋り舞台で生活をはじめ。そして次第に演劇向きの人間になり、ユーモラスな状況が生まれ、ドラマが形成される。稽古中に紛れ込んだ6人が、このドラマを上演したいという。しかも、母親役が倒れると、他の俳優たちも興味を惹かれる。俳優たちは、父親役、継娘役、息子役、母親役がそれぞれ対立する情念をぶつけ合う。彼らは座長役を相手にして、このような絶望的な戦いを繰り広げ、疑似家族という普遍的な価値観を見出していく。六人が、てんでに生きる情熱や苦悩を語るうちにやがて、悲劇的葛藤が生じドラマが生まれる。

なかでも、六人のうち、父親役と継娘役が、お互いの葛藤の中に、永遠に変わらない本質を見抜き、父親役が罰を、継娘役が復讐を認める。一方座長役は演出の都合から変更や歪曲を目論むが、父親役と継娘役の二人は反発する。六人は同じレベルにあるけれども、父親役、継娘役、息子役は精神的であり、母親役は自然に振る舞う。息子役は何もせず、娘役はそこにただいだけである。殊に、六人の中で、生き生きとして創造的なのは父親役と継娘役である。このような疑似家族というファンタジーの中で喜劇が生まれるのである。

このようにして、六人は舞台に登場し、芝居を始めたかったのであるが、肝心の作者がいな

いのである。そこで六人は、空しく作者を探す。しかも、その行為自体が喜劇なのである。六人は、作者を探す者として、次第にこのファンタジーに受け入れられていく。だが、結局、作者はドラマを拒絶してしまう。言い換えると、六人はこのドラマに関心があるが、作者には関心がないらしいのである。

事実、ドラマがないと如何なる芸術上の創造物も存在しない。つまり、ドラマは生命機能であり、必要不可欠なのである。従って、生きたいと思う父親役と継娘役はドラマを必要としている。だから、二人は作家を探す。

確かに、六人の登場人物は時には作者自身でもある。だが父親役は、作者を探すけれども、創作が出来ない。父親役は、作者が与える存在理由を受け入れ、座長役を舞台から放り出してしまふ。一方、母親役は、彼女自身が生きていないということを疑わないでいる。何故なら、彼女は、自然性であり精神的な働きがないからだ。彼女は全くの受身の女性だ。但し彼女は劇中一度だけ反抗する。というのは彼女が母性本能に目覚めたからだ。結局彼女は母という姿を借りた自然そのものだ。彼女は母親らしく振舞っているだけで、心の動きというものが無い。彼女は、感じているだけで意識してはいないのである。父親役と継娘役は、精神面を表し、母親役は自然そのものを表わしている。ドラマの葛藤は、老いが問題となっており、また生きるものは生きているがために形式をもつことになる。だからこのドラマでは、芸術派だけが永遠の命を持つことになる。彼らだけが創造の瞬間を見せたのであり、この創造的瞬間こそが作品の全生命と必要性を支えているのである。

また、このドラマには混乱がある。ドラマが整然と進行しないからだ。つまり、舞台上でドラマが混沌とした展開の中で繰り上げられる。というのは、しばしば、舞台は中断し、わき道にそれ、矛盾に満ちているからである。

父親役と継娘役は、息子役を拒否する登場人物であり、しかも作者を探す登場人物としてのみ生きている。しかも、実は彼らの求めるのは劇作家ではない。彼らはドラマに混乱と無秩序をもたらしロマンチックな対立の原因になっている。だが、混沌を上演することは明快でもある。というのは、結局混乱は秩序を求めるからである。それに、このドラマでは、精神に価値を見出す作者を求める事をしなければ、上演できない事も示している。つまり、この劇は、自分自身の作品を創造する事を訴えている。一方座長役や息子役が暗示することは意味を持たないので舞台から消えてしまうのである。結局、この劇では、詩人がドラマを創造する事を暗示している。

04. 芥川龍之介の『藪の中』

スティーヴン・スピルバーグは黒澤明の映画に描かれた不条理な時間に関心を示した。その理由のひとつには、恐らく『羅生門』に描かれた三人の錯綜した心の時間に関心を抱いたからであろう。或いはまた、スピルバーグは『羅生門』の異なる時間の処理の仕方と幾分似た寺山修司の『田園に死す』の錯綜した時間の処理の仕方にも興味を示したであろう。それほどまでに、『羅生門』と『田園に死す』は時間の錯綜した処理の仕方が似ている。寺山が『田園に死す』を映画化するとき、黒澤が『羅生門』で描いた三人の錯綜した時間の処理の仕方が念頭にあった筈である。例えば、黒澤の『羅生門』に出て来る死んだ武士、金沢武弘の恨みを代弁する巫女がいるが、その巫女のように、『田園に死す』では、恐山の巫女のいたこによって、セレベス島で戦病死した父が家族を思う気持ちを語る。

ところで、黒澤が『羅生門』を映画化したときに、特に工夫したのは、原典の芥川龍之介が『藪の中』に描いた錯綜した時間を、今度はどのように映像化するかであったろう。つまり、黒澤は、芥川がピアスの『月明かりの道』(*The Moonlit Road*)に描いた三人の錯綜した視点を如何に映画化するかが重要だと考えた筈である。いっぽう、寺山は『田園に死す』の映画化をするにあたり、黒澤が『羅生門』で描いた錯綜した時間を念頭に置いて、更に、H・G・ウェルズの『タイム・マシーン』やボルヘスの『エルフ』の時間処理に一工夫加えて映画を仕上げたと考えられる。

或いはまた、スピルバーグが、黒澤の『羅生門』の錯綜した時間の描写に暗示を受け、また寺山の『田園に死す』の異次元空間からもヒントを得て、やがて、所謂タイム・マシーンに乗り、錯綜した異次元を自在に飛び回る『E. T.』や『バック・トゥ・ザ・フューチャー』を映画化したと仮定できる。殊に、スピルバーグは、ディズニー・アニメのピーター・パンが時空を自由に飛びまわるファンタジーを加え、寺山の『田園に死す』の映像からコンセプチュアル・アートとしてアイデアをコラージュしたようにも思われる。そこで、寺山とスピルバーグが映画で示した錯綜した時間の処理と、寺山の『田園に死す』とスピルバーグの『E. T.』や『バック・トゥ・ザ・フューチャー』にある未知との遭遇の共通点を見つけることができる。殊に、寺山やスピルバーグが自作の映画を国際映画祭に出展した背景から類似性が見られる。

さて、日本映画が国際映画祭で評判になったのは、黒澤明が、1951年のヴェネチア国際映画祭に『羅生門』を出品しグランプリを受賞したことであろう。『羅生門』は、国内では殆ど評判にはならなかった。元々芥川が『藪の中』の中で描いた三人の錯綜した時間を黒澤が映像で表した作品であった。原典となった芥川の『藪の中』は、ピアスが『月明かりの道』で描いた三人の異なった視点で小説化したといわれる。さて、寺山は、1975年にカンヌ映画祭で『田

園に死す』を正式招待として出品した。ところが『田園に死す』の国内の新宿 ATG 映画館では不評であった。ともかく、寺山は『田園に死す』の評判が国内で不評であっても、国際映画祭に出品して、黒澤のように国際的な評価を得ることは可能だという思いがあったかもしれない。そうした思いを懐きながら、寺山が『田園に死す』で、黒澤の『羅生門』の錯綜した時間を念頭におき、更に、H・G・ウエルズが『タイム・マシーン』やボルヘスの『エルフ』の時間処理に、シュルレアリスティックな味付けを加えて映画化していった。

実は、寺山が『田園に死す』をカンヌ映画祭に出品する前年の1974年に、スピルバーグ自身は『続・激突カージャック』で脚本賞を獲得している。同年に篠田正浩監督も『卑弥呼』を出品している。もしスピルバーグが篠田の『卑弥呼』を通して、篠田と知人だった寺山や日本映画に注目していたら、寺山の『田園に死す』に関心を持って観たかもしれない。

何れにせよ、フランソワ・コッポラやジョージ・ルーカスは、黒澤の映画が好きだったから黒澤に協力して『影武者』を製作し、1984年カンヌ国際映画祭でパルム・ドール賞を受賞した。それらの経緯を考えると、もしかしたら、スピルバーグが黒澤や寺山の迷宮的な日本映画に注目して映画を観たかもしれない。

ところで、寺山は、篠田正浩監督の映画『乾いた湖』で脚本を書いただけでなく、次いで、演劇『血は立ったまま眠っている』の台本を書き、映画界や演劇界へと関心を広げていた。当時、篠田は、大島渚、羽仁進、吉田喜重らと並んで日本のヌーベルバーグの映画監督であった。寺山もジャン・リュック・ゴダールやフランソワ・トリュフォーのヌーベルバーグの映画に影響を受け『書を捨てよ、町へ出よう』を自主制作したのである³⁾。また、当時、ATG 映画は低予算で質の高い映画を作るという方針で映画制作を行っていたが、寺山は『書を捨てよ、町へ出よう』や『田園に死す』製作の際、この ATG (日本アート・シアター・ギルド) 映画に、フランス映画の制作技法を取り入れた。たとえば、ゴダールの映画『気狂いピエロ』はビデオ撮りした技法が見られるが、寺山の『書を捨てよ、町へ出よう』にもビデオカメラで撮るワンショット・ワンシーンの場面が数多く見られる。

また、スピルバーグはデジタルで CG 技法を使うよりも、カメラフィルムの撮影に拘っていたといわれる。これはゴダールの映画撮影技法を髣髴させる。更に、ゴダール自身も、スピルバーグの映画に強い関心を常に抱いたといわれている。ところで、寺山の自主映画『書を捨てよ、町へ出よう』には、撮影技法がゴダールから影響を受けた色合いが見られる。

更にまた、スピルバーグは『未知との遭遇』で、映画監督のトリュフォーを俳優として使っているが、その際、トリュフォー監督は、スピルバーグが「子供の視点で映画を撮るように」と助言されたという。トリュフォーはパリの友人セルジュ・ルソー宛にも次のように書いている。

It's a childhood dream come true.⁴⁾

子供時代の夢が実現するからだ。

そして、実際、スピルバーグはトリュフォーの助言を取り入れたのであろう。スピルバーグは『E. T.』では子供の視点で捉えた映画を生み出すことになった。

また、寺山は『書を捨てよ、町へ出よう』で、今村昌平のドキュメンタリー映画『人間蒸発』に感化を受け、独自のドキュメンタリー技法で「ドキュラマ」を生み出した。因みに、アメリカの映画監督マーチン・スコセッシは、今村昌平の『豚と軍艦』から、強い感化を受けたと証言している。

或いはまた、寺山は、フェデリコ・フェリーニの映画『甘い生活』や『8½』から感化を受け、祝祭的な異空間を取り入れた。例えば寺山は『田園に死す』でサーカスの巡業を挿入し空気を描いている。これは寺山が『8½』の祝祭的雰囲気を『田園に死す』にコラージュした例である。スピルバーグもローマでフェリーニに会い、フェリーニの映画『道』に大いに感化を受け、『道』の女芸人ジェルソミーナの孤独をスピルバーグは『E. T.』で使い、E. T. が仲間の宇宙人に見捨てられた孤独な表情をコラージュしたといわれる⁵⁾。それに、スピルバーグにとって、コッポラやスコセッシらは先輩の映画監督であったから彼らの映画技法を緻密に研究していたのは当然のことであった。

このようにして、1970年代の国際的な映画界を俯瞰して、世界各国の映画監督たちの様々な映画監督活動をみていると、寺山とスピルバーグを取り巻く映画の環境の中で、互いに彼らが影響し感化しあっていた映画環境が透けて見えてくる。

或いはまた、黒澤明がコッポラ、スコセッシ、スピルバーグに感化を与えたのは、黒澤の映画が欧米映画の技法をコラージュしているからであるとしばしばいわれる。その意味で、寺山は『田園に死す』の制作で、黒澤の『羅生門』の映画技法をコラージュしているが、更に黒澤以外にも実に多くの欧米映画の技法やSF映画の技法をコラージュしている。だから、ゴダールの『気狂いピエロ』を見ていると、寺山の『書を捨てよ、町へ出よう』を思い出すのである。そしてまた、全く反対に、スピルバーグの『E. T.』を見ていると、これまた、寺山の『田園に死す』を思い出ししてしまうのである。

更に、寺山は、後年自作の全映画作品を南カリフォルニア大学でも上映しているが、この情報をスピルバーグが知っていたら『田園に死す』を観たかもしれない。ともかく、H・G・ウェルズの『宇宙戦争』のコンセプトが、少なくとも寺山やスピルバーグの映画の根底にあるから、スピルバーグの『E. T.』や『未知との遭遇』や『バック・トゥ・ザ・フューチャー』の宇宙人や宇宙船を見ると、寺山の『田園に死す』に出て来る霊場の恐山や巫女のいたこを思い出

すのである。

さて、スピルバーグが、もしも『田園に死す』の恐山のシーンで少年が巫女のいたこを通して霊界の父と会話する場面を見たとするなら、スピルバーグの『未知との遭遇』や『E. T.』に出てくる宇宙人から、共通したコンセプトが見えてくる。その共通点は、未知との遭遇という不条理な時間であろう。殊に、ほぼ同じ時期に前後して、寺山は『田園に死す』で、スピルバーグは『E. T.』で、孤独な少年と未知との遭遇を共感の念を抱いて描いた。寺山にしてもスピルバーグにしても、『田園に死す』や『E. T.』以外の作品では、宇宙からの襲撃を不条理な恐怖として描いた。寺山は宇宙人襲来のパニックを『大人狩り』に描いてきたが、『田園に死す』で未知との遭遇に共感を持って描いた。一方、スピルバーグは『未知との遭遇』や『E. T.』では未知との遭遇に共感を持って描いた。だが、スピルバーグは、『E. T.』以後、宇宙の襲撃でパニックを引き起こす映画『宇宙戦争』に傾斜していく。

少なくとも、この『田園に死す』と『E. T.』には、他の作品にはない、未知との遭遇や憧れと、思慕の念があり、そのような意味で、両作品には共通して子宮回帰が描かれているようにも思われるのである。

05. ハロルド・ピンターの『昔の日々』に於けるタイムレス

寺山はオスヴァルト・シュペンゲラーが『西洋の没落』で「起こらなかったことも歴史のひとつである」と言っているのをしばしば引用している。このアナグラムは、ハロルド・ピンターが『昔の日々』でアナの台詞をコラージュしたものと類似している。殊に、『昔の日々』の中で、アナは映画『邪魔者は殺せ』の出来事でさえ劇の中で「起こらなかったかもしれないけれども、覚えていることがある」と言っているのである。

There are some things one remembers even though they may never happened.⁶⁾

決して起こらなかったかも知れないけれども、覚えていることが幾つかある。

ピンターの『昔の日々』では、やはり、20年前の出来事と1970年代の出来事が絶えず行き来しながら劇が進行するのである。寺山の『田園に死す』が製作されたのは、1974年であるが、ピンターが『昔の日々』を書いたのは1970年であるから、恐らく寺山はピンターの『昔の日々』を読んでいたようだ。

こうして、寺山は、映画『田園に死す』の結末でセットの中での出来事が作られた虚構に過ぎないことを示すために、セットを崩して、セットの後ろから1970年代の白昼の東京の街並

みが映し出した。

映画セットの屋台崩しは、今村昌平の『人間蒸発』の最後の場面にも見られる。寺山と今村の映画のセット崩しはフェリーニの『8¹/₂』のラストシーンでセットが取り壊されるシーンからのコラージュでもある。

さて、フェリーニの『8¹/₂』のセットはロケット発射台だったが、見方をH・G・ウエルズのタイム・マシンのように設定して考え直すと、『田園に死す』は20年前の霊場恐山から、20年後の1974年の東京新宿に一瞬にしてタイムトラベルしたと考えることが可能である。この場合、霊場恐山はH・G・ウエルズの宇宙船であり、巫女のいたこは宇宙人ということになる。そして、映画『田園に死す』では、タイムマ・シーンの代わりに、恐山の舞台装置が崩れる。このシーンは、ちょうどロケットが、大気圏に突入した後、ロケットからパイロットが地上に現れるように、『田園に死す』のラストシーンでは、一挙に、20年間の時間を飛び越えて1970年の東京新宿の町並みが現れるのである。

寺山は、映画撮影の製作費は安い、質の高い映画作りを目指したATG映画の事情もあったが、先ず、何よりも寺山自身が歌人であり、『田園に死す』で俳句や短歌をスクリーンにインポウズして見せ、更に、スピルバーグの玩具のようなタイム・マシーンではなく、目に見えないが、人間の想像力だけが見える、透明なタイム・マシンを舞台崩しの場面で使って、異次元空間を瞬時に見せたのである。また、歌人の寺山が、極限の三十一文字の世界を紡ぎ出す詩人として、しかも、劇作家として、また、ステージを熟知したアルチザンだったので、ぎっしりと詰め込まれた不条理な異次元空間の妙味を現すのに、舞台の暗転のような効果を、映画のスクリーンに使った。

06. バーナード・ショーの『ファニーの処女作』に於けるファンタジー

ショーは『ファニーの処女作』をドラマ化しているが、この劇構成はピランデッロの『作者を探す六人の登場人物たち』を思い出す。英国近代演劇の研究者の升本匡彦が2005年9月4日、名古屋学院大学さかえサテライトで『ファニーの処女作』の研究を話した。その際、升本はショーの『ファニーの処女作』とピランデッロの『作者を探す六人の登場人物たち』についてその類似性に触れた⁷⁾。劇の作中人物である批評家が、同じく作中人物のファニーが書いた戯曲『ファニーの処女作』は、劇作家のショーが書いたものだという。従って作者を探すという点では、ショーの『ファニーの処女作』もピランデッロの『作者を探す六人の登場人物たち』も或いは寺山の『邪宗門』も類似している。しかも、舞台が、劇の中にもう一つ劇があるというメタシアターの視点からも似ている。劇中劇という観点からみれば『ハムレット』や

『かもめ』などの先行作品がある。また、舞台と観客席との間にある壁を突き破るというドラマであればメタシアターとなってしまう、観客は劇を見ながらフィクションの世界に巻き込まれることになる。さて、天野天街氏は、愛知トリエンナーレの催し物で、諏訪哲司氏の芥川賞小説『りすん』を脚色し演出したが、舞台の最前列に役者を並べて終幕でステージの役者と一緒に合唱する工夫をした。こうした天野氏の演出によって舞台と観客の境目は無くなり、劇場全体がメタフィクション化し、観客は小説『リスン』の世界に入り込んで一緒になって小説を読んでいるという感覚に陥るのである。作者が観客をドラマに巻き込むという戦略からすれば、ショー、ピランデッロ、寺山修司、天野天街氏の意図する実験演劇のドラマツルギーの内面が案外容易に見えてくる筈である。

07. 寺山修司の『邪宗門』

『邪宗門』の中で登場人物たちが、終幕近くで、この芝居を誰が作ったのかと言っている。結局、新高恵子氏が「作者よ」という。この台詞は、直ちに、ピランデッロの『作者を探す六人の登場人物たち』を思い出してしまう。『邪宗門』は意図的にこの芝居が作り物である事を提示している。黒子が大勢登場し、しかも役者が“生”人間でなく人形であることを強調している。そして、終幕で、役者たちは“生”人間から人形化し、更に、黒子は黒い衣装を脱いで生人間として姿を表す。

山太郎 ……だとすれば、その黒子を操っていたのは一体誰なんだ。

新高 それは、言葉よ。

佐々木 じゃあ、その言葉を操っていたのは一体誰なんだ。

新高 それは、作者よ。

そして、作者を操っていたのは、夕暮れの憂鬱だの、遠い国の戦争だの、一服のたばこのけむりよ⁸⁾。

前述の台詞は、まず、新高恵子氏が黒子の衣装を脱いで“生”人間になり、ドラマがフィクションから現実へ変換した事を暴露する。しかも、ここで注意しなければならないのは、それまで、劇中人物であった山太郎が、俳優の佐々木英明自身に変わって“生”人間として話し始める場面である。この変化は、かつて、佐々木氏が映画『書を捨てよ、町へ出よう』の冒頭シーンで、“生”人間としてスクリーンの中から観客に話しかけ、それから映画の中に入っていく場面を思い出す。そして、映画の終わりになって、佐々木氏は再びフィクションの北村英

寺山修司の『邪宗門』とルイジ・ピランデッロの『あなたが思うならそのとおり』に於ける創造的虚構世界

明から現実の佐々木英明自身に戻るのである。

そればかりではない、寺山は、『邪宗門』の終幕で舞台そのものを破壊して、劇場も破壊して市街をみせる。まるでパンドラの箱の中身が空中に霧散して消えていくように、舞台のキャラクター達は皆拡散して、遂には、あたかも、ウイルス菌のように、観客の心に感染していくのである。

08. 寺山修司の『観客席』

前にも紹介したように、田之倉稔氏は「まず寺山とピランデッロの関係は結構あるとおもいます。『観客席』はきわめてピランデッロ的です。」と述べておられる。また、かつて、守安敏久氏が、『観客席』を観劇中に、客席にボートが現れてびっくりした」と語った事がある。その場面は、『観客席』の「6 とびだす救命ボート」のト書に指示が次のように書かれている。

ふいに、観客Kの10を突き破って、巨大な救命ボートがとびだす。一瞬とびあがるK10の客！⁹⁾

前述のト書は、現実とフィクションとが交錯した場面である。観客は、現実の場である観客席にいたので救命ボートが突然フィクションが異次元の世界から噴出したように驚くのである。そこで、田之倉氏は「寺山—ピランデッロは虚構の現実性という基本的な点で共通性があるのではないのでしょうか。」と述べたのであろう。

09. まとめ

ピランデッロは『あなたが思うならそのとおり』や『作者を探す六人の登場人物たち』の中で、虚構の現実性を描いている。だが、寺山の場合には、更に、パラドックスがあるから、現実は嘘にもなるし、嘘も現実になる。

さて、映像作家の安藤紘平氏によると、寺山の映画のスクリーンにいったん、入り込むとそこから出られなくなるという¹⁰⁾。けだし、ピランデッロの『あなたが思うならそのとおり』は、寺山が示す映画のスクリーンの世界を想い出させる。いったん、観客が映画のスクリーンの世界に入り込むと、映画の世界では、ポンザ夫人は、一旦は、死んだフローラの娘でもあるが、次の瞬間にはポンザの第二の妻にもなる。つまり、映画は、虚構の世界であり、嘘の世界であり、夢の世界であり、また幽霊が住む世界でもある。だから、映画の不連続な世界

の視点から見ると、ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』は、何の矛盾も起こらない。しかし、あくまでも、現実の世界に拘ると、ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』は、矛盾に満ちているので、遂には、不条理の世界に迷い込んでしまうのである。

結局、ピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』は、フィクションとして見続ける限り、ポンザ夫人の言っている事も彼女の存在も少しも矛盾しない。その尺度の基本となっているのはピランデッロの『作者を探す六人の登場人物』である。仮に舞台の真中に鏡を立てると、現実世界の人物と舞台の登場人物がパラレルに登場する。従って、予め、現実とフィクションとを並列して見ている限り、矛盾が起こらない。しかし、『あなたがそう思うならそのとおり』では観客がこの舞台中央に立ててある鏡を無視し、現実とフィクションを一直線に同列化しようとしたり、現実の視点だけで全ての現象を見ようとしたりすると、訳の分からない芝居になってしまう。

但し、一般の観客はピランデッロの『あなたがそう思うならそのとおり』が、事件の当事者以外には虚構という真実が客観的に分からないので、『作者を探す六人の登場人物』に比べると少し複雑で分かりにくくなっている。言い換えれば、ピランデッロの芝居は、観客を、舞台に巻き込むように仕掛けた装置になっている。だから、一旦、観客が舞台に巻きこまれると、現実とフィクションの境目が取り払われてしまい、矛盾した世界に巻き込まれ、迷宮の世界に墜ちこんでしまうのである。しかし、舞台の出来事が、映画のスクリーンに映る虚構の世界だと思えば、矛盾は取り除かれ、難問は解決する。

しかしながら、逆に映画の世界が、現実を飲み込む宇宙空間だと思えば、もはや、現実の尺度は役に立たなくなる。なぜなら、現実の人間社会を含めた時間は、150億年の宇宙の歴史から見ればほんの一瞬であり、おまけに、この現実は、宇宙と全く無関係ではなく深く繋がっているからである。寺山修司は『壁抜け男—レミング』で次のように言っている。

世界の涯てとは、てめえ自身の夢のことだ¹¹⁾

寺山は、宇宙を夢と同じ大きさで出来ていると考えていた。宇宙がビッグバンで誕生したとすれば、人間の意識の底にある潜在意識は、その人自身の生命の誕生と深く関係してくる筈である。というのは、人間の心の奥底に眠る潜在意識は、宇宙の誕生と関わってくるはずだからである。しかも、人間の潜在意識は宇宙の誕生にまで遡る事が出来る筈であるが、寺山は、それを夢によってそれが可能だと述べている事になる。ピランデッロの虚構の世界もこの人間の潜在意識と関係してくる。『あなたがそう思うならそのとおり』では、ポンザ氏もフローラも

ボンザ夫人の記憶も、気まぐれで定かでない潜在意識から立ち昇ってくる。そんな不条理な眩きであるとすれば、それはロジカルではない子宮の世界が宇宙の縮図となる。そうだとすると、ボンザ氏もフローラもボンザ夫人の虚言も、覚醒し目覚めた意識では決して測定できない言辞である事を表している事になる。

さて、寺山は『邪宗門』で、現実の舞台を破壊しようとするが、元々、台詞も舞台も虚構である事を示している。だから、この逆転は、いわば、現実の舞台を破壊することが、創造でもある事を示しているのである。

どんな鳥だって、想像力よりも高く飛べない (p. 126.)

鳥は現実を象徴しており、大気圏よりも遠い彼方へ飛んで行けない事を表している。だが、逆説的に、想像力は、成層圏を突き破って宇宙の涯てまで飛んでいく事が出来る事を示しているのである。従って、『あなたがそう思うならそのとおり』の世界も、逆説的にみれば、現実の出来事よりも、不条理で脈絡のない人間の想像力の方が遙かに真実を含んでいる事を表しているのである。

注

- 1) *It is so! If you think so* Edited by Eric Bentley (E. P. Dutton, 1952), p. 86. 以下同書からの引用は、頁数のみ記す。
- 2) Pirandello, Luigi, *Six Characters in Search of an Author* translated by John Linstrum (Three Plays, Methuen Drama, 1994), pp. 76-7. 以下同書からの引用は、頁数のみ記す。
- 3) ショーヴェ、ルイ、『書を捨てよ、町へ出よう』評 (『フィガロ』田山力哉訳、映画評論、1973、3)、p. 37「ここにはトリュフォーにもよく見られる青春の不遇につきもののメランコリックな悲歌の跡も見出されるのである。」p. 38。「殊にゴダールの影響は強い。」
- 4) Baxter, John, *Steven Spielberg* (Harper Collins Publishers, 1996), p. 161.
- 5) Cf. Yule, Andrew, *Steven Spielberg Father of the Man* (Warner Books, 1997), pp. 39-40.
- 6) Pinter, Harold, *Complete Works: Four* (Grove Press, 1981), pp. 27-28.
- 7) Cf. Valency, Maurice, *Pirandello: A New Conception of Theatre (Modern Critical Views Luigi Pirandello)* Edited by Harold Bloom, Chelsea House Publishers, 1989, p. 146.
- 8) 寺山修司『邪宗門』(『寺山修司の戯曲』第6巻、思潮社、1986)、p. 125. 以下同書からの引用は、頁数のみ記す。
- 9) 寺山修司『観客席』(『寺山修司の戯曲』第7巻、思潮社、1987)、p. 87.
- 10) 安藤紘平「映画と私と寺山修司 “最近何故か寺山修司”」(『寺山修司研究』第4号、2010)、pp. 52-54参照。
- 11) 寺山修司『壁抜け男—レミング』(『寺山修司の戯曲』第5巻、思潮社、1986)、p. 155.

参考文献

- Pirandello, Luigi, *Theatre complet II* (nrf Gallimard, 1985)
- Pirandello, Luigi, *Naked Masks* (E. P. Dutton, 1951)
- Pirandello, Luigi, *Three Plays* (Methuen Drama, 1985)
- Giudice, Gaspare, *Pirandello A Biography* (Oxford U.P., 1975)
- Gieri, Manuela, *Contemporary Italian Filmmaking Strategies of Subversion Pirandello, Fellini, Scola, and the Directors of the New Generation* (Tronto U.P., 1995)
- Pinter, Harold, *Complete Works: One to Four* (Grove Press, 1981)
- Pinter, Harold, *The 2005 Nobel Prize Lecture* December 7, 2005 (The Nobel Foundation, January 2006)
- Pinter, Harold, *The Proust Screenplay A la recherche du temps perdu* (Eyre Methuen, 1978)
- Pinter A Coklection of Critical Essays* Edited by Ganz, Arthur (Prentice-Hall, 1971)
- Billington, Michael, *The Life and Works of Harold Pinter* (faber and faber, 1996)
- Hinchliffe, Arnold P., *Harold Pinter* (Twayne Publishers, 1981)
- Essliun, Martin, *The Theatre of the Absurd* (A Pelican Book, 1968)
- Modern Critical Views Harold Pinter* Edited by Harold Bloom (Chelsea House Publishers, 1987)
- Frazer, O. M. James George, *The Golden Bough* (Macmillan, 1976)
- The Bodley Head Bernard Shaw Collected Plays with their Prefaces* (Max Reinhardt, 1972)
- Bentley, Eric, *The Pirandello Commentaries* (Nortwestern U.P., 1986)
- Valency, Maurice, *Pirandello: A New Conception of Theatre (Modern Critical Views Luigi Pirandello* Edited by Harold Bloom, Chelsea House Publishers, 1989)
- Modern Critical Views Edward Albee* Edited by Harold Bloom (Chelsea House Publishers, 1987)
- 『寺山修司の戯曲』第5巻 (『壁抜け男—レミング』思潮社、1986)
- 『寺山修司の戯曲』第6巻 (『邪宗門』思潮社、1986)
- 『寺山修司の戯曲』第7巻 (『観客席』思潮社、1987)
- 『寺山修司研究』第4号 (文化書房博文社、2010)
- 田中浩司 (台本)・寺山修司 (構成) 『'81版新観客席』 (演劇実験室天井敷、渋谷ジャン・ジャン、1981年8月19日〜27日)

長崎県諫早湾干拓地における営農展開Ⅱ (2009年～2010年)

山 野 明 男

はじめに

長崎県の諫早湾干拓地は、2008年4月に営農が開始されて2010年4月で満2年を経過した。長崎県はこの干拓地の営農について数多くの先進的計画を実践に移してきた。

この研究報告は、諫早湾干拓地の過去3回の報告（山野明男：計画2007、入植当初2009、1年目2010）に続くもので、入植が始まって2年半を経過した時点での、諫早湾干拓地におけるこれまでの営農実態を捉えようとしたものである。入植者の個々の数値については、個人情報との関係で入手できないことが多いが、全体の営農状態は統計資料や土地利用から捉えることができるので、その分析を試みた。この干拓地は、環境保全型農業を取り入れて2年目は経営が軌道に乗り、営農についてはほぼ順調に滑り出したということができる。

諫早湾干拓事業については、佐賀地方裁判所に続き福岡高等裁判所でも諫早湾の排水門開放を命じる判決が出だされ、国が上告を断念することまで決まった。この問題は干拓地の営農に大きく影響することからこの開門問題を最初に取り上げたい。また、営農に関わる干拓地の農地賃貸方式の問題が出てきている。それは、この干拓地で初めて取り入れられた形態で、農地の売却ではなく貸与の方式から生じたことである。入植者は、賃貸面積が広いためその賃貸料を遅延する事態が生じているので、この点についても言及したい。

日本の農業を考える上で、諫早湾干拓地はいくつかの問題提起をしている。食料自給率の低下で農業の見直しがされている中、平坦地で効率的に行える優良農地での営農が軌道に乗るかという点、入植者には大小さまざまな経営面積が割り当てられその農地が賃貸という点などである。

なお、わが国の干拓地はこれまで水田稲作を主体として利用されてきたが、米の生産調整政策の下において造成されたこの干拓地は畑地となった。この干拓地の新しい取り組みが成功するかを見守っていきたい。

1 研究成果と本報告の研究目的

これまでの諫早湾干拓地における筆者の研究成果としては、6点をあげることができる。

第1に、この干拓地は入植者の選定に工夫が凝らされたことである。各入植者は入植前の営農状態を詳しく調査され、この干拓地での希望面積、希望場所の申告後、これらの内容が慎重に審査された。また、この干拓地での入植農地は、入植者に売却されるのではなく貸与であった。

第2に、諫早湾干拓地は中央干拓地と小江干拓地の2か所をいう。干拓地は営農計画において水田は皆無であり、経営形態が露地野菜（有機栽培を含む）、飼料作物、施設園芸の3種類であり、県の示した環境保全型農業を実践することである。そして、干拓地内には畜舎の建設は認められていない。

第3に、干拓地入口に隣接する宅地等用地は、入植者に売却され、農業関連施設と住宅に当てられるものである。宅地等用地において農業関連施設は多く立地したが、ここでの定住者は現在のところ1法人のみであり、そのため村落共同体が成立しない干拓地となっている。

第4に、諫早湾干拓地の入植者は、法人16、農家25の計41となり、その所在地については法人入植者の17が県内各地（熊本1）に分散しているのに対して、農家入植者の25戸のうち12戸が諫早市内で約半数を占めている。

第5に、この干拓地の農地利用について、2008年度の1年間（2008年4月から2009年3月まで）での収穫済面積で表すと合計で1,099haとなり、耕作可能な面積の666haに対し1年間の土地利用率は単純にみると165%と計算できる。諫早湾干拓地の四季の利用状況を追うと、季節により利用率が大きく異なることが判明した。意外と思われたのは、作付面積において冬季の利用率が62%となっていて、一方夏季は28%という点である。

第6に、入植3法人が地域雇用に果たす役割は大きいといえる。それらは、加工用原料を集荷する機能をもつ法人、青果用の野菜を集荷する機能をもつ法人、そして花きに特化した法人が存在し、大規模入植法人が機能分化しつつあると捉えることができる。

そこで本報告の研究主目的は、長崎県の諫早湾干拓地に入植して2年半の営農実態を明らかにすることと、現在この干拓地の抱えた問題を検討することである。そして、入植者の動きを農業施設の配置や土地利用の実態、経営戦略などを通して、現地資料と入植者の個別聞き取り

調査などから分析することとした。今後10年間は、継続調査するつもりである。

2 潮受堤防排水門の開門問題

筆者の研究目的は干拓地造成の賛否ではなく、出来上がった干拓地での農業経営の展開が主である。主題とは離れるがこれからの営農にも大きく関係する潮受堤防排水門の開門問題について検討しておきたい。

諫早湾干拓地は、計画当初から反対運動がなされていた。そのため、これまでみてきたように実際に造成された面積は、大長崎干拓計画からみると干拓地面積で12%の816haでしかない(山野明男2010)。長崎県の地勢を概観すると平坦地が少なく、広大で平坦な農地を長崎県の農民が求めるのも当然のことである。

反対運動は大きく二つに分けて捉えることができる。一つは、干拓地や潮受け堤建設などの大型公共事業に反対する運動である。もう一つは、有明海全体の環境と漁業への悪影響を心配しての反対運動であり、またこれらが合体している場合もある。いま大きく問題となっているのは、諫早湾と調整池との間の潮受堤防の排水門を開放するという問題である。

2008年に諫早湾干拓地には入植・営農が始まっているのは事実であり、これを踏まえ周辺の農村部やこの干拓地の入植者の営農に影響を与えない解決策を模索することが望まれる。

歴史的経過は省略するが、この干拓地に重要な影響を与える問題としては2008年6月に佐賀地方裁判所が、諫早湾干拓地の干拓事業と漁業被害との関係を問う裁判で、漁業被害を認めて潮受堤防の排水門を5年間開放するよう命じる判決を下した。控訴している農林水産省は、環境アセスメントを待って最近では開門の方向にあった。その後、2010年12月に福岡高等裁判所で同様の判断が示され、国は最高裁判所への上告をも断念した。

しかし、現実に関門すれば調整池の水は海水となり、そこから供給している干拓地のかんがい用水は使用できなくなるのである。そのため、干拓地を管理する長崎県は開門による影響の4項目を示し開門の中止を求めている。

まず、地域住民の安心・安全な生活への影響を挙げている。これは、排水門の開門により締め切り前の状態に戻り、水位の調整及び潟土の堆積により排水が困難となり、かつてのような洪水被害や排水不良が発生するという。

次に、農業への影響としては調整池への海水の導入により干拓農地の農業用水が確保できなくなるとともに、干拓農地のみならず背後地の農地も地下から塩分遡上や台風時の潮風による塩害が発生するとしている。干拓地にとっては、この農業用水確保の問題が一番重要と思われる。

漁業への影響としては、排水門周辺で速い流れが発生し、潟土を巻き上げて諫早湾の外まで濁りを拡散し、魚介類や海藻類に深刻な被害の発生が見込まれる。自然環境への影響としては、1997年の堤防の締め切り以降に、調整池に形成されている淡水の生態系や調整池や周辺干陸地の多様な動植物が生息する自然環境を破壊するという。

一方、これらの長崎県の主張に対して反対派は、開門が漁業被害を少なくして、環境にも良いという。開門の場合の防災対策としては、現在の-1mの水位管理を変えないことから始める段階的な開門方法をとれば、防災機能は低下しない。そして長期開門に向けて、ポンプの設置やクリークの拡張、樋門の整備など本来の防災対策が進むことにより一層の防災機能強化が図れるという。

また、農業用水の問題について、開門による海水導入で調整池の水は農業用水として使用は不可能になるが、これに替わる水源は、下水処理水の再利用、溜池の設置、河川余剰水の利用などであり、これらは既存背後地にも導水できると主張する。排水門を開門して代替水源の水を使用する方が干拓地の農産物は消費者から信頼を得るのではないか、潮風害や塩水浸透に対しても、防潮ネットや潮遊池の設置、防潮堰などの対応で可能としている。

これら両者の排水門開門の可否についての主張を諫早湾干拓地の農業という点からみると、両者とも干拓地農業の存続を前提にしていることは確かである。この点から、両者の歩み寄れるところで妥協するべきだと考える。すなわち、干拓地農業を潰してしまえという極論ではなく、干拓地の農業を守ろうとする点に共通点を見出すことができる。

これらの主張とは別に開門派は即時開門を主張し、農業の存続や被害については全く考慮していないという意見もある。開門することにより、干拓地への清浄な用水の水源をどこから持ってくるのが問題であろう。

3 土地利用の状況

1) 全体的土地利用

この干拓地の特徴である貸付農地は、営農開始から2年半の間での農地異動はなく営農は順調に滑り出したといえる。干拓内での大きな変化といえば、中央干拓地の入口付近に位置する宅地等用地の農業施設の立地である。2009年8月の調査時には6法人の農業施設と1戸の個人住宅が建設されていたが、翌年の2010年8月時点ではそこに新しい施設は建設されていなかった。また、干拓農地内にはハウス温室などの施設が背後地に近い区域に次第に面積を拡大している。建設中のハウス温室もあるので正確な数字は把握できていないが、2009年には7.8haであったが2010年8月現在18.3haと拡大している。その他、育苗施設が5か所、事務所・倉

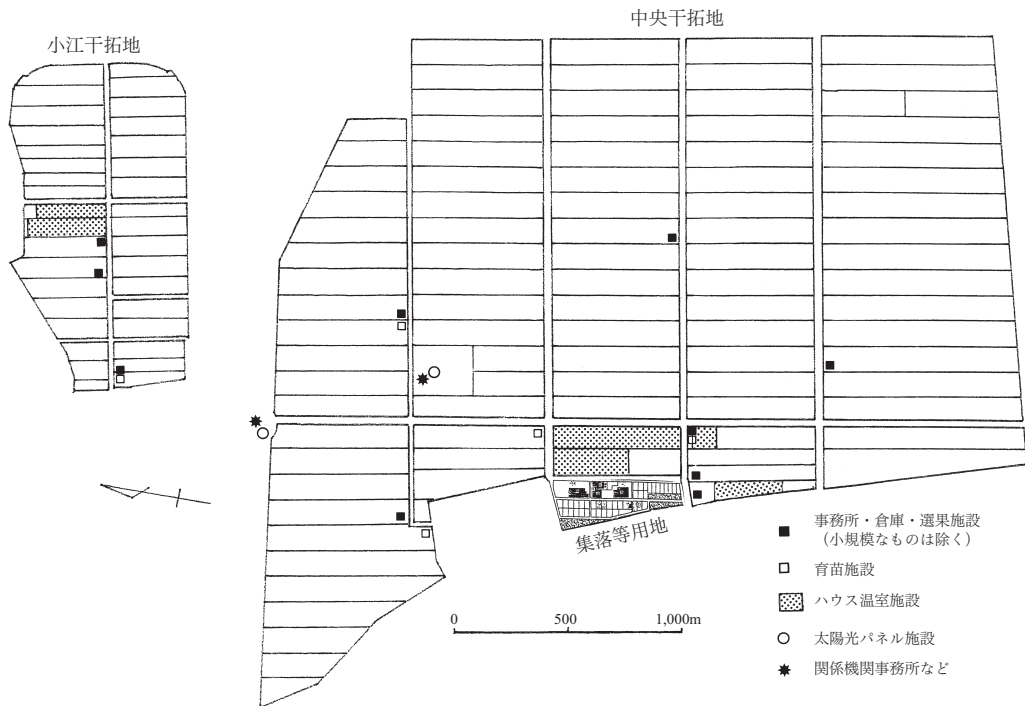


図1 長崎県諫早湾干拓地における農業施設分布（2010年8月現在）

*現地調査による

庫・選果施設が10か所、関係機関事務所など出来ている（図1）。これらは今後増加することが見込まれる。

また新しい施設としては、経済産業省と長崎県により「低炭素社会に向けた技術シリーズ発掘・社会実証モデル事業」として、中央干拓地内の2か所に太陽光パネルが設置された。一つは、揚水機場に設置された20kWhの太陽光パネルで農耕機器の充電ステーションとして、もう一つは、県試験場の5kWhのものでハウス温室のヒートポンプに使用されるという。

将来的には、循環型次世代農業としてこの太陽光の他にバイオマスの利用が考えられている。バイオマスの量は、諫早湾干拓地周辺も含め植物系で約3,000トン／年、畜産系で69万t／年と豊富である。太陽光発電とバイオマス燃料により地産地消による「次世代向けマイクログリッドシステム」（特定地域での分散型電力供給網）が期待されている。

2）農地利用の状況

昨年（2009年度）の調査結果と対比するために、2008年度の1年間（2008年4月から2009年3月まで）

表1 諫早湾干拓地における作物区分ごとの耕地利用状況比較

年 度	2008年度	2009年度	増減面積 (ha)
区 分	収穫済面積 (ha)	収穫済面積 (ha)	
露地野菜	406.8	467.0	60.2
その他の作物	33.9	134.0	100.1
飼料作物	389.2	290.1	-99.1
緑肥	262.4	119.2	-143.2
施設園芸	6.9	15.0	8.1
合 計	1099.2	1025.3	-73.9
耕地利用率	165.0%	153.9%	

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

での収穫済面積で表すと、露地野菜が406.8ha、その他の作物が33.9ha、飼料作物が389.2ha、緑肥が262.4ha、施設園芸が6.9haの合計1,099.2haとなり、耕作可能な面積の666haのうち1年間の土地利用率は165%と計算できる。

これに対して、2009年度の1年間（2009年4月から2010年3月まで）での収穫済面積で表すと、露地野菜が467.0ha、その他の作物が134.0ha、飼料作物が290.1ha、緑肥が119.2ha、施設園芸が15.0haの合計1,025.3haとなり、耕作可能な面積の666haのうち1年間の土地利用率は153.9%と計算できる（表1）。

この2年間を収穫済面積で比較すると、土地利用率が165%から154%に低下している。とくに増加したものとしては、露地野菜、その他の作物、施設園芸が増加している。飼料作物と農地を肥沃にするための緑肥が少なくなっていることが認められる。また、パレイショが約60ha減少し、タマネギが約60ha増加するなど栽培品目にも大きな変化がみられる。それは、栽培期間が比較的長く他の作目との組み合わせが難しいタマネギが増加したことが土地利用率の低下に繋がったと推測される。

中央干拓地と小江干拓地の各季の作付分布図を昨年は入手できたが、今年はできなかったのて前回と今回の作付状況調査の比較のみとする。また、作付面積だけでなく今後は収穫量や販売金額の調査・統計、さらにそれらの公表が望まれる。なお、各表の数値は2009年作付面積の広い順に10ha以上の品目を、施設園芸は1ha以上の品目を表示している。

①2009年11月（秋季）の利用状況

秋季の利用状況は、2009年11月10日に県農業振興公社による作付状況調査が行われた（表2）。2008年は11月11日調査を示したのである。

これによると、今回の作付面積は露地野菜のレタスが42.3ha、ニンジンが37.8ha、パレイ

表2 諫早湾干拓地秋季作付状況（2008年・2009年）

調査年月日		2008.11.11	2009.11.10
区 分	品 目	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)
露地野菜	レタス	49.3	42.3
	ニンジン	33.2	37.8
	バレイショ	48.1	30.4
	キャベツ	8.2	25.7
	ダイコン	5.7	21.1
	シロネギ	0.0	12.6
	ハクサイ	29.1	11.6
小計		225.9	219.9
その他の作物	ダイズ	14.5	20.0
	小計	20.5	21.5
飼料作物	ソルゴー	30.6	28.0
	デントコーン	10.9	16.8
小計		61.7	59.9
緑 肥	緑肥	1.5	10.4
施設園芸	キク	0.8	4.5
	ミニトマト	1.7	2.2
小計		2.5	8.8
合 計		312.1	320.5

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

ショが30.4ha、キャベツが25.7ha、ダイコンが21.1ha、シロネギが12.6ha、ハクサイが11.6haなどで計219.9haとなっている。露地野菜の作付面積は昨年とほぼ同様の面積であるが、品目が若干異なり、キャベツ・ダイコン・シロネギが作付面積を拡大した。その他の作物は、ダイズが20.0ha、サツマイモなどがあり計21.5haとなっていてほとんど変化がない。飼料作物は、ソルゴーが28.0ha、デントコーンが16.8haと続き計59.9haでありほぼ同傾向であった。緑肥は季節的変動もあり、この時点での利用は10.4haであった。施設園芸ではキクの4.5haとミニトマトの2.2haで計8.8haとなっている。

この結果、秋季の作付面積は干拓地全農地面積（県を除く）の666ha中320.5haと利用率48.1%となった。昨年の同期（昨年は10月の時点）と比べほぼ同じである。この時期は、露地野菜の作付面積が最も多くその中でもレタスの作付面積が最大であった。

②2010年2月（冬季）の利用状況

冬季の利用状況は、2010年2月8日に県農業振興公社による現地調査が行われた（表3）。

表3 諫早湾干拓地冬季作付状況（2009年・2010年）

調査年月日		2009.2.12	2010.2.8
区 分	品 目	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)
野 菜	タマネギ	61.3	106.5
	キャベツ	13.6	37.5
	レタス	31.9	23.5
	ニンジン	11.3	18.0
	ハクサイ	15.3	6.3
小計		184.5	263.5
その他の作物	麦	106.0	100.3
飼料作物	イタリアンライグラス	29.6	39.8
	混播	24.3	29.2
	大麦	43.2	26.8
小計		97.1	95.8
緑 肥	緑肥	22.2	11.2
施設園芸	キク	4.0	4.7
	ミニトマト	1.3	2.2
	トマト		2.0
	その他		1.2
小計		5.3	10.1
合 計		415.1	480.9

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

2月の利用面積として一番多いのは、露地野菜が263.5haで、次にその他の作物、飼料作物となっている。緑肥は少なく施設園芸は倍増している。品目ではタマネギの106.5haで、次が麦の100.3haと飛びぬけている。

次に、露地野菜の品目別ではタマネギがトップで、キャベツが37.5ha、レタスが23.5ha、ニンジンが18.0haとなっている。その他の作物では麦が多く他の品目はなく、昨年と同様の状況である。次いで、飼料作物はイタリアンライグラスが39.8ha、混播が29.2ha、大麦が26.8haとなり計95.8haとなっている。この数値もほとんど順位が入れ替わるのみで変化は少ない。緑肥は2月の作付面積では11.2haとなり、昨年と比較すると半減している。

施設園芸は2010年2月現在では、キク4.7ha、ミニトマト2.2ha、トマト2.0haとなっており計10.1haで昨年に比較して2倍の増加となっている。諫早湾干拓地内でのハウス温室の施設群が目をひく。施設が次第に充実していることを示している。

冬季2月の合計では、480.9haの利用で72.2%の利用率である。前述の冬季62.2%より利用

表4 諫早湾干拓地春季作付状況（2009年・2010年）

調査年月日		2009.5.11	2010.5.11
区 分	品 目	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)
露地野菜	タマネギ	58.7	86.7
	パレイショ	82.3	81.1
	シロネギ	12.3	20.2
	カボチャ	18.7	17.1
	キャベツ	5.8	13.2
	レタス	10.0	11.7
	ダイコン	16.3	7.8
	ショウガ	11.3	1.8
小計		251.4	260.2
その他の作物	麦	108.0	100.3
飼料作物	イタリアンライグラス	50.7	28.3
	混播	30.2	22.1
	デントコーン	12.8	12.8
	大麦	30.1	9.9
小計		123.8	73.1
緑 肥	緑肥	22.9	12.6
施設園芸	キク	5.2	4.2
	ミニトマト	1.7	2.2
	トマト		2.1
	キュウリ		2.0
小計		7.4	11.4
合 計		513.5	457.6

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

率10%も上昇している。平地で畑専用の土地利用としては冬季の効率では理想的ではないかと考える。

③2010年5月（春季）の利用状況

春季の利用状況は、2010年5月11日に県農業振興公社による現地調査が行われた（表4）。春季における作付面積の最大品目は麦であり、100.3haを占めている。次は露地野菜のタマネギが86.7ha、パレイショが81.1haと多く、シロネギ・カボチャ・キャベツ・レタスと続いている。露地野菜の合計は260.2haで作目別では最大となっている。

次に、その他の作物では麦が多くの面積を占めている。飼料作物は、この時期イタリアンライグラスが28.3ha、混播が22.1ha、デントコーンが12.8haであり、計73.1haと昨年に比べて取

穫期が前年より早まったために6割に減少している。緑肥は12.6haと、昨年と比較すると半減している。これは冬春野菜の拡大で圃場が空いてないためである。

施設園芸ではキクの4.2ha、ミニトマトの2.2ha、トマトの2.1ha、そしてキュウリの2.0haの計11.4haであり、すべて増加傾向である。

合計の作付面積は457.6haであり、耕地面積の68.7%の利用率である。昨年と比較すると昨年の作付面積は513.5haで約77%と1年間で最大であったが、10%の減少となっている。これは飼料作物の収穫時期が前年より早まったことが影響している。

④2010年8月（夏季）の利用状況

夏季の利用状況は、2010年8月10日に県農業振興公社による現地調査が行われた（表5）。夏季の農地利用は昨年に対して大きく拡大している。最大品目は緑肥の77.2ha、次いで飼料作物でソルゴーが65.3ha、ヒエが49.1ha、デントコーンが26.5haとなり、その他の作物のダイズが25.1haである。夏季は農地を休ませる意味もあり緑肥が多い。露地野菜は、シロネギが22.9haで合計は63.0haである。施設園芸はキクのみで5.1haである。

作付面積の合計が323.1haになっており、昨年の192haに比べ1.68倍の面積となっている点が注目され、耕地面積の48.5%の利用率である。これは野菜がシロネギの他、カボチャ、アオネギ、ニンジン（ニンジンは播種の前進化がみられた）などの作付が増加したことと、飼料作物は60haの増加（ヒエの作付が早まったため）、緑肥も50haの増加（土づくりに力を入れるよ

表5 諫早湾干拓地夏季作付状況（2009年・2010年）

調査年月日		2009.8.10	2010.8.10
区 分	品 目	作付面積 (ha)	作付面積 (ha)
露地野菜	シロネギ	9.6	22.9
	小計	40.6	63.0
その他の作物	ダイズ	20.0	25.1
	小計	26.0	25.5
飼料作物	ソルゴー	64.4	65.3
	ヒエ	0.0	49.1
	デントコーン	5.2	26.5
	スーダングラス	16.6	11.4
	小計	92.8	152.3
緑 肥	緑肥	26.9	77.2
施設園芸	キク	4.4	5.1
	小計	5.7	5.1
合 計		192.0	323.1

*長崎県農業振興公社調べを元に作表

うになった）したことがあげられる。また増加傾向は、周年で土地利用を考えた結果とノウハウの蓄積の成果である。

以上のように、諫早湾干拓地の四季の利用状況を追った。それによると、季節により利用率は、秋季が48%、冬季が72%、春季が68%、夏季が48%と利用が均等化してきたことが分かる。意外と思われたのは、夏季が緑肥の伸びもあるが28%から48%と大きく伸びたことである。

この均等化は、労働力分配にも好影響を与える結果をもたらすと期待される。例えば、露地野菜にとっては、この干拓地が温暖な平坦地であるため適温が冬、春、秋となり、有効な土地利用となっていることが分かる。

4 入植者の営農実態

この干拓地の入植者は、法人16と農家25の計41である（表6・7）。2010年夏の調査では、10の入植した農業法人や農家に聞き取り調査ができたが、そのうちの6件を紹介することとした（図2）。入植者は聞き取り調査に大変協力的であり、規模拡大により大規模に経営して安定感のある法人と農家とみることができた。この中から特徴的な法人・農家を取り出し諫早湾干拓地における干拓地農業の3年目を浮き彫りにしたい。

1) 法人入植者

①A法人

A法人は、搾乳牛のホルスタイン350頭を飼育する大規模農業法人で、干拓地の貸借面積でも最も広面積の60.99haを借り受けた。入植時の計画では、この耕地に麦、大豆、飼料作物を栽培するとしていた。この法人は、1968年に5人の組合員により法人組織として農業構造改善事業の補助金で畜産の酪農を島原市の雲仙岳の中腹において始めた。うち4人はすでに酪農経験者であった。地元では8haの農地を所有している。1973年には200頭の飼育可能な設備に広げた。

この干拓地に入植することを決めたのは、作業効率よく飼料作物が栽培できるためという。この干拓地の農地までは通作に車で40分がかかる。そして、土地を購入するとなると大金を必要とするが、賃貸であることにより広大な耕地を借り受けることができた。借受面積は100haを希望したが、60.99haとなった。入植場所は希望したところとは異なっていた。現実に入植してみると、飼料作にしては賃貸料が高いと感じているようである。賃貸料については後述する。入植後に、農機具などを搬入しておく施設を宅地等用地1200m²の敷地に、900m²の

表6 諫早湾干拓地の農地貸付（法人）一覧
(2008年8月)

番号	地区別	貸付面積 (ha)	主な経営
A	中央	60.99	畜産（搾乳牛）
B	中央	57.64	有機栽培
C	中央	44.51	露地野菜
D	中央	42.22	施設園芸
E	中央・小江	41.70	露地野菜
F	中央	35.63	露地野菜
G	中央・小江	35.13	施設園芸
H	中央	34.29	露地野菜
I	小江	31.56	露地野菜
J	中央	29.90	露地野菜
K	中央・小江	22.95	露地野菜
L	中央	17.59	露地野菜
M	中央	11.87	露地野菜
N	中央	5.93	施設園芸
O	中央	5.73	試験圃場（県）
P	中央	4.45	有機栽培
Q	中央	4.33	施設園芸

*長崎県農林部諫早湾干拓室資料より作成

農業倉庫を建設している。

飼料作物の単一栽培であると賃貸料の支払いに支障が出るので、現在は冬作に大麦を栽培している。2008年1月からの利用をみると、冬作に大麦を栽培しその後夏作として牧草のヒエを

栽培している。これを2年間繰り返しているとのことだった。乳牛からの堆肥がこの干拓地で利用されている。諫早湾干拓地の専従者はいないが、労働力は経営者の5人以外は常雇の15人と現在中国からの研修生の4人である。

②E法人

E法人は諫早湾でのタイラギ漁の潜水業者の会社であり、農業に進出した。諫早市にあるこの会社は港湾土木事業が主であり、ここの干拓事業にも加わっていた。この法人は、諫早湾干

表7 諫早湾干拓地の農地貸付（農家）一覧
(2008年8月)

番号	地区別	貸付面積 (ha)	主な経営
1	中央	12.58	畜産（搾乳牛）
2	中央	12.50	畜産（搾乳牛）
3	中央	12.00	畜産（搾乳牛）
4	中央	11.87	畜産（肉用牛）
5	中央	11.87	畜産（肉用牛）
6	中央	9.55	畜産（搾乳牛）
7	中央	8.64	露地野菜
8	中央	8.52	畜産（肉用牛）+露地野菜
9	中央	8.45	畜産（肉用牛）
10	中央	8.34	畜産（肉用牛）
11	中央	8.26	畜産（搾乳牛）
12	中央	5.94	露地野菜+施設野菜（干拓地外）
13	中央	5.94	畜産（肉用牛）
14	中央	5.94	露地野菜
15	中央	5.93	露地野菜+水稲（干拓地外）
16	中央	5.93	露地野菜
17	中央	5.93	畜産（肉用牛）
18	中央	5.93	露地野菜
19	中央	5.93	畜産（搾乳牛）
20	中央	5.75	露地野菜
21	小江	5.64	露地野菜
22	中央	4.23	畜産（搾乳牛）
23	小江	3.55	露地野菜
24	中央	3.53	露地野菜
25	小江	2.97	露地野菜

*長崎県農林部諫早湾干拓室資料より作成

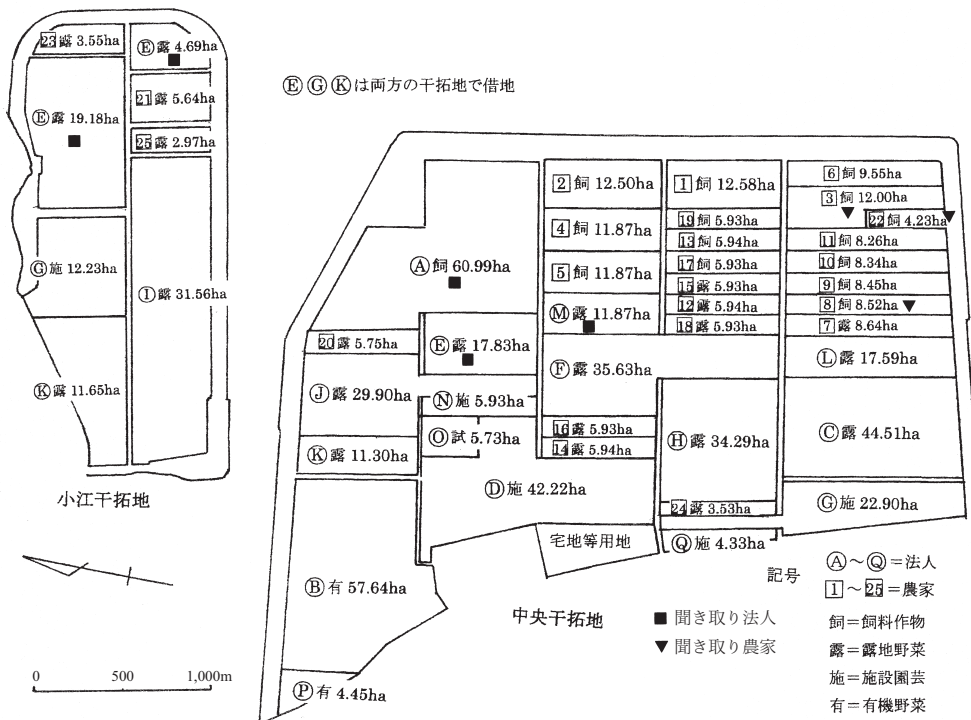


図2 長崎県諫早湾干拓地における聞き取り調査の事例法人・農家の農地

拓地が完成した時点で農業に新規参入した。農業経営の中心のE氏は、その会社社長の息子で24歳と若く、福岡の会社に勤めるサラリーマンであったが、入植を機に農業経営に携わるようになった。E法人は、現在グループ企業の一部門であり農業部門と捉えることができる。農業には23名が従事し、農繁期には10名程度を雇用するという。労働力不足の場合は、関連会社の人々を動員するとのことであった。これは、労働力の配分に良い影響であると認められる。

入植した場所は、小江干拓地と中央干拓地の両方にあり、2か所に分かれた不便さを実感していた。借受面積は小江干拓地に23.87haと中央干拓地に17.83haの合計41.7haであり5番目の広さである。入植3年目の感想としては、借受面積が少し広すぎたということであった。入植当時の営農計画では、露地野菜でパレイショ、ハクサイ、ニンジン、ダイコンの品目が上がっていた。営農当初の2008年ころE氏は営農経験がなく、社内の農業経験者や干拓地の入植者などに尋ねながら試行錯誤したという。

2008年の営農開始からE法人は小江干拓地の農地に、春作はパレイショを秋作にニンジン

を栽培した。しかし、雑草や病害虫との戦いであまりよくできなかったという。各地にも研修に出かけて最近はやっと農業経営が軌道に乗り始めた。2010年の計画と土地利用を図でみると、全体では小江干拓地の3圃場が休耕になっている。ダイコンが小江と中央の両方に4圃場があり合わせて18.55ha、パレイショが2圃場で6.05ha、ニンジンが2圃場で7.65ha、タマネギが1圃場で3.7haとなっている（図3・4）。作付面積の大きいダイコンは、市場出荷と契約栽培となっていて有名なファミリーレストランなどに出荷されている。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
小江①				パレイショ				ダイコン					
小江②	緑肥(ソルゴー)		パレイショ						ダイコン				
小江③					ダイコン				ダイコン				
小江④		ダイコン				タマネギ							
小江⑤					ダイコン			ダイコン					
小江⑥				ニンジン						ダイコン			
中央⑦			ダイコン				ダイコン						
中央⑧			ダイコン					ダイコン					
中央⑨		ニンジン							パレイショ				

図3 諫早湾干拓地におけるE農場の年間生産計画

*E農場の資料による

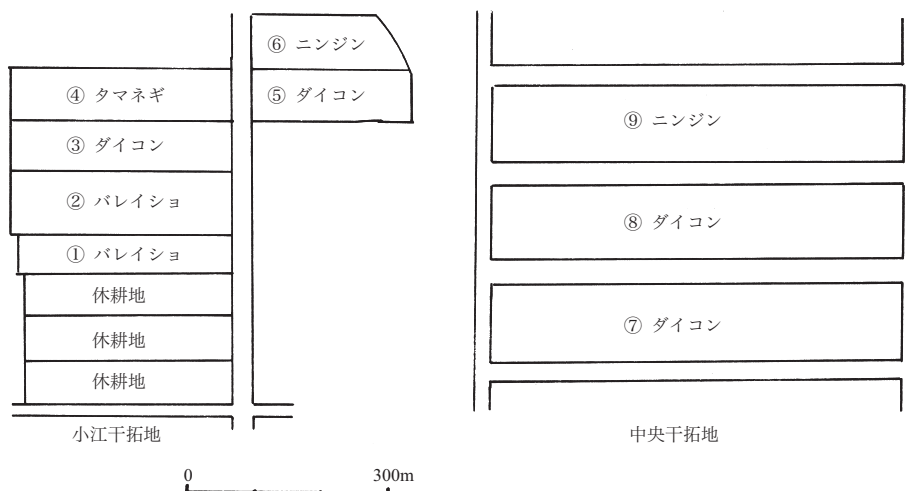


図4 長崎県諫早湾干拓地におけるE法人の2010年11月の作付計画

*E農場の資料による

土づくりに必要な堆肥は、周辺の畜産農家から購入している。この干拓地の土地条件を聞くと小江干拓地の方の水捌けが悪く、中央干拓地の方がよいとのことであった。

③M法人

このM法人は、長崎市内において建設土木の企業で生コンクリートの生産販売を行っていた。最近公共事業での建設土木の需要がなくなり、これから新しい事業を展開しなければと模索していたところであった。そこへ諫早湾干拓地の入植の話があり、株式会社ながら農業生産法人を立ち上げ入植した。そのため、この法人も全くの農業経験のないところからの出発である。聞き取りに協力していただいた農場長も、実家は農家であるため若干の知識をもっていた程度で専門家ではなかった。

入植は露地野菜を目指してパレイショ、ニンジン、トウモロコシ（スイートコーン）を予定していた。入植の規模は、11.87haでほぼ希望の借受面積が割り当てられた。場所は中央干拓地の中央部で飼料作物用地に隣接するところである。ここは新開地のためミネラルが多く、窒素が足りない程度で肥沃であるという。

ここでの経営は、本社長長の考えで3年間は試作期間とし、4年目からは採算に乗るよう指示されている。そのため、土地利用状況を見ると、2年目の2009年の土地利用は作物選択を行っていることがよく理解出来る。10種類の作目すなわちパレイショ、タマネギ、ニンジン、カボチャ、スイートコーン、サトイモ、ニンニク、ラッキョウ、小麦が標本のように並べられている（図5）。

これらの結果、M法人では経営的に採算に合うのはパレイショやタマネギであるという。そして、タマネギは加工用としてスープ企業の関連会社のB法人に出荷している。B法人はこの干拓地の入口の宅地等用地に大規模な選果集荷施設をもっている。M法人も長崎市内に選果場をもっている。その他の農作物は市場出荷である。

常時この農場には4人が働いている。必要時には、関連会社からの派遣によろしい、具体的には生コンクリートに携わる人や建設業務、運転手など約20人が農繁期に駆り出される。これは、外部の人間を雇う形と違って、労働力にゆとりが認められる。

以上、3法人の入植実態であるが、営農形態は1法人が畜産、2法人が露地野菜の経営である。具体的にはA法人は大規模面積の飼料畑をもち酪農経営の法人である。後者の2法人は企業から農業法人を設立した会社であり、新規参入者が農業に取り組む様子が明らかとなった。しかし会社組織の場合、労働力の問題を関連会社からの出向という形で解決できる良さが確認できた。

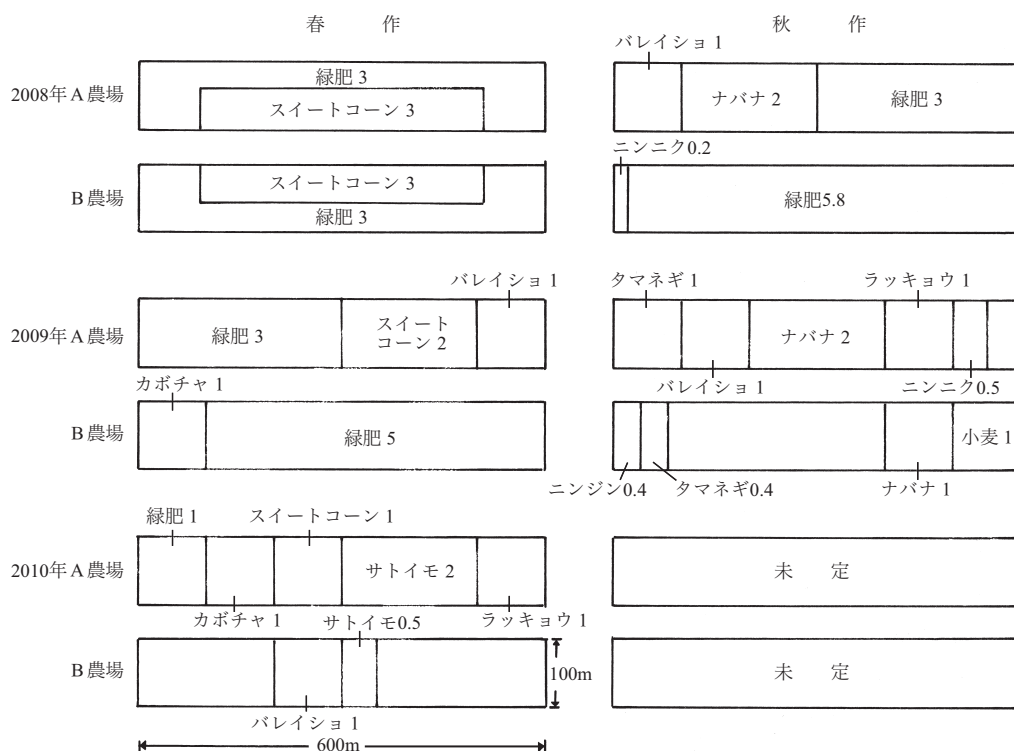


図5 長崎県諫早湾干拓地におけるM法人の作付実績（2008年春作～2010年春作）

*2010年8月M法人から聞き取り調査による（単位：ha）

2) 農家入植者

農家入植者の事例は、畜産農家、畜産・露地野菜農家の3農家を取り上げ検討した。

①農家番号3

この農家は、雲仙市の吾妻町在住であり、中央干拓地とは離れており車で20分のところである。世帯主は47歳で、家族労働力は世帯主とその妻、父の計3人である。

諫早湾干拓地の入植動機は、早くから大規模経営を目指しており、干拓地が完成したら入植したいと希望していた。1957年父の代から酪農をはじめ、本人も北海道の畜産系の大学を卒業し営農意欲に燃えた方である。既存地では水田1haと飼料畑1haに借地が8haで飼料作を行っていた。現在、搾乳牛は120頭で毎年30頭から40頭を更新している。

諫早湾干拓地では借受面積12.00haの飼料畑であったが、面積規模は希望通りであった。場所は中央干拓地の北東寄り、希望としてはもっと内陸の標高の高いところを希望したが賃貸料が高いためやむを得ないと思っている。牛の餌用に、夏季にデントコーンを延作付面積

16ha（年2回収穫）、冬季にイタリアンライグラスを4ha作付している。ほぼこの2種類に特化しているのは、デントコーンは飼料価値が高く、収穫量が多いためである。また、イタリアンライグラスは冬作で栽培しやすいためである。利用率が高いので肥料の投入について聞いたが、乳牛から出る糞尿からの堆肥で十分賄えるとのことであった。

そして、収穫した飼料はラッピングサイレージで簡単に保管できるようになった。これは、刈り取った牧草を円筒状いわゆる太鼓の形に梱包してラップすることによってサイレージ化するものである。ラッピングサイレージは、牧草畑にそのままにおいておけることから、畜舎などが農地に建設できないこの干拓地の畜産農家にとっては便利なものとなっている。

ここで使用される農業機械は農家が用意しているようだが、収穫作業などは請負でオペレーターに任す形態もできつつある。

②農家番号8

この農家は、雲仙市の愛野町に在住しており畜産の肉用牛と露地野菜の両者を取り入れた経営である。労働力は父母と世帯主（56歳）と妻と息子2人の6人である。父が35年前から家畜商をしていたことで早くから畜産にも力が注がれていた。現在、肉用牛は一貫経営で70頭の繁殖牛を飼育しており、毎年35頭を出荷している。牛の種類は黒毛和牛である。地元での所有耕地は、自作地が5.2ha、借地が6.8haの12haであった。そこでは、水田が3haのほかパレイショや飼料作として利用していた。

干拓地への入植の契機は、営農開始の5年前から管理栽培ですでに干拓地に入っていたこと、農地の規模拡大等である。借受面積は、8.52haであり希望した面積より多かった。借受場所は南西の出口付近を希望したが、飼料作物と露地野菜の関係で少し奥になった。通作時間は約20分である。

この借受地では、2haのパレイショと6haの飼料作物の輪作体系をとっている。飼料作物はイタリアンライグラスとソルゴーを春と秋に作付している。土壌について何うと肥沃であり堆肥は入れていないということであった。

③農家番号22

この農家は、雲仙市の国見町に在住している酪農家である。この農家の世帯主は56歳であり、家族労働力は、世帯主（56歳）とその妻、息子（22歳）の3名であった。

この世帯主は、露地野菜のダイコン栽培を行っていたが、25年前に雲仙岳の斜面に位置する開拓地へ畜産を導入するため入植し、現在37頭の搾乳牛を飼育している。入植最初は養豚も試みたが経営的に安定している搾乳牛の飼育に専念するようになった。肥育も行っており育成牛が20頭ほどである。諫早湾干拓地に入植前の農地面積は1.0haと借地を1.5haであった。

干拓地の借受面積は、4.23haであり中央干拓地の南東よりであった。地元の借地は入植と

もに減少し0.60haとして、その他に中央干拓地と旧諫早干拓地の間の二反田川の自然干陸地(堤外地)10haを3農家と共同で牧草採取を行っている。よって約3.33haの面積が追加される。合計8.16haの飼料畑とみることが出来る。

この農家は、干拓地での農地の借受面積が畜産農家では最も小面積であるが、他の農地と合わせると十分であるという。干拓地の2008年4月からの利用をみると、夏作はソルゴー、冬作は麦とイタリアンライグラスの混播であった。混播の理由は、イタリアンライグラスだけだと牧草に水分が多すぎるため水分を調整するためである。牧草地からの収量は年々増加している。

この干拓地に畜舎が導入できないことに関しては、干拓地は温度が高すぎるため畜舎には向かない、現在の畜舎は雲仙岳の中腹の涼しいところで適地であり、干拓地は牧草が収穫できればよいとのことだった。酪農による家畜の飼育は毎日の仕事であるが、生産組合がヘルパー事業を開始してからは家を空けることができるようになったという。

3戸の入植農家を聞き取り調査したが、畜産農家2戸、畜産・露地野菜農家1戸を取り上げた。畜産農家は、畜舎が建設できないこの干拓地で飼料の収穫に便利なラッピングサイレージを導入していた。畜産と露地野菜の農家では、野菜と飼料作物の輪作体系がとられている。3戸とも、この干拓地に今までより大規模にまとまった土地が入手でき営農を安定の方向に向かわせたということができる。

5 干拓農地の賃貸方式

干拓地特有の問題も生じ始めた。これまでの他の大型干拓地は、入植者が農地や宅地を購入して入植する形が普通であった。このため、既存の干拓地の入植者たちの多くは、ある程度購入資金をもつ人や将来的に払い終えることのできる人に限定されていた。しかし、農地を購入して入植してみると、農業経営に失敗し離農に追い込まれ干拓地から転出せざるを得ない農家も多くあった。そして、そのことが起因しての干拓農地の細分化・分散化もあった。

これらの経験から諫早湾干拓地では、新たな方法として干拓農地のすべてを国から(財)長崎県農業振興公社が配分を受けて買収し、入植者は5年間の賃貸契約で入植する形を導入した。これは、入植者の入植時の経済的な負担をできるだけ避け、過去の干拓地のような離農・転出や耕地の細分化・分散化を起こさないよう考えられたものである。賃貸料は年間10a当たり12,000円から17,000円(平均15,000円)で、干拓農地を所有している長崎県農業振興公社に支払う。賃貸料は営農開始から5年間据え置きとなっており、納付期限は毎年1月末と決められ

ている（山野明男：2008）。

多くの干拓地において入植者の経営破綻を見てきている筆者は、この制度は入植者にとって農業に専念できる画期的なものと評価していた。しかし、現実には賃貸料の支払いが計画通り進んでいないことが明らかになった（地元の長崎新聞2010年8月13日付による）。その実態についてこの新聞によると、入植開始の2008年度分は2009年1月までに4経営体が計1,332万円を期限内に納付できなかったが、その後完済した。2009年度分は2010年1月末で15経営体が3,000万円を滞納し8月現在でも600万円が未納である。

これに対して長崎県は、「入植者が農産物の販売や代金回収の時期次第で納付が遅れる場合もある。諫早湾干拓地の農産物は評価も高く、営農に問題があるわけではない」といつている。この賃貸料は、政府系金融機関などから調達した農地取得費の償還に充てているが、長崎県は償還計画には影響していないという。

一方、諫早湾干拓地の農地取得に対して県の公金支出を違法として福岡高等裁判所に控訴している原告団は、控訴審で賃貸事業は早くも破綻の危機に瀕していると問題視した。

当事者の入植者には、想定以上に人件費が嵩み、農地が広大なため収穫が遅れて販売が振るわなかった法人・農家もいるという。また、入植者の中には「農業は工場のように機械的に生産できない。場所によって土の特徴が異なり、入植者がようやくそれを掴んだ段階で結果を出せというのは酷な話である。販路拡大も含めこれからが勝負で、温かい目で見してほしい」といつている。

入植時期からあまり時間が経過しておらず栽培方法や経営面積にまだ十分対応できていないことが考えられる。先のA法人でも飼料作物だけでは無理と判断して大麦を栽培して、当然麦稈は集めて飼料として利用している。入植から5年後に契約の更新が行われるので、まずはそこまで様子を見ることも必要であろう。農業経営は工業製品とは異なる不安定要因も多い。規模拡大による経営の困難さは、労働力不足といった入植者個人の問題というより社会的要因と捉えられる問題も含む。

入植者は、1.5倍の競争の中で選抜されたものであり農業経営の希望に燃えているものと理解できよう。入植5年後の契約更新時にこの干拓事業の評価が問われることになるであろう。

おわりに

本報告の研究目的は、長崎県の諫早湾干拓地に入植して2年半の営農実態を明らかにすることと、現在この干拓地の抱えた問題を検討することである。営農実態については、入植者の動きや農業施設の配置、土地利用の実態などを現地資料や入植者への直接個別聞き取り調査から

分析することとした。

その結果、以下の点が明らかとなった。

- ① まず、諫早湾干拓地の営農に関わる潮受堤排水門の開門問題については、賛成・反対の意見をそれぞれ紹介した。究極的には、諫早平野の低平地を水害からの防御、諫早湾干拓地の経営安定、用水の確保、塩害の回避に尽きると思われる。
- ② 干拓地の土地利用の状況は、収穫済面積で比較すると2008年度の利用率が165%に対して、2009年度の利用率が154%と単純計算が出来る。これは作付期間の長いタマネギなどが増加したことによるものと推定される。季節別での延べ作付面積は秋季が53%、冬季が72%、春季が68%、夏季が48%と利用が均等化してきたことが分かる。意外であったのは夏季が2009年28%に対して2010年が48%と大きく伸びていることである。
- ③ 入植者の経営実態は、2010年の8月調査では10の法人・農家を聞き取り調査したが6の法人・農家を事例提示した。3法人の経営は、1法人が畜産であり、後の2法人は露地野菜である。後の2法人はこれまでの干拓地の入植と異なり企業が農業に参入したものである。具体的には、A法人は最大規模の飼料畑を借受けて酪農経営を行っている。後のE・M法人は企業から農業法人を設立した会社であり、新規参入で農業に取り組むこととなった。会社組織の場合、労働力の供給が比較的容易であることが分かった。

農家の事例では、畜産農家2戸と畜産・露地野菜農家1戸を取り上げた。この聞き取りでは畜産農家にとって、ラッピングサイレージが導入され、畜舎が建設できないこの干拓地で便利なものであることが分かった。畜産（肉用牛）と露地野菜を兼ねた農家では、野菜と飼料作物の輪作体系がとられている。

- ④ 最後に、干拓農地の賃貸方式について検討した。この賃貸による農地の貸与は、これまでにないこの干拓地の特徴といえる。農地を売買せずに賃貸形式をとり農地の細分化・分散化の防止を目的として、これまで多くの干拓地を見てきた筆者にとって画期的な政策であると受け取った。ここに来て、賃貸でも支払いに滞りが出てきたことは心配するところであるが、遅れて支払われているようなので少し長い目で見ることがあろう。最初の契約が5年間の賃貸なので、その時点で各入植法人・農家の営農結果を見て判断するべきだと考える。また、そのための賃貸である。

諫早湾干拓地が営農開始して2年半の間の実態を取りまとめた。営農はほぼ順調にスタートしたといえるが、いくつかの課題も抱えている。今後毎年の展開過程を追っていくこととした。

謝辞

現地調査（資料提供や聞き取り調査）や論文作成においては、長崎県県央振興局農林部諫早湾干拓事務所長、他職員、また長崎県農業振興公社や入植者の方々に大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

参考文献

- 諫早市（1990）：『諫早近代史』878p.
- 諫早湾地域振興基金（1993）：『諫早湾干拓のあゆみ』580p.
- 九州農政局諫早湾干拓事務所（2005）：『諫早湾からの新たな一歩—干拓と地域の暮らし—』19p.
- 長崎県総合農林試験場干拓科（2004）：『諫早湾干拓営農試験の概要（資料編）』21p.
- 長崎県（2005）：『諫早湾干拓初期営農技術対策の指針（調査・試験結果の中間とりまとめ）』148p.
- 山野明男（2006）：『日本の干拓地』農林統計協会 p.227.
- 山野明男（2007）：「長崎県諫早湾干拓地の造成と入植計画の一考察」『地理学報告』105 pp.1-12.
- 山野明男（2007）：「わが国の干拓地における土地利用の新展開」『愛知学院大学教養部紀要』55-1 pp.109-131.
- 山野明男（2009）：「長崎県諫早湾干拓地における新しい入植形態に関する一考察」『愛知学院大学教養部紀要』56-4 pp.67-84.
- 山野明男（2010）：「長崎県諫早湾干拓地における営農展開Ⅰ（2008年～2009年）」『愛知学院大学教養部紀要』57-4 pp.25-46.

デーデキント無限と型理論

久馬栄道

1 はじめに

デーデキントは19世紀に活躍した数学者であり、正式名はユリウス・ヴィルヘルム・リヒャルト・デーデキント (Julius Wilhelm Richard Dedekind) である。彼は今日では、有理数全体の集合から「デーデキントの切断」により実数を構成してみせたことに名前を残している。

このデーデキントの切断は、1872年に書かれたドイツ語の“Stetigkeit und irrationale Zahlem (連続性と無理数)”に出てくる。これは、1887年に書かれた“Was sind und was sollen die Zahlem? (数とは何か、何であるべきか)”と合わせて、河野伊三郎先生の訳で、デーデキント著、「数について」、岩波文庫、1961年 (現在絶版)

で読むことができる。また英語版は、

<http://www.gutenberg.org/ebooks/21016>

からダウンロードして読むことができる。

さて、その1887年に書かれた「Was sind und was sollen die Zahlem? (数とは何か、何であるべきか)」なのであるが、内容はまず、現在では「デーデキント無限」¹と呼ばれる「無限」を定義して、デーデキント無限が存在することを証明した。

次にこの本の中でデーデキントは、デーデキント無限から、今日では「ペアノ²の公理系」(この中には、もちろん数学的帰納法を含む)と呼ばれるものを満たす集合を構成してみせ、そのような性質を持つ集合は本質的に1つであることを証明してみせた。

そのデーデキントによるデーデキント無限の存在の証明だが、それには「私の思考の世界、すなわち私の思考の対象となり得るあらゆる事物の全体 S 」がデーデキント無限であることを用いているのである。しかし、翻訳者の河野伊三郎先生が訳注で

¹このデーデキント無限は、現在では「弱い選択公理」を満たす体系なら、我々が普段「無限」と呼んでいるものと同じであることがわかっている。

現在、ほとんどの数学者が「弱い選択公理」を認めているので、普通の数学の意味で「デーデキント無限」は普通の無限と同じと思って良い。

²ペアノ自身が、自らの「ペアノの公理系」はデーデキントによると書いているので、本来ならば「デーデキントの公理系」と書く方が良いと思われるが、ここでは通常の例にならい「ペアノの公理系」と書くことにする。

S はあらゆる集合の集合を含む集合だから、今日の立場ではこのような証明は認められない。

と書いているように、現在の集合論では、この論法は認められていない。

その代わり、「デーデキント無限は存在する」というのを公理として**積極的に明示的に**入れておけば、まったく同じ議論ができるので、現在の集合論では公理として入れている。

しかし筆者は「型理論 (type theory)」と言われる理論を用いると、かなりデーデキントの意図に添った理論展開ができると思うようになってきた。ここで筆者が「デーデキントの意図」と言うのは、

1. 「無限や自然数を**はじめから積極的に明示的に含むこと**」がないような体系を定義し、その中でデーデキント無限の存在を、公理ではなく定理として導きだす。
2. (数学的帰納法を含む) ペアノの公理系を満たすような存在、すなわち自然数全体と同等のものを、(デーデキント無限の存在から) 公理ではなく定理として導き出す。
3. さらに、そのような存在から、デーデキントの切断を用いて、実数を構成する。

ということである。

本論文では、型理論の中でも非常に強力な Martin-Löf の ITT_n (intuitionistic type theory) から自然数と数学的帰納法を取り除き、若干の推論規則を付け加えた体系を構成する。その体系では自然数や無限は**はじめから積極的に明示的に存在しない**。その中でデーデキントの意図に添った議論を展開する。そしてその体系の中でデーデキント無限が存在すること、すなわち上記の 1. を証明する。

なお、これから以後の論文では、このような型理論の体系の中で、(数学的帰納法を含む) ペアノの公理系を満たすような存在を、(デーデキント無限の存在から) 公理ではなく定理として導き出すこと、すなわち上記の 2. と、さらにそのような存在から、デーデキントの切断を用いて、実数を構成すること、すなわち上記の 3. を証明していく予定である。

2 デーデキントのシステム

デーデキントは理論を展開するにあたって、簡単な集合論を定義した。デーデキントの集合論は、現代の集合論で想定するものよりも、かなり狭い範囲である。

デーデキントは集合に「システム (ドイツ語も英語も system)」と名付けた (日本語に訳すると「系」とでもなるのであろうが、ここでは「システム」のままにしておく) ので、現代集合論の集合と区別するために、本論文でもデーデキントの集合をシステムと呼ぶことにする。

また、システムの型として、 ITT_n の中に **System** という特別な型を新たに導入する。

3 λ 抽象

3.1 型なし λ 抽象

型理論の説明の前に、型理論で良く使われる関数の「λ 抽象 (λ-abstract)」について説明する。λ 抽象には型が付くものと型が付かないものがあるが、まず型が付かないものから説明する。

我々が関数

$$f(x) = x + 2$$

を考えると、この関数は与えられた数に 2 を加える作用を表しているが、この場合に x は本質的ではない。 $f(x) = x + 2$ でも $f(y) = y + 2$ でも $f(\eta) = \eta + 2$ でも、表しているものは同じである。

そこで純粋に 2 を加えるという作用として f を抽出してやりたいとき、ギリシャ文字の λ を用いて

$$f = \lambda x.(x + 2)$$

と書くことにし、 $x + 2$ は x で「束縛されている (bounded)」という。これを関数の「λ 抽象」という。束縛している変数が複数ある関数 $g(x, y)$ のような場合は、

$$g = \lambda x.(\lambda y.g(x, y)) = \lambda xy.g(x, y)$$

のように書くとする。

x で束縛されているので

$$f = \lambda x.(x + 2) = \lambda y.(y + 2)$$

のように変数を変えても同じものである。これを「 α 変換」という。

関数 f に値 3 を入れるのは、通常 $f(3)$ と書くが、ここでは

$$\mathbf{Ap}(f, 3)$$

と書くことにする。これを関数 f に 3 を「適用する」という。 $\mathbf{Ap}(f, 3)$ が分かりにくい場合には、誤解がない範囲で $f(3)$ の記号も用いて良いものとする。

λ 抽象された関数には、次のような変換を行う。

$$\mathbf{Ap}(\lambda x.a, b) = a[x := b]$$

ただし $a[x := b]$ は、 a の中に現れるすべての x に b を代入することを表している。これを「 β 変換」という。これを用いると $\mathbf{Ap}(f, 3)$ の計算は

$$\mathbf{Ap}(f, 3) = \mathbf{Ap}(\lambda x.(x + 2), 3) = (x + 2)[x := 3] = 3 + 2 = 5$$

となる。

もし $g(x, y)$ のように変数が複数あって、 $\lambda xy.g(x, y) = g$ のような場合には、それに値を代入する場合には $\mathbf{Ap}(\mathbf{Ap}(g, 2), 3)$ のように書くが、これも誤解のない範囲で、

$$\mathbf{Ap}(\mathbf{Ap}(g, 2), 3) = \mathbf{Ap}(g, 2, 3) = g(2, 3)$$

のように書いても良いこととする。

3.2 型付き λ 抽象

次に型理論で頻繁に表れる型付き λ 抽象について説明する。

今、自然数全体の集合を N 、整数全体の集合を Z 、有理数全体の集合を Q 、実数全体の集合を R とし、ここではこれらを型とも呼ぶ。

さて、

$$f = \lambda x.\sqrt{x}$$

は f に自然数を適用させると答えとして実数が出てくる。このような場合、この関数は型が $N \rightarrow R$ であるといい

$$f \in N \rightarrow R$$

と書く。

ところでこの関数 f も、入力された値によって型が変わると考えることもできる。つまり x が $1, 4, 9, \dots$ なら $f(x)$ は自然数とも（もちろん自然数は実数でもあるので、実数であるとも）考えられる。

これを、例えば A を自然数 $0, 1, 2, 3, 4$ からなる型とし、これを $f = \lambda x.\sqrt{x}$ に適用させると、 $0, 1, 4$ の場合は自然数 $0, 1, 2$ が返ってくるが、 $2, 3$ の場合は実数 $\sqrt{2}, \sqrt{3}$ が返ってくるように考えられる。

この場合は、まず特殊な

$$B(x) = \begin{cases} N & x \text{ が } 0, 1, 4 \text{ の場合} \\ R & x \text{ が } 2, 3 \text{ の場合} \end{cases}$$

という関数をあらかじめ決めておく。すると f の型は $(\Pi x \in A) B(x)$ と書き、

$$f \in (\Pi x \in A) B(x)$$

と書くこともできる。

一般に、 $A \rightarrow B$ は $(\Pi x \in A) B(x)$ の $B(x)$ が x の値によって変化しない場合とか、 $B(x)$ に x が含まれない場合の特別な形と思って良い。

4 型理論 $\text{ITT}_n^\square$ の定義

ここから Martin-Löf が 1971 年に

Martin-Löf, P. , “A Theory of Types”, *Unpublished Manuscript*, 1971

(以下 [Martin-Löf 1971] と記す) で示した ITT_n から、数学的帰納法などの部分を取り除き、少し推論規則を付け加えた体系 $\text{ITT}_n^\square$ を説明していく。Martin-Löf の ITT_n はいろいろな書き方があるので、

龍田真著, 「型理論」, 近代科学社, 1992 年

(以下、[龍田 1992] と表記する) に従って書くことにする。ただし少し異なる部分もあるので、それはその都度断って書くことにする。

ITT_n は ITT_0 から始まり、 ITT_1 、 ITT_2 、 ITT_3 、... と定義されていくので、 $\text{ITT}_n^\square$ もそれに従う。まず $\text{ITT}_0^\square$ から定義する。

定義 4.1. $\text{ITT}_0^\square$ の判定

$\text{ITT}_0^\square$ の基本的言明は、つぎの 4 種類の判定である。 $\text{ITT}_n^\square$ の基本的言明も同じである。

$$A \text{ type} \quad a \in A \quad a = b \in A \quad A = B$$

$A \text{ type}$ は、式 (formula) A が「型 (type)」であることを表す。 $a \in A$ は、式 A が型であり、式 a が型 A の要素であることを表す。 $a = b \in A$ は、式 A が型であり、式 a と b がともに型 A の要素であり、かつ a と b が等しいことを表す。 $A = B$ は、式 A と B が型であり、かつ両者は等しいことを表す。

定義 4.2. $\text{ITT}_0^\square$ の型

ITT_0 の基本型として、 $\mathbf{N}_k$ ($k = 0, 1, 2, 3, \dots$) があるが、実は後で説明する $A + B$ があれば、 $\mathbf{N}_2, \mathbf{N}_3, \mathbf{N}_4, \dots$ は必要ないので省きたい。しかし $\mathbf{N}_2$ はあると便利だし、あっても本質的に強さは変わらないので、便宜的にこれは基本型としておく。つまり、 $\text{ITT}_0^\square$ では $\mathbf{N}_0, \mathbf{N}_1, \mathbf{N}_2$ を基本型とする。

$\mathbf{N}_0$ は 1 つも要素を持たない型、 $\mathbf{N}_1$ は $\mathbf{0}_1$ の 1 つだけを要素として持つ型である。 $\mathbf{N}_2$ は $\mathbf{0}_2$ と $\mathbf{1}_2$ の 2 つだけを要素として持つ型である。

ITT_0 には自然数全体を表す $\mathbf{N}$ があるが、 $\text{ITT}_0^\square$ では自然数の概念が始めは出てこないようにしたいので、これは除いておく。

また、デーデキントのシステムを表す型 **System** も基本型として特別に付け加える。
次に構成型としては、

$$(\Pi x \in A) B(x) \quad (\Sigma x \in A) B(x) \quad A + B \quad \mathbf{I}(a, b, A)$$

がある。また $B(x)$ に x が含まれない場合には、 $(\Pi x \in A) B(x)$ と $(\Sigma x \in A) B(x)$ は

$$A \rightarrow B \quad A \times B$$

とも書くことにする。

$(\Pi x \in A) B(x)$ は、関数 f があって、すべての $a \in A$ において、 $f(a) \in B(a)$ となる
とき、関数 f の型である。

$(\Sigma x \in A) B(x)$ は、すべての $a \in A$ とすべての $b \in B(a)$ において、その順序対 $\langle a, b \rangle$
の型である。[龍田 1992] では (a, b) を用いているが、 $f(a, b)$ などのカッコと混同する可能
性があるので、本論文では $\langle a, b \rangle$ を用いることとする。

$A + B$ は、型 A と B の直和の型である。

$\mathbf{I}(a, b, A)$ は、判定 $a = b \in A$ を表す型である。

それぞれの型の推論規則について、形成規則 (formation rule)、導入規則 (introduc-
tion rule)、除去規則 (elimination rule)、等号規則 (equation rule) がある。例えば、
 $(\Pi x \in A) B(x)$ の除去規則であれば「 Π -elim」のように表記する。次に、それぞれの推論規
則を書いていく。

これから書いていく推論規則は、ゲンツェンの自然演繹 NJ といわれる証明論の体系に
なぞらえているので、本論文の読者は、この体系をすでに知っているものとする。NJ に関
しては、拙著

久馬栄道著, 「Q & A 数学基礎論入門」, 共立出版, 1995 年

(以下、[久馬 1995] と表記する) の 128 ページ～160 ページなどを参照してもらえると幸甚
である。また本論文での等号規則は、[久馬 1995] の 154 ページ～160 ページの標準形のこ
とと同じである。

次から推論規則を定義していくが、定義語が多すぎるので、すべてあらかじめ定義して
いくと煩雑なので、定義語は太文字で書くことにする。すでに **Ap** や **type** や **N₀** や **N₁**
や **N₂** などは、定義語として太文字で書いてある。

定義 4.3. 一般の推論規則

$$\frac{a \in A}{a = a \in A} \quad \frac{A \text{ type}}{A = A} \quad \frac{a = b \in A}{b = a \in A} \quad \frac{A = B}{B = A} \quad \frac{a \in A \quad A = B}{a \in B}$$

$$\begin{array}{c}
 \frac{a = b \in A \quad b = c \in A}{a = c \in A} \qquad \frac{A = B \quad B = C}{A = C} \\
 \\
 \frac{[x \in A] \qquad \qquad \qquad [x \in A]}{\vdots \qquad \qquad \qquad \vdots} \\
 \frac{a \in A \quad B(x) \text{ type}}{B(a) \text{ type}} \qquad \frac{a = b \in A \quad B(x) \text{ type}}{B(a) = B(b)} \\
 \\
 \frac{[x \in A] \qquad \qquad \qquad [x \in A]}{\vdots \qquad \qquad \qquad \vdots} \\
 \frac{a \in A \quad b(x) \in B(x)}{b(a) \in B(a)} \qquad \frac{a \in A \quad B(x) = C(x)}{B(a) = C(a)} \\
 \\
 \frac{[x \in A] \qquad \qquad \qquad [x \in A]}{\vdots \qquad \qquad \qquad \vdots} \\
 \frac{a = b \in A \quad c(x) \in B(x)}{c(a) = c(b) \in B(a)} \qquad \frac{a \in A \quad b(x) = c(x) \in B(x)}{b(a) = c(a) \in B(a)}
 \end{array}$$

ここでの推論規則の順番は、[龍田 1992] とは異なる。

ここで、 $[x \in A]$ は「仮定が落ちる」という。例えば、

$$\frac{[x \in A] \qquad \qquad \qquad \vdots}{a \in A \quad B(x) \text{ type}}{B(a) \text{ type}}$$

は、 $a \in A$ と、 $x \in A$ から $B(x) \text{ type}$ が導かれることから、 $B(a) \text{ type}$ が導かれることが示されているが、それが導かれたときには、すでに $x \in A$ の仮定は落ちているので、ないものと思ってよく、結局

$$\frac{a \in A}{B(a) \text{ type}}$$

と書いてもよい。この2重線については後で説明する。

そして $[x \in A]$ のように仮定が落ちる場合には、この証明図のすべての仮定に、 x は自由に表れない。この x を固有変数 (eigen variable) という。

定義 4.4. Π に関する推論規則

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \text{ type} \quad B(x) \text{ type} \end{array} \\
 (\Pi\text{-form}) \quad \frac{}{(\Pi x \in A) B(x) \text{ type}}
 \end{array}
 \qquad
 \begin{array}{c}
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A = C \quad B(x) = D(x) \end{array} \\
 \frac{}{(\Pi x \in A) B(x) = (\Pi x \in C) D(x)}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \text{ type} \quad a(x) \in B(x) \end{array} \\
 (\Pi\text{-intro}) \quad \frac{}{\lambda x. a(x) \in (\Pi x \in A) B(x)}
 \end{array}
 \qquad
 \begin{array}{c}
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \text{ type} \quad a(x) = b(x) \in B(x) \end{array} \\
 \frac{}{\lambda x. a(x) = \lambda x. b(x) \in (\Pi x \in A) B(x)}
 \end{array}$$

$$(\Pi\text{-elim}) \quad \frac{a \in (\Pi x \in A) B(x) \quad b \in A}{\mathbf{Ap}(a, b) \in B(b)} \qquad \frac{a = c \in (\Pi x \in A) B(x) \quad b = d \in A}{\mathbf{Ap}(a, b) = \mathbf{Ap}(c, d) \in B(b)}$$

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ a \in A \quad b(x) \in B(x) \end{array} \\
 (\Pi\text{-equal}) \quad \frac{}{\mathbf{Ap}(\lambda x. b(x), a) = b(a) \in B(a)}
 \end{array}$$

ここでも $[x \in A]$ のように仮定が落ちている場合には、この証明図のすべての仮定で、 x は固有変数として自由に表れない。

なお、**定義 4.4.** で書かれている $A \text{ type}$ は、明らかな場合には省略されることもある。以下でも同じこととする。

定義 4.5. $\rightarrow$ に関する推論規則

前に書いたように、 $B(x)$ に x が含まれない場合には、 $(\Pi x \in A) B(x)$ は $A \rightarrow B$ とも書ける。すると Π に関する推論規則より、次の推論規則が導き出されるので、それも自由に使っても良いこととする。

$$(\rightarrow\text{-form}) \quad \frac{A \text{ type} \quad B \text{ type}}{A \rightarrow B \text{ type}} \qquad \frac{A = C \quad B = D}{A \rightarrow B = C \rightarrow D}$$

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \text{ type} \quad a(x) \in B \\ \hline (\rightarrow\text{-intro}) \quad \lambda x.a(x) \in A \rightarrow B \end{array}
 \qquad
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \text{ type} \quad a(x) = b(x) \in B \\ \hline \lambda x.a(x) = \lambda x.b(x) \in A \rightarrow B \end{array} \\
 \\
 \begin{array}{c} (\rightarrow\text{-elim}) \quad \frac{a \in A \rightarrow B \quad b \in A}{\mathbf{Ap}(a, b) \in B}
 \qquad
 \frac{a = c \in A \rightarrow B \quad b = d \in A}{\mathbf{Ap}(a, b) = \mathbf{Ap}(c, d) \in B} \\
 \\
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ a \in A \quad b(x) \in B \\ \hline (\rightarrow\text{-equal}) \quad \mathbf{Ap}(\lambda x.b(x), a) = b(a) \in B \end{array}
 \end{array}$$

ここでも $[x \in A]$ のように仮定が落ちている場合には、この証明図のすべての仮定で、 x は固有変数として自由に表れない。

定義 4.6. Σ に関する推論規則

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \text{ type} \quad B(x) \text{ type} \\ \hline (\Sigma\text{-form}) \quad (\Sigma x \in A) B(x) \text{ type} \end{array}
 \qquad
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A = C \quad B(x) = D(x) \\ \hline (\Sigma x \in A) B(x) = (\Sigma x \in C) D(x) \end{array} \\
 \\
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ B(x) \text{ type} \quad a \in A \quad b \in B(a) \\ \hline (\Sigma\text{-intro}) \quad \langle a, b \rangle \in (\Sigma x \in A) B(x) \end{array}
 \qquad
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ B(x) \text{ type} \quad a = c \in A \quad b = d \in B(a) \\ \hline \langle a, b \rangle = \langle c, d \rangle \in (\Sigma x \in A) B(x) \end{array} \\
 \\
 \begin{array}{c} [x \in A] \quad [y \in B(x)] \quad [z \in (\Sigma x \in A) B(x)] \\ \vdots \qquad \qquad \qquad \vdots \\ c \in (\Sigma x \in A) B(x) \quad d(x, y) \in C(\langle x, y \rangle) \quad C(z) \text{ type} \\ \hline (\Sigma\text{-elim}) \quad \mathbf{E}(c, \lambda xy.d(x, y)) \in C(c) \end{array}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{c}
[x \in A] [y \in B(x)] \qquad [z \in (\Sigma x \in A) B(x)] \\
\vdots \qquad \qquad \qquad \vdots \\
\hline
c = e \in (\Sigma x \in A) B(x) \quad d(x, y) = f(x, y) \in C(\langle x, y \rangle) \quad C(z) \text{ type} \\
\hline
\mathbf{E}(c, \lambda xy. d(x, y)) = \mathbf{E}(e, \lambda xy. f(x, y)) \in C(c)
\end{array}$$

ここで $(\Sigma\text{-elim})$ の $C(c)$ の中には、 x と y は自由に表れない。この x と y も「固有変数」という。

さて $(\Sigma\text{-elim})$ で $\lambda xy. d(x, y)$ と書かれているのは、[龍田 1992] では $(x, y)d(x, y)$ となっているが、筆者は $\lambda xy. d(x, y)$ の方が良いと思うので、このようにしておく。

$$\begin{array}{c}
[x \in A] \qquad \qquad \qquad [x \in A] [y \in B(x)] \\
\vdots \qquad \qquad \qquad \vdots \\
(\Sigma\text{-equal}) \quad \frac{B(x) \text{ type} \quad a \in A \quad b \in B(x) \quad d(x, y) \in C(\langle x, y \rangle)}{\mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy. d(x, y)) = d(a, b) \in C(\langle a, b \rangle)}
\end{array}$$

定義 4.7. $\times$ に関する推論規則

ここも前に書いたように、 $B(x)$ に x が含まれない場合には、 $(\Sigma x \in A) B(x)$ は $A \times B$ とも書くことができる。するとここでも Σ に関する推論規則より、次のような推論規則が導き出せるので、それらも自由も使ってよい。

$$\begin{array}{c}
(\times\text{-form}) \quad \frac{A \text{ type} \quad B \text{ type}}{A \times B \text{ type}} \quad \frac{A = C \quad B = D}{A \times B = C \times D} \\
(\times\text{-intro}) \quad \frac{a \in A \quad b \in B}{\langle a, b \rangle \in A \times B} \quad \frac{a = c \in A \quad b = d \in B}{\langle a, b \rangle = \langle c, d \rangle \in A \times B} \\
(\times\text{-elim}) \quad \frac{
\begin{array}{c}
[x \in A] [y \in B] \qquad [z \in A \times B] \\
\vdots \qquad \qquad \qquad \vdots \\
c \in A \times B \quad d(x, y) \in C(\langle x, y \rangle) \quad C(x) \text{ type}
\end{array}
}{\mathbf{E}(c, \lambda xy. d(x, y)) \in C(c)} \\
\frac{
\begin{array}{c}
[x \in A] [y \in B] \qquad [z \in A \times B] \\
\vdots \qquad \qquad \qquad \vdots \\
c = e \in A \times B \quad d(x, y) = f(x, y) \in C(\langle x, y \rangle) \quad C(z) \text{ type}
\end{array}
}{\mathbf{E}(c, \lambda xy. d(x, y)) = \mathbf{E}(e, \lambda xy. f(x, y)) \in C(c)}
\end{array}$$

ここでも ($\times$ -elim) の $C(c)$ の中には、 x と y は自由に表れない。この x と y も「固有変数」という。

さて $\times$ -elim で $\lambda xy.d(x, y)$ と書かれているのは、[龍田 1992] では $(x, y)d(x, y)$ となっているが、筆者は $\lambda xy.d(x, y)$ の方が良いと思うので、このようにしておく。

$$\begin{array}{c}
 [x \in A] \quad [y \in B] \\
 \vdots \\
 (\times\text{-equal}) \quad \frac{a \in A \quad b \in B \quad d(x, y) \in C(\langle x, y \rangle)}{\mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy.d(x, y)) = d(a, b) \in C(\langle a, b \rangle)}
 \end{array}$$

定義 4.8. + に関する推論規則

$$\begin{array}{c}
 (+\text{-form}) \quad \frac{A \text{ type} \quad B \text{ type}}{A + B \text{ type}} \quad \frac{A = C \quad B = D}{A + B = C + D} \\
 (+\text{-intro}) \quad \frac{a \in A}{\mathbf{i}(a) \in A + B} \quad \frac{a = b \in A}{\mathbf{i}(a) = \mathbf{i}(b) \in A + B} \quad \frac{a \in B}{\mathbf{j}(a) \in A + B} \quad \frac{a = b \in B}{\mathbf{j}(a) = \mathbf{j}(b) \in A + B} \\
 \\
 (+\text{-elim}) \quad \frac{
 \begin{array}{ccc}
 [x \in A] & [y \in B] & [z \in A + B] \\
 \vdots & \vdots & \vdots
 \end{array}
 \quad
 \begin{array}{ccc}
 c \in A + B & d(x) \in C(i(x)) & e(y) \in C(j(y)) \quad C(z) \text{ type}
 \end{array}
 }{\mathbf{D}(c, \lambda x.d(x), \lambda y.e(y)) \in C(c)} \\
 \\
 \frac{
 \begin{array}{ccc}
 [x \in A] & [y \in B] & [z \in A + B] \\
 \vdots & \vdots & \vdots
 \end{array}
 \quad
 \begin{array}{ccc}
 c = f \in A + B & d(x) = g(x) \in C(i(x)) & e(y) = h(y) \in C(j(y)) \quad C(z) \text{ type}
 \end{array}
 }{\mathbf{D}(c, \lambda x.d(x), \lambda y.e(y)) = \mathbf{D}(f, \lambda x.g(x), \lambda y.h(y)) \in C(c)}
 \end{array}$$

ここでも、(+elim) の x と y は固有変数、すなわち $C(c)$ の中には x と y が自由に表れない。

+elim で $\lambda x.d(x)$ 、 $\lambda y.e(y)$ 、 $\lambda x.g(x)$ 、 $\lambda y.h(y)$ と書かれているのは、[龍田 1992] では $(x)d(x)$ のようになっているが、ここでも筆者は $\lambda x.d(x)$ の方が良いと思うので、このようにしておく。以下も同じである。

$$\begin{array}{c}
\begin{array}{ccc}
[x \in A] & & [y \in B] \\
\vdots & & \vdots \\
a \in A \quad B \text{ type} \quad d(x) \in C(\mathbf{i}(x)) \quad e(y) \in C(\mathbf{j}(y)) & & \\
(+\text{-equal}) \quad \frac{}{\mathbf{D}(\mathbf{i}(a), \lambda x.d(x), \lambda y.e(y)) = d(a) \in C(\mathbf{i}(a))} & &
\end{array} \\
\\
\begin{array}{ccc}
[x \in A] & & [y \in B] \\
\vdots & & \vdots \\
A \text{ type} \quad b \in B \quad d(x) \in C(\mathbf{i}(x)) \quad e(y) \in C(\mathbf{j}(y)) & & \\
\frac{}{\mathbf{D}(\mathbf{j}(b), \lambda x.d(x), \lambda y.e(y)) = e(b) \in C(\mathbf{j}(b))} & &
\end{array}
\end{array}$$

定義 4.9. I に関する推論規則

$$\begin{array}{l}
(\mathbf{I}\text{-form}) \quad \frac{A \text{ type} \quad a \in A \quad b \in B}{\mathbf{I}(A, a, b) \text{ type}} \quad \frac{A = B \quad a = c \in A \quad b = d \in B}{\mathbf{I}(A, a, b) = \mathbf{I}(B, c, d)} \\
(\mathbf{I}\text{-intro}) \quad \frac{a = b \in A}{\mathbf{r} \in \mathbf{I}(A, a, b)} \quad (\mathbf{I}\text{-elim}) \quad \frac{c \in \mathbf{I}(A, a, b)}{a = b \in A} \quad (\mathbf{I}\text{-equal}) \quad \frac{c \in \mathbf{I}(A, a, b)}{c = \mathbf{r} \in \mathbf{I}(A, a, b)}
\end{array}$$

定義 4.10. $\mathbf{N}_2$ に関する推論規則

$\mathbf{N}_2$ は $\mathbf{N}_1$ と $A + B$ で作れるが、 $\mathbf{N}_2$ があると便利だし、 $\mathbf{N}_2$ があっても強さは変わらないので、これを付け加えておく。

$$(\mathbf{N}_2\text{-form}) \quad \frac{}{\mathbf{N}_2 \text{ type}} \quad (\mathbf{N}_2\text{-intro}) \quad \frac{}{\mathbf{0}_2 \in \mathbf{N}_2} \quad \frac{}{\mathbf{1}_2 \in \mathbf{N}_2}$$

横線の上に何も無いのは、前提がなく横線の下が出てくる、つまりこれらは公理であることを示している。[龍田 1992] ではこの横線はないが、本論文ではこのように書くことにする。

$$\begin{array}{c}
\begin{array}{ccc}
[z \in \mathbf{N}_2] \\
\vdots \\
c \in \mathbf{N}_2 \quad c_0 \in C(\mathbf{0}_2) \quad c_1 \in C(\mathbf{1}_2) \quad C(z) \text{ type} \\
(\mathbf{N}_2\text{-elim}) \quad \frac{}{\mathbf{R}_2(c, c_0, c_1) \in C(c)}
\end{array}
\end{array}$$

$$\begin{array}{c}
 [z \in \mathbf{N}_2] \\
 \vdots \\
 \frac{c = d \in \mathbf{N}_2 \quad c_0 = d_0 \in C(\mathbf{0}_2) \quad c_1 = d_1 \in C(\mathbf{1}_2) \quad C(z) \text{ type}}{\mathbf{R}_2(c, c_0, c_1) = \mathbf{R}_2(d, d_0, d_1) \in C(c)} \\
 \\
 (\mathbf{N}_2\text{-equal}) \quad \frac{c_0 \in C(\mathbf{0}_2) \quad c_1 \in C(\mathbf{1}_2)}{\mathbf{R}_2(\mathbf{0}_2, c_0, c_1) = c_0 \in C(\mathbf{0}_2)} \quad \frac{c_0 \in C(\mathbf{0}_2) \quad c_1 \in C(\mathbf{1}_2)}{\mathbf{R}_2(\mathbf{1}_2, c_0, c_1) = c_1 \in C(\mathbf{0}_2)}
 \end{array}$$

定義 4.11. $\mathbf{N}_1$ に関する推論規則

$$\begin{array}{c}
 (\mathbf{N}_1\text{-form}) \quad \frac{}{\mathbf{N}_1 \text{ type}} \quad (\mathbf{N}_1\text{-intro}) \quad \frac{}{\mathbf{0}_1 \in \mathbf{N}_1} \\
 \\
 \begin{array}{c}
 [z \in \mathbf{N}_1] \\
 \vdots \\
 \end{array} \quad \begin{array}{c}
 [z \in \mathbf{N}_1] \\
 \vdots \\
 \end{array} \\
 (\mathbf{N}_1\text{-elim}) \quad \frac{c \in \mathbf{N}_1 \quad c_0 \in C(\mathbf{0}_1) \quad C(z) \text{ type}}{\mathbf{R}_1(c, c_0) \in C(c)} \quad \frac{c = d \in \mathbf{N}_1 \quad c_0 = d_0 \in C(\mathbf{0}_1) \quad C(z) \text{ type}}{\mathbf{R}_1(c, c_0) = \mathbf{R}_1(d, d_0) \in C(c)} \\
 \\
 (\mathbf{N}_1\text{-equal}) \quad \frac{c_0 \in C(\mathbf{0}_1)}{\mathbf{R}_1(\mathbf{0}_1, c_0) = c_0 \in C(\mathbf{0}_1)}
 \end{array}$$

定義 4.12. $\mathbf{N}_0$ に関する推論規則

$$\begin{array}{c}
 (\mathbf{N}_0\text{-form}) \quad \frac{}{\mathbf{N}_0 \text{ type}} \quad (\mathbf{N}_0\text{-elim}) \quad \frac{c \in \mathbf{N}_0 \quad C \text{ type}}{\mathbf{R}_0(c) \in C} \quad \frac{c = d \in \mathbf{N}_0 \quad C \text{ type}}{\mathbf{R}_0(c) = \mathbf{R}_0(d) \in C} \\
 \\
 (\mathbf{N}_0\text{-intro}) \text{ と } (\mathbf{N}_0\text{-equal}) \text{ はない。}
 \end{array}$$

定義 4.13. $\text{ITT}_1^\square$ に関する推論規則

$\text{ITT}_1^\square$ は $\text{ITT}_0^\square$ に次の $\mathbf{U}_0$ の推論規則を付け加えたものである。

$$(\mathbf{U}_0\text{-form}) \quad \frac{}{\mathbf{U}_0 \text{ type}}$$

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \end{array} \quad \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \end{array} \\
 (\text{U}_0\text{-intro}) \quad \frac{A \in \text{U}_0 \quad B(x) \in \text{U}_0}{(\Pi x \in A) B(x) \in \text{U}_0} \quad \frac{A = C \in \text{U}_0 \quad B(x) = D(x) \in \text{U}_0}{(\Pi x \in A) B(x) = (\Pi x \in C) D(x) \in \text{U}_0} \\
 \\
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \end{array} \quad \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \end{array} \\
 \frac{A \in \text{U}_0 \quad B(x) \in \text{U}_0}{(\Sigma x \in A) B(x) \in \text{U}_0} \quad \frac{A = C \in \text{U}_0 \quad B(x) = D(x) \in \text{U}_0}{(\Sigma x \in A) B(x) = (\Sigma x \in C) D(x) \in \text{U}_0} \\
 \\
 \frac{A \in \text{U}_0 \quad B \in \text{U}_0}{A + B \in \text{U}_0} \quad \frac{A = C \in \text{U}_0 \quad B = D \in \text{U}_0}{A + B = C + D \in \text{U}_0} \\
 \\
 \frac{A \in \text{U}_0 \quad a \in A \quad b \in A}{\mathbf{I}(A, a, b) \in \text{U}_0} \quad \frac{A = B \in \text{U}_0 \quad a = c \in A \quad b = d \in A}{\mathbf{I}(A, a, b) = \mathbf{I}(B, c, d) \in \text{U}_0} \\
 \\
 \overline{\mathbf{N}_0 \in \text{U}_0} \quad \overline{\mathbf{N}_1 \in \text{U}_0} \quad \overline{\mathbf{N}_2 \in \text{U}_0}
 \end{array}$$

定義 4.14. System に関する推論規則

デーデキントのシステム、これは普通の数学での集合に相当するのだが、これを表す **System** の型の推論規則を書く。

次の $\{f(x) \mid x \in A\}$ は、 A のすべての要素 x で、 $f(x)$ をすべて集めた集合のようなものである。それをデーデキントのシステムに相当するものとしたい。デーデキントは限られた集合のようなものをシステムと呼んでいたの、ここでも A が U_0 の要素の場合に $\{f(x) \mid x \in A\}$ はシステムとする。

以下、**System** の推論規則を書く。

$$\begin{array}{c}
 (\text{System-form}) \quad \overline{\text{System type}} \\
 \\
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \end{array} \quad \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \end{array} \\
 (\text{System-intro}) \quad \frac{A \in \text{U}_0 \quad f(x) \in \text{System}}{\{f(x) \mid x \in A\} \in \text{System}} \quad \frac{A = B \in \text{U}_0 \quad f(x) = g(x) \in \text{System}}{\{f(x) \mid x \in A\} = \{g(x) \mid x \in B\} \in \text{System}}
 \end{array}$$

$$\frac{\begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \text{ type} \quad f(x) \in \mathbf{System} \end{array}}{\{f(x) \mid x \in A\} \text{ type}} \quad \frac{\begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A = B \quad f(x) = g(x) \in \mathbf{System} \end{array}}{\{f(x) \mid x \in A\} = \{g(x) \mid x \in B\}}$$

$A \in U_0$ でない場合は、 $\{f(x) \mid x \in A\}$ は **System** の要素ではない。そのような場合には $\{f(x) \mid x \in A\}$ を「クラス」と呼び、 A が U_0 の要素の場合のみ、システムと呼ぶことにする。

次の **P** は $\{f(x) \mid x \in A\}$ から A を取り出すものであり、**Q** は $\{f(x) \mid x \in A\}$ から $\lambda x.f(x)$ を取り出すものである。それは (**System-equal**) により明らかである。

$$(\mathbf{System-elim}) \quad \frac{c \in \mathbf{System}}{\mathbf{P}(c) \in U_0} \quad \frac{c = d \in \mathbf{System}}{\mathbf{P}(c) = \mathbf{P}(d) \in U_0}$$

$$\frac{c \in \mathbf{System}}{\mathbf{Q}(c) \in \mathbf{P}(c) \rightarrow \mathbf{System}} \quad \frac{c = d \in \mathbf{System}}{\mathbf{Q}(c) = \mathbf{Q}(d) \in \mathbf{P}(c) \rightarrow \mathbf{System}}$$

$$\begin{array}{c} \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \in U_0 \quad f(x) \in \mathbf{System} \end{array} \\ (\mathbf{System-equal}) \quad \frac{}{\mathbf{P}(\{f(x) \mid x \in A\}) = A \in U_0} \quad \frac{\begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \text{ type} \quad f(x) \in \mathbf{System} \end{array}}{\mathbf{P}(\{f(x) \mid x \in A\}) = A} \\ \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \in U_0 \quad f(x) \in \mathbf{System} \end{array} \\ \frac{}{\mathbf{Q}(\{f(x) \mid x \in A\}) = \lambda x.f(x) \in A \rightarrow \mathbf{System}} \quad \frac{\begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \text{ type} \quad f(x) \in \mathbf{System} \end{array}}{\mathbf{Q}(\{f(x) \mid x \in A\}) = \lambda x.f(x) \in A \rightarrow \mathbf{System}} \end{array}$$

この **System** は、[Martin-Löf 1971] の型理論にある「well-founded」を限定したものである。ただし「well-founded」は ITT_n の方にはないので、本論文での $\text{ITT}_n^\square$ は ITT_n に **System** をわざわざ付け加えているわけである。

「well-founded」は公理的集合論では基礎の公理 (axiom of foundation)、別名 ε に関する帰納法、もしくはそれと同等な正則性の公理 (axiom of regularity) に相当するもので、「well-founded」があれば、かなり強いことが出来る。

例えば、「well-founded」のある [Martin-Löf 1971] の型理論を用い、Peter Aczel は

Aczel, P. , “The type theoretic interpretation of constructive set thory”, in: MayIntyre, A, Pacholski, L, and Paris, J. (eds.), “Logic Colloquim ’77”, North-Holland, Amsterdam, 1979

(以下、[Aczel 1979] と記す) で、直観主義論理 (これについては後述する) 上での公理的集合論を展開した。つまり公理的集合論が展開できるぐらい「well-founded」は強いということである。

デーデキントは公理的集合論ほど強い集合論は要求していないので、**System** は「well-founded」を制限して付け加えているわけである。

定義 4.15. $\text{ITT}_n^\square$ に関する推論規則

$n = 1, 2, 3, \dots$ に関して、 $\text{ITT}_{n+1}^\square$ は $\text{ITT}_n^\square$ に次の U_n の推論規則を付け加えたものである。もし **System** $\in U_0$ なら $S \in S$ と同じような事態となる型 S が簡単に作れるが、このようなことは避けたいので、**System** $\in U_1$ となっている。

$$\begin{array}{c}
 \text{(System-}U_1\text{-intro)} \quad \frac{}{\mathbf{System} \in U_1} \qquad \text{(}U_n\text{-form)} \quad \frac{}{U_n \text{ type}} \\
 \text{(}U_n\text{-intro)} \quad \frac{}{U_{n-1} \in U_n} \qquad \frac{A \in U_{n-1}}{A \in U_n} \\
 \\
 \frac{\begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \in U_n \quad B(x) \in U_n \end{array}}{(\Pi x \in A) B(x) \in U_n} \qquad \frac{\begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A = C \in U_n \quad B(x) = D(x) \in U_n \end{array}}{(\Pi x \in A) B(x) = (\Pi x \in C) D(x) \in U_n} \\
 \\
 \frac{\begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A \in U_n \quad B(x) \in U_n \end{array}}{(\Sigma x \in A) B(x) \in U_n} \qquad \frac{\begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \\ A = C \in U_n \quad B(x) = D(x) \in U_n \end{array}}{(\Sigma x \in A) B(x) = (\Sigma x \in C) D(x) \in U_n} \\
 \\
 \frac{A \in U_n \quad B \in U_n}{A + B \in U_n} \qquad \frac{A = C \in U_n \quad B = D \in U_n}{A + B = C + D \in U_n} \\
 \\
 \frac{A \in U_n \quad a \in A \quad b \in A}{\mathbf{I}(A, a, b) \in U_n} \qquad \frac{A = B \in U_n \quad a = c \in A \quad b = d \in A}{\mathbf{I}(A, a, b) = \mathbf{I}(B, c, d) \in U_n}
 \end{array}$$

5 直観主義論理

定義 5.1. 型理論と直観主義論理の論理式

直観主義論理とは、普通の論理から排中律、すなわち「 A または A でない」を取り除いたものである。数学で良く使われる背理法は排中律を用いているので、直観主義論理では背理法が使えない。([久馬 1995]142 ページ～154 ページなど参照。) しかし背理法が使えなくても、普通の数学とほとんど同じ数学を展開出来ることがわかっている。例えば、

Beeson, M. , “Foundations of Constructive Mathematics”, *Springer*, 1985

などを参考にしてもらえれば幸甚である。

この直観主義論理と型理論とは、密接な関係があることが分かっている。この場合の **type** は「論理式」の意味であるが、 A が明らかに論理式の場合は、 A **type** を省略する。

$a \in A$ の式においては、 a は論理式 A の「証明図を抽象化」したものである。(証明図については、[久馬 1995] の 128 ページ～142 ページなど参照。)

例えば $A \times B$ は「 A かつ B 」の意味として使うが、その ($\times$ -form) と ($\times$ -intro) は

$$(\times\text{-form}) \quad \frac{A \text{ type} \quad B \text{ type}}{A \times B \text{ type}} \quad (\times\text{-intro}) \quad \frac{a \in A \quad b \in B}{\langle a, b \rangle \in A \times B}$$

となる。この意味はまず ($\times$ -form) の方は、 A と B が論理式なら $A \times B$ も論理式であるとなる。

次に ($\times$ -intro) の方は、 a と b が論理式 A と B が正しいことを保証する証明図を抽象化したものなので、「 A かつ B 」を正しいことを保証する証明図は、 A と B それぞれの証明図 a, b が情報として分かるように書けば良いので、 $\langle a, b \rangle$ というような a と b の順序対が、この証明図を抽象化したものになるわけである。

ただし論理学では証明図を抽象化した部分は描かないので、これを省略して

$$(\times\text{-intro}) \quad \frac{A \quad B}{A \times B}$$

とも書く。

ここで、型理論における論理記号の意味を書いておく。

$\mathbf{N_0}$	矛盾 ($\perp$ とも書く)
$A \rightarrow \perp$	A でない ($\neg A$ とも書く)
$A \times B$	A かつ B
$A + B$	A または B
$A \rightarrow B$	A ならば B

$(\Pi x \in A) B(x)$ A に含まれるすべての x で、 $B(x)$ は成り立つ

$(\Sigma x \in A) B(x)$ A に含まれる x が存在し、その x で $B(x)$ は成り立つ

$(\Pi x \in A) B(x)$ と $(\Sigma x \in A) B(x)$ の「 $x \in A$ 」は、「 A は論理式で a はその論理式の証明図を抽象化したもの」の意味ではなく、 A はものの集まりで、 x はその要素という通常の集合論の意味で使う。

定義 5.2. 直観主義論理の N_0 の推論規則

上に書いたように N_0 は矛盾を表す型で $\perp$ と書く。すると 4.11. N_0 の性質より

$$\frac{c \in N_0 \quad C \text{ type}}{R_0(c) \in C}$$

となり $C \text{ type}$ の部分と証明図を抽象化したものの部分を省略すると、

$$\frac{N_0}{C} \quad \text{または} \quad \frac{\perp}{C}$$

となる。ただし論理式 C は何でも良い。つまり、矛盾 $\perp$ からどのような論理式でも導き出されるという、論理学の矛盾律が導き出された。

また「 A でない」というような A の否定は、論理学の否定律より $A \rightarrow \perp$ となるが、ちょっと前にも書いたように $\neg A$ と書いても良いこととする。

定義 5.3. 直観主義論理の $\times$ の推論規則

$ITT_n^\square$ の推論規則を使うと、直観主義論理の推論規則が自然と導き出されるが、いろいろと不自然なものも存在する。ここからは、それらを説明する。

まず $A \times B$ 、すなわち「 A かつ B 」から説明する。すでに $(\times\text{-intro})$ はやった。次に $(\times\text{-elim})$ を書くが、 $C(x) \text{ type}$ のところも書くとな長くなるので、これを省いて書いてみると、

$$(\times\text{-elim}) \quad \frac{\begin{array}{c} [x \in A] [y \in B] \\ \vdots \\ c \in A \times B \quad d(x, y) \in C'(\langle x, y \rangle) \end{array}}{E(c, \lambda xy. d(x, y)) \in C(c)}$$

となるが、通常の論理ではこれは使わない。もう少し特殊の場合 $(\times\text{-elim}_1)$ と $(\times\text{-elim}_2)$ を考える。

まず $(\times\text{-elim}_1)$ であるが、 $d(x, y)$ は x とし、 $C(z)$ は A とする。すると

$$(\times\text{-elim}_1) \quad \frac{c \in A \times B \quad [x \in A]}{\mathbf{E}(c, \lambda xy.x) \in A}$$

となる。次に $(\times\text{-elim}_2)$ であるが、 $d(x, y)$ を y とし、 $C(z)$ を B とする。すると

$$(\times\text{-elim}_2) \quad \frac{c \in A \times B \quad [y \in B]}{\mathbf{E}(c, \lambda xy.y) \in B}$$

となる。 $A_1, A_2, \dots, A_n$ を仮定して、いくつかの推論を経て A が導き出されるのを

$$\frac{\frac{A_1 \quad A_2 \quad \dots \quad A_n}{A}}{A}$$

のように2重横線を書くものとする。この2重横線の記法は、 $\text{ITT}_n^\square$ でも用いることとする。

$(\times\text{-elim}_1)$ と $(\times\text{-elim}_2)$ の $[y \in B]$ は、すでに仮定が落ちているので、それは書かなくてよいので、2重横線の記法で $(\times\text{-elim}_1)$ $(\times\text{-elim}_2)$ を書くと、

$$(\times\text{-elim}_1) \quad \frac{c \in A \times B}{\mathbf{E}(c, \lambda xy.x) \in A} \quad (\times\text{-elim}_2) \quad \frac{c \in A \times B}{\mathbf{E}(c, \lambda xy.y) \in B}$$

となる。これの $(\times\text{-equal}_1)$ も $(\times\text{-equal})$ の $d(x, y)$ を x とし $C(z)$ は A とするし、これの $(\times\text{-equal}_2)$ は $(\times\text{-equal})$ の $d(x, y)$ を y とし $C(z)$ は B とする。すると

$$(\times\text{-equal}_1) \quad \frac{a \in A \quad b \in B \quad [x \in A]}{\mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy.x) = a \in A} \quad (\times\text{-equal}_2) \quad \frac{a \in A \quad b \in B \quad [y \in B]}{\mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy.y) = b \in B}$$

となる。

これを先ほどの2重横線を用いて書くと

$$(\times\text{-equal}_1) \quad \frac{a \in A \quad b \in B}{\mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy.x) = a \in A} \quad (\times\text{-equal}_2) \quad \frac{a \in A \quad b \in B}{\mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy.y) = b \in B}$$

となる。

定義 5.4. 直観主義論理の + の推論規則

次に $A + B$ 、すなわち「 A または B 」の推論規則を説明する。 $(+\text{-elim})$ はこのままでは普通の論理学では強く思えるので、制約を加える。 $C(z)$ の中には x も y も z も含まれないとし、 $(+\text{-elim})$ の $C(z)$ **type** は省略する。すると $(+\text{-elim})$ は

$$(\text{+elim}) \quad \frac{\begin{array}{ccc} [x \in A] & & [y \in B] \\ & \vdots & \vdots \\ c \in A + B & d(x) \in C & e(y) \in C \end{array}}{\mathbf{D}(c, \lambda x.d(x), \lambda y.e(y)) \in C}$$

となる。 $+equal_1$ と $+equal_2$ は

$$\begin{array}{c}
 (+equal_1) \quad \frac{
 \begin{array}{c}
 [x \in A] \quad [y \in B] \\
 \vdots \quad \quad \quad \vdots \\
 a \in A \quad d(x) \in C \quad e(y) \in C
 \end{array}
 }{
 \mathbf{D}(\mathbf{i}(a), \lambda x.d(x), \lambda y.e(y)) = d(a) \in C
 } \\
 \\
 (+equal_2) \quad \frac{
 \begin{array}{c}
 [x \in A] \quad [y \in B] \\
 \vdots \quad \quad \quad \vdots \\
 b \in B \quad d(x) \in C \quad e(y) \in C
 \end{array}
 }{
 \mathbf{D}(\mathbf{j}(b), \lambda x.d(x), \lambda y.e(y)) = e(b) \in C
 }
 \end{array}$$

となる。

定義 5.5. 直観主義論理の Σ の推論規則

次に $(\Sigma x \in A) B(x)$ 、すなわち「 A に含まれる x が存在し、その x で $B(x)$ は成り立つ」の推論規則を解説する。 $(\Sigma\text{-elim})$ もこのままでは普通の論理学では強く思えるので、制約を加える。 $C(z)$ の中には x も y も z も含まれないとし、 $(\Sigma\text{-elim})$ の $C(z)$ **type** は省略する。すると $(\Sigma\text{-elim})$ は

$$(\Sigma\text{-elim}) \quad \frac{
 \begin{array}{c}
 [x \in A] [y \in B(x)] \\
 \vdots \\
 c \in (\Sigma x \in A) B(x) \quad d(x, y) \in C
 \end{array}
 }{
 \mathbf{E}(c, \lambda xy.d(x, y)) \in C
 }$$

となる。 $(\Sigma\text{-equal})$ は

$$(\Sigma\text{-equal}) \quad \frac{
 \begin{array}{c}
 [x \in A] [y \in B(x)] \\
 \vdots \\
 a \in A \quad b \in B(x) \quad d(x, y) \in C
 \end{array}
 }{
 \mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy.d(x, y)) = d(a, b) \in C
 }$$

となる。

定義 5.6. 直観主義論理の推論規則

ここまで書いてきたように、 $\text{ITT}_n^\square$ の推論規則を使うと、直観主義論理の推論規則が自然と導き出される。ここからはそれらを示していくが、まず A **type** の形のものは、明らか

な場合には書かないこととする。それと等号規則以外は、証明図を抽象化したものは書かないこととする。

そのように省略された推論規則は、(II-intro) ではなく、intro の部分のはじめを大文字として、(II-Intro) のように書いて区別する。等号規則はそうのように省略しないことに注意せよ。

次の C はどのような型でも良い。また次の $\neg A$ の規則は、簡単に導き出せる。

$$\begin{array}{c}
 [A] \\
 \vdots \\
 (\mathbf{N_0}\text{-Elim}) \quad \frac{\mathbf{N_0}}{C} \quad (\neg\text{-Intro}) \quad \frac{\mathbf{N_0}}{\neg A} \quad (\neg\text{-Elim}) \quad \frac{\neg A \quad A}{\mathbf{N_0}} \\
 (\times\text{-Intro}) \quad \frac{A \quad B}{A \times B} \quad (\times\text{-Elim}_1) \quad \frac{A \times B}{A} \quad (\times\text{-Elim}_2) \quad \frac{A \times B}{B} \\
 \begin{array}{c} [A] \quad [B] \\ \vdots \quad \vdots \end{array} \\
 (+\text{-Intro}) \quad \frac{A}{A + B} \quad \frac{B}{A + B} \quad (+\text{-Elim}) \quad \frac{A + B \quad C \quad C}{C} \\
 \begin{array}{c} [A] \\ \vdots \end{array} \\
 (\rightarrow\text{-Intro}) \quad \frac{B}{A \rightarrow B} \quad (\rightarrow\text{-Elim}) \quad \frac{A \rightarrow B \quad A}{B}
 \end{array}$$

次の (II-Intro) の後ろの $(*x)$ は、 $[x \in A]$ 以外のすべての仮定に x は自由に現れないことを表している。固有変数の規則より、これは必要である。

$$\begin{array}{c}
 [x \in A] \\
 \vdots \\
 (\text{II-Intro}) \quad \frac{B(x)}{(\Pi x \in A) B(x)} (*x) \quad (\text{II-Elim}) \quad \frac{(\Pi x \in A) B(x) \quad a \in A}{B(a)}
 \end{array}$$

次の (Σ -Elim) の後ろの $(*x)$ は、 $[x \in A]$ と $[B(x)]$ 以外のすべての仮定と C に x は自由に現れないことを表している。固有変数の規則より、これは必要である。

$$\begin{array}{c}
 [x \in A] \quad [B(x)] \\
 \vdots \\
 (\Sigma\text{-Intro}) \quad \frac{a \in A \quad B(a)}{(\Sigma x \in A) B(x)} \quad (\Sigma\text{-Elim}) \quad \frac{(\Sigma x \in A) B(x) \quad C}{C} (*x)
 \end{array}$$

これ以後は等号規則を書いておく。

$$\begin{array}{c}
 (\times\text{-equal}_1) \frac{a \in A \quad b \in B}{\mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy.x) = a \in A} \quad (\times\text{-equal}_2) \frac{a \in A \quad b \in B}{\mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy.y) = b \in B} \\
 \\
 \begin{array}{c} [x \in A] \quad [y \in B] \\ \vdots \quad \vdots \end{array} \\
 (+\text{-equal}_1) \frac{a \in A \quad d(x) \in C \quad e(y) \in C}{\mathbf{D}(\mathbf{i}(a), \lambda x.d(x), \lambda y.e(y)) = d(a) \in C} \\
 \\
 \begin{array}{c} [x \in A] \quad [y \in B] \\ \vdots \quad \vdots \end{array} \\
 (+\text{-equal}_2) \frac{b \in B \quad d(x) \in C \quad e(y) \in C}{\mathbf{D}(\mathbf{j}(b), \lambda x.d(x), \lambda y.e(y)) = e(b) \in C} \\
 \\
 \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \end{array} \quad \begin{array}{c} [x \in A] \\ \vdots \end{array} \\
 (\rightarrow\text{-equal}) \frac{a \in A \quad b(x) \in B}{\mathbf{Ap}(\lambda x.b(x), a) = b(a) \in B} \quad (\Pi\text{-equal}) \frac{a \in A \quad b(x) \in B(x)}{\mathbf{Ap}(\lambda x.b(x), a) = b(a) \in B(a)} \\
 \\
 \begin{array}{c} [x \in A] \quad [y \in B(x)] \\ \vdots \end{array} \\
 (\Sigma\text{-equal}) \frac{a \in A \quad b \in B(x) \quad d(x, y) \in C}{\mathbf{E}(\langle a, b \rangle, \lambda xy.d(x, y)) = d(a, b) \in C}
 \end{array}$$

以上の体系は、ゲンツェンの NJ をご存知の人には、明らかであろう。

6 System の集合論

デーデキントがシステムと呼んだものにも、普通の集合論と同じようなことができる。集合論でも $a \in b$ 、 $a = b$ などの記号を使うが、これらは型理論 $\text{ITT}_n^\square$ でも使うので、型理論の記号と区別するために、ここでは **System** の要素やクラスに対して（部分集合の記号とあわせて）、

$$a \overset{\bullet}{\subset} b \quad a \overset{\bullet}{\in} b \quad a \overset{\bullet}{=} b$$

のように、上に太点を付けた記号を使うことにする。

定義 6.1. $a \overset{\cdot}{\subset} b \quad a \overset{\cdot}{\in} b$

A と B を **type**、 $\lambda x.f(x)$ と $\lambda y.g(y)$ は、それぞれ型 $A \rightarrow \mathbf{System}$ と $B \rightarrow \mathbf{System}$ の要素とする。

すると $\{f(x) \mid x \in A\}$ は **System** の要素の場合もあるし、クラスの場合もある。 $\{g(y) \mid y \in B\}$ も **System** の要素の場合もあるし、クラスの場合もある。このとき、

$$\{f(x) \mid x \in A\} \overset{\cdot}{\subset} \{g(y) \mid y \in B\}$$

は

$$(\Pi x \in A)(\Sigma y \in B) \mathbf{I}(\mathbf{System}, f(x), g(y))$$

と定義する。意味は、 A のどのような要素 x に対しても、 B の要素 y が存在して、 $f(x)$ と $g(y)$ が型理論の意味で同じということである。次に a が **System** の要素として、

$$a \overset{\cdot}{\in} \{f(x) \mid x \in A\} \quad \text{は} \quad (\Sigma x \in A) \mathbf{I}(\mathbf{System}, a, f(x))$$

と定義する。意味は、 A の要素 x が存在して、 a と $f(x)$ が型理論の意味で同じということである。

$a \overset{\cdot}{\subset} b$ と $a \overset{\cdot}{\in} b$ が **type** なのは明らかである。 $a \overset{\cdot}{\in} b$ が証明されるとき、 a を b の「元」ということにする。

定義 6.2. $a \overset{\cdot}{=} b$

a はシステムまたはクラスとする。 b もシステムまたはクラスとする。 $a \overset{\cdot}{=} b$ は

$$(a \overset{\cdot}{\subset} b) \times (b \overset{\cdot}{\subset} a)$$

と定義する。意味は a は b の部分集合であり、かつ b は a の部分集合であるということである。

デーデキントは現代の集合論で外延性の公理 (axiom of extensionality) と呼ばれるものを認めていた。外延性の公理は、集合はその要素が同じなら集合としても同じということを表している。

この外延性の公理を認めれば、 a が b の部分集合であり、かつ b が a の部分集合であることから、 a と b が等しいことが出てくるので、この定義は明らかであろう。

$a \overset{\cdot}{=} b$ が **type** なのは明らかである。

定理 6.3. $a = b \in \mathbf{System}$ なら $a \dot{\subset} b$ である。

$a \in \mathbf{System}$ なので、話を簡単にするために、 $A \in U_0$ と $\lambda x.f(x) \in A \rightarrow \mathbf{System}$ が存在して、 a は $\{f(x) \mid x \in A\}$ であるとする。このようにするためには、 A として $\mathbf{P}(a)$ とし、 $\lambda x.f(x)$ として $\mathbf{Q}(a)$ とすれば良い。

まず $a \dot{\subset} a$ を証明するが、これは $(\Pi x \in A) (\Sigma y \in A) \mathbf{I}(\mathbf{System}, f(x), f(y))$ を証明すれば良い。そのために、まず

$$(I\text{-form}) \frac{\frac{\text{System type}}{\frac{x \in A}{f(x) \in \mathbf{System}} \quad \frac{y \in A}{f(y) \in \mathbf{System}}} \quad \mathbf{I}(\mathbf{System}, f(x), f(y)) \text{ type}}{\quad} \quad (1)$$

が証明できる。右に書かれている (1) はこの証明図の番号で、以下にこの証明図を引用する場合には、この数字を用いる。これ以後も同じである。(1) を用いて、

$$\begin{array}{c} \frac{\frac{\frac{[x \in A]_2}{f(x) \in \mathbf{System}}}{f(x) = f(x) \in \mathbf{System}}}{\frac{[x \in A]_2 \quad [y \in A]_1}{\mathbf{I}(\mathbf{System}, f(x), f(y)) \text{ type}} \quad [x \in A]_2 \quad \mathbf{r} \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, f(x), f(x))} \\ (\Sigma\text{-intro})_1 \frac{\quad}{\langle x, \mathbf{r} \rangle \in (\Sigma y \in A) \mathbf{I}(\mathbf{System}, f(x), f(y))} \\ (\Pi\text{-intro})_2 \frac{\quad}{\lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \in \underbrace{(\Pi x \in A) (\Sigma y \in A) \mathbf{I}(\mathbf{System}, f(x), f(y))}_{a \dot{\subset} a}} \end{array} \quad (2)$$

が証明できる。ところで、ここで仮定が落ちる $[y \in A]_1$ のところで、右下に「1」があるが、これは $(\Sigma\text{-intro})_1$ の右下の「1」に対応しているのである。同じく $[x \in A]_2$ は、 $(\Pi\text{-intro})_2$ に対応している。

これによって、どの推論規則によって仮定が落ちたかが明確になる。

それで、この (2) によって $(\Pi x \in A) (\Sigma y \in A) \mathbf{I}(\mathbf{System}, f(x), f(y))$ すなわち $a \dot{\subset} a$ が証明され、 $\lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle$ はその証明図を抽象化したものである。

次に $a = b \in \mathbf{System}$ から $a \dot{\subset} b$ を証明する。 $a \dot{\subset} a$ は (2) で証明したので、

$$(2) \frac{\frac{\lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \in (a \dot{\subset} a)}{\quad} \quad \frac{a = b \in \mathbf{System} \quad \frac{[z \in \mathbf{System}]}{(a \dot{\subset} z) \text{ type}}}{(a \dot{\subset} a) = (a \dot{\subset} b)} \quad (3)$$

となり $a \dot{\subset} b$ は証明され、 $\lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle$ はその証明図を抽象化したものである。 Q.E.D.

定理 6.4. $a = b \in \mathbf{System}$ なら $a \dot{=} b$ である。

定理 6.3. の (3) より $a = b \in \mathbf{System}$ なら $a \dot{\subset} b$ であり、また $a = b \in \mathbf{System}$ より $b = a \in \mathbf{System}$ なので $b \dot{\subset} a$ となり、それらのことを用いて

$$\begin{array}{c}
 (3) \quad \frac{a = b \in \mathbf{System}}{\lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \in \left(a \dot{\subset} b \right)} \quad (3) \quad \frac{\frac{a = b \in \mathbf{System}}{b = a \in \mathbf{System}}}{\lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \in \left(b \dot{\subset} a \right)} \\
 (\times\text{-intro}) \quad \frac{}{\langle \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle \in \underbrace{\left(a \dot{\subset} b \right) \times \left(b \dot{\subset} a \right)}_{a \dot{=} b}}
 \end{array} \quad (4)$$

となり、 $a \dot{=} b$ は証明され、 $\langle \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle$ はその証明図を抽象化したものである。

Q.E.D.

定理 6.5. 要素が 1 つも存在しないシステムが存在する。

通常の集合論では、このようなものは空集合といい ϕ と書くので、ここでも要素が存在しないシステム、すなわち $\mathbf{System}$ の要素を ϕ と書くことにする。実はデーデキントは、このような空のシステムは認めていないのであるが、このようなものがないと不便なので、ここでは ϕ を認めるとする。

空のシステム ϕ は

$$\{ \mathbf{R}_0(x) \mid x \in \mathbf{N}_0 \} \quad (5)$$

でよい。このようなものが $\mathbf{System}$ の要素として存在することは、

$$\begin{array}{c}
 (\mathbf{N}_0\text{-form}) \quad \frac{}{\mathbf{N}_0 \text{ type}} \quad (\mathbf{N}_0\text{-elim})_1 \quad \frac{[x \in \mathbf{N}_0]_1 \quad (\mathbf{System-form}) \quad \frac{}{\mathbf{System type}}}{\mathbf{R}_0(x) \in \mathbf{System}} \\
 (\mathbf{System-intro}) \quad \frac{}{\{ \mathbf{R}_0(x) \mid x \in \mathbf{N}_0 \} \in \mathbf{System}}
 \end{array} \quad (6)$$

となり証明される。この ϕ が空のシステムというのは、任意のシステム a において、

$$(a \dot{\in} \phi) \rightarrow \perp$$

となることである。 $(a \dot{\in} \phi)$ は $(\Sigma x \in \mathbf{N}_0) \mathbf{I}(\mathbf{System}, a, \mathbf{R}_0(x))$ であり、 $\perp$ は $\mathbf{N}_0$ なので、この証明は

$$\begin{array}{c}
 (\Sigma\text{-elim})_1 \quad \frac{[z \in (\Sigma x \in \mathbf{N}_0) \mathbf{I}(\mathbf{System}, a, \mathbf{R}_0(x))]_2 \quad [x \in \mathbf{N}_0]_1}{\mathbf{E}(z, \lambda xy.x) \in \mathbf{N}_0} \\
 (\rightarrow\text{-intro})_2 \quad \frac{\lambda z. \mathbf{E}(z, \lambda xy.x) \in \underbrace{(\Sigma x \in \mathbf{N}_0) \mathbf{I}(\mathbf{System}, a, \mathbf{R}_0(x))}_{a \dot{\in} \phi} \rightarrow \underbrace{\mathbf{N}_0}_{\perp}}{}
 \end{array} \quad (7)$$

となり、 $(a \in \phi) \rightarrow \perp$ は証明され、 $\lambda z. \mathbf{E}(z, \lambda xy. x)$ はその証明図の抽象化されたものである。 Q.E.D.

定理 6.6. a がシステムの時、これだけを要素とするシステムが存在する。

a だけを要素とするシステムを $\{a\}$ と書く。これを a のシングルトンという。システム $\{a\}$ は

$$\{a \mid x \in \mathbf{N}_1\} \quad (8)$$

でよい。通常は $\{f(x) \mid x \in A\}$ の形であるが、この $f(x)$ のところに、(x が含まれない) ただ a そのままを入れたということである。これが、 a だけを要素とすることを証明する。これがシステムであることは、

$$\text{(System-intro)} \quad \frac{\overline{\mathbf{N}_1 \in \mathbf{U}_0} \quad a \in \mathbf{System}}{\underbrace{\{a \mid x \in \mathbf{N}_1\}}_{\{a\}} \in \mathbf{System}} \quad (9)$$

となり証明される。

次にシステム $\{a\}$ が a を要素としていることは、 $a \in \{a\}$ を示せば良いが、それを正確に書くと、

$$\underbrace{(\Sigma x \in \mathbf{N}_1) \mathbf{I}(\mathbf{System}, a, a)}_{a \in \underbrace{\{a \mid x \in \mathbf{N}_1\}}_{\{a\}}}$$

となるが、これは

$$(\Sigma\text{-intro}) \quad \frac{(\mathbf{I}\text{-intro}) \quad \frac{\mathbf{System} \text{ type} \quad a \in \mathbf{System}}{\mathbf{I}(\mathbf{System}, a, a) \text{ type}} \quad (\mathbf{N}_1\text{-intro}) \quad \frac{}{\mathbf{0}_1 \in \mathbf{N}_1} \quad (\mathbf{I}\text{-intro}) \quad \frac{a \in \mathbf{System}}{a = a \in \mathbf{System}}}{\langle \mathbf{0}_1, \mathbf{r} \rangle \in (\Sigma x \in \mathbf{N}_1) \mathbf{I}(\mathbf{System}, a, a)} \quad \frac{}{\mathbf{r} \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, a, a)}$$

と証明でき、 $\langle \mathbf{0}_1, \mathbf{r} \rangle$ はその証明図を抽象化したものである。

最後に、システム $\{a\}$ が a だけを要素としていることを証明したいが、それは $c \in \{a\}$ から $c = a$ を導き出せば良い。それを正確に書けば、

$$\underbrace{(\Sigma x \in \mathbf{N}_1) \mathbf{I}(\mathbf{System}, c, a)}_{c \in \underbrace{\{a \mid x \in \mathbf{N}_1\}}_{\{a\}}} \rightarrow \underbrace{\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, a)}_{c = a \in \mathbf{System}} \quad (10)$$

と書ける。(10) の証明は、まず

$$(I\text{-form}) \quad \frac{\text{System type} \quad c \in \text{System} \quad a \in \text{System}}{I(\text{System}, c, a) \text{ type}} \quad (11)$$

を示し、(11) を用いて、

$$\begin{array}{c} (\Sigma\text{-intro})_1 \quad \frac{[z \in (\Sigma x \in N_1) I(\text{System}, c, a)]_2 \quad [y \in I(\text{System}, c, a)]_1 \quad \overset{(11)}{\frac{c \in \text{System} \quad a \in \text{System}}{I(\text{System}, c, a) \text{ type}}}}{\mathbf{E}(z, \lambda xy.y) \in I(\text{System}, c, a)} \\ (\rightarrow\text{-intro})_2 \quad \frac{\lambda z. \mathbf{E}(z, \lambda xy.y) \in (\Sigma x \in N_1) I(\text{System}, c, a) \rightarrow I(\text{System}, c, a)}{\lambda z. \mathbf{E}(z, \lambda xy.y) \in (\Sigma x \in N_1) I(\text{System}, c, a) \rightarrow I(\text{System}, c, a)} \end{array} \quad (12)$$

となり (10) は証明できた。 $\lambda z. \mathbf{E}(z, \lambda xy.y)$ は証明図を抽象化したものである。 Q.E.D.

定理 6.7. a と b がシステムするとき、これらだけを要素とするシステムが存在する。

a と b だけを要素とするシステムを $\{a, b\}$ と書く。集合論では「対集合」というので、ここでは「対システム」と呼ぶことにする。対システム $\{a, b\}$ は

$$\{R_2(x, a, b) \mid x \in N_2\}$$

とする。これがシステムなのは、

$$\begin{array}{c} (\text{System-intro})_1 \quad \frac{(\text{N}_2\text{-form}) \quad \text{N}_2 \text{ type} \quad (\text{N}_2\text{-elim}) \quad \frac{[x \in N_2]_1 \quad a \in \text{System} \quad b \in \text{System} \quad \overset{(\text{System-form})}{\text{System type}}}{R_2(x, a, b) \in \text{System}}}{\{R_2(x, a, b) \mid x \in N_2\} \in \text{System}} \end{array} \quad (13)$$

となり証明される。

次に $a \in \{a, b\}$ を証明する。これを正確に書くと、

$$(\Sigma x \in N_2) I(\text{System}, a, R_2(x, a, b))$$

となり、この証明は以下である。

$$\begin{array}{c} (\text{N}_2\text{-equal}) \quad \frac{a \in \text{System} \quad b \in \text{System}}{R_2(0_2, a, b) = a \in \text{System}} \\ (\text{I-intro}) \quad \frac{a = R_2(0_2, a, b) \in \text{System}}{r \in I(\text{System}, a, R_2(0_2, a, b))} \\ (\Sigma\text{-intro}) \quad \frac{(\text{N}_2\text{-intro}) \quad \frac{}{0_2 \in N_2} \quad r \in I(\text{System}, a, R_2(0_2, a, b))}{\langle 0_2, r \rangle \in (\Sigma x \in N_2) I(\text{System}, a, R_2(x, a, b))} \end{array} \quad (14)$$

$$a \in \{a, b\}$$

$\langle 0_2, r \rangle$ はこの証明を抽象化したものである。 $b \in \{a, b\}$ も同じように証明できる。

最後に $\{a, b\}$ の元 c は a か b と一致することを証明する。これを正確に書くと、

$$\underbrace{(\Sigma x \in \mathbf{N}_2) \mathbf{I}(\mathbf{System}, c, \mathbf{R}_2(x, a, b))}_{c \in \underbrace{\{\mathbf{R}_2(x, a, b) \mid x \in \mathbf{N}_2\}}_{\{a, b\}}} \rightarrow \underbrace{\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, a)}_{c = a} + \underbrace{\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, b)}_{\text{または } c = b} \quad (15)$$

となる。これを証明するために、まず次を証明する。

$$\begin{array}{c} \text{(N}_2\text{-equal)} \frac{a \in \mathbf{System} \quad b \in \mathbf{System}}{\mathbf{R}_2(\mathbf{0}_2, a, b) = a \in \mathbf{System}} \\ \text{(I-intro)} \frac{}{\mathbf{r} \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(\mathbf{0}_2, a, b), a)} \\ \text{(+intro)} \frac{}{\mathbf{i}(\mathbf{r}) \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(\mathbf{0}_2, a, b), a) + \mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(\mathbf{0}_2, a, b), b)} \end{array} \quad (16)$$

同じように、 $a \in \mathbf{System}$ と $b \in \mathbf{System}$ より、

$$\mathbf{j}(\mathbf{r}) \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(\mathbf{1}_2, a, b), a) + \mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(\mathbf{1}_2, a, b), b) \quad (17)$$

も証明できる。短くするため $C(k)$ を $\mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(k, a, b), a) + \mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(k, a, b), b)$ として、(16) と (17) を使って、

$$\begin{array}{c} \text{(N}_2\text{-intro)} \frac{x \in \mathbf{N}_2 \quad \begin{array}{c} \text{(16)} \frac{a \in \mathbf{System} \quad b \in \mathbf{System}}{\mathbf{i}(\mathbf{r}) \in C(\mathbf{0}_2)} \quad \text{(17)} \frac{a \in \mathbf{System} \quad b \in \mathbf{System}}{\mathbf{j}(\mathbf{r}) \in C(\mathbf{1}_2)} \end{array}}{\mathbf{R}_2(x, \mathbf{i}(\mathbf{r}), \mathbf{j}(\mathbf{r})) \in \underbrace{\mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(x, a, b), a) + \mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(x, a, b), b)}_{C(x)}} \end{array} \quad (18)$$

が証明できた。次に、以下を証明する。

$$\begin{array}{c} \text{(I-elim)} \frac{w \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, c, \mathbf{R}_2(x, a, b))}{c = \mathbf{R}_2(x, a, b) \in \mathbf{System}} \quad \text{(I-elim)} \frac{u \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(x, a, b), a)}{\mathbf{R}_2(x, a, b) = a \in \mathbf{System}} \\ \text{(I-intro)} \frac{c = a \in \mathbf{System}}{\mathbf{r} \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, c, a)} \\ \text{(+intro)} \frac{}{\mathbf{i}(\mathbf{r}) \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, c, a) + \mathbf{I}(\mathbf{System}, c, b)} \end{array} \quad (19)$$

同じように、 $w \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, c, \mathbf{R}_2(x, a, b))$ と $v \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(x, a, b), b)$ から

$$\mathbf{j}(\mathbf{r}) \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, c, a) + \mathbf{I}(\mathbf{System}, c, b) \quad (20)$$

も証明できる。ここまでするために、 α は $\mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(x, a, b), a)$ 、 α' は $\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, a)$ 、 β は $\mathbf{I}(\mathbf{System}, \mathbf{R}_2(x, a, b), b)$ 、 β' は $\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, b)$ 、 γ は $\mathbf{R}_2(x, \mathbf{i}(\mathbf{r}), \mathbf{j}(\mathbf{r}))$ 、 δ は $\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, \mathbf{R}_2(x, a, b))$ とし、これまでをまとめると、

$$(18) \frac{x \in \mathbf{N}_2 \quad a \ b \in \mathbf{System}}{\gamma \in \underbrace{\alpha + \beta}_{C(x)}} \quad (19) \frac{w \in \delta \quad u \in \alpha}{\mathbf{i}(\mathbf{r}) \in \alpha' + \beta'} \quad (20) \frac{w \in \delta \quad v \in \beta}{\mathbf{j}(\mathbf{r}) \in \alpha' + \beta'}$$

を既に証明できた。 $\alpha' + \beta'$ **type** は明らかなので、これらを使って、

$$\begin{array}{c} \frac{(18) \frac{x \in \mathbf{N}_2 \quad a \ b \in \mathbf{System}}{\gamma \in \alpha + \beta} \quad (19) \frac{w \in \delta \quad [u \in \alpha]_1}{\mathbf{i}(\mathbf{r}) \in \alpha' + \beta'} \quad (20) \frac{w \in \delta \quad [v \in \beta]_1}{\mathbf{j}(\mathbf{r}) \in \alpha' + \beta'} \quad \frac{a \ b \ c \in \mathbf{System}}{\alpha' + \beta' \text{ type}}}{(+\text{-elim})_1} \\ \mathbf{D}\left(\underbrace{\mathbf{R}_2(x, \mathbf{i}(\mathbf{r}), \mathbf{j}(\mathbf{r}))}_{\gamma}, \lambda u. \mathbf{i}(\mathbf{r}), \lambda v. \mathbf{j}(\mathbf{r})\right) \in \underbrace{\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, a)}_{\alpha'} + \underbrace{\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, b)}_{\beta'} \end{array} \quad (21)$$

が証明された。この (21) を用いて、

$$\begin{array}{c} \frac{(21) \frac{[x \in \mathbf{N}_2]_2 \quad a \ b \ c \in \mathbf{System} \quad [w \in \delta]_2}{\mathbf{D}(\gamma, \lambda u. \mathbf{i}(\mathbf{r}), \lambda v. \mathbf{j}(\mathbf{r})) \in \alpha' + \beta'}}{(\Sigma\text{-elim})_2} \\ \mathbf{E}\left(z, \lambda x w. \mathbf{D}(\gamma, \lambda u. \mathbf{i}(\mathbf{r}), \lambda v. \mathbf{j}(\mathbf{r}))\right) \in \alpha' + \beta' \end{array} \quad (22)$$

が証明された。この (22) を用ると、

$$\begin{array}{c} \frac{(22) \frac{[z \in (\Sigma x \in \mathbf{N}_2) \delta]_3 \quad a \in \mathbf{System} \quad b \in \mathbf{System} \quad c \in \mathbf{System}}{\mathbf{E}\left(z, \lambda x w. \mathbf{D}(\gamma, \lambda u. \mathbf{i}(\mathbf{r}), \lambda v. \mathbf{j}(\mathbf{r}))\right) \in \alpha' + \beta'}}{(\rightarrow\text{-intro})_3} \\ \lambda z. \mathbf{E}\left(z, \lambda x w. \mathbf{D}(\gamma, \lambda u. \mathbf{i}(\mathbf{r}), \lambda v. \mathbf{j}(\mathbf{r}))\right) \in (\Sigma x \in \mathbf{N}_2) \delta \rightarrow \alpha' + \beta' \end{array} \quad (23)$$

が証明され、 $a \in \mathbf{System}$ と $b \in \mathbf{System}$ と $c \in \mathbf{System}$ から

$$(\Sigma x \in \mathbf{N}_2) \underbrace{\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, \mathbf{R}_2(x, a, b))}_{\delta} \rightarrow \underbrace{\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, a)}_{\alpha'} + \underbrace{\mathbf{I}(\mathbf{System}, c, b)}_{\beta'}$$

すなわち (15) が証明できた。

Q.E.D.

なお、

$$\{a\} = \{a, a\}$$

とすれば $\{a\}$ は特別に定義しなくても良いのであるが、あると便利なので **定理 6.6.** で定義し存在を証明している。

7 デーデキント無限

7.1. デーデキント無限とは

ここでは、デーデキントによって1887年に書かれた「Was sind und was sollen die Zahlen? (数とは何か、何であるべきか)」[Dedekind 1887]の中の**64 説明**で説明されている、

集合 S は、もしそれ自身の真部分集合の中への単写像があれば、 S は無限であるといい、そうでない場合には有限であるという。

の無限の定義に付いて説明する。なお、デーデキントは集合ではなく「システム」という言葉を、単写像ではなく「相似」という言葉を用いているが、意味は同じなので、ここではこのようにしておく。

ところで本の原註には、

この無限の定義は私の全探求の核心を形成するものであるが、この形で1882年にG・カントール氏に、それよりも数年前にすでにシュヴァルツ (Schwartz)、ヴェーベル (Weber) 両氏に伝えておいた。

無限を有限と区別しようとするほかの試みは、私の知る限りでは、ほとんど成功しようにもないから、それらの批判を断念してもよいと信じている。

とある。ここでデーデキントが「私の全探求の核心を形成するもの」と強くいつていることについて、田中尚夫先生は「選択公理と数学」(遊星社)で、

ある自然数と同等な集合を有限集合、そうでない集合を無限集合と定義すればよい。

したがって、無限を有限から区別する(デーデキントの定義とは異なる)他の定義があると考えられるから、デーデキントは少し言いすぎではないかと疑問をもたれるかもしれない。

しかし筆者が察するに、デーデキントはもっと深く考えていたのではないかと思う。

彼が「無限を有限から区別する試み」と言ったのは、無限を有限から区別すること、すなわち無限を積極的に定義することを意味しているのであろう。

ところが、いま私が述べた無限集合の定義は否定による定義になっていて肯定的な定義ではない。

と、いつている。私もその通りだと思う。

さて、このように無限を初めて定義したのはデーデキントであるので、これを「**デーデキント無限 (Dedekind-infinite)**」というが、無限がこういう性質を持つことを論じた人は

別にいた。このことに初めて言及したのは、証拠が残っている範囲ではガリレオ・ガリレイである。彼は 1638 年に「新科学対話」³を出版した。それは、次で読むことができる。

Galileo Galilei, 今野武雄, 日田節次訳, 「新科学対話 上下」, 岩波文庫, 1937 年

その中で、自然数はその数の 2 乗の数と同じだけあることに言及している。

それをもうちょっと説明すると、自然数全体の集合は、その真部分集合である自然数を 2 乗した数全体の集合と、 $\varphi(n) = n^2$ (n は自然数) という単写像で 1 対 1 に対応しているということなのである。

$$\begin{array}{ccccccc} \{ & 1 & , & 2 & , & 3 & , & 4 & , & 5 & , & \dots & \} \\ & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \dots & \\ \{ & 1 & , & 4 & , & 9 & , & 16 & , & 25 & , & \dots & \} \end{array}$$

ガリレオは、われわれが 2 つの**有限集合**の数を比較するときに（無意識に使っている）「**単写像**」という方法が、無限でも使えることを「発見」したわけである。

ガリレオが言及したのは、現在では「加算集合」といわれる、自然数全体の集合と 1 対 1 に対応した集合についてであるが、ベルナルト・ボルツァーノはそれよりも複雑な無限集合に付いても、同じような考察をした。

ボルツァーノは、彼の死後 1848 年に出版された「Pradoxien des Unendlichen（無限の逆説）」において、実数に付いても同じような議論が成り立つことを示した。たとえば $[0, 2]$ 区間の実数全体の集合と、その真部分集合である $[0, 1]$ 区間の実数全体の集合の間には、 $\varphi(x) = \frac{x}{2}$ という単写像において 1 対 1 に対応しているわけである。

なお、「Pradoxien des Unendlichen（無限の逆説）」は以下によって日本語で読むことができる。

Bolzano, B., 藤田伊吉訳, 「ベルナルド・ボルツァーノ 無限の逆説」, みすず書房, 1978 年

さて前にも書いたように、このデーデキント無限は現在では「弱い選択公理」を満たす体系なら、我々が普段「無限」と呼んでいるものと同じであることがわかっている。現在、ほとんどの数学者が「弱い選択公理」を認めているので、普通の数学の意味で「デーデキント無限」は普通の無限と同じと思って良い。

³正しくは「力学と運動という二つの新しい科学に関する理論とその数学的証明」という題名であるが、なにしろ長いので、ここでは一般に呼ばれている「新科学対話」という題名にしておく。

定義 7.2. デーデキント無限

本論文の型理論の中でのデーデキント無限 (Dedekind-infinite) の取り扱いを定義する。ここではシステムまたはクラスについてのデーデキント無限を定義する。いま $F(y)$ を

$$\frac{y \in \mathbf{System}}{F(y) \in \mathbf{System}}$$

とし、

$$\{f(x) \mid x \in A\}$$

は任意のシステムまたはクラスとする。それに対して、

$$\mathbf{ON}(\lambda y.F(y), \lambda x.f(x), A) \equiv (\Pi x_1 \in A)(\Sigma x_2 \in A)(F(f(x_1)) \dot{=} f(x_2)) \quad (24)$$

$$\begin{aligned} & \mathbf{IJ}(\lambda y.F(y), \lambda x.f(x), A) \\ & \equiv (\Pi x_1 \in A)(\Pi x_2 \in A) \left((F(f(x_1)) \dot{=} F(f(x_2))) \rightarrow (f(x_1) \dot{=} f(x_2)) \right) \end{aligned} \quad (25)$$

と定義する。(24) の $\mathbf{ON}(\lambda y.F(y), \lambda x.f(x), A)$ は、 $F(y)$ が $\{f(x) \mid x \in A\}$ の上での写像であることを表している。

また (25) の $\mathbf{IJ}(\lambda y.F(y), \lambda x.f(x), A)$ は、 $F(y)$ が $\{f(x) \mid x \in A\}$ の範囲で単写像であることを表している。次に

$$\begin{aligned} & \mathbf{PS}(\lambda y.F(y), \lambda x.f(x), A) \\ & \equiv (\Sigma x_0 \in A)(\Pi x \in A) \left((F(f(x)) \dot{=} f(x_0)) \rightarrow \perp \right) \end{aligned} \quad (26)$$

と定義する。 $\perp$ は $\mathbf{N}_0$ と同じである。

この (26) の $\mathbf{PS}(\lambda y.F(y), \lambda x.f(x), A)$ は、 $F(y)$ による $\{f(x) \mid x \in A\}$ の像が、 $\{f(x) \mid x \in A\}$ の真部分集合であることを表している。 $f(x_0)$ は、その新部分集合に含まれていない元である。

さて、これらの定義を用いると、システムまたはクラスである $\{f(x) \mid x \in A\}$ がデーデキント無限であるとは、 $\mathbf{ON}(\lambda y.F(y), \lambda x.f(x), A)$ であり $\mathbf{IJ}(\lambda y.F(y), \lambda x.f(x), A)$ であり $\mathbf{PS}(\lambda y.F(y), \lambda x.f(x), A)$ となるような $F \in \mathbf{System} \rightarrow \mathbf{System}$ が存在することであると定義できる。

定理 7.3. デーデキント無限の存在

最後に本論文の目的であるデーデキント無限の存在を証明する。まず

$$\mathbf{S} \equiv \{ x \mid x \in \mathbf{System} \}$$

とする。 $\mathbf{System} \in U_1$ なので $\mathbf{S}$ はクラスであり、その要素はシステム全体である。

ここから、 $F(y) \equiv \{ y \}$ として、 $\mathbf{S}$ がデーデキント無限であることを証明する。

まず $y \in \mathbf{System}$ であるとき、 $F(y) = \{ y \} \in \mathbf{System}$ であるのは **定義 6.6.** の (9) より明らかである。

次に、

$$\begin{aligned} & \text{ON}(\lambda y. \{ y \}, \lambda x. x, \mathbf{System}) \\ & \equiv (\Pi x_1 \in \mathbf{System}) (\Sigma x_2 \in \mathbf{System}) (\{ x_1 \} \dot{=} x_2) \end{aligned} \quad (27)$$

を示す。**定理 6.4.** の (4) と **定理 6.6.** の (9) より、

$$\begin{aligned} & (9) \quad \frac{x_1 \in \mathbf{System}}{\{ x_1 \} \in \mathbf{System}} \\ & (4) \quad \frac{\{ x_1 \} = \{ x_1 \} \in \mathbf{System}}{\langle \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle \in \underbrace{\left(\{ x_1 \} \dot{\subset} \{ x_1 \} \right) \times \left(\{ x_1 \} \dot{\subset} \{ x_1 \} \right)}_{\{ x_1 \} \dot{=} \{ x_1 \}}} \end{aligned} \quad (28)$$

となり、 $x_1 \in \mathbf{System}$ と $x_2 \in \mathbf{System}$ から $\{ x_1 \} \dot{=} x_2$ type は明らかなので、(9) と (28) より、

$$\begin{aligned} & \frac{\frac{x_1 \in \mathbf{System} \ [x_2 \in \mathbf{System}]_1}{\{ x_1 \} \dot{=} x_2 \text{ type}} \quad (9) \frac{x_1 \in \mathbf{System}}{\{ x_1 \} \in \mathbf{System}} \quad (28) \frac{x_1 \in \mathbf{System}}{\langle \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle \in \{ x_1 \} \dot{=} \{ x_1 \}}}{(\Sigma\text{-intro})_1 \frac{\langle \{ x_1 \}, \langle \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle \rangle \in (\Sigma x_2 \in \mathbf{System}) (\{ x_1 \} \dot{=} x_2)}{(29)} \end{aligned}$$

となり、(29) を用いて、

$$\begin{aligned} & (29) \quad \frac{[x_1 \in \mathbf{System}]_2}{\langle \{ x_1 \}, \langle \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle \rangle \in (\Sigma x_2 \in \mathbf{System}) (\{ x_1 \} \dot{=} x_2)} \\ & (\Pi\text{-intro})_2 \quad \frac{\lambda x_1. \langle \{ x_1 \}, \langle \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x. \langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle \rangle \in (\Pi x_1 \in \mathbf{System}) (\Sigma x_2 \in \mathbf{System}) (\{ x_1 \} \dot{=} x_2)}{(30)} \end{aligned}$$

となり、(27) が証明された。

次に、

$$\begin{aligned}
 & \mathbf{IJ}(\lambda y.\{y\}, \lambda x.x, \mathbf{System}) \\
 & \equiv (\Pi x_1 \in \mathbf{System}) (\Pi x_2 \in \mathbf{System}) \left(\left(\{x_1\} \dot{=} \{x_2\} \right) \rightarrow \left(x_1 \dot{=} x_2 \right) \right) \quad (31)
 \end{aligned}$$

を証明する。まず、

$$\begin{aligned}
 (\times\text{-elim}_1) \quad & \frac{x_1 \ x_2 \in \mathbf{System} \quad z \in \overbrace{\left(\{x_1\} \dot{=} \{x_2\} \right) \times \left(\{x_2\} \dot{=} \{x_1\} \right)}^{\{x_1\} \dot{=} \{x_2\}}}{\mathbf{E}(z, \lambda xy.x) \in \underbrace{\left(\{x_1\} \dot{=} \{x_2\} \right)}} \quad (32) \\
 & (\Pi x \in \mathbf{N}_1) (\Sigma y \in \mathbf{N}_1) \mathbf{I}(\mathbf{System}, x_1, x_2)
 \end{aligned}$$

となり、この (32) を用いて、

$$\begin{aligned}
 (32) \quad & \frac{x_1 \ x_2 \in \mathbf{System} \quad z \in \left(\{x_1\} \dot{=} \{x_2\} \right)}{\mathbf{E}(z, \lambda xy.x) \in (\Pi x \in \mathbf{N}_1) (\Sigma y \in \mathbf{N}_1) \mathbf{I}(\mathbf{System}, x_1, x_2)} \quad \frac{\mathbf{0}_1 \in \mathbf{N}_1}{\mathbf{Ap}(\mathbf{E}(z, \lambda xy.x), \mathbf{0}_1) \in (\Sigma y \in \mathbf{N}_1) \mathbf{I}(\mathbf{System}, x_1, x_2)} \quad (33) \\
 (\Pi\text{-elim}) \quad & \frac{}{}
 \end{aligned}$$

となる。次に、(33) を用いて、 $\mathbf{I}(\mathbf{System}, x_1, x_2)$ type は明らかなので省略して、

$$\begin{aligned}
 (33) \quad & \frac{x_1 \ x_2 \in \mathbf{System} \quad z \in \left(\{x_1\} \dot{=} \{x_2\} \right)}{\mathbf{Ap}(\mathbf{E}(z, \lambda xy.x), \mathbf{0}_1) \in (\Sigma y \in \mathbf{N}_1) \mathbf{I}(\mathbf{System}, x_1, x_2)} \quad [w \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, x_1, x_2)]_1 \\
 (\Sigma\text{-elim})_1 \quad & \frac{}{\mathbf{E}(\mathbf{Ap}(\mathbf{E}(z, \lambda xy.x), \mathbf{0}_1), \lambda yw.w) \in \mathbf{I}(\mathbf{System}, x_1, x_2)} \quad (\mathbf{I}\text{-elim}) \quad \frac{}{x_1 = x_2 \in \mathbf{System}} \quad (34)
 \end{aligned}$$

となり、**定理 6.4.** の (4) と (34) を用いて、

$$\begin{aligned}
 (34) \quad & \frac{[x_1 \in \mathbf{System}]_3 \quad [x_2 \in \mathbf{System}]_3 \quad [z \in (\{x_1\} \dot{=} \{x_2\})]_2}{x_1 = x_2 \in \mathbf{System}} \quad (4) \quad \frac{}{\langle \lambda x.\langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x.\langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle \in \left(x_1 \dot{=} x_2 \right)} \\
 (\rightarrow\text{-intro})_2 \quad & \frac{}{\lambda z.\langle \lambda x.\langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x.\langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle \in \left(\{x_1\} \dot{=} \{x_2\} \right) \rightarrow \left(x_1 \dot{=} x_2 \right)} \\
 (\Pi\text{-intro})_3 \quad & \frac{}{\lambda x_1 x_2 z.\langle \lambda x.\langle x, \mathbf{r} \rangle, \lambda x.\langle x, \mathbf{r} \rangle \rangle \in (\Pi x_1 \in \mathbf{System}) (\Pi x_2 \in \mathbf{System}) \left(\left(\{x_1\} \dot{=} \{x_2\} \right) \rightarrow \left(x_1 \dot{=} x_2 \right) \right)} \quad (35)
 \end{aligned}$$

となり (31) が証明された。

最後に、

$$\begin{aligned}
 & \mathbf{PS}(\lambda y.\{y\}, \lambda x.x, \mathbf{System}) \\
 & \equiv (\Sigma x_0 \in \mathbf{System}) (\Pi x \in \mathbf{System}) \left(\left(\{x\} \dot{=} x_0 \right) \rightarrow \perp \right) \quad (36)
 \end{aligned}$$

を証明する。まず、

$$\begin{array}{c}
 \{x\} \dot{=} \phi \\
 (\times\text{-elim}_1) \frac{x \in \mathbf{System} \quad z \in \overbrace{\left(\{x\} \dot{\subset} \phi\right) \times \left(\phi \dot{\subset} \{x\}\right)}^{\{x\} \dot{=} \phi}}{\mathbf{E}(z, \lambda uv.v) \in \underbrace{\left(\{x\} \dot{\subset} \phi\right)}_{(\Pi p \in \mathbf{N}_1)(\Sigma q \in \mathbf{N}_0)\mathbf{I}(\mathbf{System}, x, \mathbf{R}_0(q))}} \quad (37)
 \end{array}$$

を示し、この (37) を使い、

$$\begin{array}{c}
 (37) \frac{x \in \mathbf{System} \quad z \in \left(\{x\} \dot{=} \phi\right)}{\mathbf{E}(z, \lambda uv.v) \in (\Pi p \in \mathbf{N}_1)(\Sigma q \in \mathbf{N}_0)\mathbf{I}(\mathbf{System}, x, \mathbf{R}_0(q))} \quad \overline{\mathbf{0}_1 \in \mathbf{N}_1} \\
 (\Pi\text{-elim}) \frac{}{\mathbf{Ap}(\mathbf{E}(z, \lambda uv.v), \mathbf{0}_1) \in (\Sigma q \in \mathbf{N}_0)\mathbf{I}(\mathbf{System}, x, \mathbf{R}_0(q))} \quad (38)
 \end{array}$$

この (38) を使い、

$$\begin{array}{c}
 (38) \frac{x \in \mathbf{System} \quad z \in \left(\{x\} \dot{=} \phi\right)}{\mathbf{Ap}(\mathbf{E}(z, \lambda uv.v), \mathbf{0}_1) \in (\Sigma q \in \mathbf{N}_0)\mathbf{I}(\mathbf{System}, x, \mathbf{R}_0(q))} \quad [q \in \mathbf{N}_0]_4 \quad \overline{\mathbf{N}_0 \text{ type}} \\
 (\Sigma\text{-elim})_4 \frac{}{\mathbf{E}\left(\mathbf{Ap}(\mathbf{E}(z, \lambda uv.v), \mathbf{0}_1), \lambda qw.q\right) \in \underbrace{\mathbf{N}_0}_{\perp}} \quad (39)
 \end{array}$$

この (39) を使い、 α は $\lambda xz.\mathbf{E}\left(\mathbf{Ap}(\mathbf{E}(z, \lambda uv.v), \mathbf{0}_1), \lambda qw.q\right)$ とし、

$$\begin{array}{c}
 [x \in \mathbf{System}]_6 \quad [z \in \left(\{x\} \dot{=} \phi\right)]_5 \\
 (39) \frac{}{\mathbf{E}\left(\mathbf{Ap}(\mathbf{E}(z, \lambda uv.v), \mathbf{0}_1), \lambda qw.q\right) \in \perp} \\
 (\rightarrow\text{-intro})_5 \frac{}{\lambda z.\mathbf{E}\left(\mathbf{Ap}(\mathbf{E}(z, \lambda uv.v), \mathbf{0}_1), \lambda qw.q\right) \in \left(\{x\} \dot{=} \phi\right) \rightarrow \perp} \\
 (\Pi\text{-intro})_6 \frac{}{\alpha \in (\Pi x \in \mathbf{System})\left(\left(\{x\} \dot{=} \phi\right) \rightarrow \perp\right)} \quad (40)
 \end{array}$$

となり、 $(\Pi x \in \mathbf{System})\left(\left(\{x\} \dot{=} x_0\right) \rightarrow \perp\right) \text{ type}$ は明らかなので省略し、**定理 6.5.** の (6) と (40) を用い、

$$\begin{array}{c}
 (6) \frac{}{\phi \in \mathbf{System}} \quad (40) \frac{}{\alpha \in (\Pi x \in \mathbf{System})\left(\left(\{x\} \dot{=} \phi\right) \rightarrow \perp\right)} \\
 (\Sigma\text{-intro}) \frac{}{\langle \phi, \alpha \rangle \in (\Sigma x_0 \in \mathbf{System})(\Pi x \in \mathbf{System})\left(\left(\{x\} \dot{=} x_0\right) \rightarrow \perp\right)} \quad (41)
 \end{array}$$

となり (36) が証明された。

以上のことより、

$$\mathbf{S} \equiv \{x \mid x \in \mathbf{System}\}$$

は $\text{ON}(\lambda y.F(y), \lambda x.x, \text{System})$ と $\text{IJ}(\lambda y.F(y), \lambda x.x, \text{System})$ と $\text{PS}(\lambda y.F(y), \lambda x.x, \text{System})$ を満たすような $F(y) \equiv \{y\}$ が存在するので、 $\mathbf{S}$ はデーデキント無限であり、この型理論には $\mathbf{S}$ というデーデキント無限が存在することが証明された。 Q.E.D.

8 まとめ

以上によって、Martin-Löf の ITT_n から自然数と数学的帰納法を取り除き（自然数の概念が始めから入らない範囲で）若干の推論規則を付け加え、**積極的に明示的に**自然数や無限が**はじめから**は存在しない体系 $\text{ITT}_n^\square$ を構成し、その体系の中でデーデキント無限が存在することを証明した。

これ以後の論文では、この型理論の中で、さらにデーデキントの議論、すなわち、

1. （数学的帰納法を含む）ペアノの公理系を満たすような存在を、（デーデキント無限の存在から）公理ではなく定理として導き出す。
2. さらに、そのような存在から、デーデキントの切断を用いて、実数を構成する。

を証明していく予定である。

参考文献

- [Dedekind 1872] Dedekind, R., “Stetigkeit und irrationale Zahlen (連続性と無理数)”, 1872
- [Dedekind 1887] Dedekind R., “Was sind und was sollen die Zahlen? (数とは何か、何であるべきか)”, 1887
- [Dedekind 1961] Dedekind R., 河野伊三郎訳, 「数について」, 岩波文庫, 1961 年
- [Martin-Löf 1971] Martin-Löf, P., “A Theory of Types”, *Unpublished Manuscript*, 1971
- [龍田 1992] 龍田真, 「型理論」, 近代科学社, 1992 年
- [久馬 1995] 久馬栄道, 「Q & A 数学基礎論入門」, 共立出版, 1995 年
- [Aczel 1979] Aczel, P., “The type theoretic interpretation of constructive set theory”, in: MayIntyre, A, Pacholski, L, and Paris, J. (eds.), “Logic Colloquium '77”, *North-Holland, Amsterdam*, 1979

- [Beeson 1985] Beeson, M. , “Foundations of Constructive Mathematics”, *Springer*, 1985
- [田中 2005] 田中尚夫, 「選択公理と数学」, 遊星社, 2005 年
- [Galilei 1937] Galileo Galilei, 今野武雄, 日田節次訳, 「新科学対話 上下」, 岩波文庫, 1937 年
- [Bolzano 1978] Bolzano, B. , 藤田伊吉訳, 「ベルナルド・ボルツァーノ 無限の逆説」, みすず書房, 1978 年

静岡県中・東部地方における 曹洞宗寺院の歴住世代(8)

木 村 文 輝

本稿は、『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第1、2、3、4号、第58巻第1、2、3号に所収の拙稿「静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)」の続編である。本稿では、曹洞宗静岡県第1宗務所管内の第14、15、16教区に属する寺院の調査結果を掲載する。ただし、調査票未回収の寺院については掲載を見送った。凡例に関しては、前掲の各拙稿に記載のものに従う。

なお、同宗務所は全16教区からなるため、この調査報告は今回をもってひとまず終了する。ただし、宗務所直轄の2カ寺については、都合により調査票未配布のため、報告に反映していない。また、調査票未回収の56カ寺についても同様である。今後は、改めてこれらの寺院に対して調査票の提出を依頼するとともに、種々の理由で廃絶した寺院についても、できうる限りの情報の発掘を試みたい。その上で、改めて全体の成果を一書にまとめる予定である。

ともあれ、計8回を数えた今回の調査報告では、同宗務所管内の現存寺院全379カ寺の中、321カ寺の歴住世代を整理することができた。調査に御協力下さった各寺院御住職に対し、改めて謝意を表します。また、本稿作成にあたり、調査票配布と資料整理には愛知学院大学大学院中村早栄氏の御助力を賜った。さらに、資料整理には静岡市在住村越健氏、谷田貝ちさと氏、山嵯政美氏の御助力を賜った。記して謝意を表します。

14教区		とくがんじ	〒	421-0101
16番	大窪山	徳願寺	住 所	静岡県駿河区向敷地689
			住 職	岩上覚真
開 山 年	文明8(1476)			草創年
本 尊	千手千眼観世音菩薩			
開 基	徳願寺殿慈雲妙愛大姉(北条長氏姉、今川義忠室、北川殿、享禄2(1529)5・26没)			
旧 名 称	得願寺(14世代に改称)			
旧所在地	字大段(現在地の北台上、13世代火災・再建を機に移転)			
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)			
寺 史 等	『大窪山徳願寺史』(1970)、『大窪山徳願寺史誌』(2008)			

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開祖	天叟祖寅	明応8 (1499)3・23	勸請(貞享3、13世代)、美濃妙勝寺月堂弟子	大本山總持寺223世(寛正5)、慈眼寺(福井91)輪住18世(康正2)、永巖寺(茨城94)4世、新豊院(滋賀・廃)3世、龍淵寺(埼玉)開山、光嚴寺(富山1)開山、瑞泉寺(同)開山、法眼寺(同)開山	859a 862a 1025h
2	興国玄晨	文亀2 (1502)8・9	勸請、開山(新豊院3世)法嗣(長禄2・9)、享徳3桃源院開創	慈眼寺(福井91)輪住37世、新豊院(滋賀・廃)4世、安養寺(17)草創開山、桃源院開山、龍泉寺(富山)開山	862a
3	越溪麟易	大永7 (1527)1・26	永享11越州出身、2世(新豊院4世)法嗣(文明8・7・13)、文明8・7・13入山、明応6永昌寺開山、在住21年、世寿72歳	慈眼寺(福井91)輪住67世(永正2)、桃源院2世、龍音寺(179)開山、永昌寺(福井9)開山	862b
4	大用晨甫	享禄2 (1529)5・21	3世法嗣(明応6・8・21)	慈眼寺(福井91)輪住75世(永正10)、桃源院3世、安養寺(17)開祖、福嚴寺(神奈川)開山	862b
5	聖沢宗賢	天文3 (1534)5・3	大永4・11・13入山、在住10年	慈眼寺(福井91)輪住104世(天文11)、安養寺(17)2世、桃源院4世、福嚴寺(神奈川)2世、満願寺(31)開山	862c 1008a
6	徹巖宗映	天正1 (1573)5・13	5世法嗣、天文2・5・21岡部長慶寺より転住、天文6桃源院開創、在住20年、北川殿を開基とする	慈眼寺(福井91)輪住106世(永禄2)、桃源院5世、長慶寺(廃)、福嚴寺(神奈川)3世、願成寺(同)開山	862d
7	品之宗科	永禄12(1569)11・12	天文23・11・9入山、在住16年、真如軒へ隠居	桃源院6世、明光寺(22)草創開山、真如軒(廃)	862e
8	嘯室宗虎	慶長5 (1600)12・5	元亀1・4・9入山、桃源院より転住?、在住15年、長全斎へ隠居	桃源院7世、福泉寺(30)草創開山、無量寺(32)草創開山、長全斎(廃)	862f
9	明堂宗賀	慶長5 (1600)1・11	天正13・7・9入山、桃源院より転住?、在住10年、養源寺へ隠居?	桃源院8世、養源寺(廃)	862g
10	斧山宗鋳	寛永5 (1628)2・23	9世法嗣、慶長6・5・21入山、桃源院より転住?、慶長末徳川家康の法問へ列席、在住30年、松雲寺へ隠居	慈眼寺(福井91)輪住166世(慶長15)、桃源院9世、松雲寺(24)草創開山	862h
11	一山南州	寛文6 (1666)6・15	寛永10・11・9入山、在住23年、梅枝軒へ隠居	慈眼寺(福井91)輪住183世(寛永15)、慈雲院(184)開山、梅枝軒(廃)	862c
脱牌	快林		本末争論で奉行所により追放		
12	賢岩太佐	天和1 (1681)4・25	万治3・6・28入山、在住23年、光用院へ退隠	光用院(19)草創開山、東林寺(28)草創開山	

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

13	鉄堂愚肝	享保13(1728)6・8	中興、延宝8・8・8儀宗寺より入山、貞享年間全伽藍焼失、元禄1現在地へ移転・伽藍再建、元禄10禅堂造立、在住22年	儀宗寺(29廃)	
14	黙癡愚中	正徳1 (1711)6・21	元禄13・1・13入山、寺号改称、在住10年	總持寺妙高庵輪住(宝永1)	1042d
15	牧山活牛	享保16(1731)6・19	14世法嗣(宝永8・5・19)、正徳1・5・19入山、在住19年		
16	大蓮海演	享保19(1734)2・24	長門大寧寺良悟法嗣(享保7・8・9)、享保15・6・5入山、秀道院衆寮より入寺?、在住4年		
17	秀山柏苗	宝暦12(1762)5・24	15世法嗣(元文3・6・9)、享保19・3・23入山、在住12年		
脱牌	祖明		出奔、興津崇徳院より転住、宝暦4〜9当時住職、在住12年	宗徳院(124)13世	
18	盛元太胤	寛政6 (1794)4・13	遠江蛭池出身、可睡斎道山守賢法嗣、宝暦12・4・8秀道院より入山、在住15年、安永5可睡斎へ転住(在住19年)	可睡斎(1302)36世、清源寺(42)7世	22a
19	観節太宗	文化5 (1808)7・5	安永5・4・25三河牛淵極楽寺より入山、在住7年、天明2無量寺へ隠退(在住27年)	無量寺(32)、法幢寺(97)9世	
20	擔休魯道	享和2 (1802)9・25	18世法嗣(安永4・9・9)、天明2・5・17入山、寛政3可睡斎へ転住	可睡斎(1302)37世、光明寺、大乘院(神奈川42)、常林寺(東京44)	22b
21	雄峰守英	文政5 (1822)3・13	18世(可睡斎36世)法嗣(天明6・1・3)、寛政3・3・13極楽寺より入山、在住30年、文政3山麓に隠居		21c
22	金綱龍鱗	天保13(1842)7・27	重興、21世法嗣、文政3・11・1入山、文政7・9・27伽藍焼失、庫院・書院再建、天保4・11・8法堂再建、在住17年、天保8退院、江戸四ツ谷龍国寺・沓谷龍雲寺・府中顯光院(世代になし)・深谷秀道院で住職	秀道院(37)16世、龍雲寺(105)13世、龍江院(496)16世、龍国寺(東京)	21d
23	昌山国栄	弘化4 (1847)1・4	安倍郡湯山村出身、21世法嗣(天保8・10・26)、天保8・11富士原田永明寺より入山、開山堂再建、在住10年、弘化3山麓日限地蔵側隠寮へ隠居、合計4カ寺で住職	東林寺(28)法地開山、秀道院(37)17世、永明寺(189)29世、全久院	
24	義山英忠	安政6 (1859)11・23	志太郡細島村出身、22世法嗣、弘化4・1秀道院より入山、在住3年、嘉永3・11鎌田円珠庵へ隠居、世寿64歳	秀道院(37)19世、円珠庵(33廃)	
25	典外真教	明治23(1890)3・8	丸子出身、22世法嗣、可睡斎知客・副寺等歴任、嘉永3・11秀道院より入山、在住3年、慈悲尾増善寺へ転住、門屋宝寿院へ隠居、世寿88歳	石雲院(607)輪住(安政5)、秀道院(37)20世、増善寺(60)37世、宝寿院(67)前住1、東雲寺(75)19世、宝珠院(78宝月院)法地開山、法明寺21世	21c
26	舜耕太仙	慶応3 (1867)9・23	駿河長田庄広野出身、24世法嗣、嘉永6・7秀道院より入山、在住10年、文久3手越福泉寺へ隠居	秀道院(37)21世	
27	隆道全興	明治30(1897)5・21	遠江久努中山氏出身、遠江光明院碓山法嗣、文久2・1入山、本堂破損・修復、法華経塔造立、在住26年、明治21儀宗寺へ隠居 [扇松]	東林寺(28)2世、儀宗寺(29廃)	22c

28	巨學祥海	大正12(1923)10・15	遠江相良出身、相良大興寺良寛法嗣、明治21・8儀宗寺より入山、在住17年、明治37・10大興寺へ転住、儀宗寺へ隠居、同寺で示寂、世寿67歳 [増田]	大興寺、儀宗寺(29廃)	
29	隆山覚邦	大正7 (1918)11・7	勸請(大正7・12)、蘆科飯間倉沢氏出身、27世法嗣、30世(嗣子)岩手常堅寺特命赴任中留守居、光用院で示寂、世寿87歳 [岩上]	光用院(19)法地開山	22d
30	現外覚成	昭和24(1949)1・7	服織村羽鳥土屋源七三男、29世養子(3歳)、同法嗣、光用院首先住職、僧堂開単、明治38・2・1入山、岩手泉常堅寺特命住職、在住44年、世寿77歳 [岩上]	光用院(19)2世、明光寺(22)法地開山、常堅寺(岩手)	22e
31	魯庵覚二	平成12(2000)6・14	大正1・9・13生まれ、寺田明光寺藤田祖禪弟子、30世法嗣、昭和24・2・4入山、在住39年、昭和63・3・30儀宗寺へ隠居、世寿88歳、法齢76年、住職歴40年 [岩上]	福泉寺(30)法地開山、無量寺(32)法地開山、儀宗寺(29廃)	22f
32	晨光覚天	東堂	昭和16生まれ、光用院荒木禪貞弟子(昭和27・8・28)、31世法嗣(昭和41・6・23)、昭和42・9・14手越福泉寺住職、昭和63・3・30当寺住職・福泉寺兼務、平成18・12・1福泉寺へ転住、平成19・1退重、在住20年 [岩上]	福泉寺(30)3世	22h
33	覚真	現住	[岩上]		

14教区	ぶっこくざん	あんようじ	〒	421-0135
17番	佛谷山	安養寺	住 所	静岡県駿河区小坂1426
			住 職	青島永紘
開 山 年	大永2(1522)		草創年	享徳3(1454)
本 尊	阿弥陀如来			
開 基	實溪大眞大居士(土肥二郎実平、建久1(1190)8没) (安養寺殿土峰常延大居士(今川範将?)、駿河記・駿河志料・長田村誌より)			
旧 名 称				
旧所在地	(楞松山、巡見帳・静岡市史より)			
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	興國玄晨	文明4 (1472)8・9	開創(享徳3)	慈眼寺(福井91)輪住37世、徳願寺(16)2世、新豊院(滋賀・廃)4世、桃源院開山、龍泉寺(富山)開山	862a
開祖	大用晨甫	享禄2 (1529)5・21	開山(大永2)	慈眼寺(福井91)輪住75世(永正10)、桃源院3世、徳願寺(16)4世、福厳寺(神奈川)開山	862b
2	聖澤州賢	天文22(1553)6・3		慈眼寺(福井91)輪住104世(天文11)、徳願寺(16)5世、桃源院4世、福厳寺(神奈川)2世、満願寺(31)開山	862c 1008a
3	大樹玄徳	天正13(1585)3・8		大雲寺(25)開山	1008a

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

4	高巖玄哲	元和3 (1617)10・3		(大徳寺(23)開山)、華蔵院(660)開山	1008b
5	大休文長	元和9 (1623)9・19			1008c
6	南嶺鯨門	慶安2 (1649)6・28		久應院(95)開山、法幢寺(97)開山	1008d
7	貞山卓榮	貞享4 (1687)10・3			1008e
8	耕山太耘	宝永7 (1710)11・13	元禄15・2本堂再建		1008f
9	法輪寂苗	宝暦5 (1755)12・14	宝永7衆寮・山門建立・大梵鐘鑄造、世寿88歳		
10	泰輪芳州	宝暦4 (1754)6・9	9世法嗣、享保18庫裡建立		
11	高峰太岩	明和2 (1765)10・15	弘徳院9世寛瑞法嗣、世寿70歳		
12	定翁唯禅	宝暦3 (1753)9・14	宝暦3・2退院、世寿74歳		
13	重翁龍洵	宝暦10(1760)7・27			
14	鐵印観牛	寛政11(1799)1・15	三河岡崎龍海院佛般法嗣、鐘樓堂建立、尾張天龍山東海寺開山(同寺記録では3世)、世寿74歳	東海寺(愛知33)3世	
15	不説観中	文政2 (1819)4・9	14世法嗣、世寿80歳	大徳寺(23)開山	
16	鐵心大牛	文政4 (1821)3・12	14世法嗣、世寿72歳		152b
17	正覺賢中	天保6 (1835)5・19	世寿60歳	宝珠院開山	
18	曇華元瑞	慶應2 (1866)5・29	越後楞嚴寺瑞門法嗣、世寿75歳	大雲寺(25)法地開闢	84c
19	古巖全鏡	明治43(1910)6・11	中興、法泉寺22世三應法弟、18世法嗣、世寿78歳	増福寺(99)4世	
20	忠学全孝	大正14(1925)10・8	19世法嗣、世寿74歳		
21	欽法孝順	昭和3 (1928)2・22	20世法嗣、大正9・9退院、世寿37歳	法泉寺(91)25世	
22	魁念一兆	昭和19(1944)9・6	大正2退院、世寿73歳 [加藤]	法泉寺(91)24世	84e
23	正義俊堂	東堂	昭和27幼稚園開園(昭和55閉園)、昭和28・3晋山式、平成21・2退院 [青島]		84f
24	玄堂永紘	現住	平成21住職 [青島]	満願寺(31)現住	

14教区	てんちゅうざん	かんしょういん	〒	421-0103
18番	天柱山	歓昌院	住 所	静岡市駿河区丸子2904
			住 職	前島弘道
開 山 年	永正1(1504)		草創年	
本 尊	十一面観音			
開 基	安國院殿崇譽道和大居士			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—最乗寺(神奈川374)—最勝院(298)—定津院(長野331) (旧)大本山總持寺—最乗寺(神奈川374)—最勝院(298)—興因寺(山梨12)—恵運院(山梨14)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開山	雲鷹玄俊	永正13(1516)9・26	甲斐大宝寺悦道宗穆法嗣(文明12・7・25)、永正3最乗寺輪住(68歳)、甲斐正覚寺開山、信濃定津院で示寂、世寿78歳	最乗寺(神奈川374)輪住47世(永正3)、定津院(長野)3世、興因寺(山梨)3世、正覚寺(同)2世、宗泉院(同)3世、清泰寺(同)開山	603a

2	海秀玄岱	天文17(1548)3・6	大永4・1・11進山	定津院(長野)4世、正安寺(同)開山、常光寺(同)開山、興因寺(山梨)4世、宗泉院(同)4世	603b 604a
3	雪田宗岳	永禄10(1567)1・9	世寿84歳	定津院(長野)5世、恵運院(山梨)開山	604a 606a
4	光岩宗旭	天正8(1580)3・28		慶龍寺(20)草創開山、恵運院(山梨)2世	606a
5	松山宗宿	慶長4(1599)11・28		龍国寺(21)草創開山、大輪寺(長野)開山、恵運院(山梨)3世、東林院(同)5世	606b 889b
6	節山存貞	寛永10(1633)8・29			606b 609a
7	訓南存祐	寛文8(1668)1・2			609a
8	三室尊秀	寛文9(1669)1・18			609b
9	光國瞰淳	貞享3(1686)5・22		慶龍寺(20)中興開山	609c
10	心山普禪	享保6(1721)7・18	元禄16当時住職(巡見帳より)、正徳2月秀寺建立・同寺へ隠居、世寿69歳	月秀寺(廃)	609d
11	芳山實英	享保6(1721)4・7	在住10年、世寿46歳		609e
12	印住悟心	享保19(1734)9・2	世寿64歳	南叟寺(64)4世	609f
13	叟全雪情	安永5(1776)11・19	重興、宝暦5・9客殿建立、明和3・8大鐘鑄造、世寿81歳		
14	皐外大年	寛政8(1796)9・26	安永9・9庫裡建立、世寿72歳		609h
15	慶顔本英	寛政8(1796)6・18	在住8年、世寿48歳	瑞龍寺(6)17世	609b
16	別山密紹	文政1(1818)7・19	見性寺在住17年、当院在住3年	見性寺(35)15世、龍光院16世	570d
17	俊峯亘彦	天保7(1836)7・24	在住43年、世寿64歳		609c
18	如璞眠山	嘉永4(1851)7・25	久能尾村盤竜寺在住16年、世寿60歳	盤竜寺(50)17世	
19	道靈彦苗	慶応2(1866)3・24	天保11・3・25国吉田村桃原寺進山(在住6年)、弘化2・9・23当院進院、嘉永4・10退院、在住6年、世寿56歳	龍國寺(21)法地開山、桃源寺(89)23世	609d
20	玉林祥鳳	慶応2(1866)5・6	18世法嗣、世寿43歳	正福寺20世、宗福寺6世	
21	俊学彦成	明治23(1890)2・8	静岡市小字舟川山本半蔵弟、俗名「長十」、19世法嗣、慶応4初住、明治14・3隠退、世寿56歳		609e
22	為雞彦鳳	大正5(1916)1・22	19世弟子、同法嗣、明治14・3住職、明治27・10隠退(48歳)、志太郡仮宿村中正寺へ隠居、同寺で示寂、世寿70歳	慶龍寺(20)3世、中正寺(406)	609f
23	淳景隆道	昭和12(1937)8・5	明治3・12生まれ、志太郡朝比奈村宮島前島惣五郎三男、明治16・12小笠郡日坂村常現寺鈴木天應弟子(12歳)、22世法嗣(明治26・9・13)、明治27・12入山(25歳)、世寿68歳、法齢55年〔前島〕		609g
24	善学俊哉	平成16(2004)6・5	明治45・4・3生まれ、23世二男、俗名「俊」、同弟子(大正13)、同法嗣(昭和6・1)、昭和12入山、平成6・6・30退董、世寿93歳、法齢80年〔前島〕		609b
25	玄岳弘道	現住	24世弟子〔前島〕		609c

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

14教区	とうれいざん	こうよういん	〒	421-0112
19番	東嶺山	光用院	住 所	静岡市駿河区東新田5丁目21-25
			住 職	荒木覚隆
開 山 年	不詳、(寛永年間(1624-1644)、長田村誌より)		草創年	(旧岩上堂、長田村誌より)
本 尊	聖観音菩薩			
開 基	(法地開基)福地賢吉			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	賢岩大佐		(当地に留錫、長田村誌より)	徳願寺(16)12世、東林寺(28)草創開山	
(前住)	(覺堂)		(弘化4本堂再建、駿河村誌より)		
法地開山	隆山覚邦		[岩上]	徳願寺(16)29世	22d
2	現外覚成		[岩上]	徳願寺(16)30世、明光寺(22)法地開山、常堅寺(岩手)	22e
3	興岳良英		[松野]	養徳寺(501)5世、福慈庵?	517b
4	覚英隆成				
5	孝岳禪貞	平成13(2001)8・30	[荒木]		22f
6	覚隆	現住	[荒木]		

14教区	うつさん	けいりゅうじ	〒	421-0105
20番	宇津山	慶龍寺	住 所	静岡市駿河区宇津ノ谷729-1
			住 職	加藤泰通
開 山 年	不詳、(貞享1(1684)、駿河村誌より)		草創年	天正8(1580)
本 尊	十一面観世音菩薩			
開 基				
旧 名 称	(溪流寺、駿河記・駿河志料より)			
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—最乗寺(神奈川374)—最勝院(298)—一定津院(長野331)—歆昌院(18)(旧)大本山總持寺—最乗寺(神奈川374)—最勝院(298)—興因寺(山梨12)—恵運院(山梨14)—歆昌院(18)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	光岩宗旭	天正8 (1580)3・28		勸昌院(18)4世、恵運院(山梨)2世	606a
中興開山	光國職淳(徹)	貞享3 (1686)5・22	(駿河村誌・長田村誌より)	勸昌院(18)9世	609c
前住3	寶林珍公	寛永2 (1625)10・19			
前住4	林岩龍公	寛永20(1643)1・15			
前住5	雲谷溪虎	正保4 (1647)2・4			
前住6	蘆岸儀村	天和3 (1683)10・12			
前住7	班岑参虎	享保11(1726)5・12			
前住8	石峰榮珪	宝暦2 (1752)6・14			

前住9	良月賢秀	宝暦4 (1754)9・25			
前住10	三應了元	安永9 (1780)7・16			
2	来應嶺順				
3	為鷄彦鳳			歛昌院(18)22世、中正寺(406)	609f
4	隆道恵暁				
5	喚山太應		[松下]?	龍江院21世?、官養庵2世?	410d?
6	大應翌全		[杉山]?	長源寺26世?	440e?
7	賢峯義哲	明治11 (1878)7・21	伝法始祖		
8	大圓哲心				
9	乾外通天	昭和35 (1960)3・31	重興 [三浦]	萬松院(394)23世	747f
10	活道泰鑑	昭和49 (1974)8・23	[加藤]		747g
11	榮芳泰通	現住	[加藤]		747h

14教区	きゅうえんざん	りゅうこくじ	〒	421-0106
21番	九淵山	龍國寺	住 所	静岡市駿河区北丸子2丁目2-23
			住 職	岡村重法
開 山 年	天正13 (1585)10・19			草創年
本 尊	青頭観世音菩薩			
開 基				
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—最乗寺(神奈川374)—最勝院(298)—一定津院(長野331)—歛昌院(18) (旧)大本山總持寺—最乗寺(神奈川374)—最勝院(298)—興因寺(山梨12)—恵運院(山梨14)—歛昌院(18)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	松山宗宿	慶長4 (1599)11・28	(永禄10・7当地へ隠居、長田村誌より)	勸昌院(18)5世、大輪寺(長野)開山、恵運院(山梨)3世、東林院(同)5世	606b 889b
法地開山	道靈彦苗	慶応2 (1866)3・23		勸昌院(18)19世、桃源寺(89)23世	609d
2	大雄弘山	明治5 (1872)3・11		景德院21世?、正福寺(長野)6世?	604e?
3	活龍虎山	明治20 (1887)3・7			
4	玉隣俊丈	明治39 (1906)8・8			
5	徳隣玉丈	昭和21 (1946)10・18			
6	玉禪篤壽	平成1 (1989)10・10	[岡村]		70c
7	壽詮重法	現住	6世弟子、平成2・7位牌堂建立、平成5・10・5晋山式、平成16・7庫裡再建、平成16・9法堂再建 [岡村]		

14教区	せいこうざん	みょうこうじ	〒	421-0137
22番	西向寺	明光寺	住 所	静岡市駿河区寺田61
			住 職	西山全成
開 山 年	永禄12 (1569)8・12			草創年
本 尊	阿弥陀如来			
開 基	竹内善五兵衛政道			

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

旧 名 称	
旧所在地	
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)
寺 史 等	

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	品之宗科	永禄12(1569)11・12	(勸請(永禄14・3・15)、長田村誌より)	徳願寺(16)7世、桃源院6世、真如軒(廃)	862e
法地開山	現外覚成	昭和24(1949)1・7	服織村羽鳥土屋源七三男、光用院29世覚邦養子、同弟子、同法嗣、徳願寺で示寂、世寿77歳 [岩上]	徳願寺(16)30世、光用院(19)2世、常堅寺(岩手)	22e
2	活宗祖禪	昭和11(1936)7・11	法地昇等、浜名郡浜松町平田出身、志太郡木耳川村高福寺栗原唄音弟子、同法嗣、大正13・3晋山、当寺で示寂、世寿61歳、法齢47年 [藤田]		
3	覺千間一	昭和19(1944)9・10	徳願寺30世岩上覺成長男、門屋宝寿院羽根満洲弟子、徳願寺岩上覺成法嗣、昭和11・8・29晋山、ビルマで戦病死、世寿35歳、法齢21年		
4	貞山全成	現住	静岡市安西1丁目西山大俊三男、俗名「全」、東新田光用院荒木禪貞弟子、徳願寺岩上覺二法嗣、昭和40・11・3晋山、昭和46・7・10本堂改築、平成5・11・13庫裡・客殿建立、平成20・11・1本堂・開山堂・位牌堂新築、寺域拡張 [西山]	無量寺(32)現住	22h

14教区	げっしょうざん	だいとくじ	〒	421-0121
23番	月照山	大徳寺	住 所	静岡市駿河区広野3丁目21-31
			住 職	徳月正道
開 山 年	(元亀1(1570)、長田村誌より)		草創年	(天文年間(1532-1555)、長田村誌より)
本 尊	釈迦牟尼佛			
開 基	月照上人			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)—安養寺(17)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開基	月照上人		(實譽上人、天文年間に当地に留錫、長田村誌より)		
(開山)	(玄徹)		(駿河村誌・長田村誌より)	安養寺(17)4世、華蔵院(660)開山	1008b
1	不説觀中	文政2 (1819)4・9		安養寺(17)15世	
2	永悟建康	明治41(1908)9・25	[徳月]	聖壽寺22世	456c
3	佛海真龍	明治42(1909)1・14	[徳月]?	聖壽寺24世?	456e?
4	覚山賢瑞	昭和27(1952)1・5	[徳月]		456f
5	法雲大教	平成14(2002)2・22	[徳月]		456g
6	清岳弘泰	平成15(2003)10・11			
7	天文正道	現住	[徳月]		

14教区	さいがさん	しょううんじ	〒	421-0101
24番	西河山	松雲寺	住 所	静岡市駿河区向敷地679
			住 職	満目悦明
開 山 年	慶長5(1600)		草創年	不詳、(千手院というお堂、長田村誌より)
本 尊	東方醫王薬師瑠璃光如来			
開 基	密山周公座元(元和8(1622)8・7示寂)			
旧 名 称				
旧所在地	(千手ノ谷(現在地の西方、草創開山以前、長田村誌より))			
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	斧山宗鋳	寛永15(1638)2・23		慈眼寺(福井91)輪住166世(慶長15)、徳願寺(16)10世、桃源院9世	862h
前住1	密山周公	元和8(1622)8・7	開基		
前住2	日參金盞	元和9(1623)12・29			
前住3	麟岩慶公	明暦3(1657)8・12			
前住4	閑翁順察	寛文5(1665)3・20			
前住5	明山牛寮	天和3(1683)11・12			
前住6	牛庵宗純	正徳3(1713)8・23			
前住7	大休寂用	享保15(1730)11・26			
前住8	雲霄乾龍	享保19(1734)2・2			
前住9	樵童玄旨	寛延1(1748)8・31?			
前住10	福山大壽	天明4(1784)8・27			
前住11	一峰大哲	天明6(1786)11・25			
前住12	大林元教	寛政12(1800)6・21			
前住13	經山雪庭	安政2(1855)10・20			
前住14	崇學道隆	明治8(1875)11・11			
法地開山	満目春林	明治40(1907)11・13	三河渥美郡杉山村牧野七郎三男、伊豆田方郡菰山村真珠院30世興岳全隆法嗣、世寿91歳	洞 天 寺18世、真 珠 院34世、長温寺2世	447c
2	無外俊龍	大正2(1913)10・20	法地開山(真珠院34世)法嗣、世寿81歳 [藤池]	長温寺3世、真珠院36世、蔵春院37世、長楽寺開山、長傳寺開山、泉正寺開山、隨昌院1世	447d
3	秋山大光	大正9(1920)10・15	2世(蔵春院37世)法嗣、世寿49歳 [満目]		
4	猶山活龍	昭和12(1937)8・30	遠江磐田郡見付町金剛寺22世嵩呼三法嗣、世寿75歳 [笠原]		464f
5	劫外知春	平成8(1996)3・22	4世法嗣、世寿85歳 [満目]		464g
6	瑞方悦明	現住	5世法嗣、平成20冬前晋山式 [満目]		

14教区	しょうかいさん	だいうんじ	〒	421-0124
25番	湘海山	大雲寺	住 所	静岡市駿河区用宗城山町6-4
			住 職	新村道雄

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

開山年	享禄2(1529)頃、(天正年間(1573-1592)、駿河村誌・長田村誌より)	草創年	
本尊	葉師瑠璃光如来		
開基	大高家、関岡家、石田家		
旧名称	海鼓山(宝暦10(1760)火災・天明2(1782)本堂再建を機に改称)		
旧所在地			
本寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)—安養寺(17)		
寺史等			

世代	尊名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開山	大樹玄徳	天正13(1585)3・8		安養寺(17)3世	1008a
法地開闢	曇華元瑞	慶応2(1866)5・29		安養寺(17)18世	84c
初住	曇瑞良運	明治16(1883)6・11			
	國分嶺雲				
(4)	一道教準	大正7(1918)7・11	[新村]	宝寿院(67)5世	996g
5	指光貫道	大正13(1924)10・8	中興		
6	知玄弘道	昭和3(1928)2・1			
7	教學季道	昭和47(1982)7・12	重興、名古屋出身、昭和33本堂再建、昭和44庫裡再建 [新村]	盤龍寺(50)24世	996h
8	大潤正幸	平成15(2003)3・16	再重興、長崎天草新堂氏出身、7世弟子、昭和47・10・1 晋山 [新村]		996e
9	大悟道雄	現住	8世弟子、平成11・11・1晋山 [新村]		

14教区	しょうしんざん	せんしゅうじ	干	421-0101
27番	小森山	泉秀寺	住 所	静岡市駿河区向敷地9
			住 職	市川博道
開山年	寛正6(1465、推定)			草創年
本尊	聖観世音菩薩			
開基	覺山見智大和尚			
旧名称				
旧所在地				
本寺	大本山總持寺—總寧寺(千葉1)—海蔵寺(神奈川341)—鳳台院(茨城15)—長源院(3)			
寺史等				

世代	尊名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開基	覺山見智			鳳台院(茨城15)2世、長源院(3)開山	570a
開山	厚福榮琳	永禄11(1568)1・21	勅特賜佛智法秀禪師、(永禄2当寺中興、駿河村誌より)	長源院(3)2世、東光寺(102)草創開山	570b
	鐵山民暁	明治9(1876)10・17	富士郡湯野村延命寺より隠居、遺金で本堂屋根葺替、世寿51歳	延命寺(208)22世、千光寺(212)28世	
法地開山	成學實圓	明治3(1870)6・13	[富谷]	長源院(3)32世、保蟹寺(133)11世、久円寺(437)2世	461c
2	仙庵實童	大正12(1923)7・15	寺格昇等 [富谷]	長源院(3)33世、冷泉寺(130)8世、保蟹寺(133)12世、久円寺(437)4世	461d
3	徳岩貫亮	明治36(1903)1・6		西岩寺(114)9世	204f
4	一全光本	大正14(1925)11・4	5世養父 [市川]	正法寺(115)前住	

5	貫道大全	昭和13(1938)2・11	安倍郡長田村(現東新田)出身、世寿57歳 [市川]		204g
6	篤全博之	昭和41(1966)12・8	5世長男、世寿54歳 [市川]		204c
7	興全博道	現住	6世長男、昭和47・5・5晋山、本堂・庫裡・客殿再建、平成14・11・23位牌堂・開山堂落慶 [市川]		204d

14教区	こんごうざん	とうりんじ	〒	421-0101
28番	金剛山	東林寺	住 所	静岡市駿河区向敷地144
			住 職	小柳芳英
開 山 年	(延宝3(1675)4、駿河村誌より) (延宝1(1673)2長田村誌より)		草創年	(養老7(723)、長田村誌より)
本 尊	延命子安地藏菩薩			
開 基	三浦氏			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	賢巖大佐	延宝9 (1679)4・25		徳願寺(16)12世、光用院(19)草創開山	
法地開山	昌山国栄	弘化4 (1847)1・4		徳願寺(16)23世、秀道院(37)17世、永明寺(189)29世、全久院	
2	隆道全興	明治30(1897)5・21	(法地昇等、徳願寺記録より)	徳願寺(16)27世、儀宗寺(29)廃)	22c
3	金山靈祐	大正3 (1914)10・18			
4	悟山禅鳳	明治29(1896)7・9			
5	明庵恵哲	昭和4 (1929)2・14	[花村]	光泰寺(389)20世、永源院19世	438d
6	雲涯秀峯	昭和20(1945)9・22	[山田]	盤脚院(421)20世	412c
7	画雲恵龍	明治39(1906)3・24			
8	固詮徳龍	昭和46(1971)8・5	中興、藤枝市中ノ郷出身、昭和8本堂再建、在住60年、世寿93歳 [小柳]		70b
9	徳全良孝	平成6 (1994)8・6	世寿83歳	心月寺3世	
10	泰詮英夫	東堂	昭和50本堂再建、平成5退董 [小柳]		70c
11	大詮芳秀	現住	[小柳]		

14教区	にこうざん	ふくせんじ	〒	421-0102
30番	日向山	福泉寺	住 所	静岡市駿河区手越14
			住 職	岩上晨光
開 山 年	慶長6(1601)		草創年	(文禄1(1592)3、長田村誌より)
本 尊	延命地藏菩薩			
開 基	鳥居彌平次吉清			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)			

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

寺 史 等					
世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
(草創開山)	(嘯室宗虎)		(徳願寺記録より)	徳願寺(16)8世、桃源院7世、無量寺(32)草創開山、長全斎(廃)	862f
法地開山	魯庵覚二	平成12(2000)6・14	[岩上]	徳願寺(16)31世、無量寺(32)法地開山、儀宗寺(29)廃	22f
2	瑞泉義保	昭和41(1966)8・3		常安寺(45)4世	
3	晨光覚天	現住	[岩上]	徳願寺(16)32世	22h

14教区	はくりゅうざん	まんがんじ	〒	421-0135
31番	白瀧山	満願寺	住 所	静岡市駿河区小坂1336
			住 職	青島永紘
開 山 年	天文1(1532)		草創年	
本 尊	千手観音			
開 基				
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)—安養寺(17)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開山	聖澤宗賢	天文22(1553)6・3		慈眼寺(福井91)輪住104世(天文11)、徳願寺(16)5世、安養寺(17)2世、桃源院4世、福厳寺(神奈川)2世	862c 1008a
前住	流興泰道	安永7(1778)7・5			
(前住)	(禪關)		(大正年間住職、長田村誌より) [松永]		
現住	玄堂永紘	現住	[青島]	安養寺(17)24世	

14教区	えんじゅざん	むりょうじ	〒	421-0133
32番	圓珠山	無量寺	住 所	静岡市駿河区鎌田56
			住 職	西山全成
開 山 年	文禄3(1594)		草創年	
本 尊	阿弥陀如来			
開 基	嘯室宗虎(慶長5(1600)12・5示寂)			
旧 名 称	日照山			
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	嘯室宗虎	慶長5(1600)12・5		徳願寺(16)8世、桃源院7世、福泉寺(30)草創開山、長全斎(廃)	862f
	(観節太宗)		(天明2徳願寺より隠退、在住27年、同寺記録より)	徳願寺(16)19世、法幢寺(97)9世	

法地開山	魯庵覚二	平成12(2000)6・14	徳願寺岩上覚成二男、寺田明光寺2世藤田祖禪弟子、徳願寺30世現外覚成法嗣、徳願寺で示寂、世寿88歳、法齢76年〔岩上〕	徳願寺(16)31世、福泉寺(30)法地開山、儀宗寺(29)廃)	22f
2	金峰宗鱗	昭和58(1983)8・16	法地起立(昭和48・6・23)、安倍郡美和村足久保小林才次郎三男、同郡大河内村東雲寺武田正全弟子、同(法明寺29世)法嗣、昭和39本堂・庫裡再建、昭和48・10晋山、世寿90歳、法齢78年〔武田〕	法明寺31世	21f
現住	貞山全成	現住		明光寺(22)4世	22h

15教区	きちでんざん	とうげんじ	〒	422-8004
89番	吉田山	桃原寺	住 所	静岡市駿河区国吉田6丁目10-87
			住 職	増田亮雄
開 山 年	永禄8(1565、寺伝より)または慶長5(1600)、(天正5(1577)、豊田村誌より)		草創年	不詳、(天正年間(1573-1592)以前、駿河記・新風土記・駿河志料より)
本 尊	聖観世音菩薩			
開 基	今川了俊(貞世)			
旧 名 称	(東源寺、慶長年間(1596-1615)まで、国吉田村誌より)			
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺一大洞院(1303)一洞松寺(岡山28)一石雲院(607)一林叟院(388)一静居寺(493) ((旧)武蔵国定牧寺(浄牧院(東京89)?)、(開山鉄叟棲鈍以前、駿河記・新風土記より)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
(開山)	(明岩)		(国吉田村誌より)	浄牧院(東京89)4世?	405b?
開山	鉄叟棲鈍	寛永2 (1625)7・11		石雲院(607)輪住(慶長12)、静居寺(493)4世、香橘寺(497)開山、法幢寺(509)開山、浄円寺開山?	412a
	(雲札)		(全山焼失、駿河記・豊田村誌より)		
2	竜岸祥吞	承応1 (1652)11・5	(正保4・2朱印拝戴、同上)	鳳林寺(93)草創開山	
3	機山慶全	寛文11(1671)4・16		普濟寺(98)開山	
4	当陽全的	元禄6 (1693)3・29	元禄5退隠	東光寺(100)草創開山	
5	大門玄鏡	享保11(1726)1・14	元禄10梵鐘鑄造		
6	騰雲竜角	寛保1 (1741)11・25	元文5退隠	圓福寺(101)草創開山	
7	玉鳳長瑞	安永2 (1773)10・1	宝暦4退隠	總持寺普蔵院輪住(明和2)?、真珠院21世?	1040c?
8	大休吞獅	明和2 (1765)9・27			
9	月心朝官	文政3 (1820)8・22	天明6退隠		
10	春林放牛	寛政3 (1791)7・3			
11	活印一参	文政1 (1818)11・17	享和3退隠		
12	覚翁官龍	文化4 (1807)10・21			
13	梅窓寿仙	文化5 (1808)12・13			
14	実翁全克	天保11(1840)8・3	文化8退隠		
15	泰嶽秀山	嘉永2 (1849)7・11	文化11退隠		
16	南翁仙岩	文化15(1818)3・12			

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

17	湖頃大測	文政2 (1819)4・27			
18	泰翁越山	文政5 (1822)7・28	(文政2・4・28全焼、文政4庫裡再建、駿河村誌より)	弘徳院(393)18世	
19	梅嶺秀香	天保5 (1834)6・11	天保2退隠		
20	泰運祥山	天保8 (1837)2・16	天保6退隠		
21	黙翁雷音	慶応3 (1867)8・24	天保7鐘樓堂建立、天保10退隠	天徳院(59)25世、竹林寺(63)法地始祖、養秀寺(66)開山	
22	大均徹道	嘉永4 (1851)1・11	弘化1本堂再建、弘化2退隠		
23	道霊彦苗	慶応2 (1866)3・23	嘉永4退隠	歎昌院(18)19世、龍國寺(21)法地開山	609d
24	太宗慧白	明治2 (1869)12・14	嘉永4・3・28論旨拝戴	普濟寺(98)開山、東光寺(100)2世	412a
25	深応禅谷	明治15(1882)10・5	元治1・10・28論旨拝戴		
26	鑑禅慧亮	昭和3 (1928)2・13	大正4庫裡屋根替、大正12退隠 [増田]	瑞龍寺(6)25世、鳳林寺(93)開祖、圓福寺(101)法地開山	412b
27	慈山禅明	昭和26(1951)2・1	[平尾]	鳳林寺(93)4世、碧雲寺(209)29世	412c
28	健瑞亮康	昭和38(1963)12・28	昭和2本堂屋根替、昭和35退隠 [増田]		412c
29	大真亮雄	現住	[増田]		412d
30	天真康寛	平成5 (1993)4・23			

15教区	せいりょうざん	こうきょういん	〒	420-0911
90番	清涼山	光鏡院	住 所	静岡市葵区瀬名1丁目38-36
			住 職	岡田善雄
開 山 年	長享2(1488)		草創年	
本 尊	文殊菩薩			
開 基	光鏡院殿實山秀公大居士(今川陸奥守一秀・今川貞世の後裔・源五郎陸奥守義秀、文亀3(1503)4・20没)			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)—安養寺(17)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開山	慧雲用輪	天正16(1588)3・6	安養寺2世法子	松壽院(96)草創開山	
2	章林全瑳	明暦1 (1655)4・28			
3	鵠仟嗽俊	天和1 (1681)12・18	中興、(寛文2・3当寺に留錫して再興、瀬名村誌より)		
4	聖山州賢	宝永5 (1708)11・27	在住16年、退居12年		
5	陽山益春	正徳1 (1711)5・9	諸堂建立		
6	龍睡益穩	宝暦7 (1757)8・2	在住25年、退居22年		
7	天外穩長	安永4 (1775)2・26	(宝暦5・12・2梵鐘再鑄、同上)		
8	一箭貫道	安永5 (1775)11・20	相模吉濱村宗徳院在在中に示寂	宗徳院(神奈川)5世	
9	光岳玉瑛	文化14(1817)6・18	松壽院で示寂		
10	九峯晝堂	文政3 (1820)4・26	在住15年、顕光院へ転住、下野成高寺・泉溪寺を歴住、閑居後泉溪寺で示寂	顕光院(1)17世、成高寺(栃木1)32世、泉溪寺(同92)32世	87a
11	海雲活隆	天保3 (1832)5・24	林叟院在在中に示寂、世寿59歳	石雲院(607)輪住(文政2)、林叟院(388)24世、長福寺(395)法地開山	87b 88a

12	禪觀宏宗	弘化3 (1846)6・11	藤枝源昌寺に初住、文化3当院晋山、文化5・3・14論旨拝戴、在住6年	当寺14世、源昌寺(434)6世	
13	一透祖關	明治6 (1873)1・1	藤枝五十海村岳叟寺で示寂、世寿50歳	岳叟寺(427)前住19	
14	禪觀宏宗	弘化3 (1846)6・11	文化8・3当院再住、当院で示寂、世寿80歳	当寺12世、源昌寺(434)6世	
15	觀海宏音	嘉永7 (1854)9・21	天保15・8・30論旨拝戴		
16	禪翁普山	安政4 (1857)10・10		光月院10世	
17	義門良孝	明治30(1897)8・7	松壽院で示寂、世寿86歳 [池田]	松壽院(96)前住、法幢寺(97)19世、林叟院(388)28世、源昌寺(434)10世、圓泉寺(559)2世、光月院12世、願成寺2世	88b
18	大演良雄	大正9 (1920)3・13	天保9・7・13生まれ、文久3・3・30論旨拝戴、世寿83歳 [中川]	大仙寺(68)開山、松壽院(96)法地開山、林叟院(388)32世、長福寺(395)4世、全珠院(400)開闢、圓泉寺(559)4世	88c
19	義範良堂	昭和3 (1928)6・22	安政1・6・14生まれ、世寿75歳 [岡田]	松壽院(96)2世、法幢寺(97)24世、圓泉寺(559)6世	88d
20	普堂宗順	昭和3 (1928)11・18	明治26・10・12生まれ、19世法嗣、世寿36歳 [増田]		
21	祖賢範堂	昭和35(1960)9・23	明治17・1・27生まれ、19世法嗣、松壽院で示寂、世寿77歳 [佐野]	松壽院(96)3世	88e
22	義堂天介	平成17(2005)7・10	重興、大正5・12・9生まれ、19世実子、21世法嗣、昭和14・4・7晋山、昭和34庫裡建立、平成8山門・庫裡・諸堂整備、平成16・7・28退董、当院在住68年、世寿90歳 [岡田]	松壽院(96)兼務	88f
23	祖耕善雄	現住	平成16・7・28晋山、22世実子、同法嗣 [岡田]	松壽院(96)4世、如法寺(458)現住	

15教区	ずいうんざん	ほうせんじ	〒	420-0812
91番	瑞雲山	法泉寺	住 所	静岡市葵区古庄3丁目22-35
			住 職	大島正弘
開山年	文禄1(1592)		草創年	不詳・真言宗
本 尊	釈迦牟尼如来			
開 基	哉窓高善庵主			
旧 名 称	福知庵(真言宗)			
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—大洞院(1303)—洞慶院(34)—真珠院(125)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開山	吉州玄祥	慶長10(1605)9・11	(同地に退隠・福知庵を再興、古庄村誌より)	真珠院(125)8世	503f
2	器外聞應	元和5 (1619)1・5		真珠院(125)9世、長泉寺(長野395)開山	503g
3	觀州泰察	寛永18(1641)10・25		總持寺普藏院輪住(元和3)、真珠院(125)10世、法蔵寺(8)開山、興福寺(135)開山、長泉寺(長野395)2世、永明寺(同・廃) 7世	503h 1039g
4	龍室應朔	万治3 (1660)12・21			
5	日山應春	元禄6 (1693)1・4			

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

6	通峰重玄	享保5 (1720)7・3			
7	梅村良黒	享保4 (1719)5・7			
8	義堂良玄	享保8 (1723)6・29			
9	月橋圓桂	寛延4 (1751)10・19		大林寺(4)13世	191a 192a
10	徹宗良省	宝暦3 (1753)8・16			
11	玉山良照	宝暦3 (1753)11・6			
12	鐵獅萬崖	明和8 (1771)6・14			
13	道朴良淳	明和4 (1767)8・26			
14	桂蔭道樹	寛政3 (1791)2・9			
15	如實玄理	寛政6 (1794)7・25			
16	玄岳芳春	文政1 (1818)11・15			
17	南谷象山	文政5 (1822)2・18			
18	全庖探牛	天保12(1841)4・8			
19	元忠愚俊	天保15(1844)6・29			
20	秀禪祖俊	明治21(1888)11・1			
21	泰禪俊應	明治18(1885)2・12			
22	三應喚瑞	明治21(1888)9・5	中興 [倉橋]	増福寺(99)2世	84d
23	皎山玉僊	明治16(1883)8・19			
24	一兆魁念	昭和19(1944)9・6	[加藤]	安養寺(17)22世	84e
25	欽法孝順	昭和3 (1928)2・21		安養寺(17)21世	
26	洞雲瑞龍	昭和36(1961)4・23	[大島]		84f
27	祥雲賢龍	東堂	[大島]	常安寺(45)7世・10世	84g
28	泰雲正弘	現住	[大島]	常安寺(45)9世	

15教区	まがりかねざん	りゅうせんじ	〒	422-8006
92番	曲金山	龍泉寺	住 所	静岡市駿河区曲金2丁目8-47-9
			住 職	大橋春雄
開 山 年	天文9(1540)3		草創年	嘉吉1(1441)真言宗
本 尊	聖観世音菩薩			
開 基	(真言宗) 怡雲道悦 (曹洞宗) 大仲霊乗和尚			
旧 名 称	(金剛山、新風土記・駿河村誌より)			
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—大洞院(1303)—洞慶院(34)—真珠院(125)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
前住1	怡雲道悦		開基、真言宗		
前住2	一枝法公		真言宗		
前住3	雪叟存公		真言宗		
前住4	傳室の公		真言宗		
前住5	心南傳公		真言宗		
開基(開山)	大仲霊乗		開基、(開山、真珠院記録より)	真珠院(125)3世、明音寺(長野456)開山	503a
1	龍雲大活	明治9 (1876)12・23		真 珠 院(125)28世、光 福 寺(137)2世、大通院(140)開山、常雲寺(愛知241)3世	925b
2	實應活參	明治3 (1870)8・25			

3	佛山瑞明	明治43(1910)2・17	[増田]	法蔵寺(8)17世、洞慶院(34)独住4世、長光寺(61)31世、(長昌寺(536)(4世))、林泉寺(578)前住	503b
4	英外活雄				
5	日三省吾				
6	荳覺絆道	昭和21(1946)6・29	中興 [岡田]		925e
7	春屋穆山	昭和59(1984)4・10	[大橋]	寛沢寺(399)10世	925f
8	禅外法隨	昭和46(1971)2・9	[成田]	光福寺(137)5世	925f
9	大機勝元	昭和57(1982)12・24	[根本]	大通院(140)5世	925g
10	春雄	現住	[大橋]		

15教区	げっこうざん	ほうりんじ	〒	424-0888
93番	月光山	鳳林寺	住 所	静岡市清水区中之郷1丁目10-23
			住 職	平尾裕明
開 山 年	正保年間(1644-1648)		草創年	不詳・真言宗
本 尊	延命地藏菩薩			
開 基	生岸宗誕和尚(明暦1(1655)11・26示寂)			
旧 名 称	月光院(草創時一享保年間)、法林寺、鳳輪寺			
旧所在地	中の郷字長沢一中の郷大字井端			
本 寺	大本山總持寺—大洞院(1303)—洞松寺(岡山28)—石雲院(607)—林叟院(388)—静居寺(493)—桃原寺(89)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開基	生岸宗誕	明暦1 (1655)11・26			
草創開山	龍岸祥吞	承応1 (1652)11・5		桃原寺(89)2世	
前住	臥岩宗龍	貞享5 (1688)7・21			
前住	州岩傳雪	元禄12(1699)6・21			
前住	心峰壽鐵	元禄16(1703)9・11	開基弟子		
前住	昌岳傳林	宝永5 (1708)6・8			
(前住)	(台門)		(玄鏡弟子、当寺中興し「鳳輪寺」と改称、石蔵院へ転住、有渡郷土誌所収棟札より)	石蔵院(112)3世、龍珠院(119)開山、怡泉寺(120)開山、江雲寺(121)開山	
前住	節吟巖貞 (真)	延享3 (1746)3・15	(同上)		
前住	門説惠豊	明和5 (1768)5・23	(台門弟子、火災、庫裡再建、在住24年、同上)		
前住	石鼎門樞	明和6 (1769)4・19	(前住門説惠豊弟子、遁走、同上)		
前住	蟻柱		(福寿(院)より転住?、安永2本堂再建、同上)		
前住	傳菴慧燈	寛政1 (1789)12・20			
前住	玳峯不白	文化7 (1810)2・14			
前住	登天玉竜	嘉永2 (1849)1・5	真珠院一竜弟子		
前住(13)	亮天宗光	慶応4 (1868)3・18	中興、山西細島村出身、谷因幡村心岳寺衆寮、(文久2・5当時住職、有渡村誌より)、世寿64歳		
前住	鈴樹現光		(明治19-23当時住職、有渡村誌・過去帳より) [鈴木]		
前住	天巖虎堂				

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

前住	心海慧禪尼				
前住	円鑑泰應				
開祖	鑑禪慧亮	昭和3(1928)2・13	法地開山(明治39) [増田]	桃原寺(89)26世、瑞龍寺(6)25世、圓福寺(101)法地開山	412b
2	篤巖良厚 (良厚篤巖)	昭和17(1942)5・26	志太郡焼津町林泉寺へ閑居中に示寂、世寿87歳 [青山]	長光寺(61)32世、福寿院(71)法地開山、林泉寺(578)2世	463d
3	良巖活明	明治43(1910)6・16	開闢初住、世寿67歳		
4	慈山禪明	昭和26(1951)2・1	中興、世寿84歳 [平尾]	桃原寺(89)27世、碧雲寺(209)29世	412c
5	興蒼禪隆 (庵)	昭和40(1965)1・21	勧請、世寿78歳 [平尾]	普濟寺(98)7世	412d
6	光輪賢明	平成10(1998)1・6	重興、世寿84歳 [平尾]		412d
7	大興裕明	現住	平成10・11・3 晋山 [平尾]		412e

15教区	はんにゃさん	りょうふいん	〒	420-0901
94番	般若山	良富院	住 所	静岡市葵区北沼上1021
			住 職	水野有高
開 山 年	慶長9(1604)		草創年	
本 尊	聖観世音菩薩			
開 基	法善祖三和尚			
旧 名 称	(寶珠庵一良富軒、開山麟漸大鳳以前、千代田村誌より)			
旧所在地	(小郷、寶珠庵時代、同上)			
本 寺	大本山總持寺—總寧寺(千葉1)—海蔵寺(神奈川341)—總世寺(神奈川322)—大林寺(4)((旧)大本山總持寺—總寧寺(千葉1)—海蔵寺(神奈川341)—鳳台院(茨城15)—長源院(3)、開山麟漸大鳳以前、千代田村誌より)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開基	法善祖三 (良山)		(現在地へ移転・良富軒と改称、千代田村誌より)		
開山	麟漸大鳳	元禄1(1688) (元禄9(1696)3・22)	貞享3梵鐘鑄造の功で開山となる、(元禄4・11・30当寺に閑居し大林寺末になる、良富院と改称、在住6年、同上)	大林寺(4)7世、龍津寺(40)7世	
(前住)	(心隨幽峰)	(元禄16(1703)5・26)	(元禄10入院、同上)		
(看住)	(岳雲)		(同上)		
2	夢屋春幻	享保15(1730)10	(宝永1入院・殿堂上梁、享保1冬退院、同上)、丹別地蔵寺で示寂	大林寺(4)8世、龍津寺(40)8世	
3	梁洲祖肝		(法地昇等(享保4)、享保1・11入院、享保18殿堂再建、寛保4退院、在住28年、同上)		
4	現成破鏡	(延享3(1746)11・11)	(前住岳雲弟子、3世法嗣、静居寺衆寮より入院、同上)		
5	福應彭壽				
6	一透碩止				
7	太寧義勇				
8	梅窓壽仙				
9	大定廣竜				
10	無外竜玉			三枝庵(104)4世・7世?	
11	透善關明				

12	分林白明				
13	法山恩祖			三枝庵(104)6世	
14	守山覺邦			洞慶院(34)輪住、龍泉寺(47)開山、昌林寺(106)23世、玉泉寺(109)法地開山	461d
15	報運泰恩				
16	高山本宗			宗徳院(124)22世	
17	玄寶恵心			石雲院(607)輪住補席(安政3)、宗徳院(124)23世、總善寺(426)21世	
18	仙巖單道				
19	祥山活瑞	明治20(1887)6・23	中興	増福寺(99)5世	
20	石拳覚明	大正11(1922)3・4			
21	光潤悦隆	昭和15(1940)9・2	[杉山]		
22	壽山大雄	昭和28(1953)6・28	[水野]	修禪寺(三重)27世、普門寺(同)21世	728c
23	英山憲雄	昭和56(1981)1・25	[水野]		728d
24	瑞雲公史	東堂	昭和56・1から平成20・6まで住職 [水野]	南明寺(山梨)	
25	有 高	現住	平成20・6山梨県光昌寺より転住 [水野]	光昌寺(山梨)	

15教区	ながめまさん	きゅうおういん	〒	420-0813
95番	長沼山	久應院	住 所	静岡市葵区長沼2丁目1-12
			住 職	増田明夫
開 山 年	正保2(1645)、(正保4(1647)、駿河村誌・静岡市史より)		草創年	天正年間(1573-1592)
本 尊	薬師如来			
開 基	知泉和尚			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)—安養寺(17)—法幢寺(97) (旧)大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)—安養寺(17)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開基	知泉			法幢寺(97)開基?	
開山	南嶺解門			安養寺(17)6世、法幢寺(97)開山	1008d
法地開山	大雄本浄	慶応2 (1866)8・21		長徳寺(富山)19世	
2	祖雲龍淳	明治39(1906)12・19			
3	慈覚孝順	大正15(1926)5・12	2世弟子		
4	默堂契音	大正7 (1918)8・14	三重県桑名市尾野山長禪寺弟子 [鈴木]		
5	性海得鱗	昭和38(1963)2・3	三重県桑名市尾野山長禪寺弟子、長禪寺で示寂 [村上]	長禪寺(三重)17世	
6	教外得聞	昭和51(1976)8・26	中興、愛知県日進市蟹甲出身、三重県桑名市尾野山長禪寺村上得宗弟子、昭和3住職、昭和7本堂・山門・庫裡建立、昭和24・1晋山、昭和42・5諸堂再建 [増田]		830d

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

7	五岳明夫	現住	重興、6世二男、昭和61・5晋山、平成1墓地拡張、平成9本堂・山門・客殿・庫裡新築、平成9・7大本山總持寺副寺(平成10・10まで)、平成16・1墓地再造成・駐車場用地取得[増田]		830e
---	------	----	--	--	------

15教区	かくちざん	しょうじゅいん	〒	420-0911
96番	鶴池山	松壽院	住 所	静岡市葵区瀬名1丁目23-12
			住 職	岡田善雄
開 山 年	天文2(1533)		草創年	
本 尊	虚空蔵菩薩			
開 基	松壽院殿玉山椿公大禪定門(今川氏貞、天文7(1538)3・16没)			
旧 名 称	(富洞山、駿河記・駿河志料より)			
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)—安養寺(17)—光鏡院(90)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	慧雲用輪	天正16(1588)3・6	勧請	光鏡院(90)開山	
(前住)	(義門良孝)		(同寺へ隠棲、林叟院記録より) [池田]	光鏡院(90)17世、法幢寺(97)19世、林叟院(388)28世、源昌寺(434)10世、圓泉寺(559)2世、光月院12世、願成寺2世	88b
法地開山	大演良雄	大正9 (1920)3・13	法地開闢、天保9・7・13生まれ、世寿83歳 [中川]	光鏡院(90)18世、大仙寺(68)開山、林叟院(388)32世、長福寺(395)4世、全珠院(400)開闢、圓泉寺(559)4世	88c
2	義範良堂	昭和3 (1928)6・22	安政1・6・14生まれ、世寿75歳 [岡田]	光鏡院(90)19世、法幢寺(97)24世、圓泉寺(559)6世	88d
3	祖賢範堂	昭和35(1960)9・23	明治17・1・27生まれ、光鏡院19世法嗣、昭和14・4・7光鏡院より転住、当院で示寂、世寿77歳 [佐野]	光鏡院(90)21世	88e
兼務	義堂天介	平成17(2005)7・10	昭和35から昭和60まで兼務 [岡田]	光鏡院(90)22世	88f
4	祖耕善雄	現住	昭和60・6・14晋山、平成16・7・28より兼務 [岡田]	光鏡院(90)23世、如法寺(458)現住	

15教区	そうでんざん	ほうどうじ	〒	420-0813
97番	象田山	法幢寺	住 所	静岡市葵区長沼829
			住 職	秋田弘隆
開 山 年	天正4(1576)		草創年	
本 尊	聖観世音菩薩			
開 基	清潭知泉和尚(天正8(1580)5・21示寂)			
旧 名 称				
旧所在地	現在の墓地(享保6まで)			
本 寺	大本山總持寺—慈眼寺(福井91)—徳願寺(16)—安養寺(17)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開基	清潭知泉	天正8 (1580)5・21	開基(天正4)	久應院(95)開基?	

開山	南嶺鯨門	慶安2 (1649)6・28	法地開闢・諸堂再建(正保2)	安養寺(17)6世、久應院(95)開山	1008d
2	蓮国宗端	享保8 (1723)8・11	享保6現在地へ諸堂移転		
3	象外重瞳	宝暦2 (1752)9・29			
4	覚湛慧明	宝暦11 (1761)9・27			
5	大仰江山	延享3 (1746)4・19			
6	玉堂雲秀	明和7 (1770)1・14			
7	雲外秀峰	文化3 (1806)10・21		楞嚴院(127)16世	413d
8	眞應要宗	寛政4 (1792)10・21			
9	觀節大宗	文化5 (1808)7・5		徳願寺(16)19世、無量寺(32)	
10	海鯨慶門	文化13(1816)8・11			
11	良門玉鱗	天保3 (1832)8・20			
12	禅関坦翁	文化13(1816)10・26			
13	無角金龍	天保14(1843)5・22			
14	隆山祖弘	天保11(1840)4・24		林叟院(388)25世、(長福寺(395)前住)	
15	祖海徹宗	明治14(1881)4・28	[青島]	總持寺普蔵院輪住・大本山總持寺兼務(弘化4)、石雲院(607)輪住(天保14)、林叟院(388)26世、長福寺(395)2世、圓泉寺(559)法地開山	88b 1041d
16	清峯親瑞 (大応)	明治5 (1872)3・24		洞雲寺(459)23世、延命寺(山梨)9世	411d
17	大活禅瑞 (元亨)				
18	愚門活宗	明治6 (1873)12・2	安政3庫裡再築、世寿48歳	石雲院(607)輪住(明治6)、林叟院(388)29世、光月院13世	
19	義門良孝	明治30(1897)8・7	松寿院で示寂、世寿86歳 [池田]	光鏡院(90)17世、松壽院(96)前住、林叟院(388)28世、源昌寺(434)10世、圓泉寺(559)2世、光月院12世、願成寺2世	88b
20	孤峽礎嶽	安政5 (1858)9・24			
21	孝道養順	明治26(1893)12・25	[大石]	石雲院(607)輪住(嘉永2)、洞雲寺(459)24世、円良寺(485)前住、龍雲寺2世	411e
22	禅岳秀瑞	明治3 (1870)3・27	世寿61歳		
23	実禅秀教	明治6 (1873)8・30	明治6浅間神社護摩堂を本堂として移築、世寿25歳		
24	義範良堂	昭和3 (1928)6・22	[増田] [岡田?]	光鏡院(90)19世、松壽院(96)2世、圓泉寺(559)6世	88d
25	大庵良潤	昭和9 (1934)12・26	[大村]	林叟院(388)33世、寛沢寺(399)4世、全珠院(400)2世	88d
26	義山良演	昭和12(1937)2・26	世寿65歳 [青木]	林叟院(388)35世、泉龍寺(558)9世	88d
27	暢相義演	昭和57(1982)2・10	昭和42本堂・庫裡建設、昭和63客殿・庫裡建設、世寿86歳 [秋田]		88e
28	大寅新隆	東堂	[秋田]	禅宗寺(ハワイ)8世、大正寺(ハワイ)13世、南冥堂(サイパン)開山	88f
29	一道弘隆	現住	[秋田]		

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

15教区	おうえんざん	ふさいじ	〒	422-8001
98番	應縁山	普濟寺	住 所	静岡市駿河区中吉田33-30
			住 職	平尾善保
開 山 年	不詳、(寛文11(1671)、駿河村誌より)		草創年	永禄1(1558)真言宗
本 尊	聖観世音菩薩			
開 基	茗天○存大和尚(永禄3(1560)7・14示寂)			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺一大洞院(1303)―洞松寺(岡山28)―石雲院(607)―林叟院(388)―静居寺(493)―桃原寺(89)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
前住1	茗天 存	永禄3 (1560)7・14	真言宗		
前住2	来出昌撮	寛文9 (1669)9・21	中興		
前住3	規外碩丈	宝暦3 (1753)5・17	中興		
前住4	通壑良徹	明和1 (1764)12・26			
(開山)	(機山慶全)		(桃原寺記録より)、(寛文年間当寺再興、当寺で示寂、有渡村誌より)	桃原寺(89)3世	
開山	大宗恵白	明治2 (1869)12・14	勧請(明治18)、世寿54歳	桃原寺(89)24世、東光寺(100)2世	412a
2	泰翁秀山	安政5 (1858)4・21			
3	無眼道学			長圓寺(愛知583)23世?、正壽院(愛知766)3世?	202a?
4	積中天英				
5	太眼佛仙	明治33(1900)2・19	(法地昇等(明治18・7・28)、有渡村誌より) [池田]		
6	五眼有仙	昭和25(1950)11・29			
7	興葺禅隆	昭和40(1965)1・21	中興、富士出身、鳳林寺4世弟子 [平尾]	鳳林寺(93)5世	412d
8	恵鑑隆明	平成15(2003)4・2	当寺生まれ、7世弟子、昭和41住職、平成9本堂再建、世寿75歳 [平尾]		412e
9	大圓善保	現住	当寺生まれ、8世弟子、平成19・11・3晋山 [平尾]		

15教区	だいえんざん	ぞうふくじ	〒	420-0915
99番	大圓山	増福寺	住 所	静岡市葵区南瀬名町7-3
			住 職	澤田弘義
開 山 年	慶長4(1599)		草創年	
本 尊	聖観世音菩薩			
開 基	大翁説門(慶長17(1612)6・15示寂)			
旧 名 称	蔵福寺(開創時)			
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺一總寧寺(千葉1)―海蔵寺(神奈川341)―鳳台院(茨城15)―長源院(3)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開基	大翁説門	慶長17(1612)6・15	蔵福寺開創(慶長4)		

草創開山	泰嶽是安			長源院(3)8世、瑞龍寺(6)4世、曹源寺(76)3世、久円寺(437)開山、大圓寺(廢)中興、指月院(廢)開山	
(前住)	(壽門)		(寛文2衰微した当寺の堂宇再建、千代田村誌より)		
法地開山	天寧長全	弘化2 (1845)10・19	(勸請(明治16・2・3)、同上)	長源院(3)26世	
2	三應喚瑞	明治21(1888)9・5	[長崎]	法泉寺(91)22世	84d
3	英山鐵雄	安政2 (1855)12・16		学園寺17世、東光庵11世、報恩庵12世、東全庵11世	46c
4	古巖全鏡	明治43(1910)6・11		安養寺(17)19世	
5	祥山活瑞	明治20(1887)6・23		良富院(94)19世	
6	證山得宗	明治41(1908)7・28	(法地昇等、同上)、遠江学園寺徒弟		
7	大岳泰山	明治40(1907)3・24			
8	爲黙友禪	昭和32(1957)3・5	[浪越]	養秀寺6世、長楽寺(愛知140)27世	
9	機外叡運	昭和15(1940)1・22	[久喜]	長楽寺(愛知140)26世	27e
10	大龍日運	平成8 (1996)7・13	[澤田]	久安軒7世、観音院22世	27f
11	泰岳弘義	現住	[澤田]	寛沢寺(399)11世、清水寺2世	27g

15教区	やださん	とうこうじ	〒	424-0887
100番	谷田山	東光寺	住 所	静岡市清水区谷田9-15
			住 職	石田泰光
開 山 年	不詳、(元禄年間(1688-1704)、有渡村誌より)		草創年	
本 尊	延命地藏菩薩			
開 基	戸塚忠次			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—大洞院(1303)—洞松寺(岡山28)—石雲院(607)—林叟院(388)—静居寺(493)—桃原寺(89)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	当陽全的	元禄6 (1693)3・29		桃原寺(89)4世	
法地開山	密雲環溪	明治17(1884)12・7	勸請、勅特賜絶学天真禪師[久我]	大本山永平寺61世、東光寺(愛知517)開山、禪昌寺(同)開山、清松寺(秋田)開山、紅谷庵(大阪)開山、蔭涼寺(同)21世、長福寺(同)23世、龍光寺(鹿児島)30世、興聖寺(京都33)30世、豪徳寺(東京)25世、梅室院(福井104)再中興、中央寺(北海道)開山	244b 418a 419a 1023e
2	太宗慧白	明治2 (1869)12・14		桃原寺(89)24世、普濟寺(98)開山	412a
3	瑞應石雲	天保5 (1834)10・9		東泉寺3世	782b
4	瑞僊逸成	大正3 (1914)4・23	(法地昇等(明治16・10・30)、有渡村誌より) [石川]		
5	一萃梅點	昭和7 (1932)6・25	中興		
6	瑞光正則	平成6 (1994)6・3	[石田]		782g

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

7	梅芳泰彦	東堂	6世弟子、平成2・4・1晋山、平成16境内整備、平成20・6・1退董 [石田]		
8	明鑑泰光	現住	7世弟子 [石田]		

15教区	しょうしきざん	えんぶくじ	〒	422-8007
101番	聖色山	圓福寺	住 所	静岡市駿河区聖一色443-1
			住 職	赤星寛海
開 山 年	寛保1(1741)		草創年	
本 尊	延命地藏菩薩			
開 基	不詳、(徳用大徳、寛永1(1624)8・10示寂、巡見帳・駿河記・駿河志料より)			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺一大洞院(1303)―洞松寺(岡山28)―石雲院(607)―林叟院(388)―静居寺(493)―桃原寺(89)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
(開基)	(徳用大徳)	(寛永1(1624)8・10)	(巡見帳・駿河記・駿河志料より)		
(5)	(寂水)		(元禄16当時住職、巡見帳より)		
草創開山	騰雲龍角	寛保1 (1741)11・25	(当寺に隠居、豊田村誌より)	桃原寺(89)6世	
(前住)	(恵温)		(安政5堂宇再建、駿河村誌より)		
法地開山	鑑禅慧亮	昭和2 (1927)2・13	[増田]	桃原寺(89)26世、瑞龍寺(6)25世、鳳林寺(93)開祖	412b
2	大英智鑑	昭和28(1953)2・22	[服部]	浄元寺(5)20世	503c
3	良厳祖禅	昭和6 (1931)9・14		大慈悲院(110)21世	
4	大興智賢	昭和33(1958)12・19	[山本]	見性寺(35)22世、法城寺(41)2世	570c
5	慧山智谿	昭和44(1969)4・27	[山本]	見性寺(35)23世	570d
6	大安智芳	東堂	[望月]	見性寺(35)24世、喜善庵(51)現住	570e
7	慧山智英	平成4 (1992)11・13			
8	祖舟寛海	現住	[赤星]		318e

15教区	いおうざん	とうこうじ	〒	420-0803
102番	醫王山	東光寺	住 所	静岡市葵区千代田4丁目17-34
			住 職	仲繪公三
開 山 年	永正14(1517)		草創年	
本 尊	薬師如来			
開 基	天桂○長			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺―總寧寺(千葉1)―海蔵寺(神奈川341)―鳳台院(茨城15)―長源院(3)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
草創開山	厚福榮琳	永禄12(1569)1・21	勅特賜佛智法秀禪師	長源院(3)2世、泉秀寺(27)開山	570b
開基	天桂 長	5	草創開山弟子		
前住	巨峰 龍				
前住	祖参眞達				
前住	良山 策				
前住	舜外禿禪		(明暦年間に衰頽した寺門復興、寛文1堂宇再建、下足洗村誌より)		
中興開山	品南傳序	寛文3(1663)12・10	(勸請(寛文2)、舜外禿禪の師、同上)	長源院(3)10世、瑞龍寺(6)6世、天昌寺(12)開山、浄界寺(103)開山、本然寺(東京197)開山	
前住	雲幻 嶺	万治2(1659)8・25	中興開山弟子		
前住	天林傳明		中興開山弟子、法蔵寺へ移る		
前住	屋山禮門	元禄11(1698)11・26	前住雲幻弟子		
前住	梅嶺春龍	正徳4(1714)6・22			
前住	覺印智燈	宝暦8(1758)7・12	本尊宮殿造立		
前住	法山禪中	文政4(1821)12・30	重興、寛政2本堂・庫裡再造		
前住	興隆秀禪	嘉永2(1849)4・27			
法地初祖	桂堂月枝	弘化1(1844)2・28(天保15)	法地開闢	長源院(3)20世	
2	海岳寔淳	安政2(1855)5・6		洞善院19世	192d
3	為山不白	明治44(1911)10・18	法地開闢初住、再中興、2世弟子、(慶應3住職、同上)[高木]	長源院(3)25世(編者注：年代整合せず)	
4	大元實道	昭和42(1967)5・17	3世法嗣 [亀谷]		
5	正道和彦	東堂	金谷養福寺荒見博也法嗣、昭和62庫裡新築 [亀谷]		
6	祖嶽公三	現住	福島県いわき市出身、長源院38世昌雄法嗣、平成11本堂新築、平成14晋山 [仲繪]		

15教区	むりょうざん	じょうかいじ	〒	420-0913
103番	無量山	浄界寺	住 所	静岡県葵区瀬名川2丁目16-43
			住 職	山本光則
開 山 年	慶長18(1613)		草創年	
本 尊	千手観世音菩薩			
開 基	明室高陽首座(慶長18(1613)2・2示寂)			
旧 名 称	長福寺(慶長18・2・2—寛文13)			
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—總寧寺(千葉1)—海蔵寺(神奈川341)—鳳台院(茨城15)—長源院(3)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開基	明室高陽	慶長18(1613)2・2	長福寺開基		
草創開山	品南傳序	寛文 12・1	(寛文1当寺再興・寺号改称、西奈村誌より)	長源院(3)10世、瑞龍寺(6)6世、天昌寺(12)開山、東光寺(102)中興開山、本然寺(東京197)開山	
	端山順の		寛文13寺号改称、開基より3代目		

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

	(道榮)		安政1・11地震で堂宇敗壞、 安政2堂宇落慶、(同上)		
法地開闢	活參禪英	明治22(1889)6・28	法地開闢(明治16・6・28)	長源院(3)29世、金剛寺(10) 法地開山	
2	南能師承	明治43(1910)5・28	4世の本師 [三浦]	南叟寺(64)34世	912c
3	永屋周豊	明治6 (1873)8・15	4世の授業師	香松寺(長野)12世	
4	哲定琴隆	大正1 (1912)11・30	開闢初住、袋井市愛野出身 [海野(高原)]		912d
5	大忍周弘	昭和29(1954)10・22	中興、明治18・7・27静岡市中 吉田生まれ 俗名「兼吉」、世 寿70歳 [山本]		912e
6	大満弘行	東堂	大正15生まれ、5世法嗣 [山 本]		912f
7	大観光則	現住	昭和35生まれ、6世弟子 [山 本]		

15教区	たいへいざん	さんしあん	〒	420-0904
104番	太平山	三枝庵	住 所	静岡市葵区平山418
			住 職	奥田宜生
開 山 年	慶長5(1600)		草創年	不詳(神代)
本 尊	十一面観世音菩薩			
開 基	(法地開基)龍爪院殿松岳全寿大居士、栄香院殿松屋保寿大姉			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺一大洞院(1303)一洞慶院(34)一真珠院(125)一昌林寺(106)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
(開山)	(大學慶音)	(元和2(1616))	(駿河記・新風土記・駿河志料・ 平山村誌より)	昌林寺(106)2世、龍泉寺(47) 中興	
(前任)	(崑山石琅)		(昌林寺より来住、師の紹賢 佛国を開山に請し法地界等、 平山村誌より)		
法地開山	紹賢佛国	文化4 (1807)10・26	法地開闢(享和2、(文化2、 駿河記・新風土記・駿河志料よ り))、昌林寺再建後、越前龍 泉寺を経て当寺法地開山	昌林寺(106)16世、碧雲寺 (209)11世、龍泉寺(福井71) 10世	219b
2	雪山宝店	天保5 (1834)4・6	山東中ノ郷慈林寺で示寂		
3	龍松大吟	文政2 (1819)11・5			
4	無外龍函			当寺7世、良富院(94)10世?	
5	忍翁仙鎧				
6	法山恩祖			良富院(94)13世	
7	無外龍函		再住、(文政10・11または天 保2本堂建立、平山村誌・駿 河村誌より)	当寺4世、良富院(94)10世?	
8	吾山得法			顯光院(1)21世、少林寺(129) 2世	
9	大安観広	慶応2 (1866)1・3	嘉永5・9・17論旨拜戴		
10	佛海全龍				
11	太応素全				
12	雲外儀孝				
13	観山仙溪	昭和29(1954)10・13	[奥田]		431d
14	拾愚賢山	東堂	[奥田]		431e

15	宜生	現住	[奥田]		
----	----	----	------	--	--

15教区	とうこくざん	りゅううんじ	〒	420-0816
105番	洞谷山	龍雲寺	住 所	静岡市葵区沓谷3丁目10-1
			住 職	滝年勝
開 山 年	不詳、(永禄5(1562)、駿河村誌より)		草創年	不詳・真言宗
本 尊	子安観世音菩薩			
開 基	(真言宗)弘法大師、(曹洞宗)龍雲寺殿峯林壽桂大禪定尼(今川氏親室、寿桂尼、永禄11(1568)3・24没)			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺一大洞院(1303)一洞松寺(岡山28)一石雲院(607)一増善寺(60)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
(前住)	(空観法印)		(真言宗、駿河記・駿河志料・沓谷村誌より)		
開山	仙翁宗滴	永禄11(1568)12・14	勅賜大應佛慧禪師	増善寺(60)6世、松源寺(73)開山	405e
2	光國宗珠	元和6(1620)12・12		石雲院(607)輪住(慶長15)、増善寺(60)11世	
3	宜活 隨	元文1(1736)12・17		石雲院(607)輪住(宝永5)、増善寺(60)22世、長松院	
4	雲之益梯	正徳4(1714)11・1	(3世(増善寺22世)法嗣、増善寺記録より)		
5	亮顔義天	寛延3(1750)1・8	中興		
6	壽山 命				
7	照外玄鏡	安永3(1774)7・16			
8	法山元燈	寛政1(1789)6・8			
9	桂屋 外	寛政8(1796)8・26			
10	月心朝官	文政3(1820)8・22			
11	傳外恩禪	文化1(1804)7・24			
12	鉄翁月般	文化4(1807)7・5			
13	金綱龍鱗	天保13(1842)7・27		徳願寺(16)22世、秀道院(37)16世、龍江院(496)16世、龍国寺(東京)	21d
14	大安正宗	天保2(1831)2・26			
15	真了光道	文化13(1816)2・8			
16	大宝登仙				
17	金山黙仙				
18	祖開忍宗				
19	通天洞外			顯光院(1)19世	
20	牧巖鉄牛			顯光院(1)前住	
21	番外蘭洲				
22	槃應春茂				
23	悟山宗全				
24	啓道林英				
25	佛海龍山	安政3(1856)4・26			
26	大光周照				
27	一燈劫外				

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

28	泰運貞壽				
29	宗山元谷	明治31(1898)9・21			
30	善智賢修				
31	少林笑禪				
32	坂本金龍	明治44(1911)11・5			
33	全龍海鱗	昭和18(1943)3・27	[瀧]		892f
34	佛海麟乘	昭和43(1967)11・20	[瀧]		892g
35	洞岳信和	東堂	[瀧]		892h
36	桂雲信孝	東堂	重興		
37	孝山年勝	現住	[滝]		

16教区	こうふくざん	しんぼういん	〒	421-3305
214番	光福山	新豊院	住 所	富士市岩渕328
			住 職	篠田天秀
開 山 年	天文3(1534)		草創年	正治1(1199)真言宗
本 尊	釈迦牟尼佛			
開 基				
旧 名 称	光明山心包院(開創時)			
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺一大洞院(1303)―洞松寺(岡山28)―石雲院(607)―林叟院(388)―心岳寺(461)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
前住	富嶽阿闍梨	承元2 (1208)	真言宗開基		
開山	学叟昌文	弘治2 (1556)4・29		心岳寺(461)3世、徧照寺(430)2世	409c
2	儀堂全威	元和2 (1616)1・29	中興	大洞院(1303)輪住(慶長15)、心岳寺(461)7世、法昌寺(482)開山、常観寺(570)開山、一照寺(576)開山、光雲寺(廃)開山	409g
3	悦州準怡	承応2 (1653)10・25	(寛永4増福寺開山、同上)	林叟院(388)11世、圓泉寺(559)開山、増福寺(廃)開山	
4	九山雪州	寛文10(1670)9・12		林叟院(388)12世	
5	鷹山岱俊	延宝5 (1677)12・15	中興、(寛文8梵鐘鑄造、同上)	水泉寺開山	
6	海印道空	享保3 (1718)9・28	重興、(延宝7山寺号改称、同上)、(世寿71歳、山西洞門より)		
7	活門慧帆	元禄4 (1691)4・8			
8	玉印泰定	享保21(1736)5・7(元文1)			
9	活門通禪	宝暦4 (1754)3・11	(宝暦7瑞雲庵開山、富士川町誌より)	心岳寺(461)14世、瑞雲庵(廃)開山	
10	道一子胤	安永4 (1775)10・18	(世寿83歳、山西洞門より)	東祥寺開山、上陽寺	
11	鐵立大壽	明和3 (1766)4・20		西福寺開山、正圓寺(京都14)3世、龍門寺(福井69)10世、龍泉寺(同71)独住5世、無量寺(同77)開山	217a 219a
12	印宗道宝	天明2 (1782)10・10	(世寿79歳、同上)		217b
13	道楣月敲	寛政8 (1796)8・27			217c

14	佛心関傳	天明6 (1786)6・1			
15	亀外太鏡	文化14(1817)3・18	(世寿67歳、同上)	東祥寺8世	219b
16	密巖心宗	天保15(1844)9・24	(世寿67歳、同上)	福泉寺13世	219c
17	安國太穩	弘化4 (1847)8・10			219d
18	祖山太宗	慶応3 (1867)3・17		抱明院2世	
19	祖外寛宗	明治2 (1869)5・18	(世寿64歳、同上)	慈林寺(219)2世、福泉寺14世	
20	路山太愚	明治28(1895)10・17	嘉永4・3・7綸旨拝戴、(世寿73歳、同上)	延命寺(208)23世、慈林寺(219)法地開山、福泉寺15世、江岸寺15世	219c
21	無外太禪	大正2 (1913)8・21	中興 [小泉]	慈林寺(219)4世	219d
22	密外太仙	大正6 (1917)3・29	[伊達]	慈林寺(219)5世、松雲寺16世、永泉寺開山	219e
23	嶺南亮雲	昭和39(1964)2・4	[宮崎]	玉泉寺(168)30世、慈林寺(219)8世、普応寺27世、水泉寺法地開山	219g
24	法雲彌天	平成1 (1989)3・26	重興 [篠田]		926f
25	(祥山)天秀	現住	[篠田]	水泉寺4世	926g

16教区	あんこくざん	ていしんじ	〒	421-3213
215番	安谷山	貞心寺	住 所	静岡市清水区蒲原中606
			住 職	坂本泰俊
開 山 年	慶長5(1600)頃?			草創年
本 尊	釈迦牟尼佛			
開 基	昭空院殿華嚴祐心大姉(沼津城関係の水野家娘)			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—成安寺(186) (旧)大本山總持寺—大洞院(1303)—洞慶院(34)—長光寺(61)—成安寺(186)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開山	林庵逸道	元和8 (1623)2・13		成安寺(186)4世、福壽寺(196)開基	506e
2	嶺室 雪			成安寺(186)5世、養雲寺(198)開山	506f
3	法山 説			成安寺(186)6世、(延命寺(191)開山)	506g
4	學州 道			成安寺(186)7世	506h
5	骨州 鐵				
6	學峰 道				
7	月岑 海				
8	義宜 聞				
9	海鷗 穀				
10	石峰 龍				
11	義寛 瑞				
12	得岩 悟			成安寺(186)20世	
13	祥鳳 瑞			成安寺(186)17世?	
14	浩尖 宗				
15	實道 参				
16	蓬洲 仙			成安寺(186)24世	

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

17	大運 光				
18	大樹 香				
19	敲月 乗				
20	大賢 嶽				
21	佛海 門			清源院9世	409g
22	大宣 龍		[安谷]		409c
23	便岳量宣	大正13(1924)3・25	[安谷]	白泉寺開山	409d
24	白雲量衡	昭和48(1973)3・28	[安谷]		409e
25	哲翁泰賢	平成6(1994)11・12	中興、明治37・10・10宮城県志太郡古川町出身、秋田県東伝寺佐藤哲道弟子(大正5・3・15)、同法嗣(大正13・3・15)、昭和9・3・12住職 [坂本]		174g
26	大機功成	平成8(1996)4・11	重興、昭和4・5・13岐阜県恵那市長国寺三男、同寺小島徳成弟子、25世法嗣 [坂本]		174f
27	大濫泰俊	現住	26世弟子、平成10・11・15晋山式、平成8-10庫裡・檀信徒会館等建立・諸堂整備、平成18・8・7貞心観音供養塔建立・貞心苑整備 [坂本]		

16教区	しょうほんざん	じりんじ	〒	421-3306
219番	松本山	慈林寺	住 所	富士市中之郷3653-2
			住 職	杉山喜禪
開 山 年	天正10(1582)		草創年	
本 尊	釋迦牟尼佛 (焼失前、阿弥陀如来)			
開 基	(法地開基)高德院泰覚崇道居士(昭和19(1944)2・2没)			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—大洞院(1303)—洞松寺(岡山28)—石雲院(607)—林叟院(388)—心岳寺(461)—新豊院(214) (旧)大本山總持寺—大洞院(1303)—洞松寺(岡山28)—石雲院(607)—林叟院(388)—心岳寺(461)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開創開山	太意孝舜			心岳寺(461)5世、(松寿寺(469)開山)、慈光院開山、圓通院開山、光正寺(廢)開山?	409e
法地開山	路山太愚	明治28(1895)8・28		新豊院(214)20世、延命寺(208)23世、福泉寺15世、江岸寺15世	219c
2	祖外寛宗	明治2(1869)5・18		新豊院(214)19世、福泉寺14世	
3	普山太賢	文久2(1862)3・18		重林寺(201)19世、松岳寺(211)33世、潮音寺14世	219b
4	無外太禪	大正2(1913)8・21	[小泉]	新豊院(214)21世	219d
5	密外太仙	大正6(1917)3・29	[伊達]	新豊院(214)22世、松雲寺16世、永泉寺開山	219e
6	有外禪隆	昭和20(1945)4・23	[斎賀]	松雲寺17世	219e
7	一法貫禪	昭和40(1965)4・17	群馬県で示寂 [水野]		

8	嶺南亮雲	昭和39(1964)2・4	[宮崎]	新豊院(214)23世、玉泉寺(168)30世、普応寺27世、水泉寺法地開山	219g
9	宗鳳祖奕	昭和20(1945)2・28	[伊東]	立安寺(197)6世、松岳寺(211)35世	
10	禅覚嶺堂	昭和49(1974)1・9	中興、円通寺より転住、昭和40全山焼失、昭和41全山再築 [杉山]	円通寺(222)5世	219f
11	曹覚喜禅	現住	長崎県出身、長崎長泉寺24世弟子(10歳)、昭和49住職、昭和62・5・31晋山式 [杉山]	円通寺(222)11世	

16教区	そうたくざん	ほうしゃくじ	〒	421-3115
220番	倉沢山	宝積寺	住 所	静岡市清水区由比西倉沢332
			住 職	金田隆義
開山年	不詳、(寛永初期(1624-)、駿河村誌より)			草創年
本尊	釋迦牟尼佛 (旧、延命地藏菩薩)			
開基				
旧名称				
旧所在地				
本寺	大本山永平寺(直末)			
寺史等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
(開基)	(常翁)		(創建(寛永初期)、駿河村誌より)		
(前住)	(倫和)		(寛保2再興して開山を請ず、同上)		
開山	承天則地	延享1 (1744)6・14	勅賜大清撫國禅師	大本山永平寺39世、最乗寺(神奈川374)輪住260世(享保6)、龍穩寺(埼玉299)31世、泉岳寺(東京)10世、廣岳院(同)6世	868d 1023g
2	義晃雄輝	元文5 (1740)9・2	勅賜圓満覺性禅師	大本山永平寺41世、寶泉寺(神奈川)14世、泉岳寺(東京)13世、正山寺(同)6世、大中寺(栃木45)27世	338d 1023a
3	圓月江寂	宝暦3 (1753)11・20	勅賜大智慧光禅師	大本山永平寺42世、最乗寺(神奈川374)輪住284世(延享2)、龍穩寺(埼玉299)37世、總泉寺(東京)19世	596b 1023b
4	絶岑祖倫	宝暦9 (1759)12・11	中興		
5	燎堂禪晰	寛政1 (1789)6・25		大窓院	226b
6	隨應禪珠	天明2 (1782)7・1			226c
7	證堂不染	天明6 (1786)8・24	世寿66歳		
8	明宗元喝	文政4 (1821)2・8			226e
9	湛底元水	享和2 (1802)7・12			
10	梵宗海音	享和1 (1801)2・28	府中浄元寺で示寂		
11	隨聞玄順	文政9 (1826)6・12	世寿67歳		
12	本鏡大圓	文化13(1830)1・26	世寿71歳		
13	無角金龍	天保14(1843)5・23	中里村長命寺で示寂		
14	錦嶺惠紋	天保13(1842)8・18		当寺16世	438f
15	海天恵山	文久4 (1864)4・27 (元治1)		光泰寺(389)14世、多福寺(409)前住、正福寺、光永寺	438b

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)

16	錦嶺恵紋	天保13(1842)8・18	再住	当寺14世	438f
17	祖鳳関苗	弘化5 (1848)1・29	世寿41歳		
18	越道文明	明治18(1885)12・8			99e
19	徳巖道隣	明治42(1909)6・1	松雲寺で示寂、世寿68歳	松雲寺15世	99f
20	弘屋寛洲	大正8 (1919)12・27	世寿78歳 [杉田]		99g
21	弘道泰洲	昭和30(1955)10・20	20世実子 [杉田]		99h
22	義岳泰道	平成1 (1989)3・18	21世実子、世寿75歳 [杉田]		99d
23	泰雲昌道	東堂	22世実子、昭和49・10本堂再建 [杉田]		99e
24	慧倫博洲	東堂	昭和57・4東京都新宿田中寺へ転住 [秦]		
25	紹興攸天	昭和57(1982)11・14	昭和57・4山形県龍雲院より転住、世寿52歳 [高橋]	龍雲院(山形546)19世	
26	大安隆義	現住	山形県慶伝寺より転住 [金田]	養福寺(新潟277)33世、慶伝寺(山形731)22世	578g

16教区	じょうがんざん	そうせいじ	〒	421-3306
221番	浄巖山	宗清寺	住 所	富士市中之郷3762
			住 職	大嶽正孝
開 山 年	慶長2(1597)		草創年	
本 尊	虚空蔵菩薩			
開 基	浄巖守清和尚			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—大洞院(静岡1303)—洞慶院(34)—永明寺(189)—保寿寺(188)—安養寺(205)			
寺 史 等	『宗清寺史』(1991)			

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開山	大嶽宗伯	承応2 (1653)3	招請、七社権現社(宇多利神社)再建・別当寺となる	安養寺4世、曾我寺(210)中興初祖	505e
2	傑山大英	延宝1 (1673)10			505f
3	鶴岩英俊	延宝3 (1675)5			505g
4	黙印單傳	宝永2 (1705)4			505b
5	天山智外	享保12(1727)1			505c
6	呉嶽文鏡	正徳6 (1716)1			505d
7	寧堂珉項	享保1 (1716)3 (正徳6)			505e
8	久峰見了	元文2 (1737)5			505f
9	密定快禪	寛保1 (1741)6			505g
10	北岩隆道	延享1 (1744)6			505b
11	大淵龍眠	寛保3 (1743)11			505c
12	星峰仙宿	明和6 (1769)2		大悟庵(200)10世	370a
13	雄堂伯英	宝暦3 (1753)10			
14	大如海宗	天明7 (1787)1	富士市岩本永源寺へ転住	永源寺(206)18世	
15	東海恵日	明和8 (1771)12			
16	護中大忍	宝暦12(1762)9			
17	富山道水	寛政6 (1794)4			370b
18	聯宗周芳	享和2 (1802)7			370c

19	壽山専長	文化10(1813)8			
20	實成大慶	文政10(1827)7			
21	慈山収鳳	天保12(1841)9			
22	道察観光	嘉永3 (1850)2			370d
23	一閑察了	嘉永5 (1852)8	「李中指南記」編纂		370e
24	泰道了順	明治20(1887)2	嘉永7大地震で諸堂潰滅		370b
25	徳苗豊禅	明治33(1900)2	明治24本堂再建 [大嶽]		370c
26	大亮賢宗	昭和45(1970)10	明治33・4入山、明治39・10本堂再建、大正8江湖会厳修、昭和21・11閑居、世寿94歳 [大嶽]		370d
27	賢龍正教	平成17(2005)2・6	昭和21・10入山、昭和21・10総持寺布教師、昭和40・3会館落慶、昭和48・10本堂落慶、平成3・10退院、世寿99歳 [大嶽]	洞源寺(500)8世	370f
28	富嶽正孝	現住	平成3・10晋山 [大嶽]		370g

16教区	せいこくざん	えんつうじ	干	421-3304
222番	清國山	円通寺	住 所	富士市木島488
			住 職	杉山喜禅
開 山 年	天正8(1580)		草創年	
本 尊	千手観音			
開 基	蘭室薫首座、(法地開基)菊室素文大姉			
旧 名 称				
旧所在地				
本 寺	大本山總持寺—最乗寺(神奈川374)—最勝院(298)—広厳院(山梨111)—龍華院(山梨151)—先照寺(202)—永源寺(206)			
寺 史 等				

世 代	尊 名	示寂年月日	経歴等	歴住寺	大系譜
開山	富岩了銀			永源寺(206)4世	
開基	蘭室 薫		開山弟子		
法地開山	雄章菊英	明治44(1911)9・6	勸請、2世の本師	永源寺(206)32世	
(2)	快翁慧心	明治17(1884)11・15	(位牌あり)	仏音寺(愛知188)7世、東光寺(愛知370)5世	235c
2	物外泰心	昭和6 (1931)11・5	法地昇等	永源寺(206)33世、仏音寺(愛知188)8世	
3					
4					
5	禅覚嶺堂	昭和49(1974)1・9	[杉山]	慈林寺(219)10世	219f
6	柏禅秀明	昭和62(1987)8・4	一代住職、退任し千葉へ移る [小川]		757f
7	大忍佳則	平成1 (1989)6・19	[斎賀]	松雲寺18世	219g
8					
9	佳嶽長禅	平成4 (1992)11・29	松雲寺へ転住、以後兼務	松雲寺	
10	義宣	東堂	[野田]	松雲寺、白泉寺	
11	曹覚喜禅	現住	[杉山]	慈林寺(219)11世	

明治期以降曹洞宗人物誌（四）

川口 高 風

はじめに

本稿は「愛知学院大学教養部紀要」第五十八巻第三号（平成二十三年二月）に所収の拙稿「明治期以降曹洞宗人物誌（三）」の続編で、「あ」項の続きである。全項の人物誌が完成した時は『近・現代曹洞宗人名辞典』と題して刊行する予定で、一日も早い完成をめざし精進している。

凡 例

「見出し項目」

- 一、収録人物は明治期以降の顕著な業績を残した人物で、その出典は「明教新誌」「宗報」「曹洞宗報」を中心に各種雑誌や著作などから採取した。
- 二、見出しの人名は当時用いた旧漢字とした。事歴の本文は新字体を用いたが、旧字体を使用したものもある。
- 三、見出しの項目はかな見出しを太字で示し、次に漢字を掲げ

明治期以降曹洞宗人物誌（四）

四、かな見出し項目は姓と名の間にダッシュを挿入して読みやすくした。

「見出し項目の配列」

- 一、五十音順に配列した。
- 二、同音同字の漢字項目は時代順（没年順）に配列した。
- 三、同音異字の漢字項目は第一字目の画数の少ないものからの順とした。また、第一字目が同画数の時は第二字以降の画数の少ないものから配列した。

「本文の記述とその順序」

- 一、本文の記述は敬語、敬称の使用を避けた。
- 二、収録にあたっては歴住地、号、字、生年月日、父母、誕生地、受業師、本師、学歴、僧堂安居歴、宗門役職歴、社会的職歴、著作類、示寂（没）年月日、行年、参考文献の順とした。不明な場合は記していない。
- 三、本文は基本的に、編者が直接、歴住地へ問い合わせを行った返書にもとづいて執筆した。それ以外に参考とした文献は末尾に掲げた。
- 四、伝記中の元号の一番最初（初出）に西暦を入れた。ただし、伝記中の生没年には西暦を入れない。
- 五、寺院の所在地は、平成の大合併による新市町村名への変更を行っていないが、変更したものもある。
- 六、歴住地は歴住の順序通りでないものもあり、何世か不明な場合は記していない。

あらいーきいち 荒井帰一

ー昭和三年(一九二八)

小千谷市長楽寺二十一世、新潟市法音寺二十四世。号は萬法。新潟県高田に生まれる。本師は、碩慧鉄文。曹洞宗宗会公選議員を務め、大正十年(一九二二)には北野元峰を迎えて授戒会を開いている。体格は太めであつたため、雲洞庵の新井石禪と二人を「大あらい」「小あらい」と呼んだ。昭和三年十二月十六日に六十四歳で示寂した。

あらいーせぎぜん 新井石禪

元治元年(一八六四)ー昭和二年(一九

二七)

總持寺独住五世、南足柄市最乗寺独住八世、埼玉県北葛飾郡善徳寺、春日部市浄春院二十九世、新潟県中蒲原郡大栄寺二十八世、新潟県南魚沼郡雲洞庵四十四世、名古屋市護国院九世。号は穆英。元治元年十二月十九日に福島県伊達郡梁川町の石井家に生まれる。受業師、本師は新井如禪。明治十三年(一八八〇)三月に埼玉県北葛飾郡

の善徳寺に首先住職し、ついで十三年十月に同郡の浄春院に転住する。十五年三月に駒込曹洞宗専門本校を卒業し、十五年四月に總持寺へ安居し、畔上樸仙に参随する。

十七年に埼玉県曹洞宗専門支校の教師、二十年に同校教師取締と支校教師を兼任する。翌二十一年には新井如禪が總持寺後堂に就任したので随侍する。二十二年三月に曹洞宗大学林学監兼教授、二十五年十月新潟県中蒲原郡横越村大栄寺に住職し、永平寺出張所詰を務める。二十八年新潟県曹洞宗教導取締並に第二十中学林監理、二十三年に宗務局詰、三十四年に制度調査委員、新潟県南魚沼郡上田村雲洞庵に転住する。三十五年一月に永平寺副監院、宗務院教学部長、人事部長を務め、四十一年八月には満州、朝鮮、台湾を巡察する。四十四年に森田悟由の随行長を務め、大正四年(一九一五)には名古屋市の護国院に転住した。翌五年には神奈川県の最乗寺へ昇住し、六年に總持寺再建部総裁となり、八年には管長代理として満州を巡察し、九年三月には總持寺西堂に就く。同年十二月二十三日に

總持寺貫首となり、十年六月にはハワイ及びアメリカに巡察し、九月二十八日にハーディング大統領と会見した。『新井石禪師全集』十二巻、『三根坐禪說略解』『曹洞宗義大綱』『禪学入門』『禪学大意』『解脱と人生』などを著わしており、昭和二年十二月七日に六十四歳で示寂した。(洞上高僧月旦)『現代仏教家人名辞典』『曹洞宗名鑑』『曹洞宗現勢要覧』

あらいーせきりゅう 新井石龍

明治二十二年(一八八九)ー昭和五十九年(一九八四)

新潟県南魚沼郡雲洞庵四十五世、埼玉県北葛飾郡九品寺、北海道常呂郡留辺蘂町大泉寺。号は無著。明治二十二年九月二十九日に新潟県中蒲原郡村松町の小島重太郎の二男に生まれる。受業師、本師は新井石禪。明治三十六年(一九〇三)雲洞庵専門僧堂に入門し、四十四年に新潟県立新潟中学校を卒業。大正三年(一九一四)金沢第四高等学校を卒業、六年には京都帝国大学哲学科を卒業する。昭和十四年(一九三九)、

県仏教各宗代表中支派遣皇軍慰問団長として中支戦線巡錫、十七年には満鉄会社より招聘されて渡満し全満鉄道職員に講演行脚。国民精神総動員県実行委員理事、県支部翼賛参与、産業報国会顧問、軍事保護院講師、文部省勤労者教育中央会講師、新潟県公安委員、司法委員、家事調停委員、新潟県社会教育委員などを務める。昭和三年より十九年までと二十六年より五十四年まで月刊寺報「雲洞」を発行。四年に雲洞庵専門僧堂認可禅林を設置。永平寺副監院、特選議員、師家、九年より永平寺貫首、總持寺貫首の随行長、十六年四月には永平寺臨時監院、説戒師、二十二年に特選議員を務める。昭和五十九年二月十六日に示寂した。『曹洞宗現勢要覧』『雲洞庵の石龍禅師さま』

あらおーだいけい 荒尾大慶

弘化四年（一八四七）ー明治二十五年（一八九二）

岡山県阿哲郡観音寺十九世、鳥取県西伯郡住雲寺。号は春山。弘化四年四月八日に鳥

取県の荒尾成緒の三男に生まれる。幼名は成慶。荒尾家は代々鳥取藩（池田家）の家老職にあり、同藩米子城主として明治維新になり、家臣の犯した事件のため一切の家財を無くした。それにより成慶は大慶と名を替え出家したといわれる。明治十二年（一八七九）十二月には寺観を修理して莊嚴を備え、開山三百回忌を修行している。明治二十五年五月二十三日に示寂した。

あらかわーそうたん 荒川宗湛

大正八年（一九一九）ー平成四年（一九九二）

名古屋瑞泉寺三十四世、静岡県田方郡瑞林寺、小田原市宗久寺兼務住職。号は萬安。大正八年四月十八日に名古屋市緑区鳴海町相原郷の荒川時右衛門と母たまの五男に生まれる。受業師、本師は浅井大仙。渡辺玄宗、孤峰智璨、岩本勝俊らに参随。昭和八年（一九三三）に愛知中学校に編入し、十二年三月に卒業する。翌四月より駒澤大学専門部仏教科へ入学し、十五年三月に卒業した。同年夏、浅井大仙のもとで立

身し、十六年四月より十八年七月まで總持寺に安居する。十七年十月九日に大仙の室に入って嗣法し、二十三年十一月八日に瑞林寺へ首先住職した。二十五年九月に最乗寺の専門僧堂講師及び役寮に任命され、二十七年四月に同僧堂副監事、三十八年七月に単頭、九月には曹洞宗准師家となつて、雲水修行僧の指導を行った。三十三年五月二日には宗久寺を兼務住職し、四十五年五月二十七日に瑞泉寺の副住職となり、五十二年八月二十四日に瑞泉寺三十四世の法燈を継いだ。五十三年四月には供出した後、無かった梵鐘を鑄造し本堂や庫裡の整備など、寺門の発展的経営や参禅会指導を行った。語録に『萬安語録』がある。平成四年八月二十三日に七十四歳で示寂した。（『鳴海瑞泉寺史』『萬安語録』ー宗湛老師語録――）

あらきーぎてん 荒木磯天

文久二年（一八六二）ー昭和二十二年（一九四七）

栃木県芳賀郡芳全寺二十五世、栃木県下都

賀郡総徳寺二十七世、栃木県芳賀郡蓮城院十四世。号は東海。文久二年十一月十日に茨城県水戸市に生まれる。俗姓を伊澤と称したが、後に荒木と改姓した。受業師は荒木佛心、本師は佛仙栄宗。原坦山にも参随している。明治二十五年（一八九二）三月、曹洞宗大学林全科を卒業、二十二年四月には栃木県曹洞宗専門支校教師、二十三年五月、福井県若越聯合曹洞宗学林長、二十四年九月、千葉・茨城・栃木三県聯合中学林学監、二十九年より四十年まで曹洞宗宗会議員、昭和二年（一九二七）七月より曹洞宗宗会特選議員などを務める。『仙術』『禅学心性実験録』などを著わしており、昭和二十二年三月三日に八十六歳で示寂した。（『曹洞宗名鑑』）

あらきーしょうじゅん 荒木尚淳

安政二年（一八五五）ー昭和六年（一九三一）

京都府天田郡瑞光寺十五世、兵庫県水上郡法性寺十四世、兵庫県水上郡青蓮寺七世。号は尚淳、字は義堂。安政二年八月十五日

に兵庫県水上郡市島町北奥の高松伊右エ門の三男に生まれる。後に荒木と改姓。受業師、本師は黙音大應。明治十一年（一八七八）冬より八年間、兵庫県水上郡の円通寺僧堂に安居する。その間に首座となり、日置黙仙より印可証明を得、隨身した。青蓮寺の内仏の釈尊像や自分の座棺も作ったといわれている。昭和六年七月二十六日に七十七歳で示寂した。（『青蓮寺由緒記』）

あらさわーしゅうみょう 荒澤秀苗

ー昭和十三年（一九三八）

秋田県由利郡正眼寺三十五世、本莊市長谷寺十一世、秋田県由利郡龍門寺三十八世。号は益峰。正眼寺在住三十六年で、大正六年（一九一七）に長谷寺へ転住し、その後龍門寺へ昇住した。昭和十三年十二月十日に龍門寺隠寮において八十九歳で示寂した。

あらたにーしょうけん 荒谷性顕

ー大正九年（一九二〇）

名古屋市祇園寺十一世。号は密嶽。三河の

刈谷に生まれる。本師は鉄堂禪棟。明治期末に名古屋の八事近辺で愛知育児院を開き孤児の養育に献身した。大正九年九月十八日に示寂している。（『現代仏教家人名辞典』）

ありがーりゅうかい 有賀龍海

明治十七年（一八八四）ー昭和二十八年（一九五三）

甲府市慶長院十三世、甲府市興国寺十八世、甲府市慶音院二十三世。号は登雲。明治十七年一月二十四日に山梨県西山梨郡甲運村横根の有賀理作の三男に生まれる。受業師は若林巨龍、本師は天崎定山。吉永耕雲、霖玉仙、森口恵徹らに参随する。三十九年（一九〇六）二月に曹洞宗認可僧堂初等科、四十三年に中等科、四十五年一月に高等科を卒業する。なお、四十三年に単身で渡満し、布教視察を行って救霊会を主幹した。大正六年（一九一七）四月に山梨県第一曹洞宗務所布教部委員同布教師嘱託、十年六月に山梨県第一曹洞宗務所布教部委員長、十三年六月山梨県第一曹洞宗務所

長、十四年六月山梨県改制曹洞宗大宗務所長に特任され、改制宗務所主任所長として合同の専任事務を完成する。十五年十月に二祖大禪師六百五十回大遠忌寄附勸募監督を依嘱され、昭和二年（一九二七）四月曹洞宗教育興隆会勸募監督、四年十二月宗務所長に任命される。十三年二月にも山梨県第一曹洞宗務所長に就き、昭和二十八年五月二十九日に六十九歳で示寂した。

ありきーかんざん 有木環山

明治三十年（一八九七）ー昭和五十年（一九七五）

福山市昌源寺十一世。号は環山、字は密溪。戸籍では明治三十年五月九日生まれとあるが、実際は二十九年二月九日誕生であった。受業師、本師は有木密英。岡田大豊に参随した。大正四年（一九一五）に広島県立誠之館中学校を卒業、さらに広島師範学校を卒業する。明治四十三年三月より昭和二年九月まで広島県尾道市天寧寺認可僧堂に安居する。昭和二十八年（一九五三）八月より瑞応寺専門僧堂講師として十二年間勤務し、三十七年三月より四十年十月まで広島県曹洞宗宗務所副所長に任ぜられる。その他、広島県沼隈郡西村国民学校長、広島県沼隈郡柳津国民学校長、広島県沼隈郡柳津中学校長、広島県社会教育委員、広島県松永市社会教育委員、広島県沼隈郡本郷村助役、広島県沼隈郡本郷村長、広島県松永市本郷保育所長、広島県松永市仏教連合会会長、広島県福山市文化財保護委員、福山城博物館運営委員や瑞応寺専門僧堂准師家、後堂などを務めた。『本郷町誌』など地方史、曹洞宗学に関する著作がある。昭和五十年十二月二十四日に八十歳で示寂した。

ありさわーこうあん 有澤香菴

ー大正五年（一九一六）

大阪市顕孝庵十七世。号は香菴、字は梅萼。鴻池善右衛門が檀頭であったため、その賛同を得て、明治二十年（一八八七）春、大坂に英学を主として、和漢学は仏教書を教科書とする協立学校を創設した。宗門革弊の志により有志会の一人としても活躍した。大正五年十月九日示寂。（『洞上高僧月旦』）

ありさわーしんけん 有澤深見

文政十二年（二八二九）ー明治三十八年（一九〇五）

安芸市閑慶院復立二世。号は道機、字は善應。文政十二年に生まれる。文久二年（一八六二）三月に永平寺へ出世。明治維新の廃仏毀釈により廃寺となったため、檀徒の岩崎家（三菱創業）との絆を強めて、永平寺の環溪密雲を復立開山に勧請して伽藍の復興や檀信徒の教化などに努めた。明治三十八年二月十日に七十七歳で示寂した。

ありたーかんりゅう 在田寛龍

ー明治三十二年（一八九九）

宮城県遠田郡皎善寺十九世、宮城県遠田郡瀧澤寺。号は玄翁。本師は在田寛宗。小牛田町出身のジャーナリスト千葉亀雄氏が幼少の頃、同寺の寺子屋で漢字を学んでいる。弘教書院刊の縮冊版大藏経を購求し、講社を結んで毎月説教を行った。明治二十

九年（一八九六）旧八月二十八日の道元禪師報恩式にあたり、故有栖川、北白川両宮殿下の御追福とともに征清討台戦死病歿者及び三陸海嘯震災水害横死者のために施食会を行っており、明治三十二年旧十一月十日に五十一歳で示寂した。

ありたーげんりゅう 在田彦龍

文政八年（一八二五）ー明治四十三年

（二九一〇）

岡山県川上郡桂岩寺十九世、井原市永祥寺独住十五世、井原市徳聖寺四世、井原市正本寺二十三世、池田市大広寺、甲府市大泉寺、東京都鳳生寺三十七世、南足柄市最乗寺独住六世。号は道興。文政八年四月八日に名古屋の在田某（尾張藩士）の次男に生まれる。受業師は性国端道。本師は来禅。天保十年（一八三九）夏に春日井郡松河戸村の観音寺仙巖の初会に入衆し、十一年二月より十五年二月まで但馬国出石町の見性寺靈鳳に随侍、同年三月より弘化三年三月まで丹波国水上郡竹田村の石像寺の宗桓に参随、同年三月から嘉永三年三月まで備前

国岡山景福寺の佛海に参随、弘化二年の冬に備中川上郡下原村の桂岩寺来禅の再会で首座を務め、翌年二月二十二日に来禅の室に入って嗣法する。嘉永元年（一八四八）正月十五日に備中後月郡西江村の徳聖寺に住職、四年備中国川上郡下原村の桂岩寺へ転住、文久二年四月後月郡西江原村の永祥寺に転住、明治元年には西京出役を命ぜられ、旃崖奕堂を補佐する。三年には如意庵住職として本山事務運営に務める。十一年

二月には總持寺東京出張所監院、十七年八月には總持寺顧問となる。これより先の七年五月攝津国池田町の大廣寺に転住、十七年六月に大泉寺へ、二十年四月に鳳生寺へ転住し、三十八年には最乗寺六世に就いた。嘉永三年の三衣事件以来、總持寺の出世を命ぜられ東奔西走して一生を總持寺のために尽し、明治四十三年三月三十一日に八十六歳で示寂した。（『潤』二十五哲）『洞上高僧月旦』『通俗仏教新聞』第八一〇号『大雄山誌』）

ありたーだいしゅう 有田大宗

明治二十六年（一八九三）ー平成三年

（二九九一）

小樽市龍徳寺六世、今治市天祐寺、香林寺、龍沢寺。号は祖庭。明治二十六年七月一日に広島県三郡八幡村に生まれる。本師は近藤愚童。大正七年（一九一八）曹洞宗大学を卒業する。八年愛媛県天祐寺住職、昭和五年（一九三〇）香林寺住職、龍沢寺住職、二十三年龍徳寺住職に就く。満州安山站駐在布教師、青年指導布教師、工場布教師、鉄道布教師、軍人布教師、両大本山布教師、特派布教師、二十六年に准師家、龍徳寺専門僧堂堂長、宗会議員、愛媛県仏教会理事、社会教育委員、方面委員、軍人遺家族相談部係員、司法保護委員、県協力会議員、少年保護司、物価監視委員などを務め、平成三年十一月二十八日に九十九歳で示寂した。

ありたーによさん 在田如山

安政六年（一八五九）ー昭和七年（一九

三二）

高岡市歛盛寺十五世、高岡市繁久寺二十五世。号は泰道、仙寿。安政六年十二月三十日に石川県羽咋郡高濱町の若狭資平の二男に生まれる。幼名を栄太郎という。受業

師、本師は在田雲峯。慶応四年（一八六八）冬、在田雲峯の初会に入衆し、明治十

一年高岡市廣乾寺の吉田仙洲初会で立職した。十二年二月に在田雲峯の室に入つて嗣

法し、十三年東京駒込曹洞宗専門本校に入

学、十六年十二月に学期未満にして全科卒業する。十八年五月には總持寺に瑞世し、

二十一年四月には富山県射水郡二塚村の歛盛寺住職、二十七年十二月に同郡下関村繁

久寺へ転住する。二十九年八月には曹洞宗第十九中学林監理兼教授に、三十四年七月

には曹洞宗宗会議員に当選し、同年十二月には宗務院教学部主事に任命される。三十

二年六月には第九師団軍人布教師、三十七年には従軍布教師に任命され、日露戦役に

従軍した。四十一年には第十三師団軍人布教師、四十五年六月に再び宗会議員に当

選、免囚保護事業を起して富山県曹洞宗承済会を設立し会長となる。昭和七年十二月

十七日に示寂した。（『現代仏教家人名辞典』『曹洞宗名鑑』）

ありたーほうしゅう 有田法宗

安政元年（一八五四）―大正三年（一九

一四）

小樽市龍徳寺四世、熊本市大慈寺特選住職。号は得髓。安政元年十一月六日に佐渡

国雑太郡相川大工町の有田善吉の二男に生まれる。受業師、本師は甲斐湖舟。新潟県

の万能寺、函館の高龍寺に安居、江戸梅檀林ならびに曹洞宗専門本校で学ぶ。明治四

十三年（一九一〇）四月に永平寺副監院に任命され、四十五年一月には大慈寺に特選

住職した。大正の初めより曹洞宗宗務庁の人事部長、財務部長に就任したが、財務部

長在職中の大正三年五月四日に六十一歳で示寂した。（『龍徳寺の栞』）

ありながーけいどう 有永慶道

文政九年（一八二六）―明治十九年（一八八六）

新居浜市瑞応寺二十二世、広島県御調郡長

福寺十五世、広島県豊田郡吉祥寺十七世、広島県豊田郡長福寺八世、広島県豊田郡阿

弥陀寺十七世、尾道市天寧寺二十一世。号は大機。文政九年三月十五日に広島県尾道

市向東町に生まれる。受業師、本師は喜山元慶。加賀大乘寺の鉄籃無底に随侍し、そ

の後、萬慶益豊、曹沢巨海、成道大能、国泰得翁らに参随した。明治九年（一八七

六）十月九日に瑞応寺へ晋住、十六年六月には天寧寺に晋住、掛搭僧に提撕してい

た。明治十九年一月二十日に六十一歳で示寂した。（『瑞応寺誌』）

ありまーじつじょう 有馬実成

昭和十一年（一九三六）―平成十二年（二〇〇〇）

徳山市原江寺二十六世。号は真海。昭和十一年三月七日に生まれる。本師は有馬堅

龍。昭和三十三年（一九五八）駒澤大学仏教学部仏教学科を卒業。四十七年から市民

文化ボランティア団体「禅の文化をきく会」事務局長、五十年から「在日朝鮮人・

韓国人被災者を考える会」事務局長、五十

四年から「曹洞宗東南アジア難民救済会議」(JSRC)企画実行委員長、五十六年からJSRCを改組した「曹洞宗ボランティア会」(平成四年から曹洞宗国際ボランティア会ⅡSVA)の事務局長、平成八年(一九九六)から同会専務理事、十年から「NGOネットワーク山口」代表世話人にそれぞれ就任した。また、SVAを改組した「社団法人シャンティ国際ボランティア会」専務理事、「NGO活動推進センター」理事長なども務め、平成十二年九月十八日に六十四歳で示寂した。(中外日報)平成十二年九月二十一日号)

ありまーほうせん 有馬蓬仙

ー明治十六年(一八八三)

いわき市長源寺二十四世。号は鶴翁。明治七年(一八七四)二月十九日に教導職の訓導に任命されており、十四年六月には「長源寺什物簿」を記して退隠した。明治十六年十二月二十九日に示寂している。

あわやーどうりゅう 栗谷童立

明治十四年(一八八一)ー昭和十年(一九三五)

北海道松山郡正覚院二十一世、滋賀県伊香郡喜見庵十四世。号は勇禅。明治十四年二月十二日に福井県三方郡耳村佐柿に生まれる。受業師は栗谷貫簡、本師は桐畑徳峻。明治二十七年(一八九四)九月より、三十五年八月まで滋賀県伊香郡洞寿院の桐畑徳峻の会下、三十六年八月より三十八年七月まで永建寺認可僧堂に安居する。四十一年八月樺太布教師に任ぜられ、四十四年十二月には西樺太教育会地方委員兼会報編纂員を務める。大正元年(一九一二)には一寺を創建して同慶寺と公称する。七年北海道曹洞宗道会議員に当選、十年再選される。六年六月には両本山巡回布教師を拝命し北海道を巡回する。昭和十年二月二十八日に示寂した。(『曹洞宗名鑑』正覚院蔵「履歴書」)

あんどーいくぜん 安藤育禪

明治二年(一八六九)ー昭和二十年(一九四五)

九四五)

長岡市長興寺二十八世、見附市善久寺十九世。号は天界。明治二年に新潟県長岡市に生まれる。本師は洞外梅仙。明治三十一年(二八九八)十一月二十一日より二十三日まで赤痢病罹災死亡者のため新井石禅を請聘して追悼大法会を営んでいる。両本山布教師や地方布教部布教師を務め、駒澤大学教授や新潟県宗務所所長にも就いた。長興寺の中興常恒会を開闢している。昭和二十三年三月三日に七十八歳で示寂した。(『現代仏教家人名辞典』)

あんどーかくどう 安藤覚堂

ー昭和四十二年(一九六七)

厚木市広徳寺十六世。号は天心。政界においては安藤覚として代議士に五回当選し、衆議院日韓条約特別委員長、同外務委員長、自治、厚生各政務次官などを歴任している。昭和四十二年十一月二十七日に六十九歳で示寂した。

あんどうーせんめい 安藤鮮明

ー昭和九年（一九三四）

和泉市蔭涼寺二十五世、池田市無二寺十七世、藤井寺市清円寺二十五世。号は智光。

愛知県春日井市如意申新田に生まれる。本師は青木徹成。曹洞大学林を卒業し、両本山布教師、昭和二年（一九二七）には宗議会特選議員を務めている。昭和九年六月六日に五十五歳で示寂した。〔宗教時報〕第九十八号）

あんどうーどうかい 安藤道契

明治七年（一八七四）ー大正四年（一九一五）

一五）

春日井市薬師堂（香林寺）三世。号は実参。明治七年十一月十五日に愛知県丹羽郡岩倉町の大島伊左衛門の三女に生まれる。

十三歳の時、岡崎市外円通庵の俊道に投じて出家し、龍海院の近藤疎賢について得度した。後に薬師堂二世安藤大賢に嗣法。明治二十年（一八九一）四月、京都養林庵の水野常倫に随侍し、三十六年に同志と相謀って尼僧学林を創設し、自坊の薬師堂を

仮校舎とした。四十二年十一月には名古屋

市北区の柳原に新校舎を建立したが、昭和二十年五月十四日の戦災で焼失した。尼学林（曹洞宗関西尼僧学林、愛知専門尼僧堂の前身）開闢の功労者の一人で、大正四年八月四日に四十二歳で示寂した。〔曹洞宗尼僧史〕

あんどうーぶんえい 安藤文英

明治十六年（一八八三）ー昭和三十三年

（一九五八）

静岡県周智郡大洞院独住八世、静岡県周智郡崇信寺四十四世、静岡県引佐郡隣海院、静岡県引佐郡延命寺十四世、千葉市東禅寺

二十五世。号は哲山。明治十六年七月十五日に尾張国熱田の安藤又八の二男に生まれる。受業師、本師は織田禅英。秋野孝道に参随した。明治四十三年（一九一〇）に曹洞宗大学全科を卒業、四年間内地留学生となり宗学研究を行う。大正三年（一九一四）より可睡斎で参禅学道し、十年より曹洞宗第一中学林教頭、十五年より校長となった。曹洞宗教教育審議委員、總持寺随行

長、特派布教師、師家、昭和十九年（一九

四四）より總持寺監院を務めた。宗制新制審議会参与、行持軌範編纂会参与、駒澤大学教授、高祖大師大遠忌奉讃社会教化運動本部講師、總持寺顧問、神奈川県仏教会顧問、財団法人總持学園理事長などにも就いた。神保如天とともに『正法眼蔵註解全書』、『禅学辞典』を編纂した。『永平大清規通解』、『修証義通解』なども著わしている。昭和三十三年四月十三日に七十六歳で示寂した。〔現代仏教家人名辞典』『曹洞宗名鑑』『曹洞宗現勢要覧』『禅学大辞典』『跳龍』第三二四号）

あんどうーぶんえい 安藤文英

（一九八八）

大正十年（一九二一）ー昭和六十三年

（一九八八）

長岡市長興寺三十世、栃尾市大栄寺十六世。号は大透。大正十年一月三日に新潟県栃尾市西中野侯に生まれる。本師は安藤透禅。台湾総督府新竹師範学校演習科を卒業。昭和二十二年に新潟県大栄寺住職、新潟県第一宗務所長、台湾国民学校訓導、県

内小中学校教諭、日本書芸美術院審査員、全国珠算連盟珠算検定委員、全国商工会珠算検定委員、長野県書道驥山館審査員などを務めた。昭和六十三年九月二十八日に六十八歳で示寂した。

あんどーぶんゆう 安藤文雄

明治三十二年(一八九九)ー昭和五十三年(一九七八)

横浜市徳翁寺三十三世。号は百川。明治三十二年十月三十日に愛知県東加茂郡旭村に生まれる。本師は松本全藏。駒澤大学を卒業し、長祿寺専門僧堂講師、管内布教師、曹洞宗布教師、軍人布教師、教区長などの宗内職を務めた。その他に白河町青年会講師、函館市連合男子女子青年団講師、函館市火防婦人会講師、司法保護委員、戸塚区司法保護常務委員、司法保護常務委員、県仏教会常務理事、横浜市戸塚民生安定所庶務係長などの宗外職も務めている。昭和五十三年一月十三日に七十八歳で示寂した。

あんのーせつどう 阿武雪童

明治三十二年(一八八九)ー昭和四十七年(一九七二)

萩市亨徳寺二十二世、山口県阿武郡東雲寺二十五世、萩市蔵海軒八世。号は耕雲。明治二十二年一月十一日に山口県阿武郡福栄村福井に生まれる。受業師は山田文勇、本師は岸田雪城。高田道見、岸月潭に参随した。大正八年(一九一九)山口県内布教師、昭和五年(一九三〇)に本山布教師、鉄道共敬会講師、その後、教区長や山口県方面常務委員、萩市北古萩民生委員、山口県社会教育委員、山口県救護委員、山口県少年教護委員なども務め布教師として活躍する。昭和四十七年一月二十一日に示寂した。

『梁高僧伝』にみられる火葬の一考察

武 藤 明 範

序 論

今、日本の葬儀の形態が、大きく変わりつつある。既に都市部では、この十年の間に、近親者だけで遺体を直接火葬場へ運んで弔う「直葬」とか、会葬者を呼ばないで家族だけで弔う「家族葬」とか、特定の宗教によらない「自由葬」と呼ばれる、簡素なスタイルの葬儀形態が急速に普及している。

碑文谷創氏によれば、直葬は、二〇〇〇年以降に都市部で急速に発展しており、東京では二〇%から三〇%、全国平均でも一〇%程度が想定されるという。また葬儀の平均会葬者は、一九九〇年頃までは二八〇人程度であったが、二〇〇五年には一三二人まで大幅に減少しているという。日本人が行う葬儀のうち長い間、仏式の葬儀が九五%前後を推移してきた。しかし、二〇〇七年の日本消費者協会の調査で、八九・五%と初めて九割を切り、自由葬は三・四%になったという。

『梁高僧伝』にみられる火葬の一考察

このような現象に合致してか、島田裕巳氏が出版した『葬式は、要らない』(二〇一〇年一月、幻冬舎)⁽²⁾が、三十万部を超すベストセラーになった。『本書』は、日本人の死生観や葬儀形態の変遷を考察しながら、「葬式無用論」を説く内容である。

『産経新聞』が大ベストセラーになった理由を、編集を担当した幻冬舎の志儀保博氏と、著者の島田氏に取材している。二〇一〇年一〇月一九日付けの『産経新聞』の電子版によれば、志儀氏は次のように述べている。

(本書は) 定年を迎え、自分の親や、自分自身の死を考える余裕が出てきた団塊世代が、主な読者層になっていると感⁽³⁾じる。

とある。続いて島田氏は、「葬式はめんどくさい」「うつとおいしい」と、多くの人が感じているだろう思いを書いた。予想を超える多くの人から賛同の反響が届いている。田舎から都会に出てきた団塊世代は、しがらみを捨て、無縁を求めてきたようなものである。家族制度や親戚付き合いなどが、とくに崩壊しているのに、それらの再認識を強いられる「葬式」がうつとおしく思えるのではないか。⁽⁴⁾

とある。島田氏の著書は、時宜を得たテーマだけに反響は大きかったようである。

筆者は、「葬式仏教」や「坊主丸儲け」と批判されることが多い葬儀を司る僧侶が、大切な人を失った遺族の喪失感や、悲しみ⁽⁵⁾

に寄り添うことなく、檀家制度に胡座をかいた、形骸化した葬儀を続けられ、近い将来、日本から仏教は消滅すると考えている。しかし、葬儀の形態が時代や社会の動きによって変化しても、現在日本人の約九九%の遺体が火葬によって弔われているが、この方法は変わらないと思われる。

本論攷では、日本の仏教に大きな影響を与えた中国では、どのような葬送が行われていたかを究明することにした。具体的には、現存する中国最古の僧伝である、慧皎（四九七―五五四）の『梁高僧伝』を用いて、高僧の臨終ないし葬送の様子を考察し、当時の高僧の葬送観を明らかにしたい。

「梁高僧伝序」によれば、『梁高僧伝』は、後漢の永平十年（六七）から梁の天監十八年（五一九）に至る高僧の伝記を、訳経・義解などから成る十篇として収め、伝記を載せる本伝の僧は二五七名であり、名前を載せる付見の僧は二百余名とある。

『梁高僧伝』にみられる高僧の臨終時の様子や葬送の様子については、先学の優れた研究成果があり、多くの教授を受けている。⁽⁸⁾筆者は、先学の研究に基づいて、『梁高僧伝』全十篇にみられる高僧の行実を検討した結果、従来最も多くの高僧の葬送を指摘している田中純男氏の二九人よりも多い、四十人近くの臨終時や葬送に関する行実を確認することができた。⁽¹⁰⁾

本論では、これら全ての臨終や葬送を取り上げて考察するのは、紙幅の都合上難しいので、筆者が調べてみて手応えのあった火葬に限定して、そこにみられる背景や意義について検討する。

具体的には、仏教発祥の地であるインドや釈尊当時の仏教教団では、どのような葬送が実施されていたかを明らかにしたい。続いて、『梁高僧伝』に記す外国僧や中国僧の火葬の様子や実施された背景について、『大智度論』や『法顕伝』などを基にして、そこに説く火葬の背景や意義を明らかにしたい。

本 論 『梁高僧伝』にみられる火葬

第一節 釈尊当時の仏教教団における葬送

『梁高僧伝』は、高僧の行実を明らかにすることを目的として編纂されたため、僧侶の最期は「卒」や「命終」と記すことが多く、「葬」や「荼毘」などと表記するのは少ない。このため高僧が、どのような形で弔われたかを知るのは難しい。しかし、限られた記述から葬送の形態を大別すると、「火葬」「土葬」「風葬」の三種に区分することができ、中には葬送を行った後に、「碑」や「寺」などを建立する場合もある。また、高僧の臨終または入滅時の様子に注目すると、高僧が長い間、坐禅や懺法を修行実践した影響からか、高僧は自らの死を予見することや、指を曲げて自らが到達した修行の境地を表現することや、身体から特別な香りを出すことや、蟬の抜け殻のように亡くなったという記述が散見する。伝記では、これらの事例を個々に記すものもあれば、一つの伝記中に二・三の要素を含むものもある。本論では、火葬を行った僧の事例を考察するが、その前に、釈尊当時の仏教教団における葬送の仕方について考察する。

先学の研究によれば、仏教発祥の地インドでは古来より、「火葬」「土葬」「風葬」「水葬」など様々な葬送が行われていた。『リグ・ヴェーダ』以来、インドではバラモンを中心に火葬が行われていた。しかし、釈尊当時には、一般的に人々の間では、遺体を墓や道端に遺棄して、犬や鳥獣に食わせる一種の「風葬」のような弔い方を行うことが多かったようである。松濤誠達氏らが指摘するように、現存する仏教文献のうち、最初期に編纂された『経集』では遺体が腐敗する様子を説いている箇所や、『長老偈経』と『長老尼偈経』には、出家者が遺体を観察して、貪欲を滅する不浄観を実践したという記述がある。

このうち『経集』の「勝利経」には、墓地に遺棄された遺体が腐敗して、鳥獣に啄まれる様子を説いたものとして、次のような詩句がある。

またその人が死んでしまい、
膨れあがって、青黒くなり、
墓場に棄てられて横たわっている時は、
親族はこれを顧みない。

犬やジャッカルや狼やウジ虫が、これを喰らい、
鳥や鷹やその他の生き物が、これを啄む。⁽¹⁴⁾

とあって、風葬された遺体は、食物連鎖の一環として野生動物の餌になっていたことが分かる。

『長部經典』の「波梨経」には、ジャイナ教徒であったコーラカッティヤの遺体を墓地に風葬したとある。コーラカッティヤの

『梁高僧伝』にみられる火葬の一考察

生活態度は、犬と同じで、四足で歩き回り、食物は地面から直接口で食べていた。これを見たある仏弟子は、彼こそ阿羅漢であると内心賛嘆した。しかし、それを察した釈尊は、コーラカッティヤの将来を予見して、次のように語って聞かせた。彼は、七日後に腹が張って亡くなるが、その時に、カーランジャという阿修羅の中で最下位の境地を得る。釈尊の予見通り、七日後に亡くなったコーラカッティヤの遺体は、墓所のビীラナ叢中に捨てられたとある。

『長老偈経』と『長老尼偈経』は、原始仏教教団の比丘や比丘尼が、折に触れて詠じた宗教的な詩を編纂したものであるが、両経には、当時どのような環境で、不浄観を実践していたか推察できる記述がある。

例えば、『長老偈経』の第六偈⁽¹⁶⁾には、死屍を遺棄する寒林に赴いた修行者は、たった一人で満足し、精神を集中して、身の毛もよだつこともなく、身体に関する想いを護り、決意が固いとある。『長老偈経』の第十八偈⁽¹⁷⁾には、ベーサカラー森には、釈尊の後継ぎの一人であつた修行者が、不浄の想いの一つである「骨の想い」を実践していたとある。『長老偈経』の第三百十五偈から第三百十九偈⁽¹⁸⁾には、ラージャダッタ比丘は、死屍が遺棄されている場所に行き、婦人の遺体が群がった虫に蝕まれていたのを見て、欲情を感じて、その場所を立ち去ったと述懐している。『長老偈経』の第八百五十四偈⁽¹⁹⁾には、十二頭陀を説くなかで、バツディヤ比丘は遺体がある場所に留まり、托鉢の鉢に入れられる物

に満足して、執着を離れ、念想したとある。『長老尼偈經』の第十九偈には、⁽²⁰⁾ 釈尊がナンダー比丘尼に対して、病に犯されて不浄で腐敗した身体を觀て、身体は不浄であるとの思いを修めよと説いている。

これらの記述から、当時のインドでは風葬が行われており、仏弟子たちのうち幾人かは、遺体が遺棄された場所に赴いて、不浄觀を実践していたことが分かる。

吉田道興氏らが指摘するように、⁽²¹⁾ 釈尊当時の教団では、出家者の葬送として火葬が行われていた。

例えば、『根本説一切有部毘那耶雜事』には、⁽²²⁾ 比丘に対する葬送の由来と火葬を説いている。それによれば、ある長者の息子が出家し病死した。当初、仏教では出家者が亡くなった時は、遺体と衣鉢は道端に放置していた。しかし、それを見た俗人は親の立場から強く抗議した。釈尊はそれに応じて、遺体を火葬にして供養することと、『無常經』を三度唱誦し、「偈」を説くことを示した。

『大般涅槃經』には、⁽²³⁾ 釈尊は阿難に自らの葬送について、転輪聖王と同じように遺体を布で包み、火葬にした後に仏塔を作ることを命じている。実際、釈尊が亡くなると火葬の準備をマッラ族が行い、彼らが薪に点火を試みるが火は点かず、摩訶迦葉の礼拝によって発火し、遺骨を分配して仏塔を建立したとある。

『本生經』の「サラバンガ・ジャータカ」には、⁽²⁴⁾ 目連の葬送の時に、栴男香で火葬堆を作り、荼毘に付した。釈尊は、目連の側

に立つて遺骸を埋葬した。また火葬場の周囲一由旬の間には、花の雨が降り、天と人とは互いに入り交じって、七日間の供養が続いた。釈尊は、目連の骨を集めさせて、竹林精舎の門樓に舍利廟を作らせたとある。

時代は下がるが、七世紀後半のインド仏教の実状を記した義淨(六三五―七一三)の『南海寄帰内法伝』には、中国仏教の葬送と比較して、インドで行われている火葬に言及す箇所がある。

しかれども、仏教に依るに苾芻の亡者、決死を觀知せば、当日に昇^{かつ}ぎて焼処に向かい、尋^ひいですなわち火をもつてこれを焚^やく。これを焼く時にあたりては、親友咸^{みな}萃^{あつ}りて一辺にありて坐す。あるいは草を結んで座(坐)となし、あるいは土を聚めて台を作り、あるいは甗^{せん}石^{せき}を置きてもつて坐物に充て、一能者をして『無常經』を誦せしむること半紙一紙にして、疲久せしむることなし。その『經』は、別に録して附せり。しかる後に各々無常を念じて、住処に還歸し、寺外の池内にて衣を連ねて並び浴す。その池なき処は、井に就いて身を洗う。みな故衣^{ふるころも}を用いて、新服を損せず。別に乾けるを着けて、しかして後に房に歸る。地は牛糞をもつて淨く塗る。余事、並びにみな故のごとし。衣服の儀は、かつて片別なし。あるいはその設利羅^{せつりら}を取めて、亡人のために塔を作ることあり。名づけて俱擲^{くちく}となす。形は、小塔のごときも上に輪蓋なし。しかも塔に凡聖の別あり。「律」の中に広く論ずるがごとし。あに釈父の聖教を捨てて、周公の俗礼を逐^おい、

号^{ごう}咄^{とう}数月、布服三年するを容れんや。かつて聞く、靈裕法師あり、拳^{けん}発^{はつ}をなさず、孝衣を着けず、先亡を追念して、ために福業を修せり。京洛の諸師もまたこの轍に遵う者あり。ある人以^{おも}えらく。「孝に非ず」と。寧^{いず}くんぞ知らんや、更に律旨^あに符^あうことを⁽²⁵⁾。

永井政之氏が指摘するよう⁽²⁶⁾に、義浄は中国で行われている仏教の葬送には、喪服の規定や喪に服する期間を設けるなど、葬送を丁重に行う儒教の葬送が色濃く影響しているから、仏教徒は、仏教本来の立場から葬送を行うことを主張している。しかし、ここで注目すべき点は、仏滅から千年以上経たインドでは、火葬の風習が続いており、縁者が集まって誦経し、収骨して小塔を建立していた。しかも塔には、悟りを得ていない「凡僧」と、悟りを得た「聖僧」との区別があったことである。

以上、釈尊当時の仏教教団の葬送を『パーリ仏典』を中心に考察したが、整理すると次の①～③となる。

①インドでは火葬が行われており、仏弟子たちのうち幾人かは、遺棄された遺体の前で不浄観を実践した。

②仏教教団では最初、風葬を実施していたが、途中から火葬を行うようになり、以後、その風習は七世紀まで続いた。

③目連や釈尊といった教団の最高幹部は、火葬後に収骨して造塔したようである。しかし時代が経つと、出家者の間でも造塔が一般的になったようであるが、塔には凡僧と聖僧の区別があった。

『梁高僧伝』にみられる火葬の一考察

第二節 『梁高僧伝』にみられる外国僧の火葬

前節の記述から、中国でも出家者は火葬を行っていたと予測される。しかし、『梁高僧伝』によれば、火葬を行ったのは十二人と少ない。

先学が指摘するよう⁽²⁷⁾に、古代より中国では「土葬」が主流であり、『梁高僧伝』が収録する漢魏六朝時代の仏教界にも、火葬は中国風ではないという意識が強かったと思われる。

田中純男氏によれば⁽²⁸⁾、僧伝で火葬の記事が増えるのは、唐（六一八―九〇七）から五代（九〇七―九六〇）にかけての高僧を筆録した『宋高僧伝』であるという。この時代は僧侶に限らず、一般の人々の間にも火葬が増えていったようで、宮崎市定氏の言葉を借りれば、「唐末五代にかけて火葬の流行を見たので、宋初に至っては従来の律を再認識して、火葬禁止の勅を出さなければならなかった」ようである。

そもそも「葬」という漢字は、『大漢和辞典』に⁽²⁹⁾、「𡇗と死」との合字。死人を一、つまり敷物・台に載せ、𡇗中に置く意を表わす。故に、ほうむる意。古くは、死人を物に載せて原野に行き、草中に置いて厚く草薪をもつてこれを蔽った」とあるように、「葬る」の意である。

周末秦漢時代の「礼」に関する諸説を集めた『礼記』の檀弓には、

国子高いわく。「葬は蔵^{おさ}むるなり。蔵は人の見るを得ざらん

ことを欲するなり。この故に衣はもつて身を飾るに足り、棺は衣を周らし、椁は棺を周らし、土は椁を周らす⁽³⁰⁾。

国子高（生没年未詳）が言うように、古来より中国では、遺体を墓穴の中に隠して、見えなくする土葬が基本であった。

『梁高僧伝』に記載される火葬を行った十二人の内訳は、次の通りである。外国出身の僧は、求那跋摩（三七七―四三二）・鳩摩羅什（三四四―四一三・三五〇―四〇九）・法朗（生没年未詳）の三人であり、中国僧は、智嚴（生没年未詳）・法琳（生没年未詳）・道汪（？―四六五）・僧生（生没年未詳）・賢護（？―四〇一）・訶羅竭（？―二九八）・朱士行（？―二六〇―？）・普恒（四〇一―四七九）の八人であり、出身地不明の僧は竺道嵩（生没年未詳）の一人である。

『菩薩善戒經』などの律典の訳出に関わった、カシミール出身の求那跋摩の葬送について、『梁高僧伝』は次のように記している。

その年九月二十八日、中食未だ畢わらざるに、先に起ちて閣に還る。その弟子、後に至れば奄然として已に終わる。春秋六十有五。未だ終わらざるに、遺文偈頌三十六行を造り、自ら因縁を説きていわく。「已に二果を証せり」と。手に自ら封緘し、弟子阿沙羅に付していわく。「我が終わりし後、この文をもつて還りて天竺の僧に示すべし。またこの境の僧にも示すべし」と。既に終わるの後、すなわち繩床に扶坐するに、顔貌異ならずして入定せるごときに似たり。道俗で赴く

者千有余人、ならびに香氣の芬烈なるを聞く。（中略）すなわち南林（寺）の戒壇前において、外国の法によりてこれを闍毘す。四部鱗集して積を成し、これに香油を灌ぎもつて遺陰を焼く。五色の焰起こりて氛氲空に麗なる。この時、天景澄朗にして道俗哀歎す。すなわちその処において、白塔を起立す⁽³¹⁾。

中食の途中に部屋に戻った求那跋摩は遺偈を作り、小乗仏教の聖者が目指す四果のうち二果を得たといひ、坐禪をした姿で亡くなったという。その後、体からは香氣を発し、建康（江蘇省南京）の南林寺の戒壇の前で火葬を行い、白塔を建立したとある。

船山徹氏が指摘するように、『梁高僧伝』を始めとする僧伝には、臨終時に体から香氣を発した記述が多いが、これは本人が凡夫ではなく聖者であることや、仏や菩薩が冥界から到来したことを象徴的に示すものであり、求那跋摩の場合もその意味であったと考えられる。周知のように、戒壇は出家者が正式な僧尼になるとき、具足戒を受ける壇である。先学によれば、南林寺の戒壇は、中国仏教史上最初の戒壇であった可能性が高く、律典に精通した求那跋摩は、堂外に設けた戒壇の前で火葬を行っている。

また具足戒には、「非時食戒」があり、出家者が食事できるのは日の出から正午までであり、その時間帯を「食」といい、正午以降翌朝の日の出までの時間帯を「非時」といい、その間は、固形物を口しない決まりがある。このため中食を途中で止めた求那跋摩が入滅した時間は、正午頃ではなかったかと推測できる。し

か吉川忠夫氏⁽³⁶⁾が、『梁高僧伝』や『神仙伝』などの史伝類には僧侶や道士が、太陽が正中する正午に「入滅」や「仙去」したという記述が随所にあり、中国では、宗教者が正午に逝去するのは特別な意味があったと指摘している。従って、『梁高僧伝』に、高僧が正午頃に入滅したとある記述を、史実と考えるのは早計であらう。

新疆ウイグル自治区のクチャ出身の鳩摩羅什は、多数の経論を翻訳したことでも有名である。彼は、長安（陝西省西安市）で臨終を迎える際に、自らの翻訳の正しさについて、次のように述べている。

もし伝えるところにして謬なくば、まさに身を焚くの後、舌をして焦爛せざらしむべし。⁽³⁷⁾

翻訳に誤りがなければ、火葬後も舌が焼けることはないと言った。伝記では続いて、

偽秦の弘始十一年八月二十日に長安に卒す。（中略）すなわち逍遙園において外国の法により、火をもつて屍を焚く。薪減し形碎くるも、ただ舌のみ灰せず。⁽³⁸⁾

本節の冒頭でも述べたが、中国では火葬は少数派であった。先の求那跋摩にも「外国の法によりて」とあったように、鳩摩羅什もその風習に倣って火葬をしたが、舌だけは残ったとある。諏訪義純氏が指摘するように、⁽³⁹⁾「舌不焼」は鳩摩羅什が訳出した『大智度論』に、⁽⁴⁰⁾『阿弥陀経』と『大品般若経』を誦したある比丘が、臨終に際し弟子に「自らは誦経の功德によって、火葬にされた際

は、仏の来迎と舌が残るであらう」と告げ、その通りになったという話に由来するものである。諏訪氏によれば、⁽⁴¹⁾鳩摩羅什の舌不焼のエピソードは、その後の『唐高僧伝』や『弘贊法華伝』などの史伝類に大きな影響を与え、舌不焼は高僧が嘘を述べなかった象徴や、熱心に誦経した象徴とされ、更には、残った舌を塔などに安置して祀る信仰が史伝類に散見する。

鳩摩羅什と少し趣を異にするが、『梁高僧伝』には次の引用文のように、事数や法数を用いた『数論』に精通した僧嵩（生没年未詳）は、晩年になって釈尊の入滅に関して「法身常住説」を批判したため、臨終時に舌が爛れたとある。

時に中興寺にまた僧慶・慧定・僧嵩あり。（中略）（僧）嵩もまた兼ねて『数論』を明らむ。末年、僻執していわく。「仏はまさに常住なるべからず」と。臨終の日、舌本まず爛る。⁽⁴²⁾

また『梁高僧伝』と細部の相違はあるが、吉蔵（五四九―六二三）の『中観論疏』には、僧嵩が異端を主張したため舌が爛れたとある。

次に、彭城の（僧）嵩法師いわく。双林滅度はこれ実説なり。常楽我浄はすわち権説なりと。故に『大品』を信ずるも、しかれども涅槃を非とせり。これあらまし上座部の義に同じ。後に病を得て、舌は口中に爛れ、よつてこの迷を改む。⁽⁴³⁾

異端を主張した僧嵩は舌が爛れたため、改心したとある。

『梁高僧伝』の僧淵伝には、⁽⁴⁴⁾僧嵩から『成実論』や『阿毘曇』

を学んだ僧淵（四一四―四八二）の舌の様子を記していない。しかし、僧祐（四四五―五一八）の『出三藏記集』によれば、僧淵は師の僧嵩と同じように、釈尊の入滅を批判したために舌が爛れたという。

彭城の僧淵のごときに至りては、涅槃を誹謗し、舌根鎖爛せり。⁽⁴⁵⁾

これらの記述から、僧嵩や僧淵の葬送の仕方は不明である。しかし、舌不焼の話がある『梁高僧伝』に、舌が爛れた話があるのは興味深い。筆者は、人々の心の苦しみを救うために「対機説法」を重視した釈尊の立場から、今一度、インドや中国などに伝わる資料から、仏教における舌の意義を考察するのは、大変意義深いと考える。

新疆ウイグル自治区のトルファン出身の法朗は、北魏の破仏（四四六―四五〇）を避けるため、同自治区のクチャに赴いて亡くなったが、火葬の際に不思議な現象が起こったとある。

魏虜の仏法を毀滅するに至り、（法）朗、西のかた亀茲に適く。（中略）後、亀茲に終う。屍を焚くの日、両眉より泉を湧かし、直に天に上がる。衆、希有を歎じ、骨を収めて塔を起す。⁽⁴⁷⁾

火葬時に、法朗の遺体は両眉から泉が湧き、人々は驚き骨を収めて塔を建てたという。

以上、求那跋摩・鳩摩羅什・法朗の外国僧の火葬を考察したが、整理すると次の①～④となる。

① 求那跋摩伝に「外国の法により」と記すように、中国では火葬は珍しい方法であった。しかし、逆の見方をすれば、

② 外国僧の出身地である、カシミールや新疆ウイグル自治区では、少なくとも出家者は火葬を行うのが一般的であったといえる。

③ 鳩摩羅什と法朗は、火葬時に舌不焼や泉を出すという不思議な現象を起こした。これは、彼らが優れた能力の持ち主であったことを示すための、伝記の脚色であるとも考えられる。また舌不焼とは意味が違うが、異端説を主張したために舌が爛れた高僧もいた。

④ 求那跋摩と法朗の遺骨は、第一節でみた目連のように、収骨されて塔に安置されていた。

第三節 『梁高僧伝』にみられる中国僧と出身地不明の僧の火葬

本節では、中国僧で火葬を行った智嚴など八人と、出身地不明の竺道嵩の一人から成る九人の火葬の様子を検討する。

『梁高僧伝』には、智嚴が入滅したガンダーラ地方では、悟りを得ていない「凡僧」と悟りを得た「聖僧」は、火葬の場所を別にする風習があったという。

ここにおいて歩帰して闍賓に至る。疾なくして化す。時に七十八なり。かの国の法、凡聖の身を焼くに各処あり。（智）嚴、戒操高明なりといえども、しかも実行いまだ弁ぜず。始

め屍を移して、凡僧の墓地に向かうに、屍重くして起たず。改めて聖僧に向えば、すなわち飄然として自ら軽し。(中略) これをもって推すに、(智) 嚴は信(真)にこれ得道の人なり。ただ未だ果向の中間、もしくは深淺を知らざるのみ。⁽⁴⁸⁾

智嚴が生前中に得道したか不明であつたため、遺体を凡僧の場所に移すと、遺体は重くて運べなかつた。次に、聖僧の場所に向かうと軽々と運ぶことができ、智嚴が聖僧であつたと判明した。しかし、智嚴が得た悟りの深淺は不明であつたという。

智嚴の話と類似するが、同時代に活躍した法顕(三三九?―四二〇?)の『法顕伝』には、スリランカの摩訶毘訶羅精舎でも、出家者が悟りを得たか否かによって、葬送が異なっていたとを記している。

城の南のかた七里に、一つの精舎あり。摩訶毘訶羅と名づく。三千の僧の住するあり。一の高徳の沙門あり。戒行清潔、国人はみな羅漢なりと疑う。臨終の時に王来たりて省視し、法によりて僧を集めて問う。「比丘は得道せりや」と。すなわち実をもって答えていわく。「これは羅漢なり」と。既にして終わる。王は、すなわち経律を按じて羅漢の法をもって、これを精舎の東四・五里に葬る。よき大薪を積み、縦広三丈余なるべし。高もまたこれ近し。上に旃檀・沈水・諸香木を著ける。四辺に階を作り、上には淨好の白氎^{はくじょう}を持ちて、蒙積の上を周巾し、大輦床を作る。これ間々輜車に

『梁高僧伝』にみられる火葬の一考察

似たり。但し竜魚なきのみ。闍維^{じやうい}の時にあたり、王および国人四衆はみな集まりて華香を供養す。輿に従つて墓所に至り、王自ら華香を供養す。供養し訖^{おわ}つて、挙げて輿を積上に著け、蘇油^{そゆ}をもつて遍く灌ぎ、しかる後にこれを焼く。火の然^マ(燃)る時、人人は敬心し、各々上服^{じやうふく}および羽儀^{うぎ}、傘蓋^{さんがい}を脱ぎ、遙かに火中に擲^なげ、もつて闍維を助く。闍維^{じやうい}已つて収検して骨を取り、すなわちもつて塔を起つ。法顕の至れるは、その生存に及ばずして、ただ葬をみるのみ。⁽⁴⁹⁾

法顕は高僧の存命中には会えなかつたが、火葬には参列したという。高僧は、人々から羅漢であると噂されていたが、臨終時に王に対して、羅漢であつたことを認め、入滅した。王は高僧を羅漢の葬法で、精舎から離れた場所に葬つた。そこに旃檀などを高く積み上げ、王や人々が華香を捧げて供養し、墓所まで輿に載せて行き、火葬を行った。薪に火が点くと人々は崇敬の念をもつて、上衣などを火中に投げて火葬を助けた。火葬が終わると収骨して、直ちに塔を建立したとある。

『梁高僧伝』が記す智嚴が入滅したガンダーラ地方と、『法顕伝』のスリランカとは、距離的に大きくかけ離れているが、四世紀半ばのインド文化圏では、「凡僧」と「聖僧」の葬送を区別する風習があつたことが分かる。これに類似した内容であるが、第一節でみた『南海寄帰内法伝』には、七世紀のインドでは火葬後に建てる塔には、凡僧と聖僧との区別があつた。従つて、少なくとも、四世紀から七世紀のインド文化圏には、凡僧と聖僧では、

葬送ないし塔に区別があったことが分かる。

しかし、ここで問題としたいのは、『梁高僧伝』などは記していないが、凡僧と聖僧の境界線はどこにあるのかということである。船山徹氏によれば、一般論として、「凡僧」は悟りを得ていない一般の僧侶をいい、「聖僧」は悟りを得た僧侶をいい、具体的に「聖僧」は、大乘仏教では十地中の初地以上の境地にある僧をいい、小乗仏教の修行階位では見道以上の境地にある僧をいうと指摘している。更に船山氏によれば、中国仏教史における聖者の認定過程には不明な点が多く、高僧の伝記には、「聖人」「聖僧」などの用語が明確に規定されないまま、単なる僧侶への敬称のように用いている場合があり、注意を要すると指摘している。従って『梁高僧伝』からは、智嚴が得た悟りの境地や凡僧と聖僧の境界線は不明である。しかし、『法顕伝』のスリランカの高僧は、羅漢であると自認したことから、彼は、小乗仏教の聖者が目指す四沙門果の最高位を得ていたことが分かる。

次に、自らを火葬するよう弟子に遺命した、法琳と道汪と僧生と賢護の四人の臨終ないし火葬の様子を検討する。このうち、常に極楽浄土を追慕した法琳は、左の引用文のように、臨終に際して賢聖が現前し、弟子に火葬を遺命すると直ぐに亡くなった。

常に心を安養に祈り、『無量寿』及び『観經』を誦す。すなわち一沙門の形甚だ殊大にして、常に(法)琳の前にあるを見る。斉の建武二年に至り、疾に寝て愈えず。念を西方に注ぎ、礼懺息まず。諸の賢聖みな目前に集うを見、すなわち

弟子に向かつて、その所見を述べ、死後に身を焼くを令し、言い訖り合掌して卒す。すなわち新繁の路口において、木を積みて屍を燔く。烟焰天を衝き、三日にしてすなわち尽く。遺骨を收斂し、すなわちその処において塔を起つ。

合掌したまま入滅した法琳は、新繁(四川省新都)の街道の辻に木を積み上げて火葬にした。煙と炎は天を衝き、三日目によりやうく燃え尽きた。遺骨を集めて、その場所に塔を建立したとある。王景茂(生没年未詳)の帰依を受けて、蜀(四川省)の武擔寺に住した道汪は火葬を遺命したという。

後に王景茂、請うて武擔寺に居り僧主となす。衆を勗はげますことと清謹にして白黒帰依す。宋の泰始元年をもつて所住に卒す。顧命してこれを闡維せしむ。劉思考、ために武擔寺の門の右に起つ。

劉思考(生没年未詳)は、道汪の徳を讃えるために、武擔寺の門の右に塔を建立したとある。

『法華經』の誦經や修禪に励んだ僧生は、臨終時に火葬を遺命したとある。

成都の宋豊等、請うて三賢寺の主となす。『法華』を誦し、禪定を習う。(中略)後、微疾あり。すなわち侍者に語つていわく。「われまさに去らんとす。死後は焼身をなすべし」と。弟子、遺命に依れり。

火葬の様子は不明であるが、僧生は遺命通り弟子によって火葬にされた。

四川省広漢の賢護は、臨終時に口から五色の光を出して寺全体を照らし、遺言によって火葬をしたが、一指だけ燃えなかったの
で、塔の下に埋めたとある。

来りて、広漢の閭興寺に止まる。常に禪定を習うを業となす。また戒行をよくし、纖毫^{せんごう}も犯すことなし。晋の隆安五年をもつて卒す。亡するに臨み、口より五色の光明を出し、寺内を照満す。遺言して身を焼かしむ。弟子これを行う。既に支節⁽⁵⁵⁾すべて尽き、ただ一指のみ燃えず。よつてこれを塔下に埋む。

賢護の一指不焼は、羅什の舌不焼のような理由があったのか、伝記からは読み取ることができない。中国の僧伝類には、臨終の際、僧侶が「手屈く指」などと手の指を何本か曲げたという表記が散見する。船山徹氏が指摘するように、これは僧侶の臨終時の指の折り曲げた具合が、当人が到達した小乗仏教の修行階位である四沙門果を示していると、中国では信じられていたからである。しかし、伝記には、賢護が「指を屈した」と記していないため、初果の体得を暗示しているとは考えられない。

以上、遺命通り火葬を実施した四人の高僧を考察した。このうち法琳と道汪は火葬後に造塔したが、伝記からは『南海寄帰内法伝』のように、中国でも塔に凡僧と聖僧との区別があったかまでは分らない。また火葬後に造塔した賢護は、一指のみ不焼であったため、それを塔の下に埋めたとある。

次に、臨終時または火葬時に、身体から特別な香りを出すこと

『梁高僧伝』にみられる火葬の一考察

や、指を曲げて自らが到達した修行の境地を表現するなど、不思議な現象を起こした訶羅竭・朱士行・普恒の三人の火葬を考察する。

戒律を遵守し、頭陀行を実践した訶羅竭は、西国の慣習に従つて火葬にしたが、遺体は三十年以上経過しても崩れなかったという。

性虚玄にして戒節を守り、拳厝をよくし容色を美しくす。多く頭陀を行じて、独り山野に宿す。(中略)元康八年に至り、端座して従つて化す。弟子、西国の法に従つてこれを闡維す。焚燎火を累^{かさ}ぬるも、しかも屍はなお火中に坐し、永く灰燼せず。すなわち移して石室内に遷す。後、西域の人竺定、字は安世、晋の咸和年その国に往き、親しく自ら屍の儼然として平座するを観視す。已に三十余年なり。(竺)定、後に京に至りて、これを道俗に伝う。⁽⁵⁷⁾

坐禅を組んだまま入滅した訶羅竭は、火葬にしたが灰燼にならなかったのも、遺体は石室内に戻した。三十年以上経過しても、入滅した時と同じ状態であったという。

『般若経』の梵本を求めて、魏の甘露五年(二六〇)に長安を出発して、于闐(ホータン)に至った朱士行は、梵本を弟子に渡して于闐で入滅した。遺体は火葬されたが、呪文を唱えるまで朽ちることはなかったという。

(朱)士行、遂に于闐に終わる。春秋八十、西方の法に依りてこれを闡維す。薪尽き火滅して、屍なおよく全し。衆咸驚

異し、すなわち呪していわく。「もし真に道を得ば、法としてまさに毀敗すべし」と。声に応じて碎散す。よりに骨を斂めて塔を起つ。後、弟子法益、かの国より来りて、親しくこのことを伝う。故に孫綽の『正像論』に「土行形を于闐に散ず」というは、この謂なり。⁽⁵⁸⁾

朱士行は訶羅竭と同様、西方の法に従って火葬したが、薪は燃え尽きたのに遺体は朽ちなかった。人々はこれを怪しんで、「真の得道者であれば遺体は碎かれるだろう」と呪文を唱えたと直ぐに碎け、収骨して造塔したとある。

『梁高僧伝』の記述からは、時代は下がるが、楊街之（生没年未詳）の『洛陽伽藍記』には、五一九年に恵生（生没年未詳）と共に、于闐を訪れた宋雲（生没年未詳）が見た、この地の葬送を次のように記す。

死者は火をもつて焚焼し、骨を収めてこれを葬り、上に浮図^{ふと}を起つ。喪に居る者は、髪を剪^きり面を劈^きいて哀戚をなす。髪長ずること四寸に及べば、すなわち平常に就く。ただ王死せば焼かず。これを棺の中に置きて、遠く野に葬り、廟を立てて祭祀し、時をもってこれと思う。⁽⁵⁹⁾

宋雲らが訪れた六世紀の于闐では、一般の人々は火葬後に、骨を拾って葬り、上に塔を安置した。しかし、国王だけは火葬ではなく、棺に遺体を納めて、遠くの野原に葬り、そこに廟を建てて祀ったとある。従って、朱士行当時の于闐では火葬が一般的に行われていたか不明であるが、六世紀には、火葬は在俗を問わず一

般的に行われていたことが分かる。

坐禪の姿勢で入滅した普恒は、手の三本指を折り曲げたり、火葬時には五色の煙を出したり、身体から特別な香りを出すなどの不思議な現象を起こしたという。

宋の昇明三年に卒す。春秋七十有八なり。未だ亡ぜざるの月日に、忽に親知と別を告げ、竟に威顔なし。時人、これを戲言^{げん}という。まさに終わらんとするの日、微かに病相あり。ただ俗家の一奴これを視るのみ。明旦、平坐して卒す。奴解せず。強いて取りこれを臥せしむるに、屍、意に申びず。衆僧来たり見て、すなわちこれを坐せしむ。手、三指を屈して、その余はみな申ぶ。衆僧試しに取ってこれを俘^ふづれば、また手に従ってすなわち申び、申び已りてまた更に屈す。生時体淨かりしも、死して更に潔白なり。得道の法によりてこれを闡維す。薪籍きわめて然るや、すなわち五色の煙の起るあり。殊香芳馥^{ぼく}たり。⁽⁶⁰⁾

前述のように、中国の僧伝類に散見する、臨終時に僧侶が折り曲げた指の数は、当人が到達した小乗仏教の修行階位を示すと考えられている。従って、普恒が三本指を折り曲げたのは、小乗仏教の修行体系の三果を得たことを象徴する。

以上、臨終時ないし火葬時に不思議な現象を起こした三人の火葬を考察した。このうち訶羅竭と朱士行は、「西国」または「西方」の法に従って火葬が行われ、普恒は「得道者の法」として火葬が行われた。

最後に、出身地不明の竺道嵩の火葬を検討する。『梁高僧伝』には、道嵩の伝記を収録していないが、智猛伝によれば道嵩は、智猛（？―四五三）とともに仏教を学ぶために入竺した僧の一人であった。智猛らが、パキスタン北部のギルギットの波倫国に到着すると、道嵩が亡くなったとある。

遂に鄯鄯・龜茲・于闐の諸国を歴て、備に風化を囑^み、于闐より西南に行くこと二千里、始めて葱嶺に登る。しかして九人は退還す。（智）猛、余の伴とともに進行すること千七百里、波倫国に至りて、同侶の竺道嵩また無常し、まさに闍毘^{にひ}せんと欲す。忽^{にわか}にして屍の所在を失い、（智）猛、悲歎驚異す。⁽⁶¹⁾

道嵩を火葬しようとしたところ、突然遺体の所在が不明になり、智猛は悲歎にくれたとある。伝記からは、遺体消失の理由は分からないが、インド文化圏に属するパキスタンでは、僧侶の火葬が一般的に行われていたと推測できる。

以上、智嚴・法琳・道汪・僧生・賢護・訶羅竭・朱士行・普恒の八人の中国僧と、出身地不明の竺道嵩の一人から成る、九人の火葬を考察したが、整理すると次の①～⑥となる。

① 智嚴が入滅したガンダーラや、『法顕伝』のスリランカの記述から四世紀半ばのインド文化圏では、凡僧と聖僧には火葬の場所を別にするこや、葬送の方法に違いがあったことが分かる。

② 具体的に、前者では聖僧の智嚴が得た悟りの境地は不明だが、後者では、臨終時に高僧が羅漢であると自認し、羅漢の法で

火葬されたことから、スリランカの高僧は四果の最高位を得ていたことが分かる。

③ 自らを火葬するように遺命した法琳・道汪・僧生・賢護の四人は、遺命通り火葬が実施された。

④ このうち火葬後に、塔が関係したのは、法琳・道汪・賢護の三人であった。辻で火葬された法琳や寺で入滅した道汪は、火葬場所か寺に塔が建立された。しかし伝記からは、『南海寄帰内法伝』のように、中国でも塔に凡僧と聖僧との区別があったかは不明であった。賢護は、火葬後に一指のみ不焼であったため、それを塔の下に埋葬した。

⑤ 訶羅竭・朱士行・普恒の三人は、火葬時に遺体が崩れないなどの不思議な現象を起こしていた。伝記では、火葬を行った理由として、訶羅竭と朱士行は、西国または西方の法に従ったとあり、普恒は得道者の法として行ったとあった。また普恒は火葬時に三本指を折り曲げて、小乗仏教の修行体系である三果を得たことを示していた。

⑥ 火葬時になぜ遺体が紛失したか不明であるが、竺道嵩が入滅したパキスタンでは、僧侶の火葬が一般的に行われていたと推測できる。

結 論

以上、本論では、釈尊当時の教団ではどのような葬送が実施されていたかを考察した。続いて、『梁高僧伝』に記載する外国僧

や中国僧の臨終時や火葬の様子や、火葬が実施された背景を中心について考察した。この作業によって確認されたことを整理すれば、次の(a)～(h)となる。

(a) インドでは古来より、様々な葬送が行われていたが、釈尊当時には一般的に、風葬を実施することが多かったようである。

(b) 仏教教団では最初、風葬を実施していたが、途中から火葬を行うようになり、以後、その風習は、七世紀までは続いたことが分かった。

(c) 目連や釈尊といった教団の最高幹部は、火葬後に収骨して造塔されたようである。しかし、時代が経つと、出家者の間でも造塔が一般的になったようであるが、『南海寄帰内法伝』によれば、塔には凡僧と聖僧の区別があった。

(d) 古来より中国では、土葬が主流であったため、『梁高僧伝』によれば、火葬を行った僧は十二人と少なかった。このうち外国僧は三人、中国僧は八人、出身地不明の僧が一人であった。

(e) 前述のように、中国では火葬が少数派であったため、『梁高僧伝』では火葬を述べる時に、次のような言葉を添えていた。例えば、求那跋摩や鳩摩羅什のように「外国の法により」とか、法琳や道汪のように「遺命により」とか、訶羅竭のように「西国の法により」とか、普恒のように、「得道者の法として」とあった。このことから、いくら出家者の葬送といえども、火葬は中国風ではないという意識が当時の仏教界に強かったと思われる。では、火葬はインドだけで行われた特殊な葬送であるかとい

うと、

(f) 求那跋摩や鳩摩羅什や法朗の外国僧の出身地である、カシミールや新疆ウイグル自治区や、智嚴や竺道嵩や朱士行が入滅したガンダーラ地方やギルギットやホータンでは、少なくとも出家者の用い方として一般的に、火葬が行われていた。

(g) 中国仏教には直接関係ないが、『梁高僧伝』が記すガンダーラ地方の葬送と、『法顕伝』のスリランカの葬送と、『南海寄帰内法伝』の火葬後に建てる塔の記述から、少なくとも、四世紀から七世紀のインド文化圏には、凡僧と聖僧では、葬送ないし塔に区別があったことが分かった。

(h) 『梁高僧伝』の普恒伝に「得道者の法として」火葬を行ったとあるように、中国においても凡僧と聖僧の葬送に区別があったことは確認できた。しかし、火葬後に建立された塔に、凡僧と聖僧の区別があったかまでは、伝記からは不明であった。

今回は、紙幅の関係で『梁高僧伝』にみられる火葬を中心に考察したため、土葬や風葬を行った高僧と対比して論じておらず、また当時の葬送の様子を多角的に考察していない。従って、論究しなかった『梁高僧伝』にみられる土葬や風葬については、稿を改めて別の機会に論じる予定である。

注

(一) 碑文谷創『「お葬式」はなぜするの?』(三四頁、講談社、二〇〇九

年七月)、『現代用語の基礎知識』(一〇五三頁、自由国民社、二〇一一年一月)。

(2) 島田裕巳『葬式は、要らない』(幻冬舎、二〇一〇年一月)。

(3) 二〇一〇年十月一日『産経新聞』(<http://sankei.jp/msn.com/life/news/10121/rtd101210360094-nl.htm>二〇一〇年十二月現在による)。

(4) 二〇一〇年十月一日『産経新聞』(<http://sankei.jp/msn.com/life/news/10121/rtd101210360094-nl.htm>二〇一〇年十二月現在による)。

(5) 現代における僧侶のあり方を論じたものに、曹洞宗総合研究センター『僧侶』(曹洞宗総合研究センター、二〇〇八年三月)。高橋卓志『寺よ、変われ』(岩波新書、二〇〇九年五月)などがある。

(6) 松濤弘道『世界の葬送』(一一頁、イカロス出版、二〇〇九年六月)。都市部での火葬率は、実質一〇〇%である。

(7) 『梁高僧伝』巻第十四『大正蔵』五〇・四一八c)。なお、名前を載せる付見の僧は、実際には二四三名である。

(8) 船山徹『聖者観の二系統』(麥谷邦夫『三教交渉論叢』京都大学人文科学研究所、二〇〇五年三月)など多数。

(9) 田中純男氏は、『中国高僧伝にみる葬法—インド仏教僧の葬法—』(『アジア遊学』第三八号、二〇〇二年四月)で、『梁高僧伝』の中で「葬」ないし「火葬」と記すのは、中国僧二人、外国僧七人と指摘されているが、全ての名前を記していない。名前を挙げるのは次の通りである。外国僧の「葬」として、帛梨蜜多羅・仏図澄・竺仏調・涉公の四人、外国僧の「火葬」として、羅什・求那跋摩・法朗の三人、中国僧の「火葬」として智嚴・竺道嵩の二人である。また田中氏は、『中国高僧伝にみる葬法—中国人僧の場合—』(『密教学研究』第三五号、二〇〇三年三月)で、『梁高僧伝』に中国僧の葬法に言及するの

『梁高僧伝』にみられる火葬の一考察

は二〇余人であり、その内訳は「葬」として一人、「殯送」として二人、「火葬」として四人、「捨身」として一人、火葬に類似する「焼身供養」として九人であるという。しかし、「捨身」の慧安と「火葬」の智嚴・訶羅竭・法琳・僧生の四人を除いて、高僧の名前を全て記していない。例えば、「葬」として名前を記すのは、「屍体を露せと遺命」した慧球・智順の二人であり、それ以外の九人は、葬った後に建塔した一人、碑を建立した二人、埋葬した六人といい、「殯送」では、塵勝法師のみであり、「火葬」に類似した「焼身供養」では、僧周と亡身篇所収の八人の焼身供養僧であるという。

(10) 田中純男氏の指摘と重なる部分もあるが、火葬を例に挙げれば、求那跋摩・鳩摩羅什・法朗・智嚴・法琳・道汪・僧生・賢護・訶羅竭・朱士行・普恒・竺道嵩の十二人である。

(11) 当時の禅観実修の様子については、拙稿『梁高僧伝』にみられる禅観実修の動向』(『曹洞宗研究員研究紀要』第三四号、二〇〇四年三月)を参照されたい。

(12) 田中純男『死後の世界』(二一七五頁、東洋書林、二〇〇〇年二月)など。

(13) 松濤誠達『仏教者達はどうして修行した』(三一六〇頁、浄土宗出版室、一九九三年二月)。白石凌海『不浄観の修習と教理的展開』(『豊山教学大会紀要』第二六号、一九九八年十月)など。

(14) 『経集』(『南伝大蔵経』二四・七三)。

(15) 『長部經典』(『南伝大蔵経』八・七一六)。

(16) 『長老偈經』(『南伝大蔵経』二五・二〇九)。

(17) 『長老偈經』(『南伝大蔵経』二五・一一二)。

(18) 『長老偈經』(『南伝大蔵経』二五・一七九・一八〇)。

(19) 『長老偈經』(『南伝大蔵経』二五・二六二・二六三)。

(20) 『長老尼偈經』(『南伝大蔵経』二五・三三七)。

- (21) 吉田道興「仏教における葬祭儀礼の成立とその執行者」(『愛知学院大学教養部紀要』第五六巻第四号、二〇〇九年三月)。田中純男「死後の世界」(二二―三二頁、東洋書林、二〇〇〇年二月)。
- (22) 『根本説一切有部毘那耶雜事』巻第十八(『大正蔵』二四・二八六c―二八七a)。
- (23) 『大般涅槃經』(『南伝大蔵経』七・一二六―一二八・一五三―一六一)。
- (24) 『本生経』(『南伝大蔵経』三六・二七―二八)。
- (25) 『南海寄帰内法伝』巻第二(『大正蔵』五四・二一六b)。
- (26) 永井政之『中国禅宗教団と民衆』(三九八―四〇〇頁、内山書店、二〇〇〇年三月)。
- (27) 道端良秀『仏教と儒教』(九一―八三頁、第三文明社、一九七六年十一月)。宮崎市定『宮崎市定全集』(第十七巻、一九八一―二二頁、岩波書店、一九九三年六月)など。
- (28) 田中純男「僧伝・付法伝等にみるインド仏教僧の葬法」(『アジア遊学』第三八号、二〇〇二年四月)。
- (29) 諸橋轍次『大漢和辞典』(巻第九、八〇三頁、大修館書店、一九六七年八月)。
- (30) 竹内照夫『礼記』(上巻・新釈漢文大系第二七巻、一二六頁、明治書院、一九七二年四月)。
- (31) 『梁高僧伝』巻第三(『大正蔵』五〇・三四一b)。
- (32) 『梁高僧伝』巻第三(『大正蔵』五〇・三四二a―b)の遺偈にも、インドの摩羅婆国で初聖果を得、スリランカの劫波利村で二果を得たと記す。
- (33) 船山徹「異香ということ」(『アジア遊学』第一一〇号、二〇〇八年六月)。
- (34) 横超慧日『中国仏教史の研究』(三一―三三頁、法蔵館、一九七九年十一月)。
- (35) 求那跋摩が、どの律藏を遵守したかは不明であるが、例えば、非時食戒は、『摩訶僧祇律』巻第三(『大正蔵』二二・二四八b)や、『十誦律』巻第六(『大正蔵』二二・四二a)に説く。また彼が訳出した『四分比丘尼羯磨法』(『大正蔵』二二・一〇六a)にも説く。
- (36) 吉川忠夫「日中無影」(吉川忠夫『中国古道教史研究』一七五―二一六頁、同報出版、一九九二年二月)。
- (37) 『梁高僧伝』巻第二(『大正蔵』五〇・三三三a)。
- (38) 『梁高僧伝』巻第二(『大正蔵』五〇・三三三a)。なお、本文中の「偽秦」は、晋朝を正統とし、五胡十六国の諸王朝を非正統とする慧皎の政治的立場からの表記である。
- (39) 諏訪義純『中国南朝仏教史の研究』(三二〇頁、法蔵館、一九九七年五月)。
- (40) 『大智度論』巻第九(『大正蔵』二五・一二七a)。
- (41) 諏訪義純『中国南朝仏教史の研究』(三〇三―三三一頁、法蔵館、一九九七年五月)。
- (42) 『梁高僧伝』巻第七(『大正蔵』五〇・三七三a)。
- (43) 『中観論疏』巻第一末(『大正蔵』四二・一七c)。
- (44) 『梁高僧伝』巻第七(『大正蔵』五〇・三七五a)には、僧嵩と僧淵の師弟関係について、「僧嵩に従いて『成実』『毘曇』を受く」とある。
- (45) 『出三蔵記集』録下巻第五(『大正蔵』五五・四一c)。
- (46) 一例として、『婆藪槃豆法師伝』(『大正蔵』五〇・一九一a)には、世親(四〇〇―四八〇頃)は昔、大乘を誹謗していたが、兄の無著(三九五―四七〇頃)から大乘の教えを聞き、自らの罪業を悔いて舌を切るうとした。しかし、兄からその舌を使って、大乘の布教に励むことを勧められた、とある。

- (47) 『梁高僧伝』巻第十(『大正蔵』五〇・三九二c)。
- (48) 『梁高僧伝』巻第三(『大正蔵』五〇・三三九c)。近年の研究によれば、「罽賓」はガンダーラ地方をいう。
- (49) 『法顕伝』(『大正蔵』五一・八六五b)。
- (50) 吉川忠夫・船山徹『高僧伝(一)』(二六九頁、岩波書店、二〇〇九年八月)。
- (51) 船山徹「聖者観の二系統」(麥谷邦夫『三教交渉論叢』三八三頁、京都大学人文科学研究所、二〇〇五年三月)。
- (52) 『梁高僧伝』巻第十一(『大正蔵』五〇・四〇二a-b)。
- (53) 『梁高僧伝』巻第七(『大正蔵』五〇・三七二a)。
- (54) 『梁高僧伝』巻第十二(『大正蔵』五〇・四〇六c-四〇七a)。
- (55) 『梁高僧伝』巻第十一(『大正蔵』五〇・三九六c)。
- (56) 船山徹「聖者観の二系統」(麥谷邦夫『三教交渉論叢』三九九-四〇〇頁、京都大学人文科学研究所、二〇〇五年三月)。
- (57) 『梁高僧伝』巻第十(『大正蔵』五〇・三六九a)。
- (58) 『梁高僧伝』巻第四(『大正蔵』五〇・三四六c)。文末に孫綽(三二〇-三七七)の『正像論』の文があるが、『本書』は未詳である。
- (59) 『洛陽伽藍記』巻第五(『大正蔵』五一・一〇一九a)。
- (60) 『梁高僧伝』巻第十一(『大正蔵』五〇・三九九b-c)。
- (61) 『梁高僧伝』巻第三(『大正蔵』五〇・三四三b)。

研究業績 (2010年1月～12月)

石川一久

〈著書〉

Synchronic and Diachronic Approaches to the Study of Language (共著) “Multiple Particles and Locative PPs in English Verb-Particle Constructions: Similarity to Negative Concord”	英潮社 フェニックス	2010年 6月	57-70
--	------------	-------------	-------

石川雅健

〈論文〉

Northern Illinois University (NIU) における シューティング事件からみた大学の危機管理	名古屋大学発達心理精神科学教育研究センター心理発達相談室紀要第26巻 (印刷中)	2010年 12月	
---	--	--------------	--

〈学会発表〉

大学における危機管理(2)	日本心理臨床学会第29回大会 (東北大学)	2010年 9月	
---------------	--------------------------	-------------	--

糸井川 修

〈学会発表〉

ペルタ・フォン・ズットナーの『武器を捨てよ!』と『マルタの子供たち』	愛知学院大学語学研究所研究発表会 (愛知学院大学)	2010年 12月	
------------------------------------	------------------------------	--------------	--

上原宏行

〈学会発表〉

X線を用いた強誘電性液晶の圧力下における相転移に関する研究 (共)	2010年日本液晶学会討論会 (九州大学)	2010年 9月6日	
圧力下における強誘電性液晶の自発分極—特徴的な変化と構造の関係— (単)	2010中部・関西誘電体セミナー (中部大学)	2010年 12月25日	

岡島秀隆

〈論文〉

東洋人の美意識—微笑の造形—	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第3号	2010年 2月	1-14
宗教と科学技術—鈴木大拙の思索を手掛かりに—	『愛知学院大学禅研究所紀要』第38号	2010年 3月	113-128

岡田千昭

〈その他〉(翻訳・資料・その他)

講演 本居宣長の全貌探究 平成22年度宣長十講 宣長再発見「寛政期の宣長・御任論」	講演会場：松阪市松阪公民館 共催：鈴屋学会・本居宣長記念館 後援：松阪市教育委員会	2010年 9月18日	90分
---	---	----------------	-----

尾崎孝之

〈論文〉

Trois portraits de Baudelaire selon Sartre, Blanchot et Jouve (単)	Intégrité et transgressions de Pierre Jean Jouve (2)	2010年 6月	185-192
---	--	-------------	---------

〈講演〉

ブランショという文学	愛知大学言語談話会 (愛知大学)	2010年 4月	
------------	---------------------	-------------	--

川口高風

〈著書〉

『新編曹洞宗実践叢書』第一巻「監修」「新編の監修にあたって」	同朋舎メディアプラン	2010年 2月	
『新編曹洞宗実践叢書』第九巻「監修」「新編後記」	同朋舎メディアプラン	2010年 12月	
熱田の寺院と名僧 (単)	『平成22年度熱田区仏教会物故者追弔法要』別冊 熱田区仏教会	2010年 6月	1-18
『修訂曹洞宗の袈裟の知識』(単)	曹洞宗宗務庁出版部	2010年 10月	1-300

〈論文〉

法持寺史雑稿 (単)	『愛知学院大学禅研究所紀要』第38号	2010年 3月	73-92
神応寺蔵の掛絡について (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第3号	2010年 2月	1-9
各地に所蔵する掛絡について (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第1号	2010年 7月	1-8
法持寺歴住法系譜と戦前の伽藍配置図 (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第2号	2010年 10月	1-27
名古屋の寺院について—その歴史的、地理的配置を中心にして— (単)	『名古屋市中区誌』名古屋市中区役所企画経理室	2010年 12月	136-147
〈その他〉(翻訳・資料・その他)			
名古屋の寺院に関する木版資料について(六) (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第4号	2010年 3月	53-75
明治期以降曹洞宗人物誌 (二) (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第1号	2010年 7月	97-110
戦国期より江戸中期の掛絡 (単)	「そうせい」148号	2010年 1月	18-19
道元禅師頃の守持衣と掛絡 (単)	「そうせい」149号	2010年 5月	18-19
水野弥穂子先生を偲んで (単)	「大法輪」第77巻第4号	2010年 4月	32-35

近代の肖像―第411回、第412回―桝崖奕堂 ①②（単）	中外日報	2010年 8月26日、 31日
五条衣の変遷した掛絡について	第24回秋田県曹洞宗青年会弁道会講演 (曹洞宗秋田県宗務所)	2010年 7月2日、 3日
心こそ、心まよわす心―先人の言葉に学ぶ―	第42回名古屋市仏教徒大会講演 (東別院会館ホール)	2010年 10月25日

来住準一

〈論文〉			
Collagenolytic activity in sonic extracts of Tannerella forsythia（共）	Archs Oral Biol., 55.	2010 August	545-549
〈その他〉（翻訳・資料・その他）			
学童期における歯の健康づくり	平成22年度西尾保健所 永久歯う蝕対策 支援研修会・講演 (西尾保健所)	2010年 8月25日	
甘味料とむし歯予防～クイズで学ぶ歯の健康～	平成22年度西尾保健所 むし歯予防推進 研修会（地域ニーズ対応トータルヘルス事 業）・講演 (西尾保健所)	2010年 11月1日	
科学とマジック	愛知学院大学大学祭ミニセミナー (愛知学院大学)	2010年 10月30日	

北村伊都子

〈論文〉			
地域住民における潜在性甲状腺機能異常の頻 度と実態（共）	日本内科学会雑誌第99巻第4号	2010年 4月	686-692
〈学会発表〉			
閉経時期の体脂肪、身体組成についての検討 (共)	第14回日本体力医学会東海地方会学術集会 (名古屋)	2010年 3月	
学生が主体となった禁煙キャンペーンの取組 み（共）	第48回全国大学保健管理研究集会 (千葉)	2010年 10月	
潜在性慢性炎症と中高年者のサルコペニアに 関する縦断的検討（共）	第17回日本未病システム学会学術総会 (沖縄)	2010年 11月	

木村文輝

〈著書〉			
『挑戦する仏教―アジア各国の歴史といま ―』（単編・共著）	法蔵館	2010年 10月	総頁x + 311、執 筆5-19, 305-309
〈論文〉			
静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴 住世代(3)（単）	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第3号	2010年 2月	97-132

静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴史世代(4) (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第4号	2010年 3月	47-96
生命倫理と葬祭仏教 (単)	『日本仏教学会年報』第75号	2010年 8月	395-406
静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴史世代(5) (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第1号	2010年 7月	73-118
静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴史世代(6) (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第2号	2010年 10月	53-87
〈その他〉(翻訳・資料・その他)			
仏教からみるいのちの尊厳	平成21年度第2回曹洞宗静岡県第3宗務所第10教区護持会総会講演 (静岡県森町福王寺)	2010年 3月	
日本人の宗教観	歴史と文化を学ぶ会 (静岡市番町市民活動センター)	2010年 9月	
仏教からみたいのちの尊厳—世間の中の主人公—	平成22年度西田幾多郎哲学講座⑧ (石川県西田幾多郎記念哲学館)	2010年 9月	
インドにおける信仰と救済—『バガヴァッド・ギーター』を中心に—	平成22年度西田幾多郎哲学講座⑨ (石川県西田幾多郎記念哲学館)	2010年 9月	
静岡刑務所教誨師		2010年 1月-12月	

小出龍郎

〈論文〉

Naofen, a novel WD40-repeat protein, mediates spontaneous and tumor necrosis factor-induced apoptosis. (共)	Biochemical and Biophysical Research Commun. vol. 394 (1)	March 2010	153-157
Effects of 1-0-hexyl-2, 3, 5-trimethylhydroquinone on carbon tetrachloride-induced hepatic cirrhosis in rats. (共)	Hepatology Research 2010 (40)	Sep. 2010	566-573
愛知県内の遊園地、公園等の脱タバコ対策に関する調査 (共)	東海学校保健研究 第3号(1)	2010年 9月	37-44

〈学会発表〉

胃間葉系腫瘍23の例臨床的検討 (共)	第275回東海外科学会 (名古屋)	2008年 4月13日	
------------------------	----------------------	----------------	--

河野敏宏

〈論文〉

『三才図会』草木部収録項目の出典について (単著)	『日本語学最前線』和泉書院	2010年 5月	717-734
------------------------------	---------------	-------------	---------

小林秀一

〈論文〉

本学短期大学生の健康とダイエットの実態— ボディイメージの歪みと健康度との関連— (単著)	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第3号	2010年 2月	81-95
---	----------------------	-------------	-------

小村賢二

〈論文〉

伝達関数モデルによる予測	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第1号	2010年 7月	19-31
--------------	----------------------	-------------	-------

近藤勝志

〈論文〉

弱い人々—デフォーの『ジャック大佐』につ いて— (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第3号	2010年 2月	49-60
---------------------------------	----------------------	-------------	-------

佐々木 真

〈論文〉

語学教育への情報コミュニケーション技術 (ICT) の活用：その実践と展望	『愛知学院大学語研紀要』第35巻第1号	2010年 1月	57-81
--	---------------------	-------------	-------

〈学会発表〉

Textual Evolvement in Five English Translations of The Tale of Genji	The 37th international Systemic Functional Congress, University of British Columbia, Vancouver, Canada. 2010年7月19日	2010年 7月	
---	--	-------------	--

清水義和

〈著書〉

『寺山修司海外キネマアトロ』(単)	文化書房博文社 (2500円)	2010年 4月	総頁数 202
『教育者としての本間久雄』(共)	文化書房博文社 (2500円)	2010年 5月	174-186
『リア』第23巻 (共)	リア制作室 (450円)	2010年 3月	85-87
『寺山修司研究』第4巻 (共)	国際寺山修司学会編・(文化書房博文社) (2300円)	2010年 12月	133-146

〈論文〉

ハロルド・ピンターの『昔の日々に於ける記 憶』	『愛知学院大学語研紀要』第35巻第1号	2010年 1月	33-36
ディドロの『盲人書簡』と寺山修司の『盲人 書簡』に於ける闇の世界	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第3号	2010年 2月	61-80
寺山修司の『田園に死す』とステイーヴン・ スビルバーグの『E.T.』に於ける地球外生物 との遭遇	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第4号	2010年 3月	1-24

寺山修司とアンディ・ウォーホルの実験映画 フィルム	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第1号	2010年 7月	33-61
寺山修司とオノヨーコー草月アートセンター に於ける前衛芸術創造	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第2号	2010年 10月	1-24
〈学会発表〉			
「歌舞伎から前衛劇まで—前進座と寺山修司 を結ぶ七五調—」	名古屋演劇鑑賞会第2回研究大会 (名演会館)	2010年 1月	口頭発 表
「寺山修司とアンディ・ウォーホルの実験映 画について」(単)	国際寺山修司学会第9回春季大会 (愛知学院大学)	2010年 5月	口頭発 表
「寺山修司と草月アートセンター」(単)	国際寺山修司学会第10回秋季大会 (愛知学院大学)	2010年 11月	口頭発 表

城 貞晴

〈論文〉			
“Estimation of Interfacial and Adhesion Energies of Anthracene/Graphite (0001) System Based on Wulff's Theorem” (共)	Journal of Physics Vol. 258	2010.12	0120171- 0120176
“Morphologies of pentacene crystals obtained by physical vapor growth technique” (共)	Japanese Journal of Applied Physics Vol. 49	2010.3	0780021- 078022
“Determination of Backbone Chain Directions of PDA using FFM” (共)	Applied Surface Science Vol. 256	2010.1	1969- 1971
〈資料〉			
“The mutual relationship between the anisotropic frictional property and the brittleness of a kind of PDA” (単)	International Workshop on Soft Matter Physics	2010.8	
“Energetic Stability of Anthracene Crystal on Graphite (0001) Substrate Analyzed by Wulff's Theorem” (単)	International Conference on Science of Friction	2010.9	
“Line Coincidence of Anthracene Crystals Grown on Graphite (0001) Substrate” (単)	The 3rd International Kyushu Colloid Colloquium-Soft Assemblies and Particles in Solution and interfaces-	2010.9	
“The Effect of Thin CuI Films on the Habit of Cu Whiskers” (共)	18th International Colloquium on Scanning Probe Microscopy	2010.12	

清 忠師

〈資料〉			
①温暖化と私たちの未来	キャリア支援課	2010年 6月	1-9
②温暖化と私たちの未来 (発表用パワーポイ ントのスライド)	キャリア支援課	2010年 6月	1-35
③温暖化と私たちの未来(1)〔温暖化の原因と 予想される温度上昇〕	東海ラジオ	2010年 11月	1-5
④温暖化と私たちの未来(2)〔温暖化の影響と 対策〕	東海ラジオ	2010年 11月	1-4

⑤温暖化と私達の未来	平成22年度愛知学院大学公開講座パンフレット	2010年 3月	6
------------	------------------------	-------------	---

ダニエル・ダンクリー (Daniel Dunkley)

〈論文〉

Washback in Language Testing	『愛知学院大学語研紀要』第35巻1号	2010年 1月	115-128
評論記事 “IELTS washback in context”	Shiken (JALT 言語テストー SIG Newsletter) 14巻2号	2010年 10月	19-22

都築正喜

〈学会発表〉

日本英語音声学会15周年を迎えて—成果と課題— (単)	日本英語音声学会中部支部第17回大会 (東京第一ホテル錦)	2010年 3月6日	口頭発表
視覚支援を必要とする学生への英語の発音記号・符号の指導 (単)	日本英語音声学会・英語イントネーション研究例会 (東京第一ホテル錦)	2010年 7月17日	口頭発表
下降と上昇が連続する音調構造の音響学的考察 (単)	日本英語音声学会・英語イントネーション研究例会 (愛知学院大学)	2010年 10月17日	口頭発表
英語教員を目指す学生の英語の発話と聴解能力育成の教材・評価基準の構築 (共) パネリスト	日本英語音声学会九州沖縄四国支部第10回記念大会 (筑紫女学園大学)	2010年 12月4日	口頭発表

ゲルト・マイケル・ビューレッシュ (Gert M. Buresch)

〈論文〉

A Masterful Plot: An analysis of Barbara Vine's novel “The Brimstone Wedding”	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第2号	2010年 10月	37-51
---	----------------------	--------------	-------

藤田淳志

〈学会発表〉

「メディアとしての芸術—Dumb Type による『S/N』とニューヨークエイズ演劇が可能にした新たなコミュニケーション」	共同講演 「メディアの近未来」プロジェクト 名古屋大学国際言語文化研究科主催 (名古屋大学)	2010年 2月	
〈〈S/N〉〉—断絶からのコミュニケーション—上映とトーク	名古屋大学大学院国際言語文化研究科アソシエイティブ・メディア研究プロジェクト (名古屋大学)	2010年 10月	
「Barebacking は否定されるべきか?—HIV 感染予防と同性婚運動」	第24回エイズ学会学術集会・総会共催セミナー4 HIV 感染対策研究における人文諸学の応用可能性—予防介入の人文的根拠を探る その2 (グランドプリンスホテル高輪)	2010年 11月	

R・ジェフリー・ブレア (R. Jeffrey Blair)

〈学会発表〉

Simple English, Easy Access	語学研究所研究発表会 (愛知学院大学)	Dec. 3	口頭発表
-----------------------------	---------------------	--------	------

文 嬉眞

〈その他〉(翻訳・資料・その他)

「北朝鮮における言語政策―「第1次金日成 教示」の全文翻訳―」(単)	『愛知学院大学語研紀要』第35巻第1号	2010年 1月	171-198
---------------------------------------	---------------------	-------------	---------

堀田敏幸

〈著書〉

『文学と迷宮』	沖積舎	2010年 4月	307
---------	-----	-------------	-----

〈論文〉

「デュラス、愛の迷宮」	『愛知学院大学語研紀要』第35巻第1号	2010年 1月	3-32
-------------	---------------------	-------------	------

松浦國弘

〈その他〉(翻訳・資料・その他)

戦前の新聞に見る愛知県下の部落の諸相と未 開拓資料・新聞記事の発掘とその意義につい て	『戦後の人権問題の研究及び討論会』愛知 人権ネット主催 (於・ウインクあいち・愛知県産業労働セ ンター)	2010年 3月20-21日	
---	---	-------------------	--

愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 22	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 420)	2010年 1月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 23	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 421)	2010年 2月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 24	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 422)	2010年 3月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 25	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 423)	2010年 4月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 26	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 424)	2010年 5月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 27	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 425)	2010年 6月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 28	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 426)	2010年 7月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 29	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 427)	2010年 8月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 30	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 428)	2010年 9月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 31	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 429)	2010年 10月	
愛知県・部落及びスラム関連年表 No. 32	「地域と人権」愛知地域人権連合機関紙 (No. 430)	2010年 11月	

司法福祉講演 演題「豊ヶ岡学園の基礎を築いた人・加藤清之助の生きざまに学ぶもの—罪の人（死刑囚）から愛の人（社会事業家）へ—」	（於愛知県豊明市 国立豊ヶ岡学園・少年院）	2010年 1月12日
人権講演 演題「幕末期における愛知県下の部落の風俗と生活—玄海部落を中心に—」	愛知地域人権連合主催 （於西浦温泉ホテルたつき）	2010年 7月24-25日

山口 均

〈著書〉

『モダンにしてアンチモダン— T. S. エリオットの肖像』（共）	研究社	2010年 11月	18-34、 369-372
-----------------------------------	-----	--------------	-------------------

山下秀康

〈論文〉

Coherent-State Path Integrals and Brownian Motions	International Journal of Theoretical Physics Vol. 49 No .7	2010年 7月	1422- 1430
--	---	-------------	---------------

山名賢治

〈その他〉（翻訳・資料・その他）

講演会 電池技術と環境・エネルギー問題	愛知学院大学公開講座 （愛知学院大学）	2010年 6月26日
同上	名古屋市大学連携講座	2010年 7月2日
講演会 技と化学が力を合わせてみんなの感動をへ化学マジックショー	青少年のための科学の祭典2010 （名古屋市科学館）	2010年 7月4日
講演会 電池技術と環境・エネルギー問題	愛知学院大学放送公開講座 （東海ラジオ）	2010年 12月19日、 12月26日

山野明男

〈論文〉

世界の民族紛争についての一考察	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第3号	2010年 2月	7-8
長崎県諫早湾干拓地における営農展開 I（2008年～2009年）	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第4号	2010年 3月	25-46
ナイル川に依存するエジプト農業の一考察	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第1号	2010年 7月	1-13

〈その他〉（翻訳・資料・その他）

地理学演習帳（共）	古今書院	2010年 1月1日
水田農業の優位性	名古屋市高年大学鯉城学園講師	2010年 2月26日
地域への観察眼	名古屋市高年大学鯉城学園	2010年 6月2日
高等学校教科用図書選定協議会委員	名古屋市教育委員会	2010年度

学校評議員

名古屋市立名東高等学校

2010年度

吉井浩司郎

〈論文〉

<i>The Woodlanders</i> の時代設定について (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第58巻第2号	2010年 10月	25-35
--------------------------------------	----------------------	--------------	-------

吉田道興

〈論文〉

『一遍上人行状図』の翻刻 (単)	『愛知学院大学禅研究所紀要』第38号	2010年 3月	221-265
------------------	--------------------	-------------	---------

『一遍聖絵』の展開—木版により民衆への流布 (単)	『東海佛教』第55輯	2010年 3月	1-16
---------------------------	------------	-------------	------

『正法眼蔵』における生死観考—道元の生と死 (単)	日本佛教学会年報75号	2010年 10月	331-345
---------------------------	-------------	--------------	---------

永平六世・宝慶三世曇希開版の延文二年版『学道用心集』をめぐって	傘松9月号 (No. 804)	2010年 9月	28-37
---------------------------------	-----------------	-------------	-------

〈学会発表〉

高祖伝の形成と道正庵—十九代庵主徳幽ト順を軸にして—	曹洞宗総合研究センター 第12回学術大会 (曹洞宗総合研究センター)	2010年 10月	
----------------------------	---------------------------------------	--------------	--

〈その他〉(翻訳・資料・その他)

道元禅師伝記史料集成 (九—上) (単)	『愛知学院大学教養部紀要』第57巻第3号	2010年 2月	169-220 (11-62)
----------------------	----------------------	-------------	--------------------

同上 (九—下) (単)	同上 57巻第4号	2010年 3月	121-172 (1-52)
--------------	-----------	-------------	-------------------

同上 (十—上) (単)	同上 58巻第1号	2010年 7月	133-220 (9-96)
--------------	-----------	-------------	-------------------

同上 (十—下) (単)	同上 58巻第2号	2010年 10月	49-124 (29-54)
--------------	-----------	--------------	-------------------

ジェーン・ライトバーン (Jane Lightburn)

〈論文〉

Through the EYES OF A CHILD: Aspects of Narrative in PONYO	Foreign Languages & Literature Vol. 35	2000/1	97-113
--	--	--------	--------

鷲嶽正道

〈学会発表〉

Reporting events 'as they are': deployment of grammatical metaphor in Japanese news reports (単)	ISFC 37 (The 37th International Systemic Functional Congress) 於：ブリティッシュコロンビア大学 (カナダ・バンクーバー)	2010年 7月	口頭発表
---	--	-------------	------

マクロ・ジャンルとしての新聞 (単)	日本機能言語学会2010年度秋期大会 (新潟大学)	2010年 10月	口頭発表
--------------------	------------------------------	--------------	------

『教養部紀要』第58巻総目次

第1号（通巻第167号）平成22年7月発行

〈論文〉

- 山 野 明 男：ナイル川に依存するエジプト農業の一考察……………（ 1 ）
Akio YAMANO : A Consideration on Egyptian Agriculture Depending on the River Nile
- 小 村 賢 二：伝達関数モデルによる時系列予測……………（ 19 ）
Kenji KOMURA : Time Series Forecasting with Transfer Function
- 清 水 義 和：寺山修司とアンディ・ウォーホルの実験映画フィルム……………（ 33 ）
Yoshikazu SHIMIZU : Underground Film by Shuji Terayama and Andy Warhol
- 伊 豆 原 英 子：「日本語表現法」教育をめぐる問題点と課題(2)……………（ 63 ）
Eiko IZUHARA : An Analysis of Teaching Skills for Academic Writing (2)
- 川 口 高 風：各地に所蔵する掛絡について……………（228）
Kōhū KAWAGUCHI : A Study of “Kara” Owned in Various Places

〈資料〉

- 木 村 文 輝：静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(5)……………（ 73 ）
Bunki KIMURA : Annals of the Chief Priests at the Buddhist Temples belonging to the Sōtō Sect in the Middle and Eastern Parts of Shizuoka Prefecture (5)
- 吉 田 道 興：道元禅師伝記史料集成（十一上）……………（220）
Dōkō (Michioki) YOSHIDA : A Zen Master Dōgen's Biographical Compilation (10-1)
- 川 口 高 風：明治期以降曹洞宗人物誌(二)……………（132）
Kōhū KAWAGUCHI : On Sōtō Sect Priests' Lives and Works After the Meiji Era (2)

第2号（通巻第168号）平成22年10月発行

〈論文〉

- 清 水 義 和：寺山修司とオノ・ヨーコ——草月アートセンターに於ける前衛芸術創造——……………（ 1 ）
Yoshikazu SHIMIZU : Avant-garde Art Creation in the Sou-Getsu Art Center—Shuji Terayama & Ono Yoko—
- 吉 井 浩 司 郎：The Woodlanders の時代設定について……………（ 25 ）
Koshiro YOSHII : Of the Time Scheme of The Woodlanders
- Gert Michael BURESCH : A Masterful Plot: An analysis of Barbara Vine's novel “The Brimstone Wedding”……………（ 37 ）
- 川 口 高 風：法持寺歴住法系譜と戦前の伽藍配置図……………（152）
Kōhū KAWAGUCHI : On Chronological Lists of Superiors and Disciples of the Hōjiji Temple and Allocations of Edifices in the pre-World War II Period

〈資料〉

- 木 村 文 輝：静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(6)……………（ 53 ）
Bunki KIMURA : Annals of the Chief Priests at the Buddhist Temples belonging to the Sōtō Sect in the Middle and Eastern Parts of Shizuoka Prefecture (6)
- 吉 田 道 興：道元禅師伝記史料集成（十一下）……………（124）
Dōkō (Michioki) YOSHIDA : A Zen Master Dōgen's Biographical Compilation (10-2)

〈授業報告〉

- 岡 田 朋 子：教養部における数学教授方法についての考察……………（ 89 ）
Tomoko OKADA : An Empirical Study of Methodologies on Lecturing Mathematics

第3号（通巻第169号）平成23年2月発行

〈論文〉

- 伊 豆 原 英 子：間投助詞はどのように位置づけられてきたか……………（ 1 ）
Eiko IZUHARA : How Have Interjectional-Particles Been Positioned?

近 藤 勝 志：男らしくない男——デフォーの『シングルトン船長』について——	(13)
Katsushi KONDO : Unmanly People—Defoe's <i>Captain Singleton</i> —	
清 水 義 和：アントン・チェーホフの『桜の園』と寺山修司の『田園に死す』に於ける 創造的なアバンギャルド芸術の可能性	(23)
Yoshikazu SHIMIZU : On the Possibility of Creative Avant-garde Art Between <i>Cherry Orchard</i> by Anton Chekov & <i>Cache-Cache Pastoral (Death in the Countryside)</i> by Terayama Shuji	
吉 井 浩 司 郎：The <i>Woodlanders</i> の中にラディカルさを読み込むことは可能か？	(53)
Koshiro YOSHII : Is It Possible to Find Hardy's Radical Assertion in <i>The Woodlanders</i> ?	
〈資料〉	
木 村 文 輝：静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(7)	(69)
Bunki KIMURA : Annals of the Chief Priests at the Buddhist Temples belonging to the Sōtō Sect in the Middle and Eastern Parts of Shizuoka Prefecture (7)	
川 口 高 風：明治期以降曹洞宗人物誌(三)	(118)
Kōhū KAWAGUCHI : On Sōtō Sect Priests' Lives and Works After the Meiji Era (3)	
第 4 号 (通巻第 170 号) 平成 23 年 3 月発行	
糸 井 川 修：ペルタ・フォン・ズットナーの『武器を捨てよ！』と『マルタの子供たち』	(1)
Osamu ITOIGAWA : Über „Die Waffen nieder!“ und „Martha's Kinder“ von Bertha von Suttner	
清 水 義 和：寺山修司の『邪宗門』とルイジ・ピランデッロの『あなたがそう思うなら そのとおり』に於ける創造的虚構世界	(21)
Yoshikazu SHIMIZU : The Creative World of Fiction on <i>Heresy Gate</i> by Shuji Terayama & <i>Right You Are!</i> (<i>If You Think So</i>) by Luigi Pirandello	
山 野 明 男：長崎県諫早湾干拓地における営農展開 II (2009 年～2010 年)	(51)
Akio YAMANO : The Report II (2009–2010) on Development of Agricultural Management in Isahaya-Bay Reclaimed Land, Nagasaki-Pref.	
久 馬 栄 道：デーデキント無限と型理論	(73)
Eido KYUMA : The Dedekind-infinite and a Type Theory	
武 藤 明 範：『梁高僧伝』にみられる火葬の一考察	(172)
Akinori MUTO : A Study about Several Features of “Cremation”, Written in the Kaoseng Chuan in the Liang Dynasty	
〈資料〉	
木 村 文 輝：静岡県中・東部地方における曹洞宗寺院の歴住世代(8)	(111)
Bunki KIMURA : Annals of the Chief Priests at the Buddhist Temples belonging to the Sōtō Sect in the Middle and Eastern Parts of Shizuoka Prefecture (8)	
川 口 高 風：明治期以降曹洞宗人物誌(四)	(154)
Kōhū KAWAGUCHI : On Sōtō Sect Priests' Lives and Works After the Meiji Era (4)	

執 筆 者 紹 介

糸 井 川 修 (本学准教授…………ドイツ語)
ITOIGAWA Osamu

清 水 義 和 (本学教授…………英語)
SHIMIZU Yoshikazu

山 野 明 男 (本学教授…………地理学)
YAMANO Akio

久 馬 栄 道 (本学准教授…………数学)
KYUMA Eido

武 藤 明 範 (本学非常勤講師……宗 教 学)
MUTO Akinori

木 村 文 輝 (本学准教授…………宗 教 学)
KIMURA Bunki

川 口 高 風 (本学教授…………宗 教 学)
KAWAGUCHI Kōhū

教 養 教 育 研 究 会 委 員

(会長) 稲 垣 正 巳 (副会長) ※佐々木 真

(会計) 北 村 伊 都 子

岡 島 秀 隆	尾 崎 孝 之	河 合 泰 弘
※小 林 秀 一	城 貞 晴	高 木 靖 文
前 山 慎 太 郎	※松 浦 國 弘	安 富 眞 澄
鷲 嶽 正 道		

※本号編集委員

編 集 後 記

本学教養部紀要第58巻第4号の編集が完了した。本号には論文5本、資料2編が収録されている。原稿はいずれも執筆者が日々の討究を結実させた力作揃いである。

「ガラパゴス」と揶揄される現在の内向き思考の日本社会にあって、大学生を啓蒙する教養教育は、さらにその重要性を増している。この教育を下支えする研究こそ大学、ならびに大学教員の重要な社会貢献であろう。本紀要が教養部の英知と可能性を具現化したものであると同時に、社会的寄与の一助となることを確信するものである。(佐々木)

平成23年 3 月25日 印 刷
平成23年 3 月31日 発 行

(非売品)

愛知学院大学論叢
教養部紀要第58巻
第 4 号 (通巻第170号)

編集責任者
稲 垣 正 巳

発行者 愛 知 学 院 大 学
教 養 教 育 研 究 会
〒470-0195

愛知県日進市岩崎町阿良池12
電 話 〈0561〉 (73) 1111 (代表)

印刷所 株 式 会 社 あ る む
電 話 〈052〉 (332) 0861

THE JOURNAL OF AICHI GAKUIN UNIVERSITY

Humanities & Sciences

Vol.58 No.4
(Whole Number 170)

C O N T E N T S

Articles

- Osamu ITOIGAWA : Über „Die Waffen nieder!“ und „Martha’s Kinder“ von Bertha von Suttner (1)
- Yoshikazu SHIMIZU : The Creative World of Fiction on *Heresy Gate* by Shuji Terayama & *Right You Are!*
(*If You Think So*) by Luigi Pirandello (21)
- Akio YAMANO : The Report II (2009-2010) on Development of Agricultural Management in Isahaya-Bay
Reclaimed Land, Nagasaki-Pref. (51)
- Eido KYUMA : The Dedekind-infinite and a Type Theory (73)
- Akinori MUTO : A Study about Several Features of “Cremation”, Written in the *Kaoseng Chuan*
in the Liang Dynasty (172)

Materials

- Bunki KIMURA : Annals of the Chief Priests at the Buddhist Temples belonging to the Sōtō Sect
in the Middle and Eastern Parts of Shizuoka Prefecture (8) (111)
- Kōhū KAWAGUCHI : On Sōtō Sect Priests’ Lives and Works After the Meiji Era (4) (154)
- Achievements (2010) (173)
- Vol. 58 The Total Contents (183)

Published
by

Aichi Gakuin University
Nagoya, Japan
2011